

NIST Special Publication 800-60
Version 2.0

NIST
**National Institute of
Standards and Technology**
Technology Administration
U.S. Department of Commerce

第II巻：
情報および情報システムの
タイプとセキュリティ分類の
マッピングガイド 付録

William C. Barker
Annabelle Lee

情 報 セ キ ュ リ テ ィ

コンピュータセキュリティ部門
情報技術研究所
米国国立標準技術研究所
Gaithersburg, MD 20899-8930

2004年6月



米国商務省 長官
Donald L. Evans

技術管理局 技術担当商務次官
Phillip J. Bond

米国国立標準技術研究所 所長
Arden L. Bement, Jr.

この文書は下記団体によって翻訳・簡易監修されています



独立行政法人 情報処理推進機構
INFORMATION-TECHNOLOGY PROMOTION AGENCY, JAPAN



コンピュータシステム技術に関する報告書

米国国立標準技術研究所（NIST: National Institute of Standards and Technology、以下、NIST と称する。）の情報技術ラボラトリ（ITL: Information Technology Laboratory）は、国の測定基準および標準基盤において技術的リーダーシップを提供することにより、米国の経済と公共福祉に貢献している。情報技術ラボラトリは、テスト、テスト技法、参照データの作成、コンセプト導入の検証、技術的分析を行い、情報技術の開発と生産的利用の拡大に努めている。情報技術ラボラトリの責務は、連邦政府のコンピュータシステムにおいて、費用対効果の高いセキュリティと取り扱いに注意を要する非機密扱い情報のプライバシーを確保するための技術的、物理的、管理的および運用のための規格とガイドラインを策定することにある。NIST Special Publication800 シリーズでは、コンピュータセキュリティにおける情報技術ラボラトリの調査、ガイダンス、成果を報告し、産業界、政府機関および教育機関との共同活動についても報告する。

本文書は、原典に沿ってできるだけ忠実に翻訳するよう努めていますが、完全性、正確性を保証するものではありません。翻訳監修主体は本文書に記載されている情報より生じる損失または損害に対して、いかなる人物あるいは団体についても責任を負うものではありません。

作成機関

NIST は、2002 年の連邦情報セキュリティマネジメント法 (FISMA: Federal Information Security Management Act)、公法 107-347 に基づくその法的責任を果たすために、この文書を作成した。

NIST は、すべての連邦機関の運営および資産に適切な情報セキュリティをもたらすために、最低要件を含んだ規格およびガイドラインを作成する責任があるが、このような規格およびガイドラインは国家的セキュリティシステムには適用されない。このガイドラインは、行政管理予算局 (OMB; Office of Management and Budget) Circular A-130、第 8b(3)項、『政府機関の情報システムの保護 (Securing Agency Information Systems)』の要件に一致しており、これは A-130 の付録 IV 「重要部門の分析」で分析されているとおりである。補足情報は、A-130、付録 III に記載されている。

このガイドラインは連邦政府機関が使用する目的で作成されている。非政府組織が自己責任において使用することもでき、著作権の制約はない (翻訳者注:著作権に関するこの記述は、SP800-60 の英語の原文のことを言っており、日本語へ翻訳した本書の著作権は、独立行政法人 情報処理推進機構 および NRI セキュアテクノロジーズ株式会社に帰属する)。

この文書における一切は、商務長官が法的権威に基づき連邦政府に対して義務および拘束力を与えた規格およびガイドラインを否定するものではない。また、これらのガイドラインは、商務長官、行政管理予算局長、または他のすべての連邦政府当局者の既存の権威に変更を加えたり、これらに取って代わるものと解釈してはならない。

NIST Special Publication 800-60

米国国立標準技術研究所 Spec. Publ. 800-60、第 II 巻、307 ページ (2004 年 6 月)

謝辞

本書のドラフトをレビューし作成に貢献してくれた同僚に感謝の意を表したい。入念にレビューしてくれた Tanya Brewer-Joneas 氏には特に感謝している。さらに、公共および民間部門からいただいた数多くの貢献にも心より感謝の意を表する。これらの思慮深い建設的なコメントによって、本書の質と実用性が高められた。

注

NIST Special Publication (SP) 800-60 は、以下のものを含む順次公開中の一連のセキュリティ関連の文書と併せて使用することができる。

- FIPS Publication 199 *Standards for Security Categorization of Federal Information and Information Systems*、2004 年 2 月 (連邦政府の情報および情報システムに対するセキュリティ分類規格)
- NIST SP 800-37 *Guide for the Security Certification and Accreditation of Federal Information Systems* (公開ドラフト第 2 稿)、2003 年 6 月 (連邦政府情報システムのセキュリティに対する承認および認可ガイド)
- NIST SP 800-53 *Recommended Security Controls for Federal Information Systems* (初期公開ドラフト) 2003 年 10 月 (連邦政府情報システムにおける推奨セキュリティ管理策)
- NIST SP 800-53A *Techniques and Procedures for Verifying the Effectiveness of Security Controls in Information Systems* (初期公開ドラフト) 2004 年秋
- NIST SP 800-59 *Guidelines for Identifying an Information System as a National Security System*、2003 年 8 月
- FIPS Publication 200¹ *Minimum Security Controls for Federal Information Systems* (2005 年秋公開予定) (連邦政府の情報および情報システムに対する最低限のセキュリティ要求事項)

7 つの文書からなる本シリーズは、連邦情報システムのセキュリティ管理の選択、特定、採用、評価のための柔軟な枠組みの提供を目指しており、完成すれば 2002 年の連邦情報セキュリティマネジメント法 (FISMA) の要件を満たすのに多大の貢献を果たすことが期待される。7 つの文書すべてを同時に発表できないのは残念だが、現在の国際情勢と連邦政府の情報セキュリティに対する高い優先度に鑑み、個々の文書を完成次第順次発表していくこととした。これらの文書は相互に補強しあうものであり、相互に依存する部分もあるが、ほとんどの場合それぞれが独立した文書として有効に利用できるものである。

Special Publication 800-60 の情報タイプおよびセキュリティ影響レベルは、OMB 連邦政府 EA 管理室 (Federal Enterprise Architecture Program Management Office) の『*Business Reference Model 2.0*』、NIST SP 800-60 ワークショップの参加者からの意見、および FIPS 199 に基づいている。本付録で提供する推奨影響レベル例の根拠は多くの情報源から得られたものであるため、用語、構成、および内容に一貫性を持たせるためにレビュー、コメント、および修正を行う必要がある。セキュリティ分類が SP 800-53 のセキュリティのための管理策を選択するうえで果たす不可欠な役割、連邦政府の情報システムを保護するためのセキュリティ管理策における重要性から考えれば、これらの管理策を採用するコミュニティに対して早期に公開する必要がある、そのため、本文書は可能な限り早期に公開される運びとなった。

¹ FIPS Publication 200 『*Minimum Security Controls for Federal Information Systems*』が 2005 年に出版されれば、これが NIST Special Publication 800-53 にとって代わるものとなり、2002 年連邦情報セキュリティマネジメント法 (FISMA) に従って連邦機関が準拠することが必須の規格となる。

(このページは意図的に白紙のままとする)

要旨

電子政府法（公法 107-347）第 III 編、2002 年の連邦情報セキュリティマネジメント法（FISMA）は、NIST に対して、以下のものを作成する任務を課している。

- リスクレベルに基づいた適切なレベルの情報セキュリティを提供するために、連邦政府機関により、もしくは連邦政府機関のために収集、維持されるすべての情報および情報システムを分類する際に使用すべき規格
- 各分類に含めるべき情報および情報システムのタイプを勧告するガイドライン
- 上記の各分類の情報および情報システムに対する最低限の情報セキュリティ要求事項（例えば、管理的、運用的、技術的管理策）

本ガイドラインは、上記の 2 番目の任務を踏まえて、連邦政府機関における情報および情報システムの分類を支援するために作成された。本ガイドラインの目的は、情報または情報システムの無許可開示、改変、または可用性の損失によって生じうる被害とその結果の度合いに応じた、適切なレベルの情報セキュリティの適用を容易にすることにある。本ガイドラインは、ユーザーが『連邦政府の情報および情報システムに対するセキュリティ分類規格』（FIPS 199）をよく理解していることを前提としている。本ガイドラインおよび付録では以下の事項について記述する。

- FIPS 199 によって確立されたセキュリティ分類の用語および定義の概説
- セキュリティ分類プロセスの勧告
- 連邦政府の情報および情報システムのタイプを識別するための方法論の記述
- 一般的な情報タイプの暫定的なセキュリティ影響レベルの提案
- 暫定的な影響レベルの割り付けとの相違をもたらす可能性がある情報属性の考察
- システムの使用、接続性、および集約情報の内容に基づいたシステムのセキュリティ分類の確立方法

一般に、情報のタイプは、ほとんどの政府機関に共通の業務に関連する情報と、各政府機関固有の任務に関する情報に分けることができる。本ガイドラインでは、運営、管理、および支援情報を管理・支援情報と呼ぶ。管理・支援情報に比べ、任務別情報タイプは各政府機関間での任務共通性がきわめて低いため、本ガイドラインは、任務別情報については管理・支援情報のほど規定しない。本ガイドラインでは、管理・支援情報タイプは具体的に識別するが、任務別情報については情報タイプの識別および影響レベル割り付けの一般的ガイドラインを中心に扱う。

(管理・支援の影響割り付けの例については付録 C、任務別の影響割り付けの例については付録 D で述べる)。

本文書は、指導書というよりむしろリファレンス用の情報資源として作成されたものであり、すべての資料がすべての政府機関に関連するとは限らない。本文書は基本的ガイドラインと付録の 2 巻を含んでいる。ユーザーは、第 I 巻で提供するガイドラインをレビューしたうえで、付録から各自のシステムおよびアプリケーションに適用される特定の資料のみを参照していただきたい。

付録に含まれている暫定的な影響割り付けは、影響割り付けとその後のリスクアセスメントプロセスの最初のステップにすぎない。影響割り付けは、監査人が情報タイプおよび影響割り付けの最終的なチェックリストとして使用することを目的とするものではない。

本ガイドラインで採用した情報タイプ識別の基礎となるのは、OMB 連邦政府 EA 管理室が 2003 年 6 月に公開した資料『*The Business Reference Model Version 2.0 (BRM)*』である。BRM は、政府の目的（任務、つまり国民サービスを指す）に関する機能、政府がその目的を達成するために使用する仕組み（提供形態）、政府の運営に必要な支援機能（支援サービス）、および政府の事業のあらゆる分野を支援する資源管理機能（資源管理）について記述している。支援サービスおよび資源管理機能に関連する情報タイプは、管理・支援タイプとして扱われる（OMB BRM は時々改訂されることがあるが、BRM の変更がすべて本指針で採用している情報分類法の変更に繋がるとは限らない）。

そのほかにも、連邦機関の依頼により、いくつかの情報タイプを追加した。付録 C では、管理・支援情報タイプごとに暫定的な機密性、完全性、および可用性情報分類を勧告し、暫定影響レベルの基本的根拠を提供する。国民サービスおよび提供形態機能に関連する情報タイプは、任務別情報として扱われる。任務別情報タイプの推奨暫定影響レベル、基本的根拠、および暫定割り付けからのずれの根拠の例は付録 D で提供する。

一部の情報は、法律、大統領令、または政府機関の規制により、開示からの保護が必要なものとして規定されている。連邦政府省庁および機関で処理される情報の秘匿度および/または重大性（これらの用語は付録 A で定義する）といった特性を規定する根拠となる法律および大統領令は付録 E で扱う。また、合衆国法典からの個々の引用も付録に記載する。

情報および情報システムのタイプとセキュリティ分類の

マッピングガイド

第 II 巻：付録

目次

要旨 vii

付録 A：用語集.....	1
付録 B：参考文献.....	7
付録 C：管理・支援情報および情報システムの影響レベル.....	9
C.1 管理・支援情報タイプの推奨暫定影響レベル.....	10
C.2 サービス提供支援情報に関する根拠および要因.....	22
C.2.1 管理・監督.....	22
C.2.1.1 是正措置情報タイプ.....	22
C.2.1.2 プログラム評価情報タイプ.....	23
C.2.1.3 プログラム監視情報タイプ.....	24
C.2.2 規制整備.....	26
C.2.2.1 方針・ガイドライン策定情報タイプ.....	26
C.2.2.2 パブリックコメント追跡情報タイプ.....	27
C.2.2.3 規制作成情報タイプ.....	29
C.2.2.4 規則公表情報タイプ.....	30
C.2.3 計画作成・資源割当.....	30
C.2.3.1 予算編成情報タイプ.....	31
C.2.3.2 資本計画情報タイプ.....	32
C.2.3.3 エンタープライズアーキテクチャ情報タイプ.....	33
C.2.3.4 戦略計画情報タイプ.....	34
C.2.3.5 予算執行情報タイプ.....	35
C.2.3.6 人員計画情報タイプ.....	37
C.2.3.7 管理改善情報タイプ.....	38
C.2.4 内部リスク管理・低減.....	39
C.2.4.1 緊急時対応計画情報タイプ.....	39
C.2.4.2 運用継続情報タイプ.....	40
C.2.4.3 サービス復旧情報タイプ.....	42
C.2.5 歳入徴収.....	43
C.2.5.1 債権回収情報タイプ.....	43
C.2.5.2 受益者負担金徴収情報タイプ.....	44
C.2.5.3 連邦資産売却情報タイプ.....	45
C.2.6 公報.....	46

C.2.6.1	顧客サービス情報タイプ	46
C.2.6.2	公式情報伝達情報タイプ	48
C.2.6.3	成果のアウトリーチ活動情報タイプ	49
C.2.6.4	広報情報タイプ	50
C.2.7	立法関係	51
C.2.7.1	立法追跡情報タイプ	51
C.2.7.2	立法証明情報タイプ	52
C.2.7.3	法案作成情報タイプ	53
C.2.7.4	議会連絡情報タイプ	54
C.2.8	一般政府	55
C.2.8.1	中央財政運用情報タイプ	56
C.2.8.2	立法機能情報タイプ	57
C.2.8.3	行政機能情報タイプ	58
C.2.8.4	中央資産管理情報タイプ	59
C.2.8.5	中央人事管理情報タイプ	60
C.2.8.6	租税管理情報タイプ	61
C.2.8.7	中央記録・統計管理情報タイプ	63
C.2.8.8	収入情報	64
C.2.8.9	個人識別・認証情報	65
C.2.8.10	受給資格事象情報	67
C.2.8.11	代理受取人情報	68
C.3	政府資源管理情報に関する根拠および要因	70
C.3.1	運営管理	70
C.3.1.1	施設・車両・装置管理情報タイプ	70
C.3.1.2	ヘルプデスクサービス情報タイプ	72
C.3.1.3	セキュリティマネジメント情報タイプ	73
C.3.1.4	出張旅行情報タイプ	75
C.3.1.5	職場方針策定・管理情報タイプ（政府機関内のみ）	76
C.3.2	財務管理	77
C.3.2.1	資産・負債管理情報タイプ	77
C.3.2.2	報告・情報情報タイプ	79
C.3.2.3	予算・財務情報タイプ	80
C.3.2.4	会計情報タイプ	81
C.3.2.5	支払い情報タイプ	82
C.3.2.6	徴収・未収情報タイプ	83
C.3.3	人的資源	84
C.3.3.1	給付管理情報タイプ	84
C.3.3.2	人事管理情報タイプ	85
C.3.3.3	給与管理・経費精算情報タイプ	87
C.3.3.4	人的資源訓練・開発情報タイプ	88
C.3.3.5	セキュリティ資格管理情報タイプ	89
C.3.3.6	職員募集・採用情報タイプ	90
C.3.4	サプライチェーン管理	91
C.3.4.1	物品調達情報タイプ	91
C.3.4.2	在庫管理情報タイプ	93

C.3.4.3	物流管理情報タイプ	94
C.3.4.4	サービス調達情報タイプ	95
C.3.5	情報・技術管理	97
C.3.5.1	システム開発情報タイプ	97
C.3.5.2	ライフサイクル/変更管理情報タイプ	98
C.3.5.3	システム保守情報タイプ	99
C.3.5.4	IT インフラストラクチャ保守情報タイプ	100
C.3.5.5	IT セキュリティ情報タイプ	102
C.3.5.6	記録保管情報タイプ	102
C.3.5.7	情報管理情報タイプ	104
付録 D：任務別情報および情報システムの影響判断		107
D.1	防衛・国家的セキュリティ	112
D.2	国土安全保障	113
D.2.1	国境・運輸セキュリティ情報タイプ	113
D.2.2	主要資産・きわめて重要なインフラストラクチャ保護情報タイプ	115
D.2.3	壊滅防衛情報タイプ	116
D.2.4	大統領府行政機能情報タイプ	117
D.3	諜報活動	118
D.4	災害管理	119
D.4.1	災害監視・予測情報タイプ	120
D.4.2	災害準備・計画情報タイプ	121
D.4.3	災害修復・復旧情報タイプ	122
D.4.4	緊急時対応情報タイプ	123
D.5	国際問題・通商	124
D.5.1	外交問題情報タイプ	124
D.5.2	国際開発・人道援助情報タイプ	126
D.5.3	世界貿易情報タイプ	128
D.6	天然資源	130
D.6.1	水資源管理情報タイプ	130
D.6.2	自然保護・海洋・土地管理情報タイプ	131
D.6.3	保養資源管理・観光情報タイプ	132
D.6.4	農業革新・サービス情報タイプ	134
D.7	エネルギー	135
D.7.1	エネルギー供給情報タイプ	135
D.7.2	エネルギー節約・準備情報タイプ	137
D.7.3	エネルギー資源管理情報タイプ	138
D.7.4	エネルギー生産情報タイプ	139

D.8	環境管理	140
D.8.1	環境監視・予測情報タイプ	140
D.8.2	環境修復情報タイプ	141
D.8.3	汚染防止・規制情報タイプ	142
D.9	経済開発	143
D.9.1	事業・産業開発情報タイプ	143
D.9.2	知的所有権保護情報タイプ	145
D.9.3	金融部門監督情報タイプ	146
D.9.4	産業部門所得安定化情報タイプ	147
D.10	コミュニティ・ソーシャルサービス	148
D.10.1	持ち家促進情報タイプ	148
D.10.2	コミュニティ・地域開発情報タイプ	149
D.10.3	ソーシャルサービス情報タイプ	150
D.10.4	郵便サービス情報タイプ	152
D.11	輸送	153
D.11.1	陸上輸送情報タイプ	153
D.11.2	水上輸送情報タイプ	155
D.11.3	航空輸送情報タイプ	156
D.11.4	宇宙活動情報タイプ	158
D.12	教育	159
D.12.1	初等・中等・職業教育情報タイプ	159
D.12.2	高等教育情報タイプ	160
D.12.3	文化・歴史保存情報タイプ	161
D.12.4	文化・歴史展示情報タイプ	162
D.13	人員管理	164
D.13.1	訓練・雇用情報タイプ	164
D.13.2	労働者権利管理情報タイプ	165
D.13.3	労働者安全情報タイプ	166
D.14	公衆衛生	167
D.14.1	疾病予防情報タイプ	167
D.14.2	予防接種管理情報タイプ	168
D.14.3	公衆衛生監視情報タイプ	169
D.14.4	保健医療サービス情報タイプ	170
D.14.5	消費者衛生・安全情報タイプ	171
D.15	所得保障	173
D.15.1	一般退職・障害情報タイプ	173
D.15.2	失業補償情報タイプ	174

D.15.3	居住支援情報タイプ	175
D.15.4	食糧・栄養援助情報タイプ	176
D.15.5	遺族補償情報タイプ	177
D.16	法執行	178
D.16.1	犯罪者逮捕情報タイプ	178
D.16.2	犯罪捜査・監視情報タイプ	180
D.16.3	市民保護情報タイプ	181
D.16.4	要人保護情報タイプ	183
D.16.5	資産保護情報タイプ	184
D.16.6	薬物規制情報タイプ	185
D.16.7	犯罪防止情報タイプ	187
D.16.8	通商法執行情報タイプ	188
D.17	訴訟・司法活動	189
D.17.1	司法審問情報タイプ	189
D.17.2	法廷弁護情報タイプ	190
D.17.3	司法捜査情報タイプ	192
D.17.4	起訴・訴訟情報タイプ	193
D.17.5	紛争解決促進情報タイプ	195
D.18	連邦矯正活動	196
D.18.1	刑事拘禁情報タイプ	196
D.18.2	犯罪者更正情報タイプ	197
D.19	一般科学・技術革新	198
D.19.1	科学技術研究・技術革新情報タイプ	198
D.19.2	宇宙開発・技術革新情報タイプ	200
D.20	知識創造・管理	201
D.20.1	研究開発情報タイプ	201
D.20.2	汎用データ・統計情報タイプ	202
D.20.3	諮問・顧問情報タイプ	203
D.20.4	知識伝達情報タイプ	204
D.21	規制遵守・執行	206
D.21.1	検査・監査情報タイプ	206
D.21.2	基準設定／報告ガイドライン策定情報タイプ	207
D.21.3	許可・免許情報タイプ	208
D.22	公共財作成・管理	209
D.22.1	生産情報タイプ	209
D.22.2	建設情報タイプ	210
D.22.3	公共資源・ファシリティ・インフラストラクチャ管理情報タイプ	211
D.22.4	情報インフラストラクチャ管理情報タイプ	212

D.23	連邦財政援助	214
D.23.1	連邦補助金（非国家）情報タイプ	214
D.23.2	個人直接移転情報タイプ	215
D.23.3	助成金情報タイプ	216
D.23.4	税額控除情報タイプ	217
D.24	貸付・保険	218
D.24.1	直接融資情報タイプ	218
D.24.2	融資保証情報タイプ	219
D.24.3	損害保険情報タイプ	220
D.25	州政府 / 地方自治体移転	222
D.25.1	フォーミュラグラント情報タイプ	222
D.25.2	プロジェクト / 競争的補助金情報タイプ	223
D.25.3	特定補助金情報タイプ	224
D.25.4	国債情報タイプ	225
付録 E：秘匿度 / 重大性を確立する根拠となる法律および大統領令		227
E.1	法的命令	227
E.2	行政命令	264
E.2.1	行政管理予算局（OMB）覚え書きおよび指針	264
E.2.2	大統領指令および大統領令	266
E.2.3	そのほかの大統領府の指針	274
E.3	OMB および判例法による解釈	275

付録 A：用語集

政府機関 (Agency)	行政機関、軍事機関、政府関連法人、政府が管理する法人、またそのほかの行政内組織 (大統領府を含む)、あるいは以下を除くすべての独立規制機関 (i) 会計監査院 (GAO: General Accounting Office) (ii) 連邦選挙委員会 (FEC: Federal Election Commission) (iii) コロンビア特別区および合衆国属領の政府、ならびにそれぞれの諸部局 (iv) 国防研究や生産活動に従事する研究所を含む公設民営 (GOCO) ファシリティ
認証 (Authentication)	送信、メッセージ、または発信者の正当性を確立するために設計されたセキュリティ管理、あるいは個人に対する特定分類の情報の受信許可を検証する手段。
真正性 (Authenticity)	真正のものであり、検証が可能で、信頼が置けるという特性。「認証 (Authentication)」を参照。
可用性 (Availability)	情報に直ちに信頼性のあるアクセスを行え、利用を保証すること。
機密情報 (Classified Information)	大統領令第 13292 号またはその前身の命令に従って、許可されない開示からの保護の義務づけが決定され、文書化の際にはその機密状態を示すマークが付けられる情報。
指揮統制 (Command and Control)	任務の遂行において、適切に指定された司令官を持つ配属部隊に対する権限行使および指揮の実行。指揮統制機能は、任務を遂行するうえで、部隊および活動の計画、指揮、調整、および統制に際して、司令官によって採用された要員、装置、通信、施設、および手順の組み合わせによって実行される。
機密性 (Confidentiality)	情報へのアクセスと情報の開示に対して許可を必要とする制限を維持すること。個人のプライバシーと専有情報の保護手段を含む。

対敵諜報 (Counterintelligence)	外国政府もしくはその要素、外国組織、または外国人、あるいは国際テロリストの活動によって、またはそれに代わって実行されるスパイ行為、そのほかの諜報活動、妨害行為、または暗殺行為を防止するために収集される情報および実行される活動。
重大性 (Criticality)	システムの不正確なふるまいを指す。不正確なふるまいにより予想される直接的・間接的影響が重大になるにつれて、重大性レベルは高くなる。
暗号学的 (Cryptologic)	暗号学、または暗号学に関連すること。
暗号学 (Cryptology)	秘匿通信、偽装通信、または暗号化通信を扱う科学。通信セキュリティおよび通信諜報を含む。
執行機関 (Executive Agency)	5 U.S.C., Sec. 101 で特定される行政機関、5 U.S.C., Sec. 102 で特定される軍事機関、5 U.S.C., Sec. 104(1) で定義される独立組織、または 31 U.S.C., Chapter 91 の規定に完全に準拠する政府全額出資企業。
連邦政府の情報システム (Federal Information System)	執行機関、執行機関の請負業者、または執行機関に代わるそのほかの組織によって使用または運用されている情報システム。
影響 (Impact)	情報の許可されない開示、情報の許可されない改変、情報の許可されない破壊、あるいは情報または情報システムの可用性の損失の結果から生じると予想される損害規模。
独立規制機関 (Independent Regulatory Agency)	連邦準備制度理事会 (FRB: Board of Governors of the Federal Reserve System)、商品先物取引委員会 (CFTC: Commodity Futures Trading Commission)、消費者製品安全委員会 (CPSC: Consumer Product Safety Commission)、連邦通信委員会 (FCC: Federal Communications Commission)、連邦預金保険公社 (FDIC: Federal Deposit Insurance Corporation)、連邦エネルギー規制委員会 (FERC: Federal Energy Regulatory Commission)、連邦住宅金融理事会 (FHFB: Federal Housing Finance Board)、連邦海事委員会 (FMC: Federal Maritime Commission)、連邦取引委員会 (FTC: Federal Trade Commission)、州際通商委員会 (ICC: Interstate Commerce Commission)、鉱山安全保健実施審査委員会 (Mine Enforcement Safety and Health Review Commission)、全国労働関係局 (NLRB: National Labor Relations Board)、原子力規制委員会 (NRC:

Nuclear Regulatory Commission)、労働安全衛生審査委員会 (Occupational Safety and Health Review Commission) 郵便料金委員会 (PRC: Postal Rate Commission) 証券取引委員会 (SEC: Securities and Exchange Commission) および法律によって連邦独立規制機関または委員会に指定されたそのほかの類似した政府機関。

個人 (Individual)	合衆国国民または永住が合法的に認められた外国人。政府機関は個々の慣例に従って、プライバシー法および電子政府法の保護対象を、企業、個人事業主、外国人などに拡大することを選択してもよい。
情報資源 (Information Resources)	要員、装置、資金、情報技術などの情報および関連する資源。
情報セキュリティ (Information Security)	完全性、機密性、可用性を提供するために、許可されないアクセス、使用、開示、妨害、改変、または破壊から情報および情報システムを保護すること。
情報システム (Information System)	情報の収集、処理、保守、利用、共有、伝達、廃棄のために体系化された、情報資源の独立したセット。
情報技術 (Information Technology)	<p>執行機関に関して、データまたは情報の自動的な収集、格納、操作、管理、移動、制御、表示、切り換え、交換、送信、または受信に用いられるあらゆる装置、または相互接続された装置のシステムまたはサブシステム。前文の目的のために、装置は執行機関に直接使用される場合は執行機関によって、または執行機関との契約のもとで、請負業者が以下の条件に当てはまる場合に使用される。</p> <ul style="list-style-type: none">(i) 前記の装置を使用する必要がある場合。(ii) サービスの遂行または製品の供給のために、かなりの度合いで前記の装置を使用する必要がある場合。 <p>「情報技術」という用語には、コンピュータ、補助装置、ソフトウェア、ファームウェアおよび類似の手順、サービス (支援サービスを含む) および関連する資源が含まれる。ただし、連邦契約に付随して、連邦事業請負業者により調達される装置は含まれない。</p>
完全性 (Integrity)	情報の不適切な改変または破壊から保護すること。これには情報の否認防止および真正性の確保が含まれる。

諜報 (Intelligence)	<p>(i) 外国または国外の地域に関する情報の収集、処理、統合、分析、評価、および解釈によって得られる成果。</p> <p>または、</p> <p>(ii) 観察、調査、分析、または理解によって得られる、敵対者に関する情報および知識。「諜報」という用語は、外国の諜報および対敵諜報を含む。</p>
諜報活動 (Intelligence Activities)	<p>「諜報活動」という用語は、大統領令第 12333 号『United States Intelligence Activities』によって、情報機関内の機関に実行権限が与えられた活動全般を含む。</p>
情報機関 (Intelligence Community)	<p>「情報機関」という用語は、以下の政府機関または組織を指す。</p> <p>(i) 中央情報局 (CIA: Central Intelligence Agency)</p> <p>(ii) 国家安全保障局 (NSA: National Security Agency)</p> <p>(iii) 国防情報局 (DIA: Defense Intelligence Agency)</p> <p>(iv) 偵察プログラムによる、専門の国家対外情報の収集を担当する国防総省 (DOD: Department of Defense) 内の部署</p> <p>(v) 国務省 (DOS: Department of State) 情報調査局 (INR: Bureau of Intelligence and Research)</p> <p>(vi) 陸軍、海軍、空軍、海兵隊、連邦捜査局 (FBI: Federal Bureau of Investigation)、財務省 (Department of the Treasury)、およびエネルギー省 (Department of Energy) の諜報部隊</p> <p>(vii) 中央情報長官 (DCI: Director of Central Intelligence) スタッフの集団</p>
基幹 (Mission Critical)	<p><i>国家的セキュリティシステムと定義された(FISMA)、あるいはその損失、誤使用、開示、許可されないアクセス、または改変が政府機関の任務の障害となる影響を及ぼすであろう情報を処理する電気通信または情報システム。</i></p>
国家的セキュリティシステム (National Security System)	<p>政府機関または政府機関の意向を受けた請負業者、あるいは政府機関の意向を受けた別の組織が使用または運用する以下の情報システム (あらゆる電気通信システムを含む)。</p> <p>(i) 諜報活動、国家安全保障に関連する暗号作成活動、軍隊の指揮統制、武器および武器システムに不可欠な部分となっている装置を伴うか、あるいは軍事または諜報任務の直接的遂行にとってきわめて重要である機能、運用、もしくは利用 (ただし、給与、財務、物流、人事管理などのアプリケーションに使用される日常の運営また</p>

は業務用のアプリケーションシステムは除く)

- (ii) 国防上または外交政策上の利益のために、大統領令または法律によって確立された手順により、機密扱いとして常に保護される機能、運用、もしくは利用。

否認防止 (Non-repudiation)

情報の送信者には配達証明が、受信者には送信者の識別情報が提供されたという保証。これによって、送信者と受信者のいずれも後日情報を処理、格納、および送信したことを否認できない。

プライバシー影響
アセスメント
(PIA: Privacy Impact
Assessment)

OMB によって義務づけられた、以下を目的とする情報の取り扱い方法についての分析。

- (i) 取り扱い方法が、プライバシーに関して準拠すべき法律、規制、および方針の要件に適合していることを確認するため。
- (ii) 電子情報システム内で情報を識別可能な形で収集、保守、および伝達することのリスクと影響を判断するため。
- (iii) プライバシーに対する潜在リスクを低減するための保護と情報を取り扱う代替プロセスを検査し、評価するため。

公開情報
(Public Information)

形態または形式にかかわらず、政府機関が一般に開示、伝達、または利用可能にしている情報。

リスク (Risk)

本指針で使用される「リスク」という用語は、次の2つを組み合わせたものを意味する。

- (i) 政府機関の情報システム内の特定の脆弱性が特定の脅威によって故意または偶発的に悪用され、その結果、機密性、完全性、または可用性の損失が発生するが必然性。
- (ii) 脅威による情報システムの脆弱性の悪用が発生した場合の機密性、完全性、または可用性の損失が政府機関の活動(政府機関の任務、機能、および政府機関に対する公共の信頼を含む)、政府機関の資産、または担当者(プライバシーを含む)に与える潜在的影響または損害規模。

セキュリティ
分類 (Security
Category)

情報または情報システムの機密性、完全性、または可用性の損失が政府機関の資産または運用(政府機関の任務、機能、および政府機関に対する公共の信頼を含む)に与える潜在的影響のアセスメントに基づく、情報または情報システムの特性づけ。

セキュリティ管理策 (Security Controls)	総合して、システムの特特定されたセキュリティ要件を満足し、システムとその情報の機密性、完全性、および可用性を適切に保護する、情報システムに対して規定された統制・運用・技術管理（保護手段または対抗策）。
セキュリティ目標 (Security Objectives)	機密性、完全性、および可用性。
秘匿度 (Sensitivity)	本指針では、保護の必要性を示すために所有者によって情報に割り付けられる重要性の尺度という意味で使用される。
システム (System)	主要アプリケーションまたは一般支援システムを簡潔に表すために使用される総称（NIST SP 800-18 を参照）。
電気通信 (Telecommunications)	ユーザーによって特定された拠点間で、ユーザーの選択した情報を送信時にその形式または内容が変化せずに伝送すること。
脅威 (Threat)	情報システムの特定の脆弱性が故意または偶発的に悪用され、その結果、機密性、完全性、または可用性の損失が発生する可能性のある、あらゆる状況または事象。
脆弱性 (Vulnerability)	機密性、完全性、または可用性の損失によって政府機関の活動（政府機関の任務、機能、および政府機関に対する公共の信頼を含む）、政府機関の資産、または担当者（プライバシーを含む）に悪影響を及ぼす目的で故意または偶発的に悪用される可能性のある情報システム（システムに関連するセキュリティ手順およびセキュリティのための管理策を含む）の設計上もしくは実装上の欠陥または弱点。
武器システム (Weapons System)	1 つまたは複数の武器と、関連するすべての装置、資材、サービス、要員、および自給自足のために必要な供給および配備（該当する場合）手段の組み合わせ。

付録 B : 参考文献

United States Office of Management and Budget, Federal Enterprise Architecture Program Management Office, Business Reference Model 2.0, 2003 年 6 月

United States Department of Commerce, National Institute of Standards and Technology, Special Publication 800-34, Contingency Planning Guide for Information Technology Systems, 2002 年 6 月

H.R. 2458 [Public Law 107-347], 107th U.S. Cong., 2d Sess., E-Government Act of 2002, 2002 年 12 月 17 日

H.R. 2458, Title III [Public Law 107-347], 107th U.S. Cong., 2d Sess., Federal Information Security Management Act of 2002, 2002 年 12 月 17 日

United States Department of Commerce, National Institute of Standards and Technology, Special Publication 800-18, Guide for Developing Security Plans for Information Technology Systems, 1998 年 12 月

United States Department of Commerce, National Institute of Standards and Technology, Special Publication 800-37, Guide for the Security Certification and Accreditation of Federal Information Systems, Version 2.0, 2003 年 6 月ドラフト

S. 1124, Division E [Public Law 104-106], 104th U.S. Cong., 2d Sess., Information Technology Management Reform Act of 1996, 1996 年 2 月 10 日

United States Office of Management and Budget, OMB Guidance for Implementing the Privacy Provisions of the E-Government Act of 2002, 2003 年 9 月 29 日

S. 244 [Public Law 104-13], 104th U.S. Cong., 1st Sess., Paperwork Reduction Act of 1995, 1995 年 5 月 22 日

S. 3418 [5 U.S.C. § 552A through Public Law 93-579], 93rd U.S. Cong., 2d Sess., The Privacy Act of 1974, 1974 年 12 月 31 日 (1975 年 9 月 27 日発効)

Executive Office of the President, Presidential Decision Directive 63, Protecting America's Critical Infrastructures, May 22, 1998 年 5 月 22 日

United States Department of Commerce, National Institute of Standards and Technology, Special Publication 800-53, Recommended Security Controls for Federal Information Systems, Version 1.9, 2003 年 10 月

United States Department of Commerce, National Institute of Standards and Technology, Special Publication 800-30 Rev. A, Risk Management Guide for Information Technology Systems, 2004 年 1 月ドラフト

United States Office of Management and Budget, Circular No. A-130, Appendix III, Security of Federal Automated Information Resources, 1996 年 2 月

United States Department of Commerce, National Institute of Standards and Technology, Special Publication 800-26, Security Self-Assessment Guide for Information Technology Systems, 2001 年 11 月

United States Department of Commerce, National Institute of Standards and Technology, Federal Information Processing Standards Publication 199, Standards for Security Categorization of Federal Information and Information Systems, 2003 年 12 月

H.R. 3162, Titles VII and Title IX [Public Law 107-56], 107th U.S. Cong., 1st Sess., The USA PATRIOT Act of 2001, 2001 年 10 月 26 日

付録 C：管理・支援情報および情報システムの影響レベル

ほとんどの連邦政府の情報および多くのシステムは、国民へのサービスの提供のために直接使用するのではなく、任務の遂行を支援する管理サービスまたは業務サービスの提供を主な目的としている。管理・支援情報の一連の情報タイプおよび推奨暫定セキュリティ分類は、セクション 5 「管理・支援情報のタイプ別影響レベル」で提案している。セクション 5 で述べたように、情報タイプの識別に使用した情報源は、OMB 連邦政府 EA 管理室が 2003 年 6 月に公開した資料『*The Business Reference Model Version 2.0 (BRM)*』である。

サービス提供支援または政府資源管理のために実行される管理・支援機能のいくつかは、一部の政府機関では国民サービスの提供に際しても実行される。(特に「一般政府」業務項目を参照)。その情報タイプのほとんどは、任務別情報タイプとして付録 D に含めることもできたが、BRM ではサービス提供支援機能として分類されているため、セクション 5 および付録 C に含めている。繰り返しを避けるために付録 D では再掲しない。

付録 C.1 「管理・支援情報タイプの推奨暫定影響レベル」では、セクション 5 で識別した情報タイプの影響レベルを文書化する。これは暫定レベルであり、政府機関の利害関係者によるレビューおよび修正を受けることが望ましい。暫定影響割り付けは、影響割り付けの最初のステップにすぎず、その後のリスクアセスメントプロセスでレビューされる。この暫定影響割り付けは、監査人が情報タイプおよび影響割り付けの最終的なチェックリストとして使用することを目的とするものではない。

直接サービスと運営/管理支援活動の両方で使用されるほとんどの情報システムは、付録 C.2 「サービス提供支援情報に関する根拠および要因」で記述するサービス提供支援機能を 1 つ以上実行する。このサービス支援機能は、一般国民へのサービス、およびこのサービスの提供に責任を負う政府省庁および機関への運営/管理サービスを提供する組織にとって必要な日常活動である。運営/業務情報および情報システムの場合と同様に、セキュリティ目標および影響は、直接サービス任務および最終的に支援される受益者によって決定される。すべての連邦政府情報システムは、情報技術(IT)インフラストラクチャ保守情報(例えば、パスワードファイルやファイル/ネットワークアクセス設定)の制御下で格納、処理、運用されると考えられる。システムの情報およびプロセスの潜在的な破損、誤使用、または乱用に対抗するために、この一連の情報およびプロセスには最低でも基本となるセキュリティのための管理策のセットを適用することとする。

任務の遂行を支援する運営または業務サービスの実行に必要な情報は、付録 C.3 「政府資源管理情報に関する根拠および要因」に記述する政府資源管理情報タイプを含む。

直接サービス機能を実行する省庁および機関はすべて、付録 C.3 に記述する活動を実行する情報システムによってサポートされる。多くの省庁および政府機関は、それぞれ独自の支援システムを運用している。独自システムを持たない省庁および政府機関は、ほかの組織から少なくともいくつかの支援サービスを調達している。ほかの政府省庁および機関の直接サービス任務遂行の支援を主な任務としている政府機関もある。前述のとおり、運営・管理情報およびシステムのセキュリティ目標および影響は、支援される直接サービスおよび受益者の性質によって決定される。

影響レベル割り付けに影響を及ぼす要因の考察は、そのほとんどが多くの情報タイプに共通する。本指針はリファレンス文書として作成されたものであり、ほとんどのユーザーは目的とする 1 つまたは少数の情報タイプのみを参照すると考えられるため、たとえ共通または類似する所見でも、該当する情報タイプごとにその都度記載する。情報タイプ全般に共通する影響要因については、セクション 3.5 で述べている。

C.1 管理・支援情報タイプの推奨暫定影響レベル

表 3 に、運営、管理、およびサービス情報の推奨暫定影響レベルを要約する。

各 *管理・支援* 連邦政府情報タイプのセキュリティ目標（機密性、完全性、可用性）ごとに暫定影響レベルを記述する。各情報タイプのセキュリティ分類は、機密性、完全性、および保証影響レベルによって定義される。

ほとんどの政府情報システムは、複数のクラスの情報へのアクセス、処理、および/または伝達を行う。システムの情報セキュリティ要件の決定に際しては、情報システムによって扱われる全タイプの情報およびプロセスに関連するセキュリティ目標および影響を考慮する必要がある。

各情報タイプは、1 つ以上の要素を含む可能性がある。例えば、給付管理情報は、職員識別情報、保険およびそのほかの給付制度情報、費用情報、請求/償還方針情報、請求手順などを含む。

情報要素に応じて異なる影響レベルを設定することが適切な場合がある。例えば、情報セキュリティの脆弱性の修正に関するプログラム監視情報の要素は、事務用什器の買い替えに関するプログラム監視情報の要素とは影響レベルが異なる可能性がある。

同じ情報タイプでも、その要素の組み合わせは、処理する政府機関ごとに異なる可能性がある。各政府機関の活動の枠組みのなかでの情報に関連する実際の影響レベルは、その情報タイプを処理する各政府機関に割り付けられた権限および責任に影響される場合がある。

表 3 では、暫定影響割り付けの例外が存在する場合、影響割り付けを [グレーのフォント] で表示することによって注意を促す。

付録 C.2 および C.3 では、情報の要素と、基本の影響レベル割り付けとの相違の原因となる可能性がある枠組みを識別する。例えば、システムによっては、その侵害が国家安全保障、きわめて重要なインフラストラクチャ、または主要国家資産に影響を及ぼす情報を処理する。当該のシス

テムに関連する影響は、本文書の範囲外（つまり、国家安全保障情報）であるか、あるいは侵害の結果がより致命的な場合、上方に調整する必要があるかもしれない。

情報タイプの多くは、ライフサイクルにも依存する。つまり、システム開発または情報の運用におけるある段階では保護を必要とする情報が、その後の段階で、あるいは何らかの事象の後に公にアクセス可能になるということである。例えば、ある政府機関が意思決定のために使用している期間中は機密性属性を持つ情報であっても、決定された時点で周知となることがある（例えば、調達活動の提案依頼書の作成中に使用される財務 / 予算情報）。

表3：連邦政府の情報および情報システムのタイプ別影響

サービス提供支援情報のセキュリティ分類

		機密性	完全性	可用性
管理・監督	連邦政府およびその外部事業協力者の活動およびプログラムが適用される法律および規制を遵守していることを保証し、浪費、不正、および悪用を防止するために使用される。			
是正措置	所定の法律、規制、または方針を遵守していないことが判明したプログラムの修正に必要な実施機能をサポートする。	低位	低位	低位
プログラム評価	内・外部のプログラムの有効性の分析、および必要に応じた是正措置の決定をサポートする。	低位	低位	低位
プログラム監視	内・外部のプログラムの有効性、ならびに適用される法律、規制、および方針の遵守の程度を判断するのに必要なデータ収集活動をサポートする。	低位	低位	低位
規制整備	法律を施行するための規制、方針、およびガイドラインの策定における立法プロセスへの入力の提供に関連する活動をサポートする。			
方針・ガイドライン策定	規制の解釈および実施を支援するガイドラインの作成および普及をサポートする。	低位	低位	低位
パブリックコメント追跡	規制案に関するパブリックコメントの募集、維持、および回答活動をサポートする。	低位	低位	低位
規制作成	規制案および最終的な規制の調査および起草活動をサポートする。	低位	低位	低位
規則公表	連邦官報および連邦規則集による規則案または最終的な規則の公表に関連する活動全般をサポートする。	低位	低位	低位

サービス提供支援情報のセキュリティ分類

		機密性	完全性	可用性
計画作成・資源割当	戦略的方向の決定、変更を可能にするためのプログラムおよびプロセスの識別および確立、ならびにプログラムおよびプロセスのあいだでの資源の割当活動をサポートする。			
予算編成	将来の支出の優先度の決定、ならびに目標の期間における将来の財源および歳出の個別予測の作成のために行われる活動全般をサポートする。	低位	低位	低位
資本計画	資本的経費に対する適切な投資の選択を保证するためのプロセスをサポートする。	低位	低位	低位
エンタープライズアーキテクチャ	現在の状態の記述、ならびに目標の状態および組織の人、プロセス、および技術の移行戦略の定義のための確立されたプロセスをサポートする。	低位	低位	低位
戦略計画	長期最終目標の決定および目標を達成するための最良の手法の識別をサポートする。	低位	低位	低位
予算執行	政府機関の経費の日常の要求および支出負担、請求書、請求をめぐる紛争の解決、調停、サービスレベル契約、および分担経費の配分をサポートする。	低位	低位	低位
人員計画	政府機関の戦略目標の達成に必要な人員の能力の識別およびその要件を満たすための戦略の開発プロセスをサポートする。	低位	低位	低位
管理改善	業務プロセスの現在の効率を評価し、リエンジニアリングまたはリストラクチャリングの機会を識別するための取り組み全般をサポートする。	低位	低位	低位

サービス提供支援情報のセキュリティ分類

		機密性	完全性	可用性
内部リスク管理・低減	リスクへの暴露の分析および適切な対抗策の決定プロセスに関する活動全般をサポートする。			
緊急時対応計画	損害を与える事象に対する計画、対応、および低減に必要な活動をサポートする。	中位	中位	中位
運用継続	きわめて重要なシステムおよびプロセスの識別、ならびに壊滅的な事象が発生した場合でもシステムおよびプロセスが利用可能であることを保証するのに必要な計画および準備に関連する活動をサポートする。	中位	中位	中位
サービス復旧	火災や地震などの大災害の発生後の運用再開計画の作成に必要な内部活動をサポートする。	低位	低位	低位
歳入徴収	全収入源からの政府収入の徴収			
債権回収	合衆国政府の国外および国内の債務者からの回収に関連する活動をサポートする。	中位	低位	低位
受益者負担金徴収	政府サービスの提供および政府所有物または資源の利用に対して個人または組織に課される負担金の徴収をサポートする。	低位	低位	中位
連邦資産売却	連邦政府によって管理される商品価値を持つ非内部資産で、民間部門に売却されるものの調達、監督、追跡、および売却に関連する活動をサポートする。	低位	中位	低位
公報	国民サービス、公共政策、および/または国益を直接支援する、連邦政府機関、国民、および利害関係者のあいだの情報交換および情報伝達に関する活動をサポートする。			

サービス提供支援情報のセキュリティ分類

		機密性	完全性	可用性
顧客サービス	政府の顧客に対する情報および支援の提供およびその管理に関連する活動をサポートする。	低位	低位	低位
公式情報伝達	各種媒体を利用して政府公式情報を外部の利害関係者に提供する取り組みをサポートする。	低位	低位	低位
成果のアウトリーチ	政府サービスの成果および意識を向上させ、サービスおよびプログラムの顧客/受益者数の増加を図るための一般向けプログラムのマーケティングをサポートする。	低位	低位	低位
広報	国民の懸念事項に効果的に対応することによって、組織のイメージを向上させるための取り組みをサポートする。	低位	低位	低位
立法関係	連邦政府の立法部門による一般法の立案、追跡、および改正を目的とする活動をサポートする。			
立法追跡	概念から採択までの立法の追跡をサポートする。	低位	低位	低位
立法証明	概念から採択までの立法に対する賛成または反対の証言/証拠の提供に関連する活動をサポートする。	低位	低位	低位
法案作成	連邦議会の立法行為を条件とする法律を作成または改正する法案の起草をサポートする。	中位	低位	低位

サービス提供支援情報のセキュリティ分類

		機密性	完全性	可用性
議会連絡	連邦機関と米国議会のあいだの公式関係のサポートに関連する活動全般をサポートする。	中位	低位	低位
一般政府	立法および行政活動、中央の財政、人事、および資産活動の提供、ならびにほかのサービス支援分野に合理的に分類できないサービスの提供を含む、連邦政府の一般諸経費をサポートする。			
中央財政運用	指定された組織が政府の意向を受けて実行する財政運用をサポートする ² 。	中位	低位	低位
立法機能	租税裁判所、議会図書館、および政府印刷局の回転資金を除く立法部門の経費に関連するサービス支援活動をサポートする。	低位	低位	低位
行政機能 ³	行政府の運用をサポートする。	低位	低位	低位
中央資産管理	一般調達局の大部分の運用をサポートする。	低位 ⁴	低位 ⁵	低位 ³
中央人事管理	人事管理局（OPM）および関連諸機関の運用活動の大部分をサポートする。	低位	低位	低位
租税管理	内国歳入法の実施およびアメリカ国内外における租税徴収に関連する活動をサポートする。	中位	低位	低位

² 税関連の機能は、租税管理情報タイプに関連する。

³ OMB の『Business Reference Model』では、「行政機能」は、大統領府（EOP）の機能に加えて一般政府機関の行政機能も含むように範囲が拡大された。EOP のみの行政機能については、付録 D 「任務別情報および情報システムの影響判断」で扱う。

⁴ きわめて重要なインフラストラクチャの主要コンポーネントまたは主要国家資産の安全がかかっている場合は高位。

⁵ 人間の安全または主要資産に影響を及ぼす、時間に決定的に依存するプロセスが関係する緊急事態では中位または高位。

サービス提供支援情報のセキュリティ分類

		機密性	完全性	可用性
中央記録・統計管理	連邦政府全体の公式文書、統計、および記録の管理に関する活動をサポートする。	中位	低位	低位
収入情報	個人が補足的所得保障または RSDI（退職、遺族、障害保険）第 II 編制度にもとづき受給あるいは非受給の権利がある退職給付金、遺族給付金、または障害給付金の額の決定を支援するために必要とされる賃金、自営業収入、貯蓄型データ、およびそのほかの金融資産情報全般をサポートする。	中位	中位	中位
個人識別・認証	連邦給付金の受給資格を持つ可能性がある全員を確実に列挙および識別し、連邦政府がその本人に対して支払いまたは連絡を行っていることを合理的に保証するために必要な情報。	中位	中位	中位
受給資格事象情報	死亡などの事象とその発生日に関する情報、障害事象の発生日と当該障害の程度を合理的に証明できる関連データ、退職給付金受給のための年齢証明、主たる受給者の補助者として給付金を受け取る権利がある配偶者および/または子供の誕生および関係、ならびに給付金請求の処理に必要なそのほかの関連情報。	中位	中位	中位
代理受取人情報	自己資金の管理能力のない連邦政府給付金受給者全員に関する代理受取人の必要性の判断に必要な情報、および代理受取人となるべき人を決定するために収集されるデータ。	中位	中位	中位

サービス提供支援情報のセキュリティ分類

		機密性	完全性	可用性
運営管理	内部インフラストラクチャの日常の管理および保守をサポートする。			
施設・車両・装置管理	連邦政府の所有物とみなされるオフィスビル、車両、機械類、およびそのほかの資本資産の保守、管理、および運用をサポートする。	低位 ⁴	低位 ⁵	低位 ⁵
ヘルプデスクサービス	政府職員の専門的および運営管理上の質問に回答するサービスセンターの管理をサポートする。	低位	低位	低位
セキュリティマネジメント	組織の要員、資産、および施設の物理的保護をサポートする。	中位	中位	低位
出張旅行	組織職員の業務に関連する出張旅行の計画、準備、および監視に関連する活動をサポートする。	低位	低位	低位
職場方針策定・管理	服装規定、時間報告要件、在宅勤務などの職場方針の策定および伝達に必要な活動全般をサポートする。	低位	低位	低位
財務管理	政府の全歳入、財源、および歳出の、正確、効率的、透明、かつ効果的な処理を可能にする一連の会計慣例および手順全体をサポートする。			
資産・負債管理	連邦政府の資産および負債の管理に関する会計サポートを提供する。	低位	低位	低位
報告・情報	財務情報ならびに財務取引の報告および分析を提供する。	低位	中位	低位
予算・財務	計画・プログラム、予算、執行結果・成果の作成、ならびに直接および立替支出権限に基づく予算割当・分配、資金振替、投資、およびそのほかの資金調達メカニズムによる連邦プログラムおよび運用の資金調達を含む連邦予算プロセスの管理をサポートする。	中位	中位	低位

サービス提供支援情報のセキュリティ分類

		機密性	完全性	可用性
会計	適用される連邦標準に基づく連邦資金および連邦歳出予算支出（給与や経費、運用や保守、調達、運転資本、資金運用など）の維持管理に関連する資産、負債、資金残高、収入、および支出の会計をサポートする。	低位	中位	低位
支払い	物品およびサービスに対する支払い、あるいは社会保障手当、給付金、補助金、助成金、貸付金、または賠償金の支給のための、さまざまな仕組みを通じた連邦の公人/私人、連邦機関、州政府/地方自治体、国際機関、および民間部門への連邦資金の支出をサポートする。	低位	中位	低位
徴収・未収	売却またはサービスに対する預託、資金振替、および収入を含む。	低位	中位	低位
人的資源	要員の募集および管理に関連する活動全般をサポートする。			
給付管理	退職、医療、障害、保険など、連邦職員が受給資格を持つ給付金の管理をサポートする。	低位	低位	低位
人事管理	人事措置、職員追跡、職位分類・管理、懲戒/苦情処理、昇進・表彰、労務関係などの機能を含む、連邦職員の全般的な管理をサポートする。	低位	低位	低位

サービス提供支援情報のセキュリティ分類

		機密性	完全性	可用性
給与管理・経費精算	連邦職員の報酬の管理および決定をサポートする。	低位	低位	低位
人的資源訓練・開発	正規の教育、技術訓練、またはそのほかの教育手段による職員の積極的な能力開発をサポートする。	低位	低位	低位
セキュリティ資格管理	職員、請負業者、およびその他の人が連邦の建物への入場、連邦サービスの利用、および機密にかかわる情報へのアクセスを行う許可を受けていることの保証に関連するプロセスをサポートする。	低位	中位	低位
職員募集・採用	組織内の増員および欠員補充のための積極的な求人および雇用をサポートする。	低位	低位	低位
サプライチェーン管理	物品およびサービスの購入、追跡、および全般的な管理をサポートする。			
物品調達	連邦政府によって使用される物品、製品、および資本資産の調達をサポートする。	低位	低位	低位
在庫管理	調達した資産および資源の数量、品質、および所在に関する情報の追跡をサポートする。	低位	低位	低位
物流管理	要員およびその資源の可用性および所在に関する計画および追跡をサポートする。	低位	低位	低位
サービス調達	民間部門の請負業者およびサービス提供者の監視および/または管理をサポートする。	低位	低位	低位
情報・技術管理	国民サービスの支援または実現に必要な情報技術(IT)資源およびシステムの調整をサポートする。			
システム開発	組織内でのソフトウェアアプリケーション設計および開発に関連する活動全般をサポートする。	低位	中位	低位

サービス提供支援情報のセキュリティ分類

		機密性	完全性	可用性
ライフサイクル/変更管理	資産、方法論、システム、または手順などの政府機関資源の変更の設計および実施の進展、構成、および要員異動を円滑化するプロセスをサポートする。	低位	中位	低位
システム保守	組織内で設計したソフトウェアアプリケーションの保守に関連する活動全般をサポートする。	低位	中位	低位
IT インフラストラクチャ保守	自動化のニーズに効果的に対応するための IT インフラストラクチャの計画、設計、導入、および保守をサポートする。	システムハイ	中位	低位
IT セキュリティ	セキュリティポリシー、手順、および管理策の作成および定義による、連邦データおよびシステムのセキュリティ保護に関連する機能全般をサポートする。	低位	中位	低位
記録保管	政府機関の公式文書および記録の管理に関連する活動をサポートする。	低位	低位	低位
情報管理	情報収集、格納、伝達、および破壊の調整、ならびに情報管理に関する方針、指針、および標準の管理をサポートする。	システムハイ	中位	低位

C.2 サービス提供支援情報に関する根拠および要因

サービス提供支援機能は、連邦政府の活動を支援する方針、計画、および管理におけるきわめて重要な基盤を提供している。一般に、サービス提供支援情報およびシステムのセキュリティ目標および影響レベルは、支援される直接サービスおよび受益者の性質によって決定される。*国家的セキュリティ*情報を格納、処理、通信するシステムは、*国家的セキュリティシステム*と定義され、本指針の範囲外となる⁶。このセクションでは、サービス提供支援活動について定義する。

C.2.1 管理・監督

管理・監督情報は、連邦政府およびその外部事業協力者の活動およびプログラムが適用される法律および規制を遵守していることを保証し、浪費、不正、および悪用を防止するために使用される。

C.2.1.1 是正措置情報タイプ

是正措置は、所定の法律、規制、または方針を遵守していないことが判明したプログラムの修正に必要な実施機能を伴う。是正措置情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、所定の法律、規制、または方針を遵守していないことが判明した内・外部のプログラムを修正する主管政府機関の能力に関するもので、是正措置情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの是正措置情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと想定される。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：より機密にかかわる情報に関係する場合、それは 1974 年のプライバシー法の適用対象となる個人情報か、企業またはそのほかの組織の専有情報と考えられる。当該情報には、**中位**の機密性影響レベルが割り付けられることが多い。プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで記述する。

また、企業秘密の許可されない開示を禁止する法的命令がある。一般に、企業秘密には**中位**の機密性影響レベルが割り付けられることが多い。

推奨機密性影響レベル：是正措置情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

⁶ *国家的セキュリティシステム*とは、政府機関または政府機関の意向を受けた請負業者、あるいは政府機関の意向を受けた別の組織が使用または運用する情報システム（あらゆる電気通信システムを含む）であって、（i）その機能、運用、もしくは利用が、諜報活動、国家安全保障に関連する暗号作成活動、軍隊の指揮統制、武器および武器システムに不可欠な部分となっている装置を伴うか、あるいは軍事または諜報任務の直接的遂行にとってきわめて重要である（ただし、たとえば給与、財務、物流、人事管理などのアプリケーションに使用される日常の運営または業務用のアプリケーションシステムは除く）、または(ii)機密情報を処理する情報システムである。

完全性

是正措置情報の許可されない改変または破壊が検出されない結果、ともすると遵守強化活動の有効性を侵害することがある（調査または強制の不正を主張する根拠を違反者に与え、ひいては是正措置案に対する法的異議申し立てを後押しすることになる等）。完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの是正措置情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと考えられる。

推奨完全性影響レベル：是正措置情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、是正措置情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。可用性への影響はまた、データが時間に決定的に依存するかどうかにも依存する。ほとんどの場合、是正措置情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

推奨可用性影響レベル：是正措置情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.1.2 プログラム評価情報タイプ

プログラム評価は、内・外部のプログラムの有効性の分析、および必要に応じた是正措置の決定による。その影響レベルは、評価対象プログラムの影響レベルに見合ったものにする必要がある。例えば、中位の機密性および完全性影響レベルを持つ非常に機密にかかわる財務データがプログラムに含まれる場合、プログラム評価の機密性および完全性影響レベルも同様に中位とする。プログラム評価情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、内・外部のプログラムの有効性を分析し、適切な是正措置を決定する主管政府機関の能力における、プログラム評価情報の許可されない開示の影響を表す。プログラム評価情報の機密性影響は、概して事象主導である。ほとんどのプログラム評価情報は、評価の報告が完了した時点で公開される。ところが、プログラム評価情報が許可なく早まって開示されると、評価中のプログラムの関係者に調査および評価活動の焦点や予備調査結果を知らせることになる可能性がある。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：主要なプログラムまたは人間の安全がかかっている場合、プログラム評価情報の許可されない開示に基づいて行われる活動は、人命に脅威を与えたり、主要資産の損失をもたらしたりする可能性がある。当該の場合、機密性影響は**高位**である。ほとんどのプログラム評価情報の許可されない開示は、政府機関の活動に重大な影響を及ぼす可能性があることが多い。また、特に現行調査によると、1974年のプライバシー法の適用対象と

なる個人情報および/または企業もしくはそのほかの組織の専有情報を含むプログラム評価情報も存在する。プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで記述する。また、企業秘密の許可されない開示を禁止する法的命令がある。一般に、企業秘密には**中位**の機密性影響レベルが割り付けられることが多い。プログラム評価情報が公開された場合、機密性影響レベルは「該当なし (NA)」となる。

推奨機密性影響レベル：プログラム評価情報の許可されない開示の多くが、政府機関の活動、資産、または個人に対し限定的な悪影響しか及ぼさない場合、プログラム評価情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

プログラム評価情報の許可されない改変または破壊が検出されない結果、評価プログラムの有効性を侵害する可能性がある（例：調査者または評価者を欺く、または調査または評価の不正を主張する根拠をプログラム担当者に与えたりすることを目的とした虚偽の情報を提供する）。完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。時間に依存する例外はあるが、プログラム評価情報の許可されない改変または破壊の多くは、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと想定される。

推奨完全性影響レベル：プログラム評価情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、プログラム評価情報へのアクセスが再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

時間に依存する例外はあるが、大方のプログラム評価プロセスでは妥当な遅れは許容される。ほとんどの場合、プログラム評価情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

推奨可用性影響レベル：プログラム評価情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.1.3 プログラム監視情報タイプ

プログラム監視は、内・外部のプログラムの有効性、ならびに関連する法律、規制、および方針の遵守程度を判断するのに必要なデータ収集活動による。その影響レベルは、監視対象のプログラムの影響レベルに見合ったものにする必要がある。例えばプログラムに、中位の機密性および完全性影響レベルを持つ非常に機密にかかわる財務データが含まれる場合、プログラム監視の機密性および完全性影響レベルも同様に中位とする必要がある。以下に記述する例外条件に該当しない限り、プログラム監視情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、内・外部のプログラムの有効性、ならびに関連する法律、規制、および方針の遵守の程度を判断するのに必要なデータ収集活動を実行する主管政府機関の能力において、プログラム監視情報の許可されない開示の影響を表す。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：企業秘密の許可されない開示を禁止する法的命令がある。一般に、企業秘密には**中位**の機密性影響レベルが割り付けられることが多い。ただし、*国家的セキュリティ情報*および*国家的セキュリティシステム*は、本指針の範囲外である。それ以外で、収集データが本指針で記述する情報タイプのいずれかに属する場合、データおよびシステムに割り付ける機密性影響は、収集された情報タイプのなかで最も高い影響とする。プログラム監視情報の許可されない開示は、監視中のプログラムの関係者に監視活動の焦点や目的を知らせることになる可能性がある。主要なプログラムまたは人間の安全がかかっている場合、プログラム監視情報の許可されない開示に基づいて行われる活動は、人命に脅威を与えたり、主要資産の損失をもたらしたりする可能性がある。当該の場合、機密性影響は**高位**である。プログラム監視情報が公開された場合、機密性影響レベルは「該当なし (NA)」となる。

推奨機密性影響レベル：政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に対する重大な悪影響が、結果としてプログラム監視情報の**中位**の基本機密性影響レベルを正当化する可能性がある状況は多くあるが、ほとんどの連邦環境では、許可されない開示は政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

したがって、ほとんどのシステムでは、プログラム監視情報に対しては**低位**の暫定機密性影響レベルが推奨される。

完全性

プログラム監視情報の許可されない改変または破壊が結果として監視プログラムの有効性を侵害する可能性がある。時間に依存するプログラム監視状況が存在する可能性もあるが、完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に要する時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。プログラム監視情報の許可されない改変または破壊によって生じる可能性が高い損害は、政府機関の活動または政府機関に対する公共の信頼に、結果として重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：監視情報の改変または破壊が主要プログラムまたは人間の安全に対する脅威に関する評価結果を無効にする場合、特に重大な結果をもたらす可能性がある。プログラム監視情報の許可されない改変または消去に起因する完全性影響は、1 つには遵守の判断基準となる法律または方針の性質によって決まり、1 つには監視対象のプロセスの重大性によって決まる。例えば、有人宇宙飛行に影響を及ぼす安全規定の場合、完全性影響レベルは**高位**であろう。

推奨完全性影響レベル：**高位**または**中位**影響レベルが適切である規制環境もあるが、ほとんどの適合監視情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、プログラム監視情報へのアクセスが再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。時間に依存するプログラム監視状況が存在する可能性はあるが、概してプログラム監視情報へのアクセス断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：可用性の一時的損失が任務遂行能力を大きく低下させ、政府機関をきわめて不利な立場に追い込み、結果として主要資産の損失をもたらしたり、人命に脅威を与えたりする可能性が高い適合監視活動は、少数ではあるが存在する。そのため、当該の情報に**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨可用性影響レベル：プログラム監視情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.2 規制整備

規制整備は、法律を施行するための規制、方針、およびガイドラインの策定における立法プロセスへの入力への提供に関連する活動を含む。

C.2.2.1 方針・ガイドライン策定情報タイプ

方針・ガイドライン策定は、規制の解釈および実施を支援する指針の作成および普及を含む。ほとんどの場合、方針・ガイドライン策定任務遂行能力の損失が公共福祉に及ぼす影響は、直後ではなく遅れて現れると予想される。そのため、任務遂行能力に対する障害が現実として最も壊滅的な結果となる前には是正できる場合がほとんどであるため、結果として人命または主要国家資産の損失が生じる可能性は比較的低い。方針・ガイドライン策定情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、規制の解釈および実施を支援するガイドラインを作成および普及する主管政府機関の能力において、方針・ガイドライン情報の許可されない開示の影響を表す。方針・ガイドライン情報の機密性影響は、概して事象主導である。方針またはガイドライン宣言が公表された時点で、ほとんどの方針・ガイドライン情報は公開される。しかし、候補方針・ガイドライン資料の時期尚早の許可されない開示は、方針策定プロセスの断絶（および方針策定プロセスへの特定利益団体の不適切な影響）につながる可能性がある。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：策定段階にあるガイドラインの機密性の損失の影響は、影響を受ける団体およびそのほかの関連団体による方針・ガイドライン策定プロセスの支配および/または妨害を引き起こす可能性がある。策定中の方針・ガイドラインが内部での調整やレビューの前に時期尚早に一般公開された場合、政府機関に対する公共の信頼を不必要に損なう結果になる可能性がある。公開情報に未編集の内部記録や検討項目が含まれている場合は、特にそ

の可能性が高い。遅れは政府機関の任務に障害を生じさせる可能性があるが、公共の信頼の損失は、政府機関の任務の効果的な遂行能力に重大かつ永続的な損害を与えかねない。当該の場合、方針・ガイドライン策定情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**中位**である。方針・ガイドライン情報が公開された場合、機密性影響レベルは「該当なし (NA)」となる。

推奨機密性影響レベル：方針・ガイドライン情報の時期尚早な許可のない開示が政府機関に重大な結果をもたらす場合もあるが、この情報のほとんどは一般公開を目的としている。したがって、方針・ガイドライン策定情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：方針・ガイドライン情報のなかには、時間に決定的に依存するものもある。方針・ガイドライン策定情報を含む外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。国防、諜報、または情報セキュリティ任務を持つ政府機関の場合、公共の信頼低下をもたらす結果は、なおさら重大なものとなると予想される。当該の場合、影響は最低でも**中位**であろう。

推奨完全性影響レベル：方針・ガイドライン策定情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、方針・ガイドライン策定情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。方針・ガイドライン情報のなかには時間に決定的に依存するものもあるが、方針・ガイドライン策定プロセスでは通常、遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：方針・ガイドライン策定情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.2.2 パブリックコメント追跡情報タイプ

パブリックコメント追跡は、規制案に関するパブリックコメントの募集、維持、および回答活動を含むものである。以下に記述する例外条件に該当しない限り、パブリックコメント追跡情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、規制案に関するパブリックコメントを募集、維持、および回答する主管政府機関の能力に関する、パブリックコメント追跡情報の許可されない開示の影響を表す。パブリックコメントプロセスに関連する情報の機密性の損失の影響が、政府機関の資産、要員、または活動に重大な損害脅威を与える可能性は低い。

少数例であるが、パブリックコメントの根拠が、専有情報という点で機密にかかわる情報、機密にかかわる連邦政府情報、あるいは国家的セキュリティ情報を含む場合がある。しかし、前記の例は例外的であり、問題となる情報は本ガイドラインのほかの箇所では扱っている情報タイプを表しているものと考えられる。

推奨機密性影響レベル：パブリックコメント追跡情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

パブリックコメント追跡情報を含む外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：パブリックコメント追跡情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、パブリックコメント追跡情報へのアクセスが再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。パブリックコメント追跡情報または情報システムへのアクセスの断絶の影響は、標準、ガイドライン、または規制の整備を遅らせる可能性がある。

パブリックコメント追跡プロセスでは通常、遅れは許容される。コメント情報の永久的な損失は、コメントに対応したデューディリジェンスの欠如を明らかにすることにより、いくつかの政府活動を混乱させる可能性がある。

推奨可用性影響レベル：パブリックコメント追跡情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.2.3 規制作成情報タイプ

規制作成は、規制案および最終的な規制の調査および起草活動を含む。以下に記述する例外条件に該当しない限り、規制作成情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、規制案および最終な規制を調査および起草する主管政府機関の能力に関する、規制作成情報の許可されない開示の影響を表す。規制の初期草案の機密性の損失の影響は、影響を受ける団体およびそのほかの関連団体による規制作成プロセスの支配および/または妨害の試みにつながる可能性がある。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：規制案が内部での調整やレビューの前に時期尚早に一般公開された場合、その規制案に対する不必要な批判が起こり、ひいては政府機関に対する公共の信頼を損なう結果になる可能性がある。当該の場合、規制作成情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**中位**である。公開情報に未編集の内部記録や検討項目が含まれている場合は、特に上述の結果になる可能性が高い。遅れは政府機関の任務に障害を生じさせる可能性があるが、公共の信頼の損失は、政府機関の任務を効果的に遂行する能力に重大かつ永続的な損害を与えかねない。規制情報が公開された場合、機密性影響レベルは「該当なし (NA)」となる。

推奨機密性影響レベル：ほとんどの規制情報は一般公開を目的としていることから、規制作成情報に対して推奨される機密性影響レベルは**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：規制情報を含む外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性がある。公共の信頼低下の結果は、国防、諜報、または情報セキュリティ任務を持つ政府機関では殊に重大なものとなる。当該の場合、影響レベルは最低でも**中位**となる。

推奨完全性影響レベル：規制作成情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、規制作成情報へのアクセスが再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。規制作成プロセスでは通常、遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：規制作成情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.2.4 規則公表情報タイプ

規則公表は、連邦官報および連邦規則集による規則案または最終的な規則の公表に関連する活動全般を含む。以下に記述する例外条件に該当しない限り、規則公表情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、連邦官報および連邦規則集による規則案または最終的な規則を公表する主管政府機関の能力に関する、規則公表情報の許可されない開示の影響を表す。既に公表された規則は文字どおり公開情報である。

規則公表プロセスに関連する情報の機密性の損失の影響が、政府機関の資産、要員、または活動に重大な損害の脅威を与える可能性は低い。

推奨機密性影響レベル：一般に、規則公表情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

最悪の場合、**正誤表**を公表することで対応できる。情報の許可されない改変または破壊は、不必要な支出、いくらかの混乱、および政府機関に対する公共の信頼への限定的な損害をもたらす可能性がある。

推奨完全性影響レベル：規則公表情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、規則公表情報へのアクセスが再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

規則公表プロセスでは通常、遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：規則公表情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.3 計画作成・資源割当

計画作成・資源割当情報は、戦略的方向の決定、変更を可能にするためのプログラムおよびプロセスの識別および確立、ならびにプログラムおよびプロセス間の資源（資本および労働力）の割当活動を含む。

C.2.3.1 予算編成情報タイプ

予算編成情報は、将来の支出の優先度決定、ならびに目標の期間における将来の財源および歳出の個別予測の作成のために行われる活動全般を含む。これには、プログラムの有効性を査定し、予算優先度を決定するための実績情報の収集および使用を含む。以下に記述する例外条件に該当しない限り、予算編成情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、将来の支出の優先順位の決定、ならびに目標の期間における将来の財源および歳出の個別予測の作成を行う主管政府機関の能力に関する、予算編成情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの予算情報は一般公開されるはずである。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：予算情報によっては、*国家的セキュリティ情報*に分類され、本ガイドラインの範囲外のものもある。予算情報または予算の初期草案の機密性の損失の影響は、競合する利害関係者による規制作成プロセスの支配および/または妨害を引き起こす可能性がある。政府機関のプログラム、さらには政府機関の任務遂行能力に対し、非常に重大な結果をもたらしかねない。内部での調整やレビューの前に予算案が時期尚早に一般公開された場合、規制案に対する不必要な批判が起こり、ひいては政府機関に対する公共の信頼を損なう結果になる可能性がある。公開情報に未編集の内部記録や検討項目が含まれている場合は、特にそのような結果を招く可能性が高い。機密性の侵害によって生じる遅れは、特定の政府機関プログラムを危うくする可能性があるが、公共の信頼の損失は、政府の任務を効果的に遂行する能力に永続的な損害を与えかねない。当該の場合、予算編成情報の機密性影響レベルは**中位**である。予算編成情報が公開された場合、機密性影響レベルは「該当なし (NA)」となる。

推奨機密性影響レベル：予算案情報（および関連する記録）の許可のない時期尚早な開示によって政府機関が重大な損害を受ける可能性はあるが、予算編成情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：予算編成情報のなかには、時間に決定的に依存するものもある。また、予算情報を含む外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。公共の信頼に関する結果は、国防、諜報、または情報セキュリティ任務を持つ政府機関ではなおさら重大なものとなる。当該の場合、影響は最低でも**中位**であろう。

推奨完全性影響レベル：予算編成情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、予算編成情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

予算編成情報によっては時間に決定的に依存するものもあるが、予算編成プロセスでは通常、遅れは許容される。過度の復旧の遅れは、財源の損失につながる可能性がある。

推奨可用性影響レベル：予算編成情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.3.2 資本計画情報タイプ

資本計画情報は、資本的経費に対して適切な投資が選択されることを保証するためのプロセスを含む。資本計画情報タイプの推奨暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、資本的経費に対する適切な投資の選択を保証する主管政府機関の能力に関する、資本計画情報の許可されない開示の影響を表す。策定段階にある資本投資計画の機密性の損失の影響は、影響を受ける団体およびそのほかの関連団体による方針・ガイドライン策定プロセスの支配および/または妨害の試みにつながる可能性がある。計画案を内部での調整やレビューの前に時期尚早に一般公開した場合、政府機関に対する公共の信頼を不必要に損なう結果になる可能性がある。公開情報に未編集の内部記録や検討項目が含まれている場合は、特にそうなる可能性が高い。計画案の侵害によって生じうる投資資金の流用は、公共の利益に損害を与える形で投資優先度を誤らせる可能性がある。しかし、ほとんどの資本計画情報の機密性の損失の結果は、政府の資産、要員、または任務に限定的な損害しか与えないものと考えられる。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：資本投資計画の作成を支援する背景情報の一部の許可されない開示は、機密にかかわる脆弱性、能力、あるいはテロ対策活動、法執行活動、または国家的セキュリティ活動の方法をも露見させる可能性がある。⁷ 問題となる情報によっては、機密性影響が**中位**または**高位**となる。あるいは**国家的セキュリティ情報**を含む（本ガイドラインの範囲外）場合もある。また、連邦政府機関の一部の資本投資計画には**国家的セキュリティ情報**を含むものもある。

推奨機密性影響レベル：資本計画情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

⁷ OMB は、この情報のリポジトリの保護にかなり重点を置いている。というのは、この情報には政府機関のネットワークの技術およびセキュリティの詳細、ならびにきわめて機密にかかわる情報および/または国家的セキュリティ情報のきわめて重要なリポジトリに関する情報が含まれる可能性があるからである。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：資本計画情報を含む外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。公共の信頼に関する結果は、国防、諜報、または情報セキュリティ任務を持つ政府機関ではなおさら重大なものとなろう。当該の場合、影響は最低でも**中位**であろう。

推奨完全性影響レベル：資本計画情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、資本計画情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

資本計画プロセスでは通常、遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：資本計画情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.3.3 エンタープライズアーキテクチャ情報タイプ

エンタープライズアーキテクチャは、現在の状態の記述、ならびに目標の状態および組織の人、プロセス、および技術の移行戦略の定義のための確立されたプロセスである。エンタープライズアーキテクチャ情報タイプの推奨暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、現在の状態の記述、ならびに目標の状態および組織の人、プロセス、および技術の移行戦略の定義を行う主管政府機関の能力に関する、エンタープライズアーキテクチャ情報の許可されない開示の影響を表す。エンタープライズアーキテクチャ計画素案の機密性の損失の影響は、影響を受ける団体およびそのほかの関連団体による方針・ガイドライン策定プロセスの支配および/または妨害を引き起こす可能性がある。内部での調整やレビューの前に時期尚早に計画案を一般公開した場合、政府機関に対する公共の信頼を不必要に損なう結果になる可能性がある。公開情報に未編集の内部記録や検討項目が含まれている場合は、特にその可能性が高い。しかし、ほとんどのエンタープライズアーキテクチャ情報の機密性の損失は、結果として政府の資産、要員、または任務に限定的な損害しか与えないものと考えられる。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：連邦エンタープライズアーキテクチャの開発を支援する背景情報の一部の許可されない開示は、機密にかかわる脆弱性、能力、あるいはテロ対策活動、

法執行活動、または国家的セキュリティ活動⁸の方法を暴露する可能性がある。問題となる情報によっては、機密性影響が**中位**または**高位**となるか、あるいは**国家的セキュリティ情報**（本ガイドラインの範囲外）を含む場合がある。また、連邦政府機関の一部のエンタープライズアーキテクチャ計画は、それ自体が**国家的セキュリティ情報**である。さらに、重要な財務決定・計画情報はこの情報分類に含まれる可能性がある。

推奨機密性影響レベル：エンタープライズアーキテクチャ情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：エンタープライズアーキテクチャ情報を含む外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。公共の信頼に関する結果は、国防、諜報、または情報セキュリティ任務を持つ政府機関ではさらに重大なものとなりうる。当該の場合、影響は最低でも**中位**となる。

推奨可用性影響レベル：一般に、エンタープライズアーキテクチャ情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、エンタープライズアーキテクチャ情報へのアクセスが再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。エンタープライズアーキテクチャプロセスでは通常、遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：エンタープライズアーキテクチャ情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.3.4 戦略計画情報タイプ

戦略計画には、長期目標の決定および目標を達成するための最良の手法の識別が必要である。戦略計画情報タイプの推奨暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

⁸ OMB は、この情報のリポジトリの保護にかなり重点を置いている。というのは、この情報には政府機関のネットワークの技術およびセキュリティの詳細、ならびにきわめて機密にかかわる情報および/または国家的セキュリティ情報のきわめて重要なリポジトリに関する情報が含まれる可能性があるからである。

機密性影響レベルは、長期目標の決定および目標を達成するための最良の手法の識別を行う主管政府機関の能力に関する、戦略計画情報の許可されない開示の影響を表す。内部での調整やレビューの前に時期尚早に計画案を一般公開した場合、政府機関に対する公共の信頼を不必要に損なう結果になる可能性がある。公開情報に未編集の内部記録や検討項目が含まれている場合は、特にその可能性が高い。しかし、ほとんどの戦略計画情報の機密性の損失がもたらす結果は、政府の資産、要員、または任務に限定的な損害しか与えないものと考えられる。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：いくつかの連邦戦略計画の作成を支援する背景情報の一部の許可されない開示は、機密にかかわる脆弱性、能力、あるいはテロ対策活動、法執行活動、または国家的セキュリティ活動の方法を暴露する可能性がある。問題となる情報によっては、機密性影響が**中位**または**高位**となるか、あるいは**国家的セキュリティ情報**を含む（本ガイドラインの範囲外）場合がある。また、戦略計画には、それ自体が**国家的セキュリティ情報**であるものもある。

推奨機密性影響レベル：戦略計画情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：戦略計画情報を含む外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。公共の信頼に関する結果は、国防、諜報、または情報セキュリティ任務を持つ政府機関ではなおさら重大なものとなりうる。当該の場合、影響は最低でも**中位**である。

推奨完全性影響レベル：戦略計画情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、戦略計画情報へのアクセスが再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。戦略計画プロセスでは通常、遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：戦略計画情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.3.5 予算執行情報タイプ

予算執行は、政府機関の経費の日常の要求および支出負担、請求書、請求をめぐる紛争の解決、調停、サービスレベル契約、および分担経費の配分を含む。予算執行情報タイプの推奨暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、政府機関の経費の日常の要求および支出負担、請求書、請求をめぐる紛争の解決、調停、サービスレベル契約、および分担経費の配分を管理する主管政府機関の能力に関する、予算執行情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの予算執行情報は、その機密性の損失の影響が政府機関の資産、要員、または活動に重大な損害の脅威を与える可能性は低い。ほとんどの予算執行情報の機密性の損失の結果は、政府の資産、要員、または任務に重大な損害を与える可能性が高い。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：予算執行情報の機密性の損失の影響は、プライバシー規制の違反、民間機関の専有情報の暴露、および調達の機密にかかわる情報の暴露につながる場合がある。概して、予算執行情報は、ある政府機関にとっては（例えば、法執行、国土安全保障、国防、諜報）きわめて機密にかかわると考えられる能力および方法を暴露する可能性がある。その場合、許可されない開示によって生じうる潜在的損害は**中位**から**高位**、さらには**国家的セキュリティ関連**に及ぶ。**国家的セキュリティ関連**の場合、その情報は本文書の範囲外である。機密にかかわる予算執行情報の一般公開は、政府機関に対する公共の信頼を不必要に損なう結果になりうる。公開情報に未編集の内部記録や検討項目が含まれている場合は、特にそうなる可能性が高い。

推奨機密性影響レベル：ほとんどの予算執行情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。改変が少額である限り、政府機関の任務に対する潜在的損害は限定的である。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：大きな金銭的価値、資産の損失、および政府機関の活動に対する損害を伴う契約または取引の場合、公共の信頼の重大な損失の可能性は高い。その結果としての完全性影響レベルは、**中位**から**高位**である。予算執行情報が時間に決定的に依存する、または非常に機密にかかわる場合、完全性影響レベルは**中位**または**高位**であろう。

推奨完全性影響レベル：ほとんどの予算執行情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、予算執行情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。予算執行プロセスでは通常、遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：予算執行情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.3.6 人員計画情報タイプ

人員計画は、政府機関の戦略目標の達成に必要な人員の能力の識別およびその要件を満たすための戦略の開発プロセスを含む。人員計画情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、政府機関の戦略目標の達成に必要な人員の能力の識別およびその要件を満たすための戦略の開発を行う主管政府機関の能力に関する、人員計画情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの人員計画情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：連邦人員計画の作成を支援する背景情報の一部の許可されない開示は、機密にかかわる脆弱性、編成表、能力、あるいはテロ対策活動、法執行活動、または国家的セキュリティ活動の方法を暴露する可能性がある。問題となる情報によっては、機密性影響が**中位**または**高位**となるか、あるいは**国家的セキュリティ情報**を含む（本ガイドラインの範囲外）場合がある。

推奨機密性影響レベル：人員計画情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。したがって、人員計画情報の検出されない許可されない改変または破壊の結果は、適合強化活動の有効性を侵害する可能性がある（例えば、調査または強制の不正を主張する根拠を違反者に与える場合など）。

推奨完全性影響レベル：人員計画情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、人員計画情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。人員計画プロセスでは通常、妥当な遅れは許容される。ほとんどの場合、人員計画情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

推奨可用性影響レベル：人員計画情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.3.7 管理改善情報タイプ

管理改善は、業務プロセスの現在の効率を評価し、リエンジニアリングまたはリストラクチャリングの機会を識別するための取り組み全般を含む。管理改善情報タイプの推奨暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、業務プロセスの現在の効率を評価し、リエンジニアリングまたはリストラクチャリングの機会を識別する主管政府機関の能力に関する、管理改善情報の許可されない開示の影響を表す。計画案を内部での調整やレビューの前に時期尚早に一般公開した場合、政府機関に対する公共の信頼を不必要に損なう結果になる可能性がある。公開情報に未編集の内部記録や検討項目が含まれている場合は、特にそうなる可能性が高い。しかし、ほとんどの管理改善情報の機密性の損失の結果は、政府の資産、要員、または任務に対する限定的な損害しか伴わない可能性が高い。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：連邦管理改善計画の作成を支援する背景情報の一部の許可されない開示は、1974年プライバシー法の適用対象となる情報を含めて、個人の機密にかかわる情報を暴露する可能性がある。プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する。そのほかの背景情報は、機密にかかわる脆弱性、能力、あるいはテロ対策活動、法執行活動、または国家的セキュリティ活動の方法を暴露する可能性がある。問題となる情報によっては、機密性影響が**中位**または**高位**となるか、あるいは**国家的セキュリティ情報**を含む（本ガイドラインの範囲外）場合がある。また、いくつかの戦略計画は、それ自体が**国家的セキュリティ情報**である。

推奨機密性影響レベル：管理改善情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：管理改善情報を含む外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。公共の信頼に関する結果は、国防、諜報、または情報セキュリティ任務を持つ政府機関ではなおさら重大なものとなると予想される。当該の場合、影響は最低でも**中位**であろう。要員情報（ほとんどは背景情報）の悪意のある改変を検出できない場合、いくつかの政府機関の活動の断絶や、運営行為または法的行為の混乱につながる可能性がある。

推奨完全性影響レベル：管理改善情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、管理改善情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。管理改善計画プロセスでは通常、遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：管理改善情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.4 内部リスク管理・低減

内部リスク管理・低減は、リスクへの暴露の分析および適切な対抗策の決定プロセスに関する活動全般を含む。内部リスク管理・低減活動に関連するほとんどの情報および多くの情報システムに対するリスクは、広範囲のきわめて重要なインフラストラクチャおよび主要国家資産に関する侵害/損害への抵抗力および損害からの回復に本質的に影響を及ぼす可能性があることに注意されたい。

C.2.4.1 緊急時対応計画情報タイプ

緊急時対応計画は、損害を与える事象に対する計画、対応、および低減に必要な活動を含む。緊急時対応計画情報タイプの推奨暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 中位), (可用性, 中位)}

機密性

機密性影響レベルは、損害を与える事象に対する計画、対応、および低減を行う主管政府機関の能力に関する、緊急時対応計画情報の許可されない開示の影響を表す。緊急時対応計画情報の許可されない開示は、復旧に障害を生じさせるようにシステムを攻撃するために必要な情報を敵対者に与える可能性がある。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：連邦緊急時対応計画の作成を支援する背景情報の一部の許可されない開示は、機密にかかわる脆弱性、能力、情報アセスメント、情報源、あるいはテロ対策活動、法執行活動、または国家的セキュリティ活動に用いられる方法を暴露する可能性がある。問題となる情報によっては、機密性影響が**中位**または**高位**となるか、あるいは**国家的セキュリティ情報**を含む（本ガイドラインの範囲外）場合がある。また、いくつかの緊急時対応計画は、それ自体が**国家的セキュリティ情報**である。しかし、ほとんどの緊急時対応計画情報の目的は、悪意のある攻撃からではなく、不注意または偶然による損害を与える事象から保護することである。とはいえ、連邦政府システムについては、システムに対する敵の攻撃の場合を考慮しなければならない。緊急時対応計画からの抜粋の許可されない開示の結果が政府機関の活動に及ぼす悪影響は、ごくわずかから限定的なものにとどまる可能性が高い。当該の場合、機密性影響はせいぜい**低位**であろう。悪意を持つ存在に計画全体を許可なく開示することは、重大な影響をもたらす可能性がある。したがって、総合的な緊急時対応計画の機密性の損失の結果は、政府の資産、要員、または任務に対する重大な損害を伴う可能性が高い。当該の場合、機密性影響は最低でも**中位**であろう。

推奨機密性影響レベル：緊急時対応計画情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**中位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。完全性の侵害によって生じる緊急時対応計画の誤りは、システム復旧能力に重大な結果をもたらす場合がある。その範囲は、通知リストに記載された電話番号や電子メールアドレスの誤りから、データベースのバックアップおよびアーカイブまたはソフトウェアのベースライン、アップデート、およびパッチのスケジュールやファイル指定の誤りに及ぶ可能性がある。

推奨完全性影響レベル：緊急時対応計画情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、緊急時対応計画情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。緊急時対応計画情報へのアクセスの断絶の影響は、断絶のタイミングによって決まる。停電によって緊急時対応計画情報へのアクセスが拒絶された場合、復旧が遅れ、政府機関の作業が断絶する可能性がある。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：緊急時対応計画作成プロセスでは通常、遅れは許容される。対照的に、緊急時対応計画実施プロセスでは遅れは許容されない。緊急時対応計画情報へのアクセスの断絶の結果は、停止期間と断絶プロセスの重大性の両方によって決まる。その結果としての影響レベルは、**低位**から**高位**に及ぶ可能性がある。

推奨可用性影響レベル：緊急時対応計画情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**中位**である。

C.2.4.2 運用継続情報タイプ

運用継続は、きわめて重要なシステムおよびプロセスの識別、ならびに壊滅的な事象が発生した場合でもシステムおよびプロセスが利用可能であることを保証するのに必要な計画作成および準備に関連する活動を含む。運用継続情報タイプの推奨暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 中位), (可用性, 中位)}

機密性

機密性影響レベルは、重要システムおよびプロセスの識別、ならびに壊滅的な事象が発生した場合でも、システムおよびプロセスが利用可能であることを保証するのに必要な計画作成および準備を実行する主管政府機関の能力に関する、運用継続情報の許可されない開示の影響を表す。悪意を持つ存在に計画全体を許可なく開示することは、重大な影響をもたらす可能性がある。した

がって、ほとんどの運用継続計画（および総合的な運用継続計画）の機密性の損失の結果は、政府の資産、要員、または任務に対して重大な損害を与える可能性が高い。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：連邦運用継続計画の作成を支援する背景情報の一部の許可されない開示は、機密にかかわる脆弱性、能力、情報アセスメント、情報源、あるいはテロ対策活動、法執行活動、または国家的セキュリティ活動に用いられる方法を暴露する可能性がある。問題となる情報によっては、機密性影響が**中位**または**高位**となるか、あるいは**国家的セキュリティ情報**を含む（本ガイドラインの範囲外）場合がある。きわめて重要なインフラストラクチャおよび主要国家資産の運用継続情報の許可されない開示には、**高位**の影響レベルが必要な可能性がある。しかし、ほとんどの運用継続情報の目的は、悪意のある攻撃からではなく、不注意または偶然による損害を与える事象から保護することである。とはいえ、連邦政府システムについては、システムに対する敵の攻撃を考慮しなければならない。

運用継続計画からの抜粋の許可されない開示の結果が及ぼす政府機関の活動に及ぼす悪影響は、ごくわずかから限定的なものにとどまる可能性が高い。当該の場合、機密性影響はせいぜい**低位**であろう。運用継続情報の許可されない開示は、きわめて重要と考えられているファシリティやプロセスに関する情報を敵対者に与える可能性がある。当該の許可されない開示はまた、活動を混乱させて復旧に障害を生じさせるようにシステムを攻撃するために必要な情報を敵対者に与える可能性もある。当該の場合、機密性影響は最低でも**中位**であろう。

推奨機密性影響レベル：運用継続情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**中位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。完全性の侵害によって生じる運用継続計画の誤りは、システム復旧能力に重大な結果をもたらす場合がある。その範囲は、通知リストに記載された電話番号や電子メールアドレスの誤りから、データベースのバックアップおよびアーカイブまたはソフトウェアのベースライン、アップデート、およびパッチのバージョン番号の誤りに及ぶ可能性がある。

推奨完全性影響レベル：運用継続情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、運用継続情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：運用継続情報へのアクセスの断絶の影響は、断絶のタイミングによって決まる。停電によって運用継続情報へのアクセスが拒絶された場合、復旧が遅れ、政府機関の作業が断絶する可能性がある。運用継続計画プロセスでは通常、遅れは許容される。対照的に、運用継続**実施**プロセスでは遅れは許容されない。運用継続情報へのアクセスの断

絶の結果は、停止期間と断絶プロセスの重大性の両方によって決まる。その結果としての影響レベルは、**低位**から**高位**に及ぶ。

推奨可用性影響レベル：運用継続情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**中位**である。

C.2.4.3 サービス復旧情報タイプ

サービス復旧は、火災や地震などの大災害の発生後の運用再開計画の作成に必要な内部活動を含む。サービス復旧情報タイプの推奨暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、火災や地震などの大災害の発生後の運用再開計画を作成する主管政府機関の能力に関する、サービス復旧情報の許可されない開示の影響を表す。天災に備えたサービス復旧計画の場合、サービス復旧計画に関連する情報は本質的に機密にかかわらない。悪意のある活動によって引き起こされる大災害の場合、サービス復旧情報の許可されない開示は、きわめて重要と考えられているファシリティやプロセスに関する情報を敵対者に与える可能性がある。当該の許可されない開示はまた、活動を混乱させて復旧に障害を生じさせたり、あるいは復旧を阻止したりするような方法でシステムを攻撃するために必要な情報を敵対者に与える可能性もある。ほとんどのサービス復旧情報の目的は、悪意のある攻撃からではなく、天災から保護することである。ほとんどの場合、サービス復旧情報の機密性の損失の結果が政府の資産、要員、または任務に重大な損害を与える可能性は低い。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：連邦サービス復旧計画の作成を支援する背景情報の一部の許可されない開示は、機密にかかわる脆弱性、能力、情報アセスメント、情報源、あるいはテロ対策活動、法執行活動、または国家的セキュリティ活動に用いられる方法を暴露する可能性がある。問題となる情報によっては、機密性影響が**中位**または**高位**となるか、あるいは**国家的セキュリティ情報**を含む（本ガイドラインの範囲外）場合がある。また、いくつかのサービス復旧計画は、それ自体が**国家的セキュリティ情報**である。

推奨機密性影響レベル：サービス復旧情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

推奨完全性影響レベル：サービス復旧情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、サービス復旧情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。サービス復旧情報へのアクセスの断絶の影響は、断絶のタイミングによって決まる。停電によってサービス復旧情報へのアクセスが拒絶された場合、復旧が遅れ、政府機関の作業が断絶する可能性がある。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：サービス復旧計画作成プロセスでは通常、遅れは許容される。対照的に、復旧計画の実施では遅れは許容されない。サービス復旧の実施におけるアクセス断絶の結果は、断絶期間と断絶プロセスの重大性によって決まる。その結果としての影響レベルは、**低位**から**高位**に及ぶ可能性がある。

推奨可用性影響レベル：サービス復旧情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.5 歳入徴収

歳入徴収は、全収入源からの政府収入の徴収を含む。注：収税は、一般政府任務分野の租税管理情報タイプに基づいて説明される。

C.2.5.1 債権回収情報タイプ

債権回収は、合衆国政府の国外および国内の債務者からの債権の回収に関連する活動をサポートする。債権回収情報の推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、合衆国政府の国外および国内の債務者からの債権を適切かつ効率的に回収する主管政府機関の能力に関する、債権回収情報の許可されない開示の影響を表す。一般に、債権回収情報の許可されない開示の結果は、債務者の識別情報と回収される債権の性質および価値によって決まる。一般に、債権回収情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：より機密にかかわる情報が関係するとすれば、一般には1974年プライバシー法の適用対象となる個人情報か、企業またはそのほかの組織の専有情報か、あるいは外国政府による政治的に慎重な取り扱いを要する情報であろう。プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する。当該の情報は、債権回収プロセスに関連するものが多い。債権額が高額であり、不当な知識が回収の成功を危うくするおそれがある場合、それに関連して債権回収情報に割り付ける機密性影響は**中位**であろう（さらに、金額がきわめて高額である場合は**高位**ということすらある）。

推奨機密性影響レベル：債権回収情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**中位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。したがって、債権回収情報の許可されない改変または破壊の結果は、管理対象の資産のタイプと情報の使用予定の即時性によって決まる。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：改変または破壊された情報が重要な財務データである場合、不完全なまたは虚偽の情報に基づいて活動が行われることによって損害が生じる可能性が高くなる。これは、個々の財務活動に重大な悪影響を及ぼし、その結果、処分中の個人資産からの利益の損失や、処分中の個人資産についてそのほかの予期しない結果が生じる可能性がある。結果の重大さは債権および債務者のタイプにもよるが、たいていは**中位**であろう。

推奨完全性影響レベル：債権回収情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、債権回収情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

ほとんどの連邦債権回収プロセスでは、遅れは許容される。また、国外または国内の債権に関する情報への一時的なアクセス不能の結果は最小限である。

推奨可用性影響レベル：債権回収情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.5.2 受益者負担金徴収情報タイプ

受益者負担金徴収は、政府サービスの提供および政府所有物または資源（例えば、国立公園）の利用に対して個人または組織に課される負担金の徴収を含む。受益者負担金徴収情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 中位)}

機密性

機密性影響レベルは、政府サービスの提供および政府所有物または資源の利用に対して個人または組織に課される負担金の徴収を正確かつ効率的に実施、統制、および達成する主管政府機関の能力に関する、受益者負担金徴収情報の許可されない開示の影響を表す。一般に、特に全体としてこの情報は公記録である。

推奨機密性影響レベル：受益者負担金徴収情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。例えば、納付を回避したり、負担金滞納による過少納付を隠ぺいしたり、あるいは別の方法で政府から詐取したりするたくらみの一環として、受益者負担金徴収情報の許可されない改変または破壊が行われる場合があるかもしれない。また、受益者負担金徴収情報の許可されない改変または破壊の結果は、情報の必要性の緊急度または情報使用の即時性によって決まる場合もある。ほとんどの場合、情報が緊急に必要なになったり、情報に従って直ちに活動が行われたりする可能性は低い。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：外部との通信に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動、イメージ、および評判に悪影響を及ぼす可能性がある。割り付ける完全性影響レベルは、**中位**の場合もありうる。

推奨完全性影響レベル：受益者負担金徴収情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、受益者負担金徴収情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。一般に、受益者負担金徴収情報によって支援される任務では、遅れは許容される。しかし、利用不可が長期間にわたると、負担金の徴収対象である活動に重大な影響を及ぼす可能性が高いであろう。

推奨可用性影響レベル：受益者負担金徴収情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**中位**である。

C.2.5.3 連邦資産売却情報タイプ

連邦資産売却は、連邦政府によって管理される商品価値を持つ非内部資産で、民間部門に売却されるものの調達、監督、追跡、および売却に関連する活動を含む。連邦資産売却情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 中位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、連邦政府によって管理される商品価値を持つ非内部資産で、民間部門に売却されるものを適切かつ効率的に調達、監督、追跡、および売却する主管政府機関の能力に関する、連邦資産売却情報の許可されない開示の影響を表す。一般に、連邦資産売却情報の許可されない開示の結果は、処分対象の資産の性質および価値によって決まる。一般に、連邦資産売却情報は公開情報である。ほとんどの管理資産は、当該の出来事（談合など）の誘因として十分な個別価値を有していないであろう。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：処分対象の資産に関する不当な知識が不正利益（つまり、ほかの入札者に損害が及ぶまでに競売物件に正確に入札する能力）につながる可能性がある

場合、それに関連して連邦資産売却情報に割り付ける機密性影響は**中位**であろう。当該の例は、適切な手順の妨害が主管政府機関の将来の活動に悪影響を当然及ぼしうる場合、あるいはその政府機関のイメージ、または担当者の評判に損害が及ぶ可能性がある場合に生じるであろう。

推奨機密性影響レベル：連邦資産売却情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。連邦資産売却情報の許可されない改変または破壊の結果は、1 つには管理対象の資産のタイプと、データが時間に決定的に依存するかどうかによって決まる。改変または破壊された情報が重要な財務データである場合、不完全なまたは虚偽の情報に基づいて行われる活動が個々の財務活動に重大な悪影響を及ぼすこともありうる。

外部との通信（例えば、Web ページ、入札募集、処分の告示など）に影響する情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動、イメージ、または評判に悪影響を及ぼす可能性がある。しかし、管理任務に対する損害は通常、もっと目先の問題であろう。結果として生じる完全性影響の重大さは資産の性質にもよるが、たいていは**中位**であろう。

推奨完全性影響レベル：連邦資産売却情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、連邦資産売却情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。一般に、連邦資産売却情報によって支援される任務では、遅れは許容される。一般に、入札募集、処分の告示などへの一時的なアクセス不能の結果は最小限である。

推奨可用性影響レベル：連邦資産売却情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.6 公報

公報活動は、国民サービス、公共政策、および/または国益を直接支援する、連邦政府機関、国民、および利害関係者のあいだの情報交換および情報伝達に関する活動を含む。

C.2.6.1 顧客サービス情報タイプ

顧客サービスは、政府の顧客に対する情報および支援の提供およびその管理に関連する活動をサポートする。顧客サービス情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、政府の顧客に対する情報および支援の提供およびその管理を行う主管政府機関の能力に関する、顧客サービス情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの顧客サービス情報は、公開される可能性が高く、機密性影響をもたらすことはない。ほとんどの場合、顧客サービス情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者にせいぜい限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：いくつかの顧客サービス情報は、1974年プライバシー法の規定の対象となる顧客提供情報を含む可能性がある。プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する。プライバシー法のもとで保護される情報を大量に許可なく開示することは、政府機関に対する公共の信頼に重大ないし致命的な影響を及ぼすと予想される。責任の立証、被害者への補償、または損害の修復のための活動が暴露された情報を用いて行われた場合、政府機関の任務遂行能力に重大な断絶が生じる可能性がある。当該の場合、機密性影響は**中位**である可能性がある。

推奨機密性影響レベル：顧客サービス情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。一般に、顧客サービス情報の許可されない改変または破壊による、政府機関の任務機能全体または政府機関に対する公共の信頼への悪影響は限定的である。ただし、電子政府構想の進展に伴い、完全性影響がしだいに重大になる可能性が高い。一般に、外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊が、政府機関の活動または政府機関に対する公共の信頼に及ぼす悪影響は限定的であり、ほとんどの任務に与える損害も通常は限定的だと考えられる。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：顧客サービス活動のうち、対話サービスの割合が増加しつつある。したがって、改変された、または不完全な情報に基づいて対顧客活動が行われる可能性がある。同様に、顧客が提供した情報の許可されない改変または削除は、政府が顧客との対話サービスの取り扱いを誤る結果となりうる。これが大規模に発生した場合、政府機関に対する公共の信頼に重大な損害が生じる結果になる可能性がある。当該の場合、顧客サービス情報に**中位**の完全性影響レベルを関連づけることになる。

推奨完全性影響レベル：顧客サービス情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、顧客サービス情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。顧客サービス情報へのアクセスまたは使用の断絶の影響は通常、...可能性がある。また、顧客サービス活動では通常、遅れは許容されない。顧客サービス情報の可用性の損失は、たとえ一時的なものでも対顧客活動を混乱させる可能性が高い。ほとんどの場合、顧客サービス情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：ほとんどのサービス停止は政府活動に限定的な悪影響しか及ぼさないが、度重なる停止は政府機関に対する公共の信頼に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。当該の場合、可用性影響は **中位** であろう。

推奨可用性影響レベル：顧客サービス情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位** である。

C.2.6.2 公式情報伝達情報タイプ

公式情報伝達は、ビデオ、書類、Web などの各種媒体を利用して政府公式情報を外部の利害関係者に提供する取り組み全般を含む。公式情報伝達情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、各種通信媒体を利用して連邦政府公式情報を外部の利害関係者に提供する主管政府機関の能力に関する、公式情報伝達情報の許可されない開示の影響を表す。公式情報伝達情報は通常公開され、機密性影響をもたらすことはない。

推奨機密性影響レベル：公式情報伝達情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位** である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。一般に、政府機関の任務機能全体に対する公式情報伝達情報の許可されない改変または破壊の悪影響は限定的である。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：改変された、または不完全な情報に基づいて対顧客活動が行われる可能性がある。また、公式情報伝達情報の許可されない改変または破壊は、虚偽の情報や誤解を招きやすい情報が配布される結果になる場合がある（例えば、改変された Web ページ、電子メール、ビデオ）。当該の事象は、政府機関の活動または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼしうる。これは、公式情報伝達任務遂行能力を大きく低下させる可能性がある。当該の場合、**中位** の完全性影響が存在する可能性がある。また、電子政府構想の進展に伴い、完全性影響がしだいに重大になる可能性が高い。

推奨完全性影響レベル：公式情報伝達情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位** である。

可用性

可用性影響レベルは、公式情報伝達情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。公式情報伝達プロセスでは通常、一定限度の遅れは許容される。しかし、公式情報伝達情報の可用性の損失は、たとえ一時的なものでも

政府機関に対する**公共の信頼**に悪影響を及ぼす可能性が高い。ほとんどの場合、公式情報伝達情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動全体、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：ほとんどの場合は限定的な結果しか及ぼさないが、度重なる停止は政府機関に対する**公共の信頼**に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。これは、公式情報伝達任務遂行能力を大きく低下させる可能性がある。当該の場合、可用性影響は**中位**であろう。

推奨可用性影響レベル：公式情報伝達情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.6.3 成果のアウトリーチ活動情報タイプ

成果のアウトリーチ活動は、政府サービスの成果および意識を向上させて、サービスおよびプログラムの顧客 / 受益者数の増加を図るための一般向けプログラムのマーケティングに関連する。成果のアウトリーチ活動情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、政府サービスの成果および意識を向上させて、サービスおよびプログラムの顧客 / 受益者数の増加を図るための一般向けプログラムをマーケティングする主管政府機関の能力に関する、成果のアウトリーチ活動情報の許可されない開示の影響を表す。成果のアウトリーチ活動情報は通常公開され、機密性影響をもたらすことはない。

推奨機密性影響レベル：成果のアウトリーチ活動情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの場合、政府機関の任務機能全体に対する成果のアウトリーチ活動情報の許可されない改変または破壊の悪影響は限定的である。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：成果のアウトリーチ活動情報の許可されない改変または破壊は、虚偽の情報や誤解を招きやすい情報が配布される結果になる場合がある。当該の事象は、政府機関の活動または政府機関に対する**公共の信頼**に悪影響を及ぼし、成果のマーケティング任務遂行能力を大きく低下させる可能性がある。当該の場合、**中位**の完全性影響が存在する可能性がある。

推奨完全性影響レベル：成果のアウトリーチ活動情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、成果のアウトリーチ活動情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。成果のアウトリーチ活動プロセスでは通常、一定程度の遅れは許容される。ほとんどの場合、成果のアウトリーチ活動情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

推奨可用性影響レベル：成果のアウトリーチ活動情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.6.4 広報情報タイプ

広報活動は、国民の関心への効果的な対応によって組織のイメージを向上させるための取り組みを含む。広報情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、国民の関心への効果的な対応によって組織のイメージを向上させる主管政府機関の能力に関する、広報情報の許可されない開示の影響を表す。広報情報は、それ自体が通常公開され、機密性影響をもたらすことはない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：広報情報の作成に関連する内部通信は、その許可されない開示が政府機関の活動に重大な悪影響を及ぼしかねない情報を含む可能性がある。そのため、当該の情報は**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨機密性影響レベル：広報情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの場合、政府機関の任務機能全体に対する広報情報の許可されない改変または破壊の悪影響は限定的である。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：広報情報の許可されない改変または破壊は、虚偽の情報や誤解を招きやすい情報が配布される結果になる場合がある。当該の事象は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼすと予想される。これは、広報任務遂行能力を大きく低下させる可能性がある。当該の場合、**中位**の完全性影響が存在する可能性がある。

推奨完全性影響レベル：広報情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、広報情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。広報プロセスでは通常、一定程度の遅れは許容される。ほとんどの場合、広報情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

推奨可用性影響レベル：広報情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.7 立法関係

立法関係は、連邦政府の立法部門による一般法の立案、追跡、および改正を目的とする活動を含む。

C.2.7.1 立法追跡情報タイプ

立法追跡は、概念から採択までの立法の追跡を含む。立法追跡情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、概念から採択まで立法を追跡する主管政府機関の能力に関する、立法追跡情報の許可されない開示の損失の影響を表す。立法追跡情報は、それ自体が通常公開され、機密性影響をもたらすことはない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：場合によっては、立法追跡情報に関連する内部通信は、不適切に開示された場合に政府機関とほかの政府機関および立法部門との関係に重大な悪影響を及ぼす情報を含む可能性がある。そのため、当該の情報は**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨機密性影響レベル：立法追跡情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの場合、政府機関の任務機能全体に対する立法追跡情報の許可されない改変または破壊の悪影響は限定的である。

推奨完全性影響レベル：立法追跡情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、立法追跡情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。立法追跡プロセスでは通常、一定程度の遅れは許容される。ほとんどの場合、立法追跡情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

推奨可用性影響レベル：立法追跡情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.7.2 立法証明情報タイプ

立法証明は、概念から採択までの立法に対する賛成または反対の証言 / 証拠の提供に関連する活動を含む。以下に記述する例外条件に該当しない限り、立法証明情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、概念から採択までの立法に対する賛成または反対の証言 / 証拠を提供する主管政府機関の能力に関する、立法証明情報の許可されない開示の影響を表す。立法に関するほとんどの証明は公開され、たとえ時期尚早に公開されたとしても、政府機関の資産、要員、または活動に与える損害は限定的だと考えられる。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：審議中の証明に該当する一部の情報の機密性の損失の影響は、競合する利害関係者による特定の立法プロセスの支配および / または妨害の試みにつながる可能性がある。政府機関のプログラムおよび政府機関の任務遂行能力に対する結果は、非常に重大なものになりかねない。証明案を内部での調整やレビューの前に時期尚早に一般公開した場合、その証明案に対する不必要な批判が起こり、ひいては政府機関に対する公共の信頼を損なう結果になる可能性がある。公開情報に未編集の内部記録や検討項目が含まれている場合は、特に上述の結果になる可能性が高い。一般への情報の許可されない開示の結果は、特定の政府機関プログラムを危うくする可能性があるが、結果として生じる公共の信頼の損失は、政府の任務を効果的に遂行する能力に永続的な損害を与えかねない。そのため、当該の情報は**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。立法証明に関連する情報によっては、**国家的セキュリティ情報**に分類され、本ガイドラインの範囲外のものもある。

推奨機密性影響レベル：立法証明情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

立法に関連する証明の外部公開（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関どうしの関係、連邦議会との関係、または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性がある。しかし、任務に対する損害は通常、限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：立法証明情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、立法証明情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。立法証明プロセスでは通常、遅れは許容される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：復旧が遅れすぎると、政府機関の評判および特定の立法に関連する利益に損害を与える結果になる可能性がある。そのため、当該の情報に**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨可用性影響レベル：立法証明情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.7.3 法案作成情報タイプ

法案作成は、連邦議会の立法行為を条件とする法律を作成または改正する法案の起草を含む。以下に記述する例外条件に該当しない限り、法案作成情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、連邦議会の立法行為を条件とする法律を作成または改正する法案を起草する主管政府機関の能力に関する、法案作成情報の許可されない開示の影響を表す。立法行為は通常公開される。しかし、法案または法案の初期草案の作成に使用される背景情報の機密性の損失の影響は、競合する利害関係者による特定の立法プロセスの支配および/または妨害の試みにつながる可能性がある。政府機関のプログラムおよび政府機関の任務遂行能力に対する結果は、非常に重大なものになりかねない。法案を内部での調整やレビューの前に時期尚早に一般公開した場合、その法案に対する不必要な批判が起こり、ひいては政府機関に対する公共の信頼を損なう結果になる可能性がある。公開情報に未編集の内部記録や検討項目が含まれている場合は、特に上述の結果になる可能性が高い。一般に、多くの法案情報の許可されない開示は、特にプロセスの初期において、政府機関の資産または活動に重大な損害を与える結果になる可能性が高い。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：特定の連邦機関（例えば、国土安全保障、法執行、防衛、諜報コミュニティ）によって使用される法案作成情報のなかには、非常に機密にかかわるものまたは機密の**国家的セキュリティ情報**がある。**国家的セキュリティ情報**は本ガイドラインの範

困外である。非常に機密にかかわる情報に対して推奨される秘匿度レベルは、**高位**である。法案作成情報が公開された場合、機密性影響レベルは「該当なし (NA)」となる。

推奨機密性影響レベル：公開前の草案の許可されない開示の事象主導の結果に対応するために、法案作成情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは**中位**とする。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

法案の外部公開（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関どうしの関係、連邦議会との関係、または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性がある。しかし、任務に対する損害は通常、限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：法案作成情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、法案作成情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。法案作成プロセスでは通常、遅れは許容される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：復旧が遅れすぎると、政府機関の評判および特定の立法に関連する利益に損害を与える結果になる可能性がある。そのため、当該の情報に**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨可用性影響レベル：法案作成情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.7.4 議会連絡情報タイプ

議会連絡活動は、連邦機関と米国議会のあいだの公式の関係のサポートに関連する活動全般を含む。以下に記述する例外条件に該当しない限り、議会連絡情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、米国議会との公式の関係をサポートする主管政府機関の能力に関する、議会連絡情報の許可されない開示の影響を表す。議会連絡に関連する情報の機密性の損失の影響は、競合する利害関係者による特定の立法プロセスの支配および/または妨害、あるいは部門間の関係を悪化させる試みを容易にする可能性がある。政府機関のプログラム、さらには政府機関の任務遂行能力に対する結果は、非常に重大なものになりかねない。議会連絡に関連する情報を

内部での調整やレビューの前に時期尚早に一般公開した場合、予備データまたは事前の見解に対する不必要な批判が起こり、ひいては政府機関に対する公共の信頼を損なう結果になる可能性がある。公開情報に未編集の内部記録や検討項目が含まれている場合は、特に上述の結果になる可能性が高い。一般に、多くの議会連絡情報の許可されない開示は、政府機関の資産および/または活動に重大な損害を与える結果になる可能性が高い。議会連絡情報が公開された場合、機密性影響レベルは「該当なし (NA)」となる。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：連邦機関（例えば、国土安全保障、法執行、防衛、諜報コミュニティ）によって使用される議会連絡情報のなかには、非常に機密にかかわるものまたは機密の*国家的セキュリティ情報*すらある。*国家的セキュリティ情報*は本ガイドラインの範囲外である。非常に機密にかかわる情報に関連づける秘匿度レベルは、**高位**である。

推奨機密性影響レベル：議会連絡情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**中位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

推奨完全性影響レベル：議会連絡情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、議会連絡情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。議会連絡プロセスでは通常、遅れは許容される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：復旧が遅れすぎると、政府機関の評判および特定の立法に関連する利益に損害を与える結果になる可能性がある。そのため、当該の情報は**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨可用性影響レベル：議会連絡情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.8 一般政府

一般政府は、立法および行政活動、中央の財政、人事、および資産活動の提供、ならびにほかのサービス支援分野に合理的に分類できないサービスの提供を含む、連邦政府の一般諸経費に關与する。通常原則として、ほかのサービス支援分野または情報タイプに合理的または密接に関連する活動はすべて、一般政府の一部として記載するのではなく、そのサービス支援分野または情報タイプに含めなければならない。このサービス支援分野は、中央政府の管理活動のために用意されたものであり、ほとんどのサービス提供（任務別）管理活動はここには含まれないはずである。ほかのサービス支援機能とは異なり、いくつかの一般政府情報タイプは特定の組織（例えば、財務省、大統領府、内国歳入庁）に関連する。

C.2.8.1 中央財政運用情報タイプ

中央財政運用は、財務省が政府に代わって実行する財政運用を含む⁹。[注：税関連の機能は、租税管理情報タイプに関連する。] 中央財政運用に関連する一部の情報および情報システムへの影響は、重要な銀行および金融インフラストラクチャのセキュリティに影響を及ぼす可能性がある。ほとんどの場合、公共福祉に対する中央財政運用機能の損失の影響は、即座にではなく遅れて現れると予想される。結果として人命または主要国家資産の損失が発生する可能性は低い。中央財政運用情報タイプに対して推奨される暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、財務省が政府に代わって実行する財政運用に関する中央財政運用情報の許可されない開示の影響を表す。機密性の損失の影響は、任務の達成に必要な関係および運営活動を脅かすこと、および/または政府機関に対する公共の信頼を著しく損なうことが当然予想される。例えば、調査・実施情報の許可されない開示は、個々の企業と広範な市場の両方に重大な経済的影響（例えば、株式市場の短期的な動揺）を及ぼしかねない。当該の許可されない開示の結果は、その政府機関に対する公共の信頼に重大な悪影響をもたらす可能性がある。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：問題となる活動が法執行または国土安全保障組織との連絡を伴う場合、許可されない開示の結果は、人命の安全、きわめて重要なインフラストラクチャの保護、または主要国家資産の保護にきわめて重要な活動を危うくする可能性がある。そうした活動では、重要な財務インフラストラクチャ要素に対する結果は、重大ないし致命的なものとなりうる。当該の場合、関連する機密性影響レベルは**高位**である。

推奨機密性影響レベル：ほとんどの中央財政運用情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**中位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間にではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

中央財政運用情報を含む外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：中央財政運用情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは通常、**低位**である。

⁹ 中央財政運用は、中央の政府機関の機能ではなく、中央の連邦政府の機能に焦点を当てている。

可用性

可用性影響レベルは、中央財政運用情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。中央財政運用プロセスでは通常、遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：中央財政運用情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.8.2 立法機能情報タイプ

立法機能は、租税裁判所、議会図書館、および政府印刷局の回転資金を除く立法部門の経費に関連するサービス支援活動を含む。立法サービス支援情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、租税裁判所、議会図書館、および政府印刷局の回転資金を除く立法部門の経費に関連するサービス支援活動を提供する主管政府機関の能力に関する、立法機能情報の許可されない開示の影響を表す。立法機能に関連する情報の機密性の損失の影響は、連邦政府の資産、活動、または要員の福利厚生に限定的な影響しか及ぼさないと予想される。

推奨機密性影響レベル：立法機能情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。改変された情報が実際に交換されることによって生じる誤解は通常、解決することができ、改変された情報が交換された結果として生じる支援機能に対する損害は通常、限定的だと考えられる。

立法サービス支援情報の外部公開（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関どうしの関係、連邦議会との関係、または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性がある。しかし、任務に対する損害は通常、限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：立法機能情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、立法サービス支援情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。立法機能プロセスでは通常、遅れは許容される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：復旧が遅れすぎると、政府機関の評判および特定の立法に関連する利益に損害を与える結果になる可能性がある。そのため、当該の情報に **中位** の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨可用性影響レベル：立法機能情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位** である。

C.2.8.3 行政機能情報タイプ

以下に記述する例外条件に該当しない限り、行政情報タイプの推奨暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

行政情報タイプに関連づける機密性影響レベルは、行政機能に関連する。策定段階にある方針・ガイドラインの機密性の損失の影響は、影響を受ける団体およびそのほかの関連団体による方針・ガイドライン策定プロセスの支配および/または妨害の試みにつながる可能性がある。策定中の方針・ガイドラインを内部での調整やレビューの前に時期尚早に一般公開した場合、行政府に対する公共の信頼を不必要に損なう結果になる可能性がある。公開情報に未編集の内部記録や検討項目が含まれている場合は、上述の結果になる可能性がある。

推奨機密性影響レベル：行政機能情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位** である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

行政情報を含む外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性がある。

推奨完全性影響レベル：行政情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位** である。

可用性

可用性影響レベルは、行政情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

推奨可用性影響レベル：行政機能情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位** である。

C.2.8.4 中央資産管理情報タイプ

中央資産管理は、一般調達局（GSA）の大部分の運用を含む。以下の中央資産管理情報の推奨暫定セキュリティ分類は、特にきわめて重要なインフラストラクチャ要素または主要国家資産が関係する場合は変わることがある。

セキュリティ分類= {(機密性, 低位¹⁰), (完全性, 低位⁴), (可用性, 低位¹¹)}

機密性

機密性影響レベルは、連邦政府によって使用されるオフィスビル、車両、機械類、ならびにそのほかの資本資産および消耗品を調達、提供、および中央管理する GSA の能力に関する、中央資産管理情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの中央資産管理情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない可能性が高い。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：非常に大規模な調達に関連する情報の許可されない開示は、連邦政府の資産および活動に重大ないし致命的な影響を及ぼしうる不正、浪費、悪用、および/または法的手続きにつながる可能性がある。また、連邦政府の多くのオフィスビル、輸送車両、および運用施設の調達、保守、管理、および運用に関連する情報は、不正、窃盗、またはそのほかの犯罪の企てを容易にするまたは実行する目的で連邦施設にアクセスしようとする犯罪者にとって重要な利用価値を持つことがある。この場合、情報の許可されない開示は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。その結果としての機密性影響は、最低でも **中位** であろう。

そのほかの連邦政府施設の保守、管理、および運用に関連する情報も、きわめて重要なインフラストラクチャ、主要国家資産、または人に損害を与えることを目的とする活動の一環として当該のファシリティへの侵入および/または占拠を図るテロリストが使用するのに重要なことがある。損害をもたらす可能性がより高い情報の例としては、密かな徒歩、または自由に出入りできる車両での政府の建物（例えば、議員会館、FBI 本部、国立公文書館、スミソニアン博物館群、ダム、原子力発電所など）へのアクセスを可能にするおそれがある構造、保守、および管理情報がある。当該の場合、機密性影響レベルは **高位** であろう。

[情報によっては、*国家的セキュリティ情報*に分類され、本ガイドラインの範囲外のものもある。] GSA が、ある政府機関の中央資産管理情報を許可なく開示することが予期されるか、開示した場合、中央資産管理インフラストラクチャ内の管轄を超えた調整、および政府施設や物資の調達・管理任務を負う組織の一般的有効性に悪影響を及ぼす結果になることもありうる。

推奨機密性影響レベル：中央資産管理情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位** である。

¹⁰ きわめて重要なインフラストラクチャの主要コンポーネントまたは主要国家資産の安全がかかっている場合の影響レベルは通常、**高位** である。

¹¹ 人間の安全または主要資産に影響を及ぼす、時間に決定的に依存するプロセスが関係する緊急事態では、影響レベルは通常、**中位** から **高位** である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。また、中央資産管理情報の許可されない改変または破壊の結果は通常、情報の必要性の緊急度または情報使用の即時性によって決まる。ほとんどの場合、情報が時間に決定的に依存したり、情報に従って直ちに活動が行われたりする可能性は低い。

中央資産管理情報の外部公開（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性がある。しかし、任務に対する損害は通常、限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：中央資産管理情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、中央資産管理情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの中央資産管理情報によって支援される機能では、遅れは許容される。一般に、中央資産管理情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動（任務機能および政府機関に対する公共の信頼を含む）、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響を及ぼす。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：例外として、災害管理の緊急時対応の局面が挙げられる。当該の場合、数時間単位の遅れが人命の損失や主要資産の損害をもたらす可能性がある。したがって、緊急時対応に必要な中央資産管理情報の許可されない改変または破壊に関連づける可用性影響レベルは、**高位**であろう。

推奨可用性影響レベル：中央資産管理情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.8.5 中央人事管理情報タイプ

中央人事管理は、人事管理局（OPM）および関連諸機関の活動の大部分を含む。中央人事管理情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、資格任用制に基づいて良質かつ多様な連邦職員を組織する OPM の能力に関する、中央人事管理情報の許可されない開示の影響を表す。中央人事管理情報は、人的資源管理およびコンサルティングサービス、教育および指導力開発サービス、調査サービスなどを含む。ほとんどの中央人事管理情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：非常に機密にかかわる情報は通常、1974年プライバシー法の適用対象となる個人情報である（プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する）。当該の情報には、**中位**の機密性影響レベルが割り付けられることが多い。調査サービスに関連する情報には、特に機密にかかわり、**高位**の機密性影響レベルが必要なものもある。

推奨機密性影響レベル：中央人事管理情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。中央人事管理情報の検出されない許可されない改変または破壊の結果は、ともすると中央人事管理活動を混乱させる可能性がある（例えば、取り扱いに慎重を要する秘密個人情報の改変または機密保持メカニズムの侵害により）。

中央人事管理情報の外部公開（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性がある。しかし、任務に対する損害は通常、限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：中央人事管理情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、中央人事管理情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。中央人事管理プロセスでは通常、妥当な遅れは許容される。ほとんどの場合、中央人事管理情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

推奨可用性影響レベル：中央人事管理情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.8.6 租税管理情報タイプ

租税管理は、内国歳入法の実施およびアメリカ国内外における租税徴収に関連する活動を含む。租税管理情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、内国歳入法の実施およびアメリカ国内外における租税徴収を行う内国歳入庁（IRS）の能力に関する、租税管理情報の許可されない開示の影響を表す。IRS の『*Guidebook for Information Sensitivity Analysis*』では、IRS 公式使用限定（OUO）情報の識別に関するガイドラインを規定している。IRM は、機密にかかわる情報を喪失、盗難、あるいは適切な許可なしに

(アクセスまたは)改ざんされた場合に IRS の活動に悪影響を及ぼす可能性がある情報として識別している。IRM は、機密にかかわる情報の許可されない開示は IRS ならびに IRS 職員に対する訴訟、IRS に対する不必要な悪評、および IRS の当該情報保護能力に対する国民の不信感の原因となる場合があり、これらすべてによって税法に違反するケースが増加する可能性があるとして述べている。また、情報提供者(脱税または不正の場合)の氏名や住所などの情報を許可なく公開することは、人命を脅かす可能性があるとして指摘している¹²。加えて、IRM の Section 25.10 では、情報の不注意または故意の開示によって生じるリスクまたは損失規模を理由として、機密にかかわる情報を保護が必要な情報と定義している。機密にかかわる情報は、その不適切な使用が、政府機関の任務遂行能力、専有情報、プライバシー法によって保護が義務づけられた個人に関する記録、および情報自由法に基づいて公開できない情報に悪影響を及ぼしうる情報を含む。IRS OIG 指針では、開示することによって法的要件または政府機関の規則および規制の回避につながる危険のある内部事情が暴露される情報が許可なく開示されないようにすることは、国土安全保障においてますます重要な役割を担いつつあると指摘している。機密にかかわる、または秘密の IRS 情報を許可なく開示することは、個人の福利と政府に対する公共の信頼の両方に重大な影響を及ぼすと予想される。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：租税情報の許可されない開示が、テロ対策またはそのほかの国土安全保障活動を妨害する、あるいは調査官または情報提供者の生命を危険にさらす可能性がある場合、機密性影響レベルは**高位**である。

推奨機密性影響レベル：租税管理情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**中位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。また、租税管理情報の許可されない改変または破壊の結果は、情報の必要性の緊急度または情報使用の即時性によって決まる場合もある。ほとんどの場合、情報が緊急に必要なになったり、情報に従って直ちに活動が行われたりする可能性は低い。また、政府機関の任務機能全体に対する租税管理情報の許可されない改変または破壊の悪影響は限定的と予想される。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：改変された、または不完全な情報に基づいて、税法の執行、そのほかの法執行、またはテロ対策活動が行われる可能性がある。また、租税管理情報の許可されない改変または破壊は、虚偽の情報や誤解を招きやすい情報が配布される結果になる場合がある。当該の事象は、担当者、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼすと予想される。これは、租税管理任務遂行能力を大きく低下させる可能性がある。極端な場合は(例えば、情報提供者の誤認)、生命を脅かす結果となることもありうる。当該の場合、**高位**の完全性影響が存在する可能性がある。

推奨完全性影響レベル：租税管理情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

¹² 当該の情報の既定機密性影響レベルは**高位**であろう。

可用性

可用性影響レベルは、租税管理情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。租税管理プロセスでは通常、一定限度の遅れは許容される。ほとんどの場合、租税管理情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。しかし、租税管理情報の可用性の損失は、たとえ一時的なものでも政府機関に対する**公共の信頼**および連邦政府のキャッシュフローに悪影響を及ぼす可能性が高い。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：ほとんどの場合は限定的な結果しか及ぼさないが、度重なる断絶は政府機関に対する公共の信頼に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。これは、租税管理任務遂行能力を大きく低下させる可能性がある。当該の場合、可用性影響は**中位**であろう。大量の租税管理情報の長期間にわたる可用性の損失は、連邦政府の活動に重大な損害を与える可能性がある。その経済的影響は、場合によっては致命的なものとなる。

推奨可用性影響レベル：租税管理情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.8.7 中央記録・統計管理情報タイプ

中央記録・統計管理は、連邦政府全体の公式文書、統計、および記録の管理に関する活動を含む。この情報タイプは、国立公文書館（NARA）によって行われる記録管理や国勢調査局によって行われるデータ収集など、連邦政府全体としての記録および統計の管理に関連する情報および情報システムを含めるためのものである。注：多くの政府機関は、特定の業務機能に関する記録および統計管理を行っているが、それ自体はその業務機能に関連するサービス支援、管理、または任務分野にマッピングする必要がある。中央記録・統計管理情報タイプは、連邦政府全体に代わって実行される機能を目的としている。中央記録・統計管理情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、連邦政府全体の公式文書、統計、および記録を管理する主管政府機関の能力に関する、中央記録・統計管理情報の許可されない開示の影響を表す。中央記録・統計管理活動のための生データおよびそのほかの源泉情報の許可されない開示は、1974年プライバシー法および個人および政府情報の伝達に適用されるそのほかの規制に違反する可能性が高い（人事管理情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証、収入、代理受取人、および受給資格事象情報タイプで文書化する）。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：中央管理される記録のいくつかを許可なく開示することは、人命に脅威を与えたり、主要資産の損失をもたらしたりする場合がある。当該の場合、機密性影響は**高位**である。

推奨機密性影響レベル：中央記録・統計管理情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**中位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。また、中央記録・統計管理情報の許可されない改変または破壊の結果は、情報の必要性の緊急度または情報使用の即時性によって決まる場合もある。ほとんどの場合、情報が時間に決定的に依存したり、情報に従って直ちに活動が行われたりする可能性は低い。

推奨完全性影響レベル：中央記録・統計管理情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、中央記録・統計管理情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。中央記録・統計管理プロセスでは通常、妥当な遅れは許容される。一般に、中央記録・統計管理情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

推奨可用性影響レベル：中央記録・統計管理情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.2.8.8 収入情報

収入情報は、個人が補足的所得保障または RSDI（退職、遺族、障害保険）第 II 編制度にもとづき受給あるいは非受給の権利がある退職給付金、遺族給付金、または障害給付金の額の決定を支援するために必要とされる賃金、自営業収入、貯蓄型データ、およびその他のほかの金融資産情報全般を含む。ほとんどの場合、影響レベルは、国民の受給資格および負担の識別、ならびに国民の識別情報の盗難からの個人の保護および不正からの連邦政府の保護を行う連邦政府の能力に関する、収入情報の許可されない開示、改変、または可用性の損失の影響に基づく。収入情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 中位), (可用性, 中位)}

機密性

機密性影響レベルは、国民の受給資格および負担の識別、ならびに国民の識別情報の盗難からの個人の保護および不正からの連邦政府の保護を行う連邦政府の能力に関する、収入情報の許可されない開示の影響に基づく。給付金額決定および歳入徴収活動のための生データおよびその他のほかの源泉情報の許可されない開示は、1974 年プライバシー法および個人および政府情報の伝達に適用されるその他のほかの規制に違反する可能性が高い。中央管理される収入情報の許可されない開示は、政府機関の任務に重大な悪影響を及ぼす場合がある。収入情報の大規模な開示は、非常に大規模な集団的不正請求の原因となる可能性がある。したがって、一般国民の記録を含む大量の収入情報を管理する政府機関の場合、暫定機密性影響レベルは最低でも**中位**と予想される。

推奨機密性影響レベル：収入情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**中位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、収入情報の特定の使用目的に基づく。一般国民に関する収入情報を含む非常に大規模なデータベースの場合、誤った活動が行われると、多数の個人の給付金受給または負担（例えば、納税義務）に影響が及ぶ確率がかかなり高い。これは、国民を少なくとも短期的な経済的困難に陥らせる可能性がある。また、是正措置を講じるには膨大な時間と資源が必要であることから、政府機関の活動に非常に重大な断絶が生じる結果になると予想される。当該の場合、完全性影響レベルは最低でも**中位**であろう。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：小規模組織で影響を受ける情報が従業員に限定される場合、その暫定的な影響レベルはせいぜい**低位**であることが正当化されよう。

推奨完全性影響レベル：収入情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、収入情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、収入情報の特定の使用目的に基づく。給付金額決定および負担額計算（例えば、租税）プロセスでは通常、妥当な遅れは許容される。多くの場合、収入情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：一般国民に関する収入情報を含む非常に大規模なデータベースの場合、処理の遅れは多数の個人の給付金受給または負担（例えば、納税義務）に影響を及ぼす確率がかかなり高い。影響を受ける記録の数が多くなるにつれて、結果として生じる遅れが長くなると予想される。この残務処理には膨大な時間と資源が必要であることから、国民を経済的困難に陥らせ、政府機関の活動に重大な断絶が生じる結果になる可能性がある。当該の場合、可用性影響レベルは最低でも**中位**であろう。記録の永久的な損失の場合は、影響は**高位**ということすらある。

推奨可用性影響レベル：収入情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**中位**である。

C.2.8.9 個人識別・認証情報

個人識別・認証情報は、連邦給付金の受給資格を持つ可能性がある全員を確実に列挙および識別し、連邦政府がその本人に対して支払いまたは連絡を行っていることを合理的に保証するために必要な情報を含む。この情報は、各国民の社会保障番号、氏名、誕生日、出生地、両親の氏名などを含む¹³。個人識別・認証情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 中位), (可用性, 中位)}

¹³ 政府と機密または支払いに関する業務を行う人は、当該のデータを使用して、しかるべき管理指令によって規定されたレベルまで身元を明らかにしなければならない。

機密性

機密性影響レベルは、個人に対する連絡および支払いがその本人に対して行われていることを確認し、ひいては識別情報の盗難から個人を保護し、不正から連邦政府を保護する連邦政府の能力に関する、個人識別・認証情報の許可されない開示の影響に基づく。識別認証活動のための生データおよびそのほかの源泉情報の許可されない開示は、1974年プライバシー法および個人および政府情報の伝達に適用されるそのほかの規制に違反する可能性が高い。個人識別・認証情報の許可されない開示は、政府の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない場合が多い。しかし、当該の情報が犯罪者によって識別情報の窃盗および関連する不正を行う目的で使用される可能性があるため、個人に重大な損害を与えることもありうる。パスポート・ビザ管理データベースなどの中央管理される個人識別・認証情報の許可されない開示は、政府機関の任務に重大な悪影響を及ぼす場合がある。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：個人識別・認証情報の大規模な開示は、非常に大規模な集団的不正請求の原因となる可能性がある。一般国民の記録を含む大量の収入情報を管理する政府機関の場合、暫定機密性影響レベルは最低でも**中位**と予想される。個人識別・認証情報がファシリティ（例えば、連邦施設、きわめて重要なインフラストラクチャ・ファシリティ、主要国家資産）へのアクセスの制御または国境警備のために使用される場合、証明書の偽造が可能になる許可されない開示の結果は、**高位**の影響割り付けを正当化しうる。

推奨機密性影響レベル：個人識別・認証情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**中位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、個人識別・認証情報の特定の使用目的に基づく。一般国民に関する個人識別・認証情報を含む非常に大規模なデータベースの場合、誤った活動が行われると、多数の個人の給付金受給またはファシリティへのアクセスに影響が及ぶ確率がかなり高い。給付金の場合、国民を少なくとも短期的な経済的困難に陥らせる可能性がある。また、是正措置を講じるには膨大な時間と資源が必要であることから、政府機関の活動に非常に重大な断絶が生じる結果になると予想される。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：小規模組織で影響を受ける情報が従業員に限定される場合、やはり影響はあるものの、せいぜい**低位**の暫定影響レベルが正当化されよう。データの改変によって、そのアクセスが禁止されるべき個人によるファシリティへのアクセス（または合衆国への入国）が可能になる場合、完全性影響は**高位**ということもありうる。

推奨完全性影響レベル：個人識別・認証情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、個人識別・認証情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、個人識別・認証情報の特定の使用目的に基づく。給付金額決定プロセスでは通常、妥当な遅れは許容される。多くの場合、個人識別・認証情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：一般国民に関する個人識別・認証情報を含む非常に大規模なデータベースの場合、処理の遅れは多数の個人の給付金受給またはファシリティへのアクセスに影響を及ぼす確率がかかなり高い。影響を受ける記録の数が多くなるにつれて、結果として生じる遅れが長くなると予想される。この残務処理には膨大な時間と資源が必要であることから、国民を経済的困難に陥らせ、政府機関の活動に重大な断絶が生じる結果になる可能性がある。当該の場合、可用性影響レベルは最低でも **中位** であろう。記録または緊急時対応要員によるファシリティへのアクセスの永久的な損失の場合は、影響は **高位** ということすらある。

推奨可用性影響レベル：個人識別・認証情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**中位** である。

C.2.8.10 受給資格事象情報

受給資格事象情報は、死亡などの事象とその発生日に関する情報、障害事象の発生日と当該障害の程度を合理的に証明できる関連データ、退職給付金受給のための年齢証明、主たる受給者の補助者として給付金を受け取る権利がある配偶者および／または子供の誕生および関係、ならびに給付金請求の処理に必要なそのほかの関連情報を含む。これはまた、第 XVI 編（補足的所得保障制度）および最近改正されたメディケア制度の新しい医薬品規定に関連する収入関連給付全般の管理に必要な収入関連情報も含む。受給資格事象情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 中位), (可用性, 中位)}

機密性

機密性影響レベルは、個人の政府給付金受給資格を証明し、ひいては個人および連邦政府を不正から保護する連邦政府の能力に関する、受給資格事象情報の許可されない開示の影響に基づく。受給資格運用のための生データおよびそのほかの源泉情報の許可されない開示は、1974 年プライバシー法および個人情報の伝達に適用されるそのほかの規制に違反する可能性が高い。

中央管理される受給資格事象情報の許可されない開示は、政府機関の任務に重大な悪影響を及ぼす場合がある。受給資格事象情報によっては、その大規模な開示が個人を著しい困難に陥れる原因、および政府に対する非常に大規模な集団的不正請求の原因となる可能性がある。したがって、一般国民の記録を含む大量の収入情報を管理する政府機関の場合、暫定機密性影響レベルは最低でも **中位** と予想される。

推奨機密性影響レベル：受給資格事象情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**中位** である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、受給資格事象情報の特定の使用目的に基づく。一般国民に関する受給資格事象情報を含む非常に大規模なデータベースの場合、誤った活動が行われると、多数の個人の給付金受給に影響が及ぶ確率がかかなり高い。これは、国民を少なくとも短期的な経済的困難に陥らせる可能性がある。また、是正措置を

講じるには時間と資源が必要であることから、政府機関の活動に重大な断絶が生じる結果になると予想される。当該の場合、完全性影響レベルは最低でも**中位**であろう。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：小規模組織で影響を受ける情報が従業員に限定される場合、その暫定的な影響レベルはせいぜい**低位**であることが正当化されよう。

推奨完全性影響レベル：受給資格事象情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、収入情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、受給資格事象情報の特定の使用目的に基づく。給付金額決定プロセスでは通常、妥当な遅れは許容される。多くの場合、受給資格事象情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：一般国民に関する受給資格事象情報を含む非常に大規模なデータベースの場合、処理の遅れは多数の個人の給付金受給に影響を及ぼす確率がかなり高い。影響を受ける記録の数が多くなるにつれて、結果として生じる遅れが長くなると予想される。これは、国民を経済的困難に陥らせる可能性がある。また、残務処理には膨大な時間と資源が必要であることから、政府機関の活動に非常に重大な断絶が生じる結果になることもありうる。当該の場合、可用性影響レベルは最低でも**中位**であろう。記録の永久的な損失の場合は、影響は**高位**ということすらある。

推奨可用性影響レベル：収入情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**中位**である。

C.2.8.11 代理受取人情報

代理受取人情報は、自己資金の管理能力のない連邦政府給付金受給者全員に関する代理受取人の必要性の判断に必要な情報、および代理受取人となるべき人を決定するために収集されるデータを含む。これはまた、給付金が受給資格者の福祉のために適切に使用されていることを合理的に保証するのに必要な責任追跡性情報も含む。代理受取人情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 中位), (可用性, 中位)}

機密性

機密性影響レベルは、給付金が受給資格者の福祉のために適切に利用されていることを確認し、ひいては識別情報の盗難から個人を保護し、不正から連邦政府を保護する連邦政府の能力に関する、代理受取人情報の許可されない開示の影響に基づく。代理受取人に関する活動のためのデータの許可されない開示は、1974年プライバシー法および個人情報の伝達に適用されるそのほかの規制に違反する可能性が高い。

中央管理される代理受取人情報の許可されない開示は、政府機関の任務および多数の個人に重大な悪影響を及ぼす場合がある。代理受取人情報の大規模な開示は、個人を厳しい困難に陥れる原

因、および政府に対する非常に大規模な集団的不正請求の原因となる可能性がある。したがって、大規模な代理受取人情報データベースの場合、暫定機密性影響レベルは最低でも **中位**と予想される。

推奨機密性影響レベル：代理受取人情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**中位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、受取人情報の特定の使用目的に基づく。一般国民に関する代理受取人情報を含む非常に大規模なデータベースの場合、誤った活動が行われると、多数の個人に対する給付金支給に影響が及ぶ確率がかなり高い。これは、ほとんどの社会的弱者に少なくとも短期的な経済的困難をもたらす可能性がある。完全性の損失は、政府機関の活動に重大な断絶が生じる結果になる可能性がある。当該の場合、完全性影響レベルは最低でも **中位**であろう。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：特に給付に依存する個人を対象とする支給の不正流用の場合、生命を脅かす結果になる可能性がある。当該の場合、**高位**の完全性影響レベルが正当化されよう。

推奨完全性影響レベル：代理受取人情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、代理受取人情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、代理受取人情報の特定の使用目的に基づく。給付金支給プロセスでは、必ずしも遅れが許容されるとは限らない。多くの場合、代理受取人情報へのアクセスの断絶は、個人に非常に重大な悪影響を及ぼすと予想される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：一般国民に関する代理受取人情報を含む非常に大規模なデータベースの場合、処理の遅れは多数の個人の給付金支給に影響を及ぼす確率がかなり高い。影響を受ける記録の数が多くなるにつれて、結果として生じる遅れが長くなると予想される。これは、一部の個人を経済的困難に陥れ、政府機関の活動に重大な断絶が生じる結果になる可能性がある。当該の場合、可用性影響レベルは最低でも **中位**であろう。記録の永久的な損失の場合は、影響は**高位**ということすらある。

推奨可用性影響レベル：代理受取人情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**中位**である。

C.3 政府資源管理情報に関する根拠および要因

資源管理機能は、政府の効果的な活動を可能にする事務処理支援活動である。資源管理機能のセキュリティ目標および影響は、最終的に支援される直接サービス任務および受益者によって決定される。すべての連邦政府情報システムは、IT インフラストラクチャ保守情報（例えば、パスワードファイルやファイル/ネットワークアクセス設定）の制御下で格納、処理、および運用を行うものと考えられる。システムの情報およびプロセスの潜在的な破損、誤使用、または乱用に対抗するために、この情報およびプロセスには基本のセキュリティ管理セットが適用される。

C.3.1 運営管理

運営管理は、内部インフラストラクチャの日常の管理および保守を含む。運営情報は通常、定型的であり、影響は比較的低位である。しかし、運営管理情報のなかには、非常に機密にかかわる情報（例えば、核物質またはそのほかの危険物の物流管理、セキュリティマネジメント情報、およびセキュリティ資格管理情報）や、きわめて重要な情報（例えば、時間に決定的に依存する運用の支援に必要な在庫管理および物流管理情報）もある。*国家的セキュリティ情報*は本ガイドラインの範囲外である [*国家的セキュリティ情報/システムの定義については、付録 A「用語集」を参照。*] 機密情報を処理しない日常運営管理情報システムは通常、たとえ軍事または諜報任務の直接的遂行にとってきわめて重要であっても、*国家的セキュリティシステム*には指定されない¹³。

C.3.1.1 施設・車両・装置管理情報タイプ

施設・車両・装置管理は、連邦政府の所有物とみなされるオフィスビル、車両、機械類、およびそのほかの資本資産の保守、管理、および運用を含む。施設、車両、および装置管理に関連する一部の情報および情報システムへの影響は、いくつかの主要国家資産（例えば、原子力発電所、ダム、およびそのほかの政府施設）のセキュリティに影響を及ぼす可能性がある。以下の施設・車両・装置管理情報の推奨暫定分類は、特にきわめて重要なインフラストラクチャ要素または主要国家資産が関係する場合は変わることがある。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位¹⁴), (完全性, 低位¹⁵), (可用性, 低位¹⁴)}

機密性

機密性影響レベルは、連邦政府の所有物とみなされるオフィスビル、車両、機械類、およびそのほかの資本資産を保守、管理、および運用する主管政府機関の能力に関する、施設・車両・装置管理情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの施設・車両・装置管理情報の許可されな

¹⁴ きわめて重要なインフラストラクチャの主要コンポーネントまたは主要国家資産の安全がかかっている場合の影響レベルは通常、**高位**である。

¹⁵ 人間の安全または主要資産に影響を及ぼす、時間に決定的に依存するプロセスが関係する緊急事態では、影響レベルは通常、**中位**から**高位**である。

い開示は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない可能性が高い。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：連邦政府の多くのオフィスビル、輸送車両、および運用施設の保守、管理、および運用に関連する情報は、不正、窃盗、またはそのほかの犯罪の企て（例えば、連邦拘留施設からの被収容者の奪取）を容易にする、または実行するために連邦施設にアクセスしようとする犯罪者が使用する場合に重要なことがある。この場合、情報の許可されない開示は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。その結果としての機密性影響は、最低でも**中位**であろう。

そのほかの連邦政府のオフィスビル、輸送車両、および運用施設の保守、管理、および運用に関連する情報も、きわめて重要なインフラストラクチャ、主要国家資産、または人に損害を与えることを目的とする活動の一環として当該の施設への侵入および/または占拠を図るテロリストが使用するのに重要なことがある。この情報の例としては、政府の航空機へのアクセスの制限および運用に関する具体的な手段を暴露する情報、密かな徒歩、または自由に出入りできる車両での政府の建物（例えば、議員会館、FBI 本部、国立公文書館、スミソニアン博物館群、ダム、原子力発電所など）へのアクセスを可能にするおそれがある保守および管理情報、政府の陸上輸送車両（例えば、幹部職員または危険物の輸送用）の予定表/旅行日程などがある。その場合、機密性影響レベルは**高位**と考えなければならない。

[核物質の輸送および貯蔵に関する情報によっては、*国家的セキュリティ関連*に分類され、本ガイドラインの範囲外のものもある。そのほかにも、原子力規制委員会（NRC）の「セーフガード」情報など、*国家的セキュリティ情報*ではないが、**高位**の機密性影響レベルを割り付けなければならない情報がある。]

ある政府機関の施設・車両・装置管理情報を、別の政府機関が許可なく開示することが予期されるか開示した場合、施設・車両・装置管理インフラストラクチャ内の管轄を超えた調整、および施設・車両・装置管理の任務を負う組織の一般的有效性に悪影響を及ぼす結果になることもありうる。

推奨機密性影響レベル：施設・車両・装置管理情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。また、施設・車両・装置管理情報の許可されない改変または破壊の結果は、情報の必要性の緊急度または情報使用の即時性によって決まる場合もある。ほとんどの場合、情報が時間に決定的に依存したり、情報に従って直ちに活動が行われたりする可能性は低い。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：例外として、災害管理の緊急時対応の局面や要人保護が挙げられる。当該の場合、施設・車両・装置管理情報の許可されない改変または破壊に関連する完全性影響レベルは、**高位**である可能性がある。

推奨完全性影響レベル：施設・車両・装置管理情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、施設・車両・装置管理情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの施設・車両・装置管理情報によって支援される機能では、遅れは許容される。一般に、施設・車両・装置管理情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動（任務機能および政府機関に対する公共の信頼を含む）、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響を及ぼす。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：例外として、災害管理の緊急時対応の局面や要人保護が挙げられる。当該の場合、数秒単位の遅れが人命の損失や主要資産の損害をもたらす可能性がある。したがって、緊急時対応に必要な施設・車両・装置管理情報の許可されない改変または破壊に関連づける可用性影響レベルは、**高位**である。

推奨可用性影響レベル：施設・車両・装置管理情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.3.1.2 ヘルプデスクサービス情報タイプ

ヘルプデスクサービスは、政府職員の専門的および運営管理上の質問に回答するサービスセンターの管理を含む。以下に記述する例外条件に該当しない限り、ヘルプデスクサービス情報タイプの推奨暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、政府職員の専門的および運営管理上の質問に対するサービスセンターの回答を管理する主管政府機関の能力に関する、ヘルプデスクサービス情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどのヘルプデスクサービス情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない可能性が高い。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：サービスセンターの回答に関連する情報は、連邦システムに侵入しようとする敵対者に有用な情報を提供する可能性がある。システムの内容または機能が十分な秘匿度および/または重大性を持つ場合、ヘルプデスク情報に対して**中位**または**高位**の影響レベルを考えてもよい。

推奨機密性影響レベル：ヘルプデスクサービス情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。また、ヘルプデスクサービス情報の許可されない改変また

は破壊の結果は通常、情報の必要性の緊急度または情報使用の即時性によって決まる。ほとんどの場合、情報が時間に決定的に依存したり、情報に従って直ちに活動が行われたりする可能性は低い。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：比較的少数例であるが、ヘルプデスク情報の許可されない開示に従って直ちに活動が行われた結果、政府機関の活動または資産に限定的にとどまらない損害を与えることがある。例外として、災害管理、犯罪者逮捕、航空交通管制、またはそのほか時間に決定的に依存する任務の緊急時対応局面で必要とされる通信プロセッサ、データベースシステム、またはそのほかのシステムの運用に関する偽情報が挙げられる。当該の場合、ヘルプデスクサービス情報の許可されない改変または破壊に対して、**中位**または**高位**の完全性影響レベルが考えられる。

推奨完全性影響レベル：ヘルプデスクサービス情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、ヘルプデスクサービス情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。一般に、ヘルプデスクサービス情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動（任務機能および政府機関に対する公共の信頼を含む）、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響を及ぼす。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：例外として、災害管理の緊急時対応コンポーネントや、そのほかの時間に決定的に依存する機能（例えば、航空交通管制機能を支援するいくつかのシステム）が挙げられる。したがって、緊急時対応に必要なヘルプデスクサービス情報の許可されない改変または破壊に関連する可用性影響レベルは、**高位**である可能性がある。

推奨可用性影響レベル：ヘルプデスクサービス情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.3.1.3 セキュリティマネジメント情報タイプ

セキュリティマネジメントは、組織の要員、資産、および施設の物理的保護を含む。セキュリティマネジメントに関連する一部の情報および情報システムへの影響は、いくつかのきわめて重要なインフラストラクチャ要素および主要国家資産（例えば、原子力発電所、ダム、およびそのほかの政府施設）のセキュリティに影響を及ぼす可能性がある。安全情報に関連する影響レベルは、保護対象の資産に関係する人の命に対する潜在的脅威（例えば、テロリストによるダムまたは原子力発電所へのアクセスが公衆にもたらす結果）に直接関連する。以下の施設・車両・装置管理情報タイプの推奨分類は、きわめて重要なインフラストラクチャ要素または主要国家資産が関係する場合は変わることがある。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 中位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、主管組織の要員、資産、および施設の物理的保護能力に関する、セキュリティマネジメント情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどのセキュリティマネジメント情報の許可されない開示の結果は、情報が組織の資産の物理的セキュリティおよび価値を脅かすがい然性、および保護対象資産の損害の可能性によって決まる。

連邦政府の多くのオフィスビル、輸送車両、および運用施設の物理的セキュリティに関連する情報は、重大犯罪（例えば、連邦拘留施設からの被収容者の奪取、商品市場予測の窃盗、重犯罪の捜査または訴追に関連する情報へのアクセス、未使用の免許証を発行する施設への窃盗および/または材料の窃盗、大規模な調達に関連する競争上の機密にかかわる情報へのアクセス、国立公文書館または博物館の資産への検出されないアクセス、紙幣印刷施設または材料へのアクセス、主要通貨または金銀地金保管施設での窃盗）を行う目的で連邦施設にアクセスしようとする犯罪者にとって重要な利用価値を持つことがある。当該の場合、情報の許可されない開示は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。ある政府機関のセキュリティマネジメント情報を別の政府機関が許可なく開示した場合、セキュリティマネジメントインフラストラクチャ内の管轄を超えた調整、および連邦施設の物理的保護任務を負う組織の一般的有効性に悪影響を及ぼす結果になることもありうる。ほとんどの連邦施設では、物理的保護の失敗の結果は重大な¹⁶悪影響をもたらす可能性がより高い。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：連邦政府のそのほかのオフィスビル、輸送車両、および運用施設のセキュリティマネジメントに関連する情報も、きわめて重要なインフラストラクチャ、主要国家資産、または人に損害を与えることを目的とする活動の一環として当該の施設への侵入および/または占拠を図るテロリストが使用するのに重要なことがある。損害をもたらす可能性がより高い情報の例としては、政府の航空機の具体的な保護手段を暴露する情報、政府の建物（例えば、議員会館、FBI 本部、国立公文書館、スミソニアン博物館群、ダム、原子力発電所など）を爆撃する機会を与えるアクセスを可能にするおそれがある情報、暗殺の機会をもたらす可能性がある要人保護の詳細などがある。その場合、機密性影響は**高位**でなければならない。

また、人間（警備員を含む）の生命に重大な脅威を与えることが当然予想されるセキュリティマネジメント情報の許可されない開示にも、**高位**の機密性影響を割り付けなければならない。[いくつかの連邦政府資産に関連するセキュリティマネジメント情報は機密扱いである。機密情報は**国家的セキュリティ関連**であり、本ガイドラインの範囲外である。]そのほかにも、原子力規制委員会（NRC）の「セーフガード」情報や内国歳入庁（IRS）の「公式使用限定」情報に影響を及ぼすものなど、**国家的セキュリティ情報**ではないが、**高位**の機密性影響を持つものとして扱わなければならないセキュリティマネジメント情報がある。

推奨機密性影響レベル：ほとんどのセキュリティマネジメント情報に対して推奨される機密性影響レベルは、**中位**である。

完全性

¹⁶ 任務遂行能力を大きく低下させるか、政府機関をきわめて不利な立場に追い込むか、あるいは資産に大きな損害をもたらす、大規模な是正措置または修復を必要とする機密性の損失。

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。セキュリティマネジメント情報の許可されない改変または破壊の結果は、情報の必要性の緊急度または情報使用の即時性によって決まる場合がある。侵入通知の場合、セキュリティマネジメント情報は時間に決定的に依存する可能性がある。

時間に決定的に依存するセキュリティマネジメント情報の許可されない改変または破壊の結果は、物理的セキュリティの脆弱性をもたらすことが当然予想される。起こりうる結果の範囲は、前述の**機密性**で扱っている。

推奨完全性影響レベル：ほとんどのセキュリティマネジメント情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、セキュリティマネジメント情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどのセキュリティマネジメント情報によって支援される機能では、遅れは許容される。一般に、セキュリティマネジメント情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動（任務機能および政府機関に対する公共の信頼を含む）、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響を及ぼす。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：例外として、アラーム/警報通信や、セキュリティマネジメントシステムとセキュリティマネジメントプロセスを支援する自動制御システム（例えば、拘留施設や多くの連邦オフィスビルなど、アクセスが制限された建物内のドアおよびゲート操作）との相互接続がある。これらの例外では、データは時間に決定的に依存する。当該のアラーム、警報、および自動プロセスのセキュリティマネジメント情報の許可されない改変または破壊の可用性影響レベルは、**高位**であろう。

推奨可用性影響レベル：セキュリティマネジメント情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.3.1.4 出張旅行情報タイプ

出張旅行は、組織職員の業務関連出張旅行の計画、準備、および監視に関連する活動を含む。出張旅行情報タイプに対しては、以下のセキュリティ分類が推奨される。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、組織職員の業務関連出張旅行を計画、準備、および監視する主管政府機関の能力に関する、出張旅行情報の許可されない開示の影響を表す。一般に、大多数の出張旅行情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響を及ぼす。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：信用情報（例えば、氏名、社会保障番号、クレジットカード番号）と併せた職員識別情報の許可されない開示は、個人および地方組織に中程度ないし

重大な結果をもたらす可能性がある。プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する。

輸送業者 / 提供者との契約交渉に関する情報の許可されない開示は、財務的または法的に重大な結果をもたらす、政府機関を著しく不利な立場に追い込む場合がある。また、要人の出張旅行計画に関する情報の許可されない開示は、人的セキュリティまたは機密にかかわる活動計画の機密性を脅かしかねない致命的な結果をもたらす可能性がある。最高度の機密にかかわる場合、機密性影響レベルは**高位**であろう。

推奨機密性影響レベル：出張旅行情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。出張旅行情報の許可されない改変または破壊の結果は、1 つには情報が通常必要とされる緊急性および出張旅行の中止または変更の結果によって決まる。

出張旅行計画情報の場合、当該の改変の影響は通常、政府機関の任務遂行能力または資産に対しては限定的である。出張旅行情報の完全性の侵害が連邦の要人に損害を与えたり、機密にかかわる活動またはきわめて重要な活動を危うくしたりする可能性がある状況もあろう。しかし、当該の状況のほとんどは任務活動情報への影響の枠組みのなかで扱う（付録 D）。

推奨完全性影響レベル：出張旅行情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、出張旅行情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。出張旅行プロセスでは通常、その性質上、少なくとも政府機関の任務という基準では妥当な遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：出張旅行情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.3.1.5 職場方針策定・管理情報タイプ（政府機関内のみ）

職場方針策定・管理は、服装規定、時間報告要件、在宅勤務などの職場方針の策定および伝達に必要な活動全般を含む。職場方針策定・管理情報タイプに対しては、以下のセキュリティ分類が推奨される。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、服装規定、時間報告要件、在宅勤務などの職場方針を策定および伝達する主管政府機関の能力に関する、職場方針策定・管理情報の許可されない開示の影響を表す。一般に、大多数の職場方針策定・管理情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響を及ぼす。

推奨機密性影響レベル：職場方針策定・管理情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。職場方針策定・管理情報の許可されない改変または破壊の結果は、主に政府機関の任務遂行能力、政府機関の資産保護、および担当者の安全という点での情報の重大性によって決まる。一般に、この情報の改変または削除の影響は限定的である。

推奨完全性影響レベル：職場方針策定・管理情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、職場方針策定・管理情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。一般に、職場方針策定・管理プロセスでは、妥当な遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：職場方針策定・管理情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.3.2 財務管理

財務管理は、政府の全歳入、財源、および歳出の、正確かつ効果的な処理を可能にする一連の会計慣例および手順全体を含む。一般に、財務管理情報に関連づける機密性の影響は、情報の許可されない開示によって暴露される可能性がある特定のプロジェクト、プログラム、および/または技術の存在の秘匿度に関連する。完全性についていえば、一時的に不正に成功すると政府機関のイメージに影響を及ぼす可能性があり、是正措置は政府機関の活動を混乱させることが多い。財務管理情報の永久的な損失/利用不可は、政府機関の活動を不能にする可能性がある。

C.3.2.1 資産・負債管理情報タイプ

資産・負債管理は、連邦政府の資産および負債の管理に関する会計サポートを提供する。資産・負債管理活動は、連邦プログラムの総費用および総収入、ならびにその各種要素、活動、および出力結果を評価する。資産・負債管理は、活動の費用の検証可能な報告による正確なプログラム測定情報、実績指標、および財務諸表の提供に不可欠である。資産・負債管理情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、連邦政府の資産および負債の管理に関する会計サポートを提供する主管政府機関の能力に関する、資産・負債管理情報の許可されない開示の影響を表す。一般に、資産・負債管理情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：影響が高位の情報を処理するプログラムが使用する資産・負債管理情報の許可されない開示は、一部の犯罪者が法律の目をかいくぐることを助長する場合がある。その例は、監査予算に関する情報の許可されない開示に起因する脱税から、具体的な国境警備、テロ対策、または証人保護の経費に関する予算明細の許可されない開示まで多岐にわたる。資産・負債管理明細の許可されない開示に基づいて行われる活動が人命に脅威を与えたり、主要資産の損失をもたらしたりする場合、機密性影響は**高位**である。

推奨機密性影響レベル：資産・負債管理情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

資産・負債管理情報の正確性は、活動の費用の検証可能な報告による正確なプログラム測定情報、実績指標、および財務諸表の提供に不可欠である。完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。また、資産・負債管理情報の許可されない改変または破壊の結果は、その情報の必要性の緊急度によって決まることもある。一般に、資産・負債管理活動は時間に決定的に依存せず、その侵害は政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な影響しか及ぼさないであろう。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：改変された、または不完全な情報に基づく報告が配布された場合、政府機関の任務機能および政府機関に対する公共の信頼に対する悪影響は重大なものとなる可能性がある。当該の場合、完全性影響は**中位**であろう。

推奨完全性影響レベル：資産・負債管理情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、資産・負債管理情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。資産・負債管理プロセスでは通常、遅れは許容される。一般に、資産・負債管理情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

推奨可用性影響レベル：資産・負債管理情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.3.2.2 報告・情報情報タイプ

報告・情報は、財務情報ならびに財務取引の報告および分析の提供を含む。財務報告は、受託者としての管理者の役割、予算編成・執行機能、プログラム実施およびプログラム決定の財務的管理、ならびに内・外部報告要件の支援に必要な活動を含む。「財務報告・情報」情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 中位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、政府機関の財務情報ならびに財務取引の報告および分析の提供能力に関する、財務報告情報の許可されない開示の影響を表す。一般に、財務報告情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：影響が高位の情報を処理するプログラムが使用する財務報告情報の許可されない開示は、政府機関の計画、優先度、および活動の詳細に対する洞察を敵対者に与え、損害を被る可能性がある。比較的まれではあるが、財務報告明細の許可されない開示に基づいて行われる活動が人命に脅威を与えたり、主要資産の損失をもたらしたりするので、機密性影響は**高位**である。

推奨機密性影響レベル：報告・情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。財務報告活動は通常、時間に決定的に依存しない。完全性の侵害の多くは、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響を及ぼすであろう。

改変された、または不完全な情報に基づく計画文書、提案、または報告が配布された場合、政府機関の任務機能および政府機関に対する公共の信頼に対する悪影響は重大なものとなる可能性がある。ほとんどの場合、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に対する重大な悪影響が予想される。政府機関が、不正に手を加えられた財務報告を使用したり、財務報告データの欠損を発見したりすると、そのあと大規模な監査および調査活動が行われることが多いが、これは政府機関を著しく不利な立場に追い込む可能性がある。

推奨完全性影響レベル：報告・情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、資産・負債管理情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。財務報告プロセスでは通常、遅れは許容される。一般に、財務報告情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

推奨可用性影響レベル：報告・情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.3.2.3 予算・財務情報タイプ

予算・財務は、計画・プログラム、予算、執行結果・成果の作成、ならびに直接および立替支出権限に基づく予算割当・分配、資金振替、投資、およびそのほかの資金調達メカニズムによる連邦プログラムおよび活動の資金調達を含む連邦予算プロセスの管理を含む。予算・財務管理は、組織が割当額または承認額を超える資金を債務返済に充当したり、支出したりしないことを保証するシステムの確立を含む。予算・財務情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 中位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、主管政府機関の計画・プログラム、予算、執行結果・成果の作成能力、ならびに直接および立替支出権限に基づく予算割当・分配、資金振替、投資、およびそのほかの資金調達メカニズムによる連邦プログラムおよび活動の資金調達能力に関する、予算・財務情報の許可されない開示の影響を表す。

一般に、予算・財務情報、特に特定のプログラムまたはプログラム要素への予算配分の許可されない開示は、調達プロセスにおいて政府に重大な不利益を与える可能性がある。多くの場合、当該の許可されない開示は、大統領令または法律（例えば、*連邦調達規定*）によって禁止されている。予算・財務案情報の時期尚早の公開は、競合する利害関係者に利益をもたらす、政府機関の活動を、あるいは政府機関の任務をも危うくする可能性がある。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：機密情報または影響が高位の情報を処理するプログラムが使用する予算・財務情報の許可されない開示は、政府機関の計画、優先順位、および活動の詳細に対する洞察を敵対者に与え、損害を被る可能性がある（機密プログラムおよびシステムは、本ガイドラインの範囲外である）。まれではあるが、資金管理明細の許可されない開示に基づいて行われる活動が人命に脅威を与えたり、主要資産の損失をもたらしたりすることがあるので、機密性影響は**高位**であろう。

推奨機密性影響レベル：多くの場合、資金管理情報の許可されない開示は政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないが、重大な損害の可能性があることから、予算・財務情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは**中位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。予算・財務活動は通常、時間に決定的に依存しない。データのわずかな変更またはわずかな項目の削除が累積すれば、予算不足や過剰な負担または支出につながる可能性がある。

推奨完全性影響レベル：ほとんどの場合、結果として生じる評判の低下が政府機関の任務機能、イメージ、および政府機関に対する公共の信頼に及ぼす悪影響は、重大なものとなる可能性がある。したがって、予算・財務情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、予算・財務情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。予算・財務プロセスでは通常、遅れは許容される。一般に、予算・財務情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

推奨可用性影響レベル：予算・財務情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.3.2.4 会計情報タイプ

会計は、適用される連邦標準（財務会計基準委員会（FASAB）、財務省、OMB、会計検査院（GAO）など）に基づく連邦資金および連邦歳出予算支出（給与や経費、運用や保守、調達、運転資本、資金運用など）の維持管理に関連する資産、負債、資金残高、収入、および支出の会計を伴う。会計情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 中位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、政府機関の適用される連邦標準に基づく連邦資金および連邦歳出予算支出の維持管理能力に関する、会計情報の許可されない開示の影響を表す。機密情報または影響が高位の情報を処理するプログラムが使用する会計情報の許可されない開示は、政府機関の計画、優先順位、および活動の詳細に対する洞察を敵対者に与え、損害を被る可能性がある。ほとんどの場合、会計情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない（機密プログラムおよびシステムは、本ガイドラインの範囲外である）。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：比較的まれではあるが、会計明細の許可されない開示に基づいて行われる活動が人命に脅威を与えたり、主要資産の損失をもたらしたりすることがあるので、機密性影響は**高位**であろう。

場合によっては、会計情報の許可されない開示が専有情報またはそのほかの守秘義務契約に違反することもありうる。当該の場合、政府は公共の信頼の損失を被るだけでなく、訴訟を起こされやすくなる可能性がある。機密にかかわる情報または専有情報が関係する場合、許可されない開示の影響は**中位**である可能性が高い。会計情報が不正疑惑またはそのほかの犯罪活動に関連する監査に関係する場合、調査が危うくなる可能性がある。この場合も、許可されない開示の影響は**中位**である可能性が高い。

推奨機密性影響レベル：会計情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。会計活動は通常、時間に決定的に依存しない。データのわずかな変更またはわずかな項目の削除が累積すれば、費用超過や過剰な負担または支出につなが

る可能性がある。ほとんどの場合、結果として生じる評判の低下や是正措置プログラムの制定が政府機関の任務機能および政府機関に対する公共の信頼に及ぼす悪影響は、重大なものとなる可能性がある。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：場合によっては、完全性の検出されない侵害は、政府およびその職員にとって、金銭的損失と評判の喪失の両方において高くつくものとなる可能性がある。

推奨完全性影響レベル：会計情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、会計情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。会計プロセスでは通常、遅れは許容される。一般に、会計情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

推奨可用性影響レベル：会計情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.3.2.5 支払い情報タイプ

支払いは、物品およびサービスに対する支払い、あるいは社会保障手当、給付金、補助金、助成金、貸付金、または賠償金の支給のための、さまざまな仕組みを通じた連邦の公人/私人、連邦機関、州政府/地方自治体、国際機関、および民間部門への連邦資金の支出を含む。支払管理は、組織によって、または組織に代わって行われる支払い全般の適切な管理を提供する。これには、契約書、購入注文書、およびその他の拘束力のある文書に基づくベンダーへの支払い、各種制度に基づく州政府への支払い、給与および経費精算のための職員への支払い、実施された精算可能な作業に対するほかの連邦機関への支払い、連邦給付金を受給する国民個人への支払い、連邦融資の借入者への支払いが含まれるが、必ずしもこれらに限定されない。支払い情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 中位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、組織によって、または組織に代わって行われる支払い全般の適切な管理を提供する主管政府機関の能力に関する、支払い情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの場合、支払い情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：支払い情報は通常、銀行口座番号など、電子決済に必要な情報を含む。このタイプの情報への許可されないアクセスは、連邦政府と受取人の両方に著しい財務上の損失をもたらす可能性がある。支払活動が政府機関のサービス提供任務の一部（例えば、給付金の支給）である場合、プライバシー法の適用対象となる情報および法律または規制による伝達制限の対象となるそのほかの情報が、支払手段のなかに表示されるはずである（例えば、小切手記録上の氏名や社会保障番号）。（人事管理情報の暫定影響レベルについては、個人識

別・認証、収入、代理受取人、および受給資格事象情報タイプで文書化する。) 当該の場合、機密性影響レベルは最低でも **中位** である可能性がある (C.2.8.8 を参照)。

推奨機密性影響レベル：支払い情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位** である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。支払活動は通常、時間に決定的に依存しない。データのわずかな変更またはわずかな項目の削除が累積すれば、費用超過や過剰な支出につながる可能性がある。ほとんどの場合、結果として生じる評判の低下や是正措置プログラムの制定が政府機関の任務機能または政府機関に対する公共の信頼に及ぼす悪影響は、重大なものとなる可能性がある。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：支払活動が政府機関のサービス提供任務の一部（例えば、給付金の支給）である場合、支払いが適切な受取人に届かない原因となる完全性の侵害の結果は、軽微なものから生命を脅かすものまで及ぶ可能性がある。当該の場合、可用性影響レベルは **高位** である可能性がある (C.2.8.11 を参照)。

推奨完全性影響レベル：ほとんどの連邦政府支払システムでは、支払い情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは **中位** である。

可用性

可用性影響レベルは、支払い情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。支払プロセスでは通常、遅れは許容される。一般に、支払い情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定した悪影響しか及ぼさないと予想される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：支払活動が政府機関のサービス提供任務の一部（例えば、給付金の支給）である場合、支払いが適切な受取人に届かない原因となる情報の可用性の損失の結果は、軽微なものから生命を脅かすものまで及ぶ可能性がある。当該の場合、可用性影響レベルは **中位** または **高位** である可能性がある (C.2.8.11 を参照)。

推奨可用性影響レベル：ほとんどの連邦政府支払システムでは、支払い情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは **低位** である。

C.3.2.6 徴収・未収情報タイプ

徴収・未収は、売却またはサービスに対する預託、資金振替、および収入を含む。未収管理は、政府債権の認識および記録、債権徴収のためのフォローアップ活動の実施、ならびに現金収入の記録に関する活動をサポートする。徴収・未収情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 中位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、政府債権の認識および記録、債権徴収のためのフォローアップ活動の実施、ならびに現金収入の記録を行う主管政府の能力に関する、徴収・未収情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの場合、未収管理情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

推奨機密性影響レベル：徴収・未収情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。データのわずかな変更またはわずかな項目の削除が累積すれば、歳入不足につながる可能性がある。ほとんどの場合、結果として生じる評判の低下や是正措置プログラムの制定が政府機関の任務機能または政府機関に対する公共の信頼に及ぼす悪影響は、重大なものとなる可能性がある。

推奨完全性影響レベル：徴収・未収情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、徴収・未収情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。徴収・未収プロセスでは通常、遅れは許容される。一般に、徴収・未収情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

推奨可用性影響レベル：徴収・未収情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.3.3 人的資源

人的資源は、要員の募集および管理に関連する活動全般を含む。

C.3.3.1 給付管理情報タイプ

給付管理は、退職、医療、障害、保険など、連邦職員が受給資格を持つ給付金の管理を含む。給付管理情報タイプに対しては、以下のセキュリティ分類が推奨される。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、退職、医療、障害、保険など、連邦職員が受給資格を持つ給付金を管理する主管政府機関の能力に関する、給付管理情報の許可されない開示の影響を表す。大多数の給付管理情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響を及ぼす。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：より機密にかかわる情報が関係するとすれば、おそらく1974年プライバシー法または1996年の医療保険の積算と責任に関する法律の適用対象となる個人情報か、あるいは企業またはそのほかの組織の専有情報であろう。当該の場合、給付管理情報の許可されない開示の結果は重大なものになりうる（特に個人医療情報を暴露したり、識別情報の窃盗またはそのほかの金融詐欺を容易にしたりするおそれがある大規模なデータベースの暴露）。（人事管理情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証、収入、および受給資格事象情報タイプで文書化する）。当該の場合、機密性影響は**中位**であろう。

推奨機密性影響レベル：給付管理情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。給付管理情報の許可されない改変または破壊の結果は、主に政府機関の任務遂行能力、政府機関の資産保護、および担当者の安全という点での情報の重大性によって決まる。一般に、この情報の改変または削除の影響は、政府機関の任務遂行能力または資産に関しては限定的である。

推奨完全性影響レベル：給付管理情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、給付管理情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。一般に、給付管理プロセスでは、妥当な遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：給付管理情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.3.3.2 人事管理情報タイプ

人事管理は、連邦職員の全般的な管理を含む。これは人事措置、職員追跡、職位分類・管理、懲戒/苦情処理、昇進・表彰、労務関係などの機能を含むが、これらに限定されない。人事管理情報タイプに対しては、以下のセキュリティ分類が推奨される。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、主管政府機関の連邦職員管理能力に関する、人事管理情報の許可されない開示の影響を表す。大多数の人事管理情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響を及ぼす。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：より機密にかかわる情報が関係するとすれば、おそらく1974年プライバシー法または1996年の医療保険の積算と責任に関する法律、または個人に関する情報の伝達に影響を及ぼすそのほかの法律および大統領令の適用対象となる個人情報であろう（人事管理情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証、収入、代理受取人、および受給資格事象情報タイプで文書化する）。当該の場合、人事管理情報の許可されない開示の結果は重大なものとなりうる。当該の場合、機密性影響レベルは**中位**であろう。少数の場合（例えば、一部の職員が犯罪分子の報復対象または外国の諜報組織の標的である可能性がある場合）には、何らかの人事管理情報（例えば、氏名、住所、職位、組織、扶養家族の情報）の許可されない開示は、生命を脅かす結果になる可能性があり、**高位**の機密性影響レベルを持つ。

推奨機密性影響レベル：人事管理情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。人事管理情報の許可されない改変または破壊の結果は、主に政府機関の任務遂行能力、政府機関の資産保護、および担当者の安全という点での情報の重大性によって決まる。担当者に対する重大な短期的影響はありうるが、この情報の改変または削除の影響は通常、政府機関の任務遂行能力または資産に関しては限定的である。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：場合によっては（例えば、政府機関の任務が組織労働者に強く依存する場合）要員のかなりの割合に悪影響を及ぼす完全性の侵害は、作業の停止を招き、政府機関の任務に悪影響を及ぼす可能性がある。政府機関の任務の中断が、担当者に重大なまたは生命を脅かす結果をもたらす可能性がある場合、完全性の侵害の影響は**中位**または**高位**ということすらありうる。

推奨完全性影響レベル：人事管理情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、人事管理情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。一般に、人事管理プロセスでは、妥当な遅れは許容される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：場合によっては（例えば、政府機関の任務が組織労働者に強く依存する場合）要員のかなりの割合に悪影響を及ぼす情報の可用性の損失は、作業の停止を招き、政府機関の任務に悪影響を及ぼす可能性がある。政府機関の任務の中断が、担当者に重大なまたは生命を脅かす結果をもたらす可能性がある場合、可用性の侵害の影響は**中位**または**高位**ということすらありうる。

推奨可用性影響レベル：人事管理情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.3.3.3 給与管理・経費精算情報タイプ

給与管理・経費精算は、連邦職員の報酬の管理および決定を含む（注：給与および経費の実際の支払いについては、**支払い情報タイプ**を参照）。給与管理・経費精算情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、主管政府機関の連邦職員報酬管理および決定能力に関する、給与管理・経費精算情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの場合、給与管理・経費精算情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：より機密にかかわる情報が関係するとすれば、おそらく1974年プライバシー法の適用対象となる個人情報であろう。プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する。少数の場合（例えば、一部の職員が犯罪分子の報復対象または外国の諜報組織の標的である可能性がある場合）には、何らかの給与管理・経費精算情報（例えば、氏名、住所、職位、組織、扶養家族の情報）の許可されない開示は、生命を脅かす結果になる可能性があり、**高位**の機密性影響レベルを持つ。

推奨機密性影響レベル：給与管理・経費精算情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。給与管理・経費精算活動は通常、時間に決定的に依存しない。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：データのわずかな変更またはわずかな項目の削除が累積すれば、過剰な支出につながる可能性がある。ある場合には、結果として生じる評判の低下が政府機関の任務機能または政府機関に対する公共の信頼に及ぼす悪影響は、重大なものとなる可能性がある。そのほかの場合には（例えば、政府機関の任務が組織労働者に強く依存する場合）、要員のかなりの割合に悪影響を及ぼす完全性の侵害は、作業の停止を招き、政府機関の任務に悪影響を及ぼす可能性がある。政府機関の任務の中断が、担当者に重大なまたは生命を脅かす結果をもたらす可能性がある場合、完全性の侵害の影響は**中位**または**高位**ということすらありうる。

推奨完全性影響レベル：給与管理・経費精算情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、給与管理・経費精算情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。支払プロセスでは通常、遅れは許容される。一般に、給与管理・経費精算情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：場合によっては（例えば、政府機関の任務が組織労働者に強く依存する場合）要員のかなりの割合に悪影響を及ぼす情報の可用性の損失は、作業の停止を招き、政府機関の任務に悪影響を及ぼす可能性がある。政府機関の任務の中断が、担当者に重大なまたは生命を脅かす結果をもたらす可能性がある場合、可用性の侵害の影響は**中位**または**高位**ということすらありうる。

推奨可用性影響レベル：給与管理・経費精算情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.3.3.4 人的資源訓練・開発情報タイプ

人的資源訓練・開発は、正規の教育、技術訓練、またはそのほかの教育手段による職員の積極的な能力開発を指す。人的資源訓練・開発情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、正規の教育、技術訓練、またはそのほかの教育手段による職員の能力開発を行う主管政府機関の能力に関する、人的資源訓練・開発情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの場合、人的資源訓練・開発情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：より機密にかかわる情報が関係するとすれば、おそらく1974年プライバシー法の適用対象となる個人情報であろう。プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する。そのため、当該の情報は**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨機密性影響レベル：人的資源訓練・開発情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。人的資源訓練・開発情報の許可されない改変または破壊の結果は、主に政府機関の任務遂行能力、政府機関の資産保護、および担当者の安全という点での情報の重大性によって決まる。担当者に対する重大な短期的影響はありうるが、この情報の改変または削除の影響は通常、政府機関の任務遂行能力または資産に関しては限定的である。

推奨完全性影響レベル：人的資源訓練・開発情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、給与管理・経費精算情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。一般に、人的資源訓練・開発プロセスでは、妥当な遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：人的資源訓練・開発情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.3.3.5 セキュリティ資格管理情報タイプ

セキュリティ資格管理は、職員、請負業者、およびその他の人が連邦の建物への入場、連邦サービスの利用、および機密にかかわる情報へのアクセスを行う許可を受けていることの保証に関連するプロセスを指す。これは、資格決定、バッジ支給、権限追跡、およびセキュリティ検証サービスを含む。セキュリティ資格管理に関連する一部の情報および情報システムへの影響は、きわめて重要なインフラストラクチャおよび主要国家資産のセキュリティに影響を及ぼす可能性がある。また、セキュリティ資格管理に関連する多くの情報は国家安全保障関連（本ガイドラインの範囲外）であるが、本ガイドラインで用いるセキュリティ資格管理は国家安全保障用途に限定されない。セキュリティ資格管理情報タイプに対しては、以下のセキュリティ分類が推奨される。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 中位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、連邦の情報および施設に関するアクセス資格決定、バッジ支給、権限追跡、およびセキュリティ検証サービスを管理する主管政府機関の能力に関する、セキュリティ資格情報の許可されない開示の影響を表す。大多数のセキュリティ資格管理情報の許可されない開示の結果は、テロリスト、そのほかの犯罪者、およびそのほかの許可されていない個人による連邦の建物への侵入、連邦サービスの利用、および機密にかかわる情報へのアクセスの試みを容易にする可能性がある。結果は、政府機関に対する公共の信頼の限定的な損失から、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者への重大または致命的な悪影響まで及ぶ可能性がある。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：テロ行為が可能になる場合、機密性影響は**高位**でなければならない。きわめて重要なインフラストラクチャ施設、主要国家資産、法執行施設、および国土安全保障施設の場合、機密性影響は**高位**でなければならない。

推奨機密性影響レベル：ほとんどの連邦政府システムでは、セキュリティ資格管理情報の許可されない開示の結果生じる損害は、限定的なものにとどまると予想される。したがって、セキュリティ資格管理情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。セキュリティ資格管理情報の許可されない改変または破壊の結果は、主に政府機関の任務遂行能力、政府機関の資産保護、および担当者の安全という点での情報の重大性によって決まる。改変されたセキュリティ資格管理情報は、テロリスト、そのほかの犯罪者、およびそのほかの許可されていない個人による連邦の建物への侵入、連邦サービスの利用、および機密にかかわる情報へのアクセスの試みを容易にするために使用される可能性がある。結果は、政府機関に対する公共の信頼の限定的な損失から、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者への重大または致命的な悪影響まで及ぶ可能性がある。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：セキュリティ資格管理情報の改変または削除の結果は、政府機関の任務遂行能力または資産に関しては重大である可能性がある。テロ行為が可能になる場合、完全性影響は**高位**でなければならない。きわめて重要なインフラストラクチャ施設、主要国家資産、法執行施設、および国土安全保障施設の場合、完全性影響は**高位**でなければならない。

推奨完全性影響レベル：セキュリティ資格管理情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、セキュリティ資格管理情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。セキュリティ資格管理情報の可用性の損失は、連邦政府施設および情報へのアクセスの拒絶につながる可能性がある。セキュリティ資格プロセスでは通常、妥当な遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：ほとんどの連邦政府システムでは、セキュリティ資格管理情報の許可されない開示の結果生じる損害は、限定的なものにとどまると予想される。したがって、セキュリティ資格管理情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.3.3.6 職員募集・採用情報タイプ

職員募集・採用は、組織内の増員および欠員補充のための積極的な求人および雇用を指す。職員募集・採用情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、組織内の増員および欠員補充のための求人および雇用を行う主管政府機関の能力に関する、職員募集・採用情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの場合、職員募集・採用情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：より機密にかかわる情報が関係するとすれば、おそらく1974年プライバシー法の適用対象となる個人情報であろう。プライバシー法の適用対象となる

情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する。そのため、当該の情報に**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨機密性影響レベル：職員募集・採用情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。職員募集・採用情報の許可されない改変または破壊の結果は、主に政府機関の任務遂行能力、政府機関の資産保護、および担当者の安全という点での情報の重大性によって決まる。担当者に対する重大な短期的影響はありうるが、この情報の改変または削除の影響は通常、政府機関の任務遂行能力または資産に関しては限定的である。

推奨完全性影響レベル：職員募集・採用情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、職員募集・採用情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。職員募集・採用プロセスでは、その性質上、妥当な遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：職員募集・採用情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.3.4 サプライチェーン管理

サプライチェーン管理は、物品およびサービスの購入、追跡、および全般的管理を含む。

C.3.4.1 物品調達情報タイプ

物品調達は、連邦政府によって使用される物品、製品、および資本資産の調達を含む。物品調達情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、連邦政府によって使用される物品、製品、および資本資産を調達する政府機関の能力に関する、物品調達情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの物品調達情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：大規模な調達に関連する情報の許可されない開示は、連邦政府の資産および活動に重大ないし致命的な影響を及ぼしうる不正、浪費、悪用、および/または法的手続きにつながる可能性がある。また、多くの連邦政府施設の調達に関連する情報は、施設にアクセスしようとする犯罪者にとって有用である可能性がある。この場合、情報の許可されない開示は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。その結果としての機密性影響レベルは、**中位**から**高位**に及ぶであろう。また、ある政府機関の物品調達情報を別の政府機関が許可なく開示した場合、物品調達インフラストラクチャ内の管轄を超えた調整、および政府施設や物資の調達任務を負う組織の一般的有効性に悪影響を及ぼす結果になることもありうる。さらに、提案に関連する調達情報によっては専有であるものもある。競争調達の場合、不成功に終わった応札に関連するほとんどの情報は、発注後も専有のままである（例えば、価格に関する情報）。専有情報の許可されない開示は、政府機関に重大な結果をもたらす可能性があり、最低でも**中位**の機密性影響レベルを持つ。調達情報によっては機密扱いのものもある。機密情報は**国家的セキュリティ関連**であり、本ガイドラインの範囲外である。

推奨機密性影響レベル：物品調達情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。物品調達情報の許可されない改変または破壊の結果は通常、情報の必要性の緊急度または情報使用の即時性によって決まる。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：物品調達情報の外部公開（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性がある。しかし、任務に対する損害は通常、限定的だと考えられる。調達活動に関する情報（特に提案情報）の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動に重要またはきわめて重要である可能性がある調達プロセスに重大な断絶が生じる結果になりうる。当該の場合、完全性影響レベルは**中位**または**高位**ということすらありうる。

推奨完全性影響レベル：ほとんどの物品調達情報の改変または破壊に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、物品調達情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの物品調達情報によって支援される機能およびプロセスでは、遅れは許容される。つまり、機能/プロセスを支援するデータは時間

に決定的に依存しない。一般に、アクセスの断絶は、政府機関の活動（任務機能および政府機関に対する公共の信頼を含む）、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響を及ぼす。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：例外として、災害管理の対応局面の支援に必要な緊急時調達が挙げられる。当該の場合、遅れは人命の損失や主要資産の損害をもたらす可能性がある。したがって、緊急時対応に必要な物品調達情報へのアクセスの断絶に関連づける可用性影響レベルは、**高位**であろう。

推奨可用性影響レベル：物品調達情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.3.4.2 在庫管理情報タイプ

在庫管理は、調達した資産および資源の数量、品質、および所在に関する情報の追跡を指す。在庫管理情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、政府機関の調達した資産および資源の数量、品質、および所在に関する情報の追跡能力に関する、在庫管理情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの在庫管理情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない可能性が高い。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：危険物（例えば、放射性物質、毒物、生物学的有害物質、爆発物）の在庫に関する情報の許可されない開示は、連邦政府の資産および活動ならびに一般国民に重大な影響を及ぼす可能性があるテロ活動またはそのほかの犯罪活動を容易にする場合がある。一般に、在庫管理情報は、不正、窃盗、またはそのほかの犯罪の企てを実行しようとする犯罪者が使用するのに重要なものになりうる。この場合にも、情報の許可されない開示は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。在庫管理情報の許可されない開示がこのタイプの犯罪に利用された場合の機密性影響の結果は、**中位**から**高位**に及ぶであろう。

また、ある政府機関の在庫管理情報を別の政府機関が許可なく開示した場合、在庫管理インフラストラクチャ内の管轄を超えた調整、および政府施設や物資の配送・会計任務を負う組織の一般的有效性に悪影響を及ぼす結果になることもありうる。在庫管理情報によっては機密扱いのものもある。機密情報は**国家的セキュリティ関連**であり、本ガイドラインの範囲外である。

推奨機密性影響レベル：いくつかの在庫管理情報の許可されない開示に関連づける影響が**中位**または**高位**であるとしても、在庫管理情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。在庫管理情報の許可されない改変または破壊の結果は通常、情報の必要性の緊急度または情報使用の即時性によって決まる。ほとんどの場合、情報が緊急に必要なになったり、情報に従って直ちに活動が行われたりする可能性は低い。

在庫管理情報の外部公開（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性がある。しかし、任務に対する損害は通常、限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：在庫管理情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、在庫管理情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの在庫管理情報によって支援される機能およびプロセスでは、遅れは許容される。つまり、機能/プロセスを支援するデータは時間に決定的に依存しない。一般に、在庫管理情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動（任務機能および政府機関に対する公共の信頼を含む）、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響を及ぼす。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：例外として、災害管理に必要な資材へのアクセスおよび配送の緊急時要請が挙げられる。当該の場合、遅れは人命の損失や主要資産の損害をもたらす可能性がある。したがって、緊急時対応に必要な在庫管理情報の影響レベルは**高位**である。

推奨可用性影響レベル：在庫管理情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.3.4.3 物流管理情報タイプ

物流管理は、要員およびその資源の可用性および所在に関する計画および追跡を含む。物流管理情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、政府機関の要員およびその資源の可用性および所在に関する計画および追跡能力に関する、物流管理情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの物流管理情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない可能性が高い。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：国土安全保障、法執行、およびいくつかの輸送活動（例えば、航空輸送）に関連する物流情報の許可されない開示は、連邦政府の資産および活動ならびに一般国民に重大な影響を及ぼす可能性があるテロ活動またはそのほかの犯罪活動を容易にする場合がある。広範囲の任務分野に関連する物流管理情報は、不正、窃盗、またはそのほかの犯罪

の企てを実行しようとする犯罪者が使用するのに重要な可能性がある。また、この情報は、防衛または法執行能力、配置、および意図に関する情報を得ようとしている者にとって主要な謀報対象でもある。この場合、あらゆる物流管理情報の許可されない開示は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。したがって、物流管理情報の許可されない開示がこのタイプの犯罪に利用された場合の機密性影響は、**中位**から**高位**に及ぶ。物流管理情報によっては機密扱いのものもある（例えば、いくつかの兵站情報）。機密情報は**国家的セキュリティ関連**であり、本ガイドラインの範囲外である。

推奨機密性影響レベル：ほとんどの物流管理情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。物流管理情報の許可されない改変または破壊の結果は通常、情報の必要性の緊急度または情報使用の即時性によって決まる。ほとんどの場合、情報が緊急に必要なになったり、情報に従って直ちに活動が行われたりすることはない。

物流管理情報の外部公開（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性がある。しかし、任務に対する損害は通常、限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：物流管理情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、物流管理情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの物流管理情報によって支援される機能およびプロセスでは、遅れは許容される。つまり、機能/プロセスを支援するデータは時間に決定的に依存しない。一般に、物流管理情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動（任務機能および政府機関に対する公共の信頼を含む）、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響を及ぼす。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：例外として、災害管理を支援する要員およびその資源の展開の緊急時要請が挙げられる。当該の場合、遅れは人命の損失や主要資産の損害をもたらす可能性がある。したがって、緊急時対応に必要な物流管理情報の影響レベルは**高位**である。

推奨可用性影響レベル：物流管理情報に対して推奨される可用性影響レベルは、**低位**である。

C.3.4.4 サービス調達情報タイプ

サービス調達は、民間部門の請負業者およびサービス提供者の監視および/または管理を含む。サービス調達情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、民間部門請負業者およびサービス提供者を監視および／または管理する政府機関の能力に関する、サービス調達情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどのサービス調達情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない可能性が高い。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：非常に大規模な調達に関連する情報の許可されない開示は、連邦政府の資産および活動に重大な影響を及ぼしうる不正、浪費、悪用、および／または法的手続きにつながる可能性がある。また、サービス（例えば、セキュリティサービスや保護サービス）の調達に関連する情報は、破壊活動、殺人、不正、窃盗、またはそのほかの犯罪の企てを容易にするまたは実行する目的で連邦施設または情報にアクセスしようとする犯罪者が使用するのに重要な場合がある。この場合、情報の許可されない開示は、政府機関の活動、政府機関の資産、および／または担当者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。その結果としての機密性影響レベルは、**中位**から**高位**に及ぶ。さらに、提案に関連する調達情報によっては専有であるものもある。競争調達の場合、不成功に終わった応札に関連するほとんどの情報は、発注後も専有のままである（例えば、価格に関する情報）。専有情報の許可されない開示は、政府機関に重大な結果をもたらす可能性があり、最低でも**中位**の機密性影響レベルを持つ。サービス調達情報によっては機密扱いのものもある。機密情報は**国家的セキュリティ関連**であり、本ガイドラインの範囲外である。

推奨機密性影響レベル：ほとんどのサービス調達情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。サービス調達情報の許可されない改変または破壊の結果は通常、情報の必要性の緊急度または情報使用の即時性によって決まる。ほとんどの場合、情報が緊急に必要なになったり、情報に従って直ちに活動が行われたりすることはない。また、サービス調達情報の外部公開（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性がある。しかし、任務に対する損害は通常、限定的だと考えられる。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：調達活動に関する情報（特に提案情報）の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動に重要またはきわめて重要である可能性がある調達プロセスの重大な断絶およびサービスの可用性の損失が生じる結果になりうる。当該の場合、完全性影響レベルは**中位**または**高位**ということすらありうる。

推奨完全性影響レベル：ほとんどのサービス調達情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、サービス調達情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどのサービス調達情報によって支

援される機能およびプロセスでは、遅れは許容される。つまり、機能/プロセスを支援するデータは時間に決定的に依存しない。ほとんどの場合、サービス調達情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動（任務機能および政府機関に対する公共の信頼を含む）、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響を及ぼすと予想される。

推奨可用性影響レベル：サービス調達情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.3.5 情報・技術管理

IT 管理は、国民サービスの支援または実現に必要な IT 資源およびシステムの調整を含む。一般に、IT システムの運用に関連する情報への影響は、たとえそのシステムによって処理されるすべての任務関連情報が一般公開用であっても、考慮する必要がある。完全性および可用性と機密性とは、関連する問題が異なる可能性がある。公表済みの情報は当然、機密性保護を必要としない。その一方で、一般に配布済みの情報のコピーについては、完全性および可用性保護を維持することはできない。完全性および可用性の保証は、組織の管理下にある情報システム内に情報のコピーを維持することによってのみ維持することができる。

C.3.5.1 システム開発情報タイプ

システム開発は、組織内でのソフトウェアアプリケーション設計および開発に関連する活動全般をサポートする。システム開発情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 中位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、主管政府機関の組織内でのソフトウェアアプリケーションの設計および開発能力に関する、システム開発情報の許可されない開示の影響を表す。システム開発段階では、システムのセキュリティ構成ベースラインが確立される。ほとんどの場合、システム開発情報は特に機密にかかわるものではなく、ユーザーに配布される。一般に、システム開発情報の開示は、システム情報およびプロセスの機密性に限定的な悪影響しか及ぼさない可能性が高い。

推奨機密性影響レベル：システム開発情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。システム開発情報の許可されない改変または破壊の結果は、システムに関連する情報およびプロセス全体の最高の秘匿度および重大性によって決まる。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：推奨完全性影響レベルは、**低位**から**高位**、さらには**国家的セキュリティ情報**（本ガイドラインの範囲外）まで及ぶ可能性がある。

推奨完全性影響レベル：ほとんどのシステム開発情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、システム開発情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどのシステム開発情報によって支援される機能およびプロセスは、時間に決定的に依存しない。つまり、システム開発情報へのアクセスの一時的な断絶は通常、政府機関の活動（任務機能および政府機関に対する公共の信頼を含む）、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

推奨可用性影響レベル：システム開発情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.3.5.2 ライフサイクル/変更管理情報タイプ

ライフサイクル/変更管理は、資産、方法論、システム、または手順などの政府機関資源の変更の設計および実施の進展、構成、および要員異動を円滑化するプロセスを含む。ライフサイクル/変更管理情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 中位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、資産、方法論、システム、または手順などの政府機関資源の変更の設計および実施の進展、構成、および要員異動を円滑化する主管政府機関の能力に関する、ライフサイクル/変更管理情報の許可されない開示の影響を表す。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：いくつかのライフサイクル/変更管理情報の許可されない開示は、システムへの侵害を図るのに役に立つ可能性がある諜報情報を敵対者に提供する可能性がある。そのため、当該の情報に**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。また、企業秘密の許可されない開示を禁止する法的命令がある。一般に、企業秘密には**中位**の機密性影響レベルが割り付けられることが多い。

推奨機密性影響レベル：ライフサイクル/変更管理情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ライフサイクル/変更管理情報の検出されないまたは許可されない改変または破壊の結果は、システムに関連する情報およびプロセス全体の最高の秘匿度および重大性によって決まる。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：推奨完全性影響レベルは、**低位**から**高位**、さらには**国家的セキュリティ情報**（本ガイドラインの範囲外）まで及ぶ可能性がある。

推奨完全性影響レベル：ライフサイクル/変更管理情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、ライフサイクル/変更管理情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどのライフサイクル/変更管理情報によって支援される機能およびプロセスは、時間に決定的に依存しない。つまり、ライフサイクル/変更管理情報へのアクセスの一時的な断絶は通常、政府機関の活動（任務機能および政府機関に対する公共の信頼を含む）、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

推奨可用性影響レベル：ライフサイクル/変更管理情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.3.5.3 システム保守情報タイプ

システム保守は、組織内で設計したソフトウェアアプリケーションの保守に関連する活動全般をサポートする。システム保守情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 中位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、主管政府機関の組織内で設計したソフトウェアアプリケーションの保守能力に関する、システム保守情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの場合、システム保守情報は特に機密にかかわるものではなく、ユーザーに配布される。一般に、システム保守情報の開示は、システム情報およびプロセスの機密性に限定的な悪影響しか及ぼさない可能性が高い。

推奨機密性影響レベル：システム保守情報に対して推奨される暫定影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。システム保守情報の許可されない改変または破壊の結果は、システム変更に加えられた具体的な改変を識別することが困難である可能性があるため、特に重大なものとなりうる。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：システム保守情報の検出されないまたは許可されない改変または破壊の結果は、システムに関連する情報およびプロセス全体の最高の秘匿度および重大性によって決まる可能性がある。推奨完全性影響レベルは、**低位**から**高位**、さらには**国家的セキュリティ情報**（本ガイドラインの範囲外）まで及ぶ可能性がある。

推奨完全性影響レベル：システム保守情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、保守情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの保守情報によって支援される機能およびプロセスは、時間に決定的に依存しない。つまり、保守情報へのアクセスの一時的な断絶は通常、政府機関の活動（任務機能および政府機関に対する公共の信頼を含む）、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

推奨可用性影響レベル：システム保守情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.3.5.4 IT インフラストラクチャ保守情報タイプ

IT インフラストラクチャ保守は、自動化のニーズ（例えば、オペレーティングシステム、アプリケーションソフトウェア、プラットフォーム、ネットワーク、サーバー、プリンタなど）に効果的に対応するための IT インフラストラクチャの計画、設計、導入、および保守を含む。IT インフラストラクチャ保守はまた、情報システム構成およびセキュリティポリシー実施情報も含む。この情報には、パスワードファイル、ネットワークアクセスルール、ファイルおよび/またはスイッチ設定の実装、ハードウェアおよびソフトウェア構成設定、ならびにその情報システムのデータ、プログラム、および/またはプロセスへのアクセスに影響を及ぼす可能性がある資料が含まれる。IT インフラストラクチャ保守情報に関連づける影響レベルは、そのインフラストラクチャ内およびそのインフラストラクチャを介して処理される情報に主に依存する。

IT 保守情報タイプは、システムおよびネットワークの設計、実装、および保守のセキュリティを保護するために使用されるデータ要素の複合セットを表す。このデータ要素それぞれのセキュリティは、ほかのデータ要素のセキュリティに依存する。あるデータ要素タイプのセキュリティ侵害は、ほかのデータ要素タイプに波及する。

IT インフラストラクチャ保守情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, システムハイ), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、自動化のニーズ（例えば、オペレーティングシステム、アプリケーションソフトウェア、プラットフォーム、ネットワーク、サーバー、プリンタなど）に効果的に対応するための IT インフラストラクチャの計画、設計、導入、および保守を行う主管政府機関の能力に関する、IT インフラストラクチャ保守情報の許可されない開示の影響を表す。[付録 C.3.5.5「IT セキュリティ情報」および C.3.5.7「情報管理情報」も参照。] IT インフラストラクチャ保守はまた、情報システム構成およびセキュリティポリシー実施情報も含む。いくつかの IT インフラストラクチャ保守情報の許可されない開示は、システムによって処理される情報（例えば、パスワードファイル、ファイルアクセステーブル、暗号鍵情報、ネットワークアクセスルール、ハー

ドウェアおよびソフトウェア構成設定、ならびにその情報システムのデータ、プログラム、および/またはプロセスへのアクセスに影響する可能性がある資料)の機密性の侵害につながる可能性がある。結果として、この情報に関連づける機密性影響は、システムによって処理される情報のなかで最も高いものである。また、情報全体に関連づける機密性影響は、個々の情報要素に関連づける機密性影響より高い場合がある。

推奨機密性影響レベル：特にパスワードと暗号鍵の場合、IT インフラストラクチャ保守情報に対して推奨される暫定影響レベルは、システム情報およびプロセスの秘匿度および重大性によって決まる。結果として、推奨暫定影響レベルは「システムハイ」である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。IT インフラストラクチャ保守情報の許可されない改変または破壊の結果は通常、その IT インフラストラクチャ内で処理されるデータの必要性の緊急度またはデータの時間依存性によって決まる。ほとんどの場合、情報が緊急に必要になったり、情報に従って直ちに活動が行われたりする可能性は低い。ほとんどの場合、IT インフラストラクチャ保守情報の許可されない改変の結果は、政府機関の活動または資産に限定的な損害をもたらす。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：例外として、災害管理、犯罪者逮捕、航空交通管制、またはそのほかの時間に決定的に依存する任務の緊急時対応局面で不正確な情報が使用される場合が挙げられる。当該の場合、**中位**または**高位**の完全性影響レベルが考えられる。

推奨完全性影響レベル：IT インフラストラクチャ保守情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、IT インフラストラクチャ保守情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの IT インフラストラクチャ保守情報によって支援される機能およびプロセスは、時間に決定的に依存しない。また、アクセスの断絶は、政府機関の活動(任務機能および政府機関に対する公共の信頼を含む)、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響を及ぼす。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：例外として、災害管理の緊急時対応局面や、そのほかの高負荷かつ時間に決定的に依存する機能(例えば、航空交通管制機能を支援するいくつかのシステム)が挙げられる。IT インフラストラクチャ保守情報または情報システムへのアクセスの断絶の影響として、影響を受ける全組織に対する基幹 IT 資源の拒絶がありうる。緊急時対応に必要な、または国民の安全にきわめて重要な IT インフラストラクチャ保守情報に対するサービス妨害に関連づける可用性影響レベルは、**高位**である可能性がある。

推奨可用性影響レベル：IT インフラストラクチャ保守情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.3.5.5 IT セキュリティ情報タイプ

IT セキュリティは、識別、認証、否認防止などのサービスをカバーするセキュリティポリシー、手順、および管理策を作成および定義することによる、連邦データおよびシステムのセキュリティ保護に関連する機能全般を含む。IT セキュリティ情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 中位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、識別、認証、否認防止などのサービスをカバーするセキュリティポリシー、手順、および管理策を作成および定義することによって、連邦データおよびシステムをセキュリティ保護する主管政府機関の能力に関する、IT セキュリティ情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの場合、セキュリティポリシー、手順、および利用可能な管理策は、特に機密にかかわるものではない。通常、セキュリティ情報は、保護する必要がある管理策（例えば、パスワード、暗号鍵）の初期化および実装に使用される。一般に、セキュリティポリシー、手順、および管理策の開示は、システム情報およびプロセスの機密性に限定的な悪影響しか及ぼさない。

推奨機密性影響レベル：IT セキュリティ情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

推奨完全性影響レベル：IT セキュリティ情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、IT セキュリティ情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。IT セキュリティ情報へのアクセスの一時的な断絶は通常、政府機関の活動（任務機能および政府機関に対する公共の信頼を含む）、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響を及ぼすと予想される。

推奨可用性影響レベル：IT セキュリティ情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.3.5.6 記録保管情報タイプ

記録保管は、政府機関の公式文書および記録の管理を取り巻く運用を含む。以下に記述する例外条件に該当しない限り、記録保管情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、主管政府機関の公式文書および記録の格納、追跡、把握、維持、検索、および伝達能力に関する、記録保管情報の許可されない開示の影響を表す。保管されるデータが本ガイドラインで記述する情報タイプのいずれかに属する場合、データおよびシステムに割り付ける機密性影響は、最低でも収集される情報タイプのなかで最も高い影響とする。一般に、保管されるほとんどの事業管理情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。*国家的セキュリティ情報*および*国家的セキュリティシステム*は、本ガイドラインの範囲外である。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：より機密にかかわる情報が関係するとすれば、1974年プライバシー法の適用対象となる個人情報、あるいは企業またはそのほかの組織の専有情報が最も一般的であろう。プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する。当該の情報には、**中位**の機密性影響レベルが割り付けられることが多い。収集される情報のいずれかが**高位**の機密性影響レベルを持つことが当然予想される場合、その記録保管システムには**高位**の機密性影響レベルを割り付けなければならない。場合によっては、保管される情報の集合が個々の情報要素より高い機密性影響を持つ可能性があることを、影響アセスメントにおいて考慮する必要がある。

推奨機密性影響レベル：記録保管情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：完全性の侵害が組織の記録へのアクセス能力に悪影響を及ぼしたり、誤ったバックアップ情報または記録保管につながったりする場合、政府機関の活動に対する影響は重大なものとなる可能性がある。当該の場合、完全性影響レベルは**中位**であろう。大規模な記録保管または主要国家資産を含む記録保管（例えば、国立公文書館）の場合、完全性影響は特に致命的なものとなる可能性があり、影響レベルは**高位**であろう。

推奨完全性影響レベル：記録保管情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、記録保管情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの記録保管情報によって支援される機能およびプロセスは、時間に決定的に依存しない。記録保管プロセスでは通常、妥当な遅れは許容される。ほとんどの場合、記録保管情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

その可用性の一時的な損失によって任務遂行能力を大きく低下させ、政府機関をきわめて不利な立場に追い込み、結果として主要資産の損失をもたらしたり、人命に脅威を与えたりする可能性が高い機能を実行する事業管理システムは多くない。

推奨可用性影響レベル：記録保管情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

C.3.5.7 情報管理情報タイプ

情報管理は、情報収集、格納、伝達、および破壊の調整、ならびに情報管理に関する方針、ガイドライン、および標準の管理を含む。以下に記述する例外条件に該当しない限り、情報管理情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, システムハイ¹⁷), (完全性, 中位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、主管政府機関の日常の情報収集、格納、伝達、および破壊プロセス、ならびに情報管理に関する方針、ガイドライン、および標準の管理の実行能力に関する、情報管理情報の許可されない開示の影響を表す。許可されない開示の結果は、主に管理される情報の内容および用途によって決まる。政府によって管理されるほとんどの情報に関連する情報管理情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：情報の収集および格納は、政府機関のプログラム、協力者、および利害関係者からの日常のデータ収集・保存プロセスを含む。より機密にかかわる管理情報は通常、1974年プライバシー法の適用対象となる個人情報か、あるいは企業またはそのほかの組織の専有情報である。プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する。当該の情報には、**中位**の機密性影響レベルが割り付けられることが多い。

管理される情報のいずれかが**高位**の機密性影響レベルを持つと予想される場合、その情報管理情報には**高位**の機密性影響レベルを割り付けなければならない。管理されるデータが本ガイドラインで記述する情報タイプのいずれかに属する場合、システムに割り付ける機密性影響は、システムによって処理される情報タイプのなかで最も高い影響とする。政府機関や支援される任務にもよるが、情報の機密の高さは「なし」(公開情報)から**高位**に及ぶ可能性がある(国家的セキュリティ情報および国家的セキュリティシステムは、本ガイドラインの範囲外である)。

推奨機密性影響レベル：特にパスワードと暗号鍵の場合、情報管理情報に対して推奨される暫定影響レベルは、システム情報およびプロセスの秘匿度および重大性によって決まる。結果として、推奨暫定影響レベルは「**システムハイ**」である。

完全性

¹⁷ アクセス制御情報に対する機密性影響は、そのシステムによって処理される可能性があるすべての情報に割り付けられた最も高い機密性影響レベルである。

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。情報管理情報（例えば、構成設定、パスワード、許可コード、暗号鍵素材）の許可されない改変または破壊の結果は、システムの有効性を侵害し、政府機関の活動に障害を生じさせる可能性がある。影響レベルは、政府機関の任務にとってのシステム機能の重大性によって決まる。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：いくつかの情報管理情報（例えば、暗号鍵）の完全性の損失は、政府機関の活動にとって非常に重大であったり、政府機関に対する公共の信頼に重大な結果を及ぼしたりする可能性がある。きわめて重要な情報に関連する情報管理情報に対して推奨される完全性影響レベルは、**高位**である。

推奨完全性影響レベル：ほとんどの政府組織では、情報管理情報の許可されない改変または削除の結果生じる悪影響は、潜在的に重大であると予想される。したがって、情報管理情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、情報管理情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。情報管理情報へのアクセスの断絶の影響は、政府機関の活動に一時的な障害を生じさせる可能性がある。影響レベルは、管理される情報の秘匿度および政府機関の任務にとってのシステムの重大性によって決まる。リアルタイムプロセスに必要な情報（例えば、リアルタイム監視や監査機能への入力情報）を除き、情報管理プロセスでは通常、妥当な遅れは許容される。ほとんどの場合、情報管理情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。その可用性の損失によって任務遂行能力を大きく低下させ、政府機関をきわめて不利な立場に追い込み、結果として主要資産の損失をもたらしたり、人命に脅威を与えたりする可能性が高い機能を実行する事業管理システムは多くない。

推奨可用性影響レベル：情報管理情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

(このページは意図的に白紙のままとする)

付録 D：任務別情報および情報システムの影響判断

一般に、個々の政府機関は、各自のシステムによって処理される任務情報タイプを識別する必要がある。この付録では、連邦政府組織によって処理されると考えられるいくつかの情報タイプを識別する。ここには、任務情報とその許可されない開示、改変、または利用不可による潜在的影響を記載する。

連邦政府情報システムの主目的は、合衆国国民および居住者への基本サービスの提供を支援することである。このセクションでは、連邦政府によって国民に提供されるサービスと、政府の目的の達成または国民へのサービスの提供のために使用されるメカニズムの両方に関連する情報タイプを扱う。提供メカニズムには、財政的手段、政府からの直接的な提供、および間接的な提供がある。25 の任務分野および提供形態での連邦政府の任務または提供メカニズムを以下に識別する。各任務分野および提供形態は、『*Business Reference Model 2.0*』で定義されている国民サービスまたは提供形態業務分野に対応する。サービスおよび提供形態から政府省庁および機関へのマッピングは 1 対 1 ではない。省庁や機関により、単一の任務を中心とするところもあれば、任務分野内の複数の任務をサポートするところ、さらにいくつかの異なる任務分野に関連するサービスを提供するところもある。

情報タイプは、連邦政府のそれぞれの任務および提供形態と関連づけ、各情報タイプの識別情報をそれに関連する任務別に定義する。情報源提供支援または政府資源管理のために実行される管理・支援機能のいくつかは、一部の政府機関が国民サービスを提供する際にも実行される（特に付録 C のセクション C.2.8 「一般政府」機能を参照）。この情報タイプのほとんどは、任務別情報タイプとして付録 D に含めることもできたが、BRM ではサービス提供支援機能として分類されているため、セクション 5 および付録 C に含め、付録 D では再掲しない。

第 I 巻のセクション 3.5 に記述されている共通の影響判断要因は、任務別情報にも適用される。

表 4 は、このセクションで扱う連邦政府情報のタイプのリストである。リストおよびそれに続く記述的な情報は、OMB 連邦政府 EA プログラム管理室の『*Business Reference Model 2.0*』で識別されている任務活動および機能に準拠している。C.1.7、C.2.5、C.2.8、および C.3.2 で示した情報タイプのいくつかは、政府機関によってはサービス提供に関連するが、これらの情報タイプの説明はこの付録では再掲しない。

表4：任務情報タイプと提供メカニズム
任務分野および情報タイプ

<p><i>防衛・国家的セキュリティ</i> <u>国土安全保障</u> 国境・運輸セキュリティ 主要資産・きわめて重要な インフラストラクチャ保護 壊滅防衛</p> <p><i>災害情報管理</i> 災害監視・予測 災害準備・計画 災害修復・復旧 緊急時対応</p> <p><i>国際問題・通商</i> 外交問題 国際開発・人道援助 世界貿易</p> <p><i>天然資源</i> 水資源管理 自然保護・海洋・土地管理 保養資源管理・観光 農業革新・サービス</p> <p><i>エネルギー</i> エネルギー供給 エネルギー節約・準備 エネルギー生産 エネルギー資源管理</p> <p><i>環境管理</i> 環境監視・予測 環境修復 汚染防止・規制</p> <p><i>知識創造・管理</i> 汎用データ・統計 研究開発 諮問・顧問 知識伝達</p> <p><i>連邦財務援助</i> 連邦補助金（非国家） 個人直接移転 助成金 税額控除</p>	<p><i>経済開発</i> 事業・産業開発 知的所有権保護 金融部門監督 産業部門所得安定化 コミュニティ・ソーシャルサービス 持ち家促進 コミュニティ・地域開発 ソーシャルサービス 郵便サービス</p> <p><i>輸送</i> 航空輸送 陸上輸送 水上輸送 宇宙活動</p> <p><i>教育</i> 初等・中等・職業教育 高等教育 文化・歴史保存 文化・歴史展示</p> <p><i>人員管理</i> 訓練・雇用 労働者権利管理 労働者安全</p> <p><i>公衆衛生</i> 疾病予防 予防接種管理 公衆衛生監視 保健医療サービス 消費者衛生・安全</p> <p><u>提供形態</u> サービス提供メカニズムおよび情報タイプ</p> <p><i>規制遵守・執行</i> 検査・監査 基準設定 / 報告ガイドライン策定 許可・免許</p> <p><i>財務手段および情報タイプ</i> 貸付・保険 直接融資 融資保証 損害保険</p>	<p><i>所得保障</i> 一般退職・障害 失業補償 居住支援 食糧・栄養援助 遺族補償</p> <p><i>法執行</i> 犯罪者逮捕 犯罪捜査・監視 市民保護 犯罪防止 要人保護 資産保護 薬物規制</p> <p><i>訴訟・司法活動</i> 司法審問 法廷弁護 司法捜査 起訴・訴訟 紛争解決促進</p> <p><i>連邦矯正活動</i> 刑事拘禁 犯罪者更正</p> <p><i>一般科学・技術革新</i> 科学技術研究・技術革新 宇宙開発・技術革新</p> <p><i>公共財作成・管理</i> 製造 建設 公共資源・ファシリティ・インフラストラクチャ管理 情報インフラストラクチャ管理</p> <p><i>州政府 / 地方自治体移転</i> フォーミュラグラント プロジェクト / 競争的補助金 特定補助金 国債</p>
---	--	--

表 5 に、表 4 に示した任務情報タイプまたは提供形態ごとの暫定影響アセスメントを示す。

多くの情報タイプに割り付けられている影響レベルは、状況に依存する可能性がある。例えば、ある政府機関ではその侵害が人命を危険にさらす情報要素を含む情報タイプがほかの政府機関では当該の要素を含まない場合がある。

表 5 では、暫定影響割り付けの例外がある場合、影響割り付けをグレーのフォント[グレーのフォント]で表示することによって注意を促す。

表 5：任務情報のセキュリティ分類

	機密性	完全性	可用性
<i>防衛・国家的セキュリティ</i>	国家的セキュリティ	国家的セキュリティ	国家的セキュリティ
<i>国土安全保障</i>			
国境管理・運輸セキュリティ	中位	中位	中位
主要資産・きわめて重要なインフラストラクチャ保護	高位	高位	高位
壊滅防衛	高位	高位	高位
大統領府行政機能	高位	中位	高位
<i>諜報活動⁸</i>	高位	高位	高位
<i>災害管理</i>			
災害監視・予測	低位	高位	高位
災害準備・計画	低位	低位	低位
災害修復・復旧	低位	低位	低位
緊急時対応	低位	高位	高位
<i>国際問題・通商</i>			
外交関係	高位	高位	中位
国際開発・人道援助	中位	低位	低位
世界貿易	高位	高位	高位
<i>天然資源</i>			
水資源管理	低位	低位	低位
自然保護・海洋・土地管理	低位	低位	低位
保養資源管理・観光	低位	低位	低位
農業革新・サービス	低位	低位	低位
<i>エネルギー</i>			
エネルギー供給	低位 ¹⁹	低位 ²⁰	低位 ¹⁹
エネルギー資源節約・準備	低位	低位	低位
エネルギー資源管理	中位	低位	低位
エネルギー生産	低位	低位	低位
<i>環境管理</i>			

¹⁸ 外国諜報情報が関係する場合、その情報および情報システムは*国家的セキュリティ*情報またはシステムに分類され、本指針の範囲外である。

¹⁹ 放射性物質、強燃性燃料、あるいは伝送路または制御プロセスの安全がかかっている場合は高位。

²⁰ 時間に決定的に依存するプロセスが関係する場合は一般に中位または高位。

表5：任務情報のセキュリティ分類

	機密性	完全性	可用性
環境監視・予測	低位	中位	低位
環境修復	中位	低位	低位
汚染防止・規制	低位	低位	低位
<i>経済開発</i>			
事業・産業開発	低位	低位	低位
知的所有権保護	低位	低位	低位
金融部門監督	中位	低位	低位
産業部門所得安定化	中位	低位	低位
<i>コミュニティ・ソーシャルサービス</i>			
持ち家促進	低位	低位	低位
コミュニティ・地域開発	低位	低位	低位
ソーシャルサービス	低位	低位	低位
郵便サービス	低位	中位	中位
<i>輸送</i>			
陸上輸送	低位	低位	低位
水上輸送	低位	低位	低位
航空輸送	低位	低位	低位
宇宙活動	低位	高位	高位
<i>教育</i>			
初等・中等・職業教育	低位	低位	低位
高等教育	低位	低位	低位
文化・歴史保存	低位	低位	低位
文化・歴史展示	低位	低位	低位
<i>人員管理</i>			
訓練・雇用	低位	低位	低位
労働者権利管理	低位	低位	低位
労働者安全	低位	低位	低位
<i>公衆衛生</i>			
疾病予防	低位	中位	低位
予防接種管理	低位	中位	低位
公衆衛生監視	低位	中位	低位
保健医療サービス	低位	高位	低位
消費者衛生・安全	低位	中位	低位
<i>所得保障</i>			
一般退職・障害	中位	中位	中位
失業補償	低位	低位	低位
居住支援	低位	低位	低位
食糧・栄養援助	低位	低位	低位
遺族補償	低位	低位	低位
<i>法執行</i>			
犯罪者逮捕	低位	低位	中位
犯罪捜査・監視	中位	中位	中位
市民保護	中位	中位	中位
要人保護	中位	低位	低位
資産保護	低位	低位	低位
薬物規制	中位	中位	中位

表 5：任務情報のセキュリティ分類

	機密性	完全性	可用性
犯罪防止	低位	低位	低位
通商法執行	中位	中位	中位
<i>訴訟・司法活動</i>			
司法審問	中位	低位	低位
法廷弁護	中位	高位	低位
司法捜査	中位	中位	中位
起訴・訴訟	低位	中位	低位
紛争解決促進	中位	低位	低位
<i>連邦矯正活動</i>			
刑事拘禁	低位	中位	低位
犯罪者更正	低位	低位	低位
<i>一般科学・技術革新</i>			
科学技術研究・技術革新	低位	中位	低位
宇宙開発・技術革新	低位	中位	低位
<i>知識創造・管理</i>			
研究開発	低位	中位	低位
汎用データ・統計	低位	低位	低位
諮問・顧問	低位	低位	低位
知識伝達	低位	低位	低位
<i>規制遵守・執行</i>			
検査・監査	中位	中位	低位
基準設定 / 報告ガイドライン策定	低位	低位	低位
許可・免許	低位	低位	低位
<i>公共財作成・管理</i>			
製造	低位	低位	低位
建設	低位	低位	低位
公共資源・ファシリティ・インフラストラクチャ管理	低位	低位	低位
情報インフラストラクチャ管理	低位	低位	低位
<i>連邦財務援助</i>			
連邦補助金（非国家）	低位	低位	低位
個人直接移転	低位	低位	低位
助成金	低位	低位	低位
税額控除	中位	低位	低位
<i>貸付・保険</i>			
直接融資	低位	低位	低位
融資保証	低位	低位	低位
損害保険	低位	低位	低位
<i>州政府 / 地方自治体移転</i>			
フォーミュラグラント	低位	低位	低位
プロジェクト / 競争的補助金	低位	低位	低位
特定補助金	低位	低位	低位
国債	低位	低位	低位

情報タイプの多くは、ライフサイクルにも依存する。つまり、システム開発プロセスにおけるある段階では保護を必要とする情報が、その後の段階で、あるいは何らかの事象の後に公にアクセス可能になるということである。例えば、ある政府機関が意思決定のために使用している期間中は機密性属性を持つ情報であっても、決定された時点で周知となることがある（例えば、調達活動の提案依頼書の作成中に使用される財務/予算情報）。

以下のセクションでは、各情報タイプの影響アセスメントに影響を及ぼす情報属性を記述する。

D.1 防衛・国家的セキュリティ

防衛・国家的セキュリティ活動は、合衆国の国家安全保障上の利益の保護および促進を図り、抑止に失敗した場合、その利益に対する脅威を断固として打破する。防衛・国家的セキュリティ活動は、軍事活動、国境防御、および情報収集は含まない。防衛活動は以下のクラスに細分される。

- **戦略的国家・戦域防衛** – 国家および多国家の軍事的目的の確立、戦略の順序づけ、軍事的手段およびそのほかの国家権力手段の使用の制限の定義とそのリスクの分析、その目的を達成するための広域計画および戦域計画の作成、ならびに戦略計画に基づく軍事力およびそのほかの能力の提供
- **作戦防衛** – 戦略目的の達成に必要な作戦目的の確立、作戦目的の達成に必要な事象の順序づけ、行動の開始、およびその事象の実現・維持に必要な資源の充当による戦術と戦略の結びつけ
- **戦術防衛** – 戦闘目的の達成のための友軍間の関係における、および敵軍に対する戦闘部隊の秩序立った配置および作戦行動

防衛・国家的セキュリティ任務に関連する多くの情報および情報システムへの影響は、広範囲のきわめて重要なインフラストラクチャおよび主要国家資産のセキュリティに影響を及ぼす可能性がある。軍隊の指揮統制、武器管理²¹を含むか、武器または武器システムに不可欠な部分である装置を伴うか、軍事任務²²の直接的遂行にとってきわめて重要であるか、あるいはもっぱら軍事活動²²に使用されるシステムは、公法⁶によって**国家的セキュリティシステム**と定義されている。国防総省によって、または国防総省に代わるほかの団体によって運用されるシステムの情報保証責任は、国防総省に委譲される²³。

²¹ 武器管理は、合衆国の兵器の監視および保護に加えて、他国にある軍備の監督および管理のために行われる活動を含む。武器管理は、通常兵器、生物兵器、化学兵器、および核兵器に適用される。

²² 軍事活動は、基地訓練、軍事衝突、および平和維持任務のあいだに行われる活動を含む。

²³ 2002年連邦情報セキュリティマネジメント法、公法 107-347、第 III 節 – 情報セキュリティ 3543(c)(2)条、12/17/02。

これらのシステムに関連づけるセキュリティ目標および影響レベルは、国防総省によって決定される。

D.2 国土安全保障

国土安全保障は、テロリストの攻撃から国家を保護することを含む。これは、脅威および情報の分析、国境および空港の警備、きわめて重要なインフラストラクチャの保護、ならびに緊急時対応の調整を含む。国土安全保障業務項目は、大統領の国土安全保障戦略によって定義される。注：大統領の戦略のきわめて重要な任務分野によっては、ほかの情報クラスおよび分類に含まれるものもある。

D.2.1 国境・運輸セキュリティ情報タイプ

国境・運輸セキュリティは、合衆国の通関港における人、物品、および、運搬具の出入国の促進または差し止めに加えて、合衆国内の輸送・インフラストラクチャネットワーク、ファシリティ、輸送手段、および要員のセキュリティの確保を含む。国境管理は、外国生まれの人（つまり外国人）の合衆国への入国を規制する法律の執行を含む。これは、国境の警備・監視および不法入国外国人の国外退去を含む。国境管理情報によっては、ほかの任務情報タイプ（例えば、犯罪者逮捕、犯罪捜査・監視情報）にも関連するものもある。当該の場合、国境管理情報に関連づける影響レベルは、関連する任務情報の影響レベルによって決定される可能性がある。また、合衆国内の輸送・インフラストラクチャネットワーク、ファシリティ、輸送手段、および要員のセキュリティの確保のいくつかの側面は、輸送任務に関連する情報タイプで扱われる。場合によっては、国境管理情報は機密扱いになる可能性がある。機密情報は、*国家的セキュリティ情報* に対して確立された別の規則に従って扱われる。非機密の国境・運輸セキュリティ情報の推奨分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 中位), (可用性, 中位)}

機密性

機密性影響レベルは、外国生まれの人（つまり、外国人）の合衆国への入国を規制する法律を執行する主管政府機関の能力に関する、国境管理情報の許可されない開示の影響を表す。一般に、国境管理情報の許可されない開示の影響は、単一の地理的領域、出入国管理の問題、または国外退去の問題に限定される。とはいえ、許可されない開示はその国境管理の責任に関して、任務機能に重大な悪影響を及ぼしたり、任務遂行能力を大きく低下させたり、政府機関を著しく不利な立場に追い込んだりする可能性がある。特に、出入国管理、市民権付与、および国外退去活動の場合、情報の許可されない開示はプライバシー方針に違反する可能性がある。当該の許可されない開示は、政府機関に対する公共の信頼に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：国境管理情報がほかの任務情報タイプ（例えば、犯罪者逮捕、犯罪捜査・監視情報）にも関連する場合、その情報に関連づける機密性影響レベルは**高位**である可能性がある。国境管理情報の許可されない開示が要員の身体的安全を著しく脅かすおそれがある場合、その情報に関連づける機密性影響レベルは**高位**であろう。合衆国内の輸送・インフラストラクチャネットワーク、ファシリティ、輸送手段、および要員のセキュリティの確保に関連する情報の機密性の許可されない開示は、人命を危険にさらすテロ活動を助長する結果になる場合がある。場合によっては、その結果として生じるきわめて重要なインフラストラクチャ、主要国家資産、および人命に対する脅威は壊滅的なものとなりうる。したがって、合衆国内の輸送・インフラストラクチャネットワーク、ファシリティ、輸送手段、および要員のセキュリティの確保に関連する情報に関連づける機密性影響レベルは通常、**高位**である。

推奨機密性影響レベル：ほとんどの国境管理情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**中位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。その情報が戦術行動にきわめて重要である場合、情報の許可されない改変または破壊の結果は非常に重大なものとなりうる。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：合衆国内の輸送・インフラストラクチャネットワーク、ファシリティ、輸送手段、および要員のセキュリティの確保に関連する情報の許可されない改変または破壊は、任務活動に重大な影響を及ぼすまたは人命の損失につながる可能性がある。テロ対策情報に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、きわめて重要なインフラストラクチャおよび/または主要国家資産に対する容認できない損害、あるいは主要国家資産および/または人命の損失につながるような悪影響を任務活動に及ぼす可能性がある。したがって、合衆国内の輸送・インフラストラクチャネットワーク、ファシリティ、輸送手段、および要員のセキュリティを確保する情報に関連づける完全性影響レベルは、**高位**である。

推奨完全性影響レベル：国境管理情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、国境管理情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの国境管理情報によって支援される機能およびプロセスは、時間に決定的に依存しない。また、アクセスの断絶は、政府機関の活動（任務機能および政府機関に対する公共の信頼を含む）、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：例えば、不法入国外国人の移送に関する情報や、国境管理要員がその入国の阻止任務を割り付けられている外国人が与える身体的脅威に関する情報のように、時間に決定的に依存する場合があります。当該の場合、可用性影響は**高位**である。

合衆国内の輸送・インフラストラクチャネットワーク、ファシリティ、輸送手段、および要員のセキュリティの確保に関連する情報または情報システムへのアクセスの断絶の結果は、致命的なものとなる可能性がある。また、テロ対策任務では、遅れは絶対に許容されない。合衆国内の輸送・インフラストラクチャネットワーク、ファシリティ、輸送手段、および要員のセキュリティを保証する情報システムの可用性影響レベルは、**高位**である。

推奨可用性影響レベル：当該の時間に決定的に依存する場合、関連任務（例えば、テロ対策）と共有される情報によって影響が決定される場合を除き、国境管理情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは通常、**中位**である。

D.2.2 主要資産・きわめて重要なインフラストラクチャ保護情報タイプ

主要資産・きわめて重要なインフラストラクチャ保護は、主要資産およびきわめて重要なインフラストラクチャの脆弱性アセスメントと、脆弱性を低減し、セキュリティを強化し、政府の活動および要員の継続性と必要な冗長性を保証するための直接的措置を含む。きわめて重要なインフラストラクチャ情報（第 I 巻セクション 3.5.2.3 を参照）の伝達は、2002 年重要基盤情報保護法（6 U.S.C. 131-134）によって特に規制されている。大統領令第 13292 号の規定により、セキュリティ分類の対象となるテロ対策情報がある。**国家的セキュリティ情報**は本ガイドラインの範囲外である。非機密のテロ対策情報の推奨分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 高位), (完全性, 高位), (可用性, 高位)}

機密性

機密性影響レベルは、国外および国内のテロリストグループとその国家および非国家資金提供者の指導力、動機、計画、および意図を監視・分析する主管政府機関の能力に関する、きわめて重要なインフラストラクチャ保護情報の許可されない開示の影響を表す。この情報の許可されない開示の影響は、きわめて重要なインフラストラクチャ保護任務の遂行を脅かすことが当然予想される。その結果として生じるきわめて重要なインフラストラクチャ、主要国家資産、および人命に対する脅威は壊滅的なものとなりうる。

推奨機密性影響レベル：きわめて重要なインフラストラクチャ保護情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**高位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。きわめて重要なインフラストラクチャ保護活動に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、任務活動に悪影響を及ぼし、きわめて重要なインフラストラクチャに対する容認できない損害、主要国家資産に対する損害、または人命の損失につながる可能性がある。

推奨完全性影響レベル：きわめて重要なインフラストラクチャ保護情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**高位**である。

可用性

可用性影響レベルは、きわめて重要なインフラストラクチャ保護情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。一般に、きわめて重要なインフラストラクチャ保護任務では、遅れは絶対に許容されない。きわめて重要なインフラストラクチャ保護情報へのアクセスの断絶は、任務遂行能力を大きく低下させ、ひいてはきわめて重要なインフラストラクチャ、主要国家資産、および/または人命に壊滅的な結果をもたらす可能性がある。

推奨可用性影響レベル：きわめて重要なインフラストラクチャ保護情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**高位**である。

D.2.3 壊滅防衛情報タイプ

壊滅防衛は、テロリストの脅威に対する技術的対抗策（化学、生物、放射性物質、および核[CBRN]）の開発、新規および有望な手段のラポテストの実施、ならびに対抗策の開発につながる可能性がある基礎科学および応用科学の実施を含む。大統領令第 13292 号の規定により、セキュリティ分類の対象となるテロ対策情報がある。*国家的セキュリティ情報*は本ガイドラインの範囲外である。非機密のテロ対策情報の推奨分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 高位), (完全性, 高位), (可用性, 高位)}

機密性

機密性影響レベルは、国外および国内のテロリストグループとその国家および非国家資金提供者の指導力、動機、計画、および意図を監視・分析する主管政府機関の能力に関する、壊滅防衛情報の許可されない開示の影響を表す。この情報の許可されない開示の影響は、壊滅防衛任務の遂行を脅かすことが当然予想される。その結果として生じる人命、きわめて重要なインフラストラクチャ、および主要国家資産に対する脅威は、壊滅的なものとなりうる。

推奨機密性影響レベル：壊滅防衛情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは通常、**高位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。壊滅防衛活動に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、人命の損失、きわめて重要なインフラストラクチャに対する容認できない損害、および/または主要国家資産に対する損害または損失につながるような悪影響を任務活動に及ぼす可能性がある。

推奨完全性影響レベル：壊滅防衛情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**高位**である。

可用性

壊滅防衛情報へのアクセスの断絶の結果または可用性影響レベルは、壊滅防衛情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。一般に、アクセスの断絶は、政府機関の活動（任務機能および政府機関に対する公共の信頼を含む）政府機関の資産、または担当者に致命的な悪影響を及ぼす。また、壊滅防衛任務では遅れは許容されず、その遅れは任務遂行能力を大きく低下させ、ひいては人命、きわめて重要なインフラストラクチャ、および/または主要国家資産に壊滅的な結果をもたらす。

推奨可用性影響レベル：壊滅防衛情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**高位**である。

D.2.4 大統領府行政機能情報タイプ

行政機能は、大統領府（EOP）に関連する。以下に記述する例外条件に該当しない限り、行政情報タイプの推奨暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 高位), (完全性, 中位), (可用性, 高位)}

機密性

行政情報タイプに関連づける機密性影響レベルは、大統領府（EOP）の機能に関連する。策定段階にある方針・ガイドラインの機密性の損失の影響は、影響を受ける団体およびそのほかの関連団体による方針・ガイドライン策定プロセスの支配および/または妨害の試みにつながる可能性がある。策定中の方針・ガイドラインを内部での調整やレビューの前に時期尚早に一般公開した場合、EOP に対する公共の信頼を不必要に損なう結果になる可能性がある。公開情報に未編集の内部記録や検討項目が含まれている場合は、上述の結果になる可能性がある。

EOP 内部で、および EOP によって処理される情報のほとんどは機密*国家的セキュリティ情報*であり、本ガイドラインの範囲外である。EOP によって処理されるそのほかの情報は、きわめて機密にかかわり、国土安全保障や法執行に関連する。このきわめて機密にかかわる情報の許可されない開示は、人命、主要国家資産、およびきわめて重要なインフラストラクチャを重大な危険にさらす可能性がある。

推奨機密性影響レベル：行政情報の許可されない開示によって国家が受ける可能性がある壊滅的損害によれば、行政機能情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは**高位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

EOP 情報を含む外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性がある。EOP の場合、当該の公共の信頼損失の影響は、最低でも **中位**であろう。

推奨完全性影響レベル：行政情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、行政情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。EOP 機能の国家防衛およびきわめて重要なインフラストラクチャ保護の局面では通常、遅れは許容されない。復旧が遅れすぎると、きわめて重要な防衛および公共福祉プロセスの調整の損失をもたらす可能性がある。

推奨可用性影響レベル：行政機能情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**高位**である。

D.3 諜報活動

諜報活動は、国家的セキュリティの問題に関する正確、包括的、かつ適時の外国情報の展開および管理を含む。その機能、運用、または使用が諜報活動を含むか、あるいは諜報任務²⁴の直接的遂行にきわめて重要なシステムは、公法²⁵によって **国家的セキュリティシステム**と定義されている。**国家的セキュリティ情報**および**国家的セキュリティシステム**は、本ガイドラインの範囲外である。**国家的セキュリティシステム**に関連づけるセキュリティ目標および影響レベルは、システムを統括する各政府機関の長によって決定される²⁶。

いくつかの政府機関は、**国内**諜報情報の収集を任務とする。国内諜報情報の多くは機密扱いである。そのほかの国内諜報情報は機密扱いでないこともありうる（例えば、州および地方政府の情報源から得られた情報）。すべての機密情報は、**国家的セキュリティ情報**に対して確立された別の規則に従って扱われる。非機密の国内諜報情報の推奨分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 高位), (完全性, 高位), (可用性, 高位)}

機密性

²⁴ a) 諜報活動、b) 国家的セキュリティに関連する暗号作成活動、c) 軍隊の指揮統制、d) 武器または武器システムに不可欠な部分である装置、または 5) 大統領令または議会立法によって機密扱いにされた情報を含まないシステムは、たとえ軍事または諜報任務の直接的遂行にきわめて重要であっても、もっぱら日常の業務または運用のアプリケーションに使用される場合には、**国家的セキュリティシステム**に指定されない。日常の業務または運应用アプリケーションは、給与、財務、物流、人事管理などのアプリケーションを含むものとして定義されている。[*Federal Information Security Management Act of 2002*, Public Law 107-347, Subchapter III – Information Security, Sec. 3547 – National security systems, 12/17/02]

²⁵ Clinger-Cohen Act, Public Law 104-106, *National Defense Authorization Act For Fiscal Year 1996*, Division E – Information Technology Reform, Sec. 5142 – National Security Systems Defined, 8/8/96; *Homeland Security Act of 2002*, Public Law 107-296, Title X – Information Security, Subchapter II, Sec. 3532 – Definitions, 11/25/02; and *Federal Information Security Management Act of 2002*, Public Law 107-347, Subchapter III – Information Security, Sec. 3542 – Definitions, 12/17/02.

²⁶ *Federal Information Security Management Act of 2002*, Public Law 107-347, Subchapter III – Information Security, Sec. 3547 – National security systems, 12/17/02.

機密性影響レベルは、国土安全保障問題およびそのほかの**国家**の脅威に関する正確、包括的、かつ適時の国内情報の展開および管理を行う主管政府機関の能力に関する、国内諜報情報の許可されない開示の影響を表す。国内諜報情報の許可されない開示の結果として、主要な脅威（例えば、きわめて重要なインフラストラクチャおよび/または主要国家資産に対するテロリストの脅威）の警告または阻止に必要な情報を収集する能力および/または権限付与の損失が挙げられる。

推奨機密性影響レベル：多くの国内諜報情報の重大性や、適切な許可（例えば、プライバシー法の規定、合衆国憲法修正第 4 条の課題）なしに国内諜報情報を開示した政府機関に対する致命的または壊滅的な結果を考えると、国内諜報情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは**高位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。国内諜報情報は通常、ほかの任務（例えば、テロ対策、小火器および爆発物に対する防護、麻薬禁止）関連の情報に関連する。国内諜報情報の許可されない改変または破壊の結果は、諜報情報によって支援される任務、および諜報情報が時間に決定的に依存するかどうかによって大体決まる。諜報情報の許可されない改変または破壊は、きわめて重要なインフラストラクチャに対する容認できない損害、主要国家資産に対する損害または損失、あるいは人命の損失につながるような悪影響を任務活動に及ぼす可能性がある。

推奨完全性影響レベル：国内諜報情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**高位**である。

可用性

可用性影響レベルは、国内諜報情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。一般に、国内諜報情報によって支援される任務では、遅れは絶対に許容されない。国内諜報情報へのアクセスの断絶は、任務遂行能力を大きく低下させ、ひいてはきわめて重要なインフラストラクチャ、主要国家資産、および/または人命に壊滅的な結果をもたらす可能性がある。

推奨可用性影響レベル：国内諜報情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**高位**である。

D.4 災害管理

災害管理は、天災か人災かにかかわらず、すべての自然災害および人道的災害の影響に対する準備、低減、対応、および修復に必要な活動を含む。災害管理任務分野内のあらゆる任務に関連する情報の多くに対する侵害は、広範囲のきわめて重要なインフラストラクチャおよび主要国家資産のセキュリティに重大な影響を及ぼす可能性がある。

D.4.1 災害監視・予測情報タイプ

災害監視・予測は、災害の発生日時および場所を予測し、影響を受ける当事者にその情報を伝達するための活動を含む。[災害管理情報には、国際問題・通商業務項目の人道援助システムにおいて発生するものがある（例えば、国務省の災害準備・計画）。] 災害監視・保護情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 高位), (可用性, 高位)}

機密性

機密性影響レベルは、災害の発生日時および場所を予測し、影響を受ける当事者にその情報を伝達する主管政府機関の能力に関する、災害監視・予測情報の許可されない開示の影響を表す。災害監視・予測活動の目的は通常、情報を伝達することである。さまざまなアナリストグループが生情報を共有すれば、多くの場合、予測分析の品質が向上する。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：何らかの災害監視・予測情報の許可されない開示の結果として、国民のパニックや、国民の安全、災害防止、緊急時対応、災害修復、または復旧任務を脅かすそのほかの反応が挙げられる。例えば、避難経路に関する必要な準備が整う前に、危険が迫った地域から大勢の住民が避難しようとするれば、経路が渋滞して住民の大部分が時間内に避難できなくなり、生命を脅かす事象から彼らを救えなくなるおそれがある。ほとんどの災害監視・予測情報は、人命の潜在的損失および主要資産の損害という点できわめて重要である。この情報の許可されない公開は、災害防止または緊急時対応任務を妨げる可能性がある。この例で挙げた情報に対して推奨される機密性影響レベルは、**中位**または**高位**である可能性がある。

テロリストへの災害監視・予測情報の許可されない開示は、目標となる弱点または機密にかかわる点、目標の攻撃に使用できる最も有効な手法、ならびに敵対者の状態、意図、および計画に関する情報を暴露する可能性がある。災害監視・予測情報の許可されない開示がテロリストにとって直接役に立つと予想される場合、機密性影響レベルは**高位**が推奨される。

推奨機密性影響レベル：ほとんどの災害監視・予測情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。災害監視・予測情報の許可されない改変または破壊の結果は通常、その情報が時間に決定的に依存するかどうかによって決まる。災害監視・予測情報に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、きわめて重要なインフラストラクチャに対する容認できない損害、主要国家資産に対する損害、または人命の損失につながる形で、国民の安全、災害防止、および/または緊急時対応任務を脅かす可能性がある。例えば、津波や地震の予測の適時かつ正確な伝達を妨げる完全性の侵害は、生命を脅かす結果をもたらしかねない。

推奨完全性影響レベル：災害監視・予測情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**高位**である。

可用性

可用性影響レベルは、災害監視・予測情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。一般に、災害監視・予測情報によって支援される任務では、遅れは絶対に許容されない。遅れは、例えば任務遂行能力の低下やそれに伴うきわめて重要なインフラストラクチャ、主要国家資産、および/または人命に対する壊滅的な結果など、人命やかけがえのない資産を犠牲にする可能性がある。例えば、津波や地震の予測の適時かつ正確な伝達を妨げる情報の可用性の損失は、生命を脅かす結果をもたらしかねない。

推奨可用性影響レベル：災害監視・予測情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**高位**である。

D.4.2 災害準備・計画情報タイプ

災害準備・計画は、災害時に使用される対応プログラムの開発を含む。これは、緊急時管理プログラムおよび活動の開発に加えて、地域の対応センターへの職員配置および装備を含む。災害準備・計画情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、災害時に使用される対応プログラムを開発する主管政府機関の能力に関する、災害準備・計画情報の許可されない開示の影響を表す。これは、緊急時管理プログラムおよび活動の展開に加えて、地域の対応センターへの職員配置および装備を含む。ほとんどの災害準備・計画情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者にせいぜい限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：何らかの災害準備・計画情報の許可されない開示の結果として、きわめて重要なインフラストラクチャの弱点となるまたは機密にかかわる特性や、テロリストまたはそのほかの敵対者にとっての合衆国の攻撃目標の不十分なセキュリティの暴露が挙げられる。当該の情報は、目標の攻撃に使用できる最も効果的な手法、および/または敵対者の能力、意図、および計画に関する情報を敵に暴露する可能性がある。きわめて重要なインフラストラクチャ、大勢の人、または主要国家資産に関連する災害準備・計画情報の許可されない開示がテロリストにとって直接役に立つと予想される場合、機密性影響レベルは**高位**が推奨される。

推奨機密性影響レベル：ほとんどの災害準備・計画情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。災害準備・計画情報の許可されない改変または破壊の結果は、その情報が時間に決定的に依存するかどうかによって決まる。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的である。そのデータが時間に決定的に依存する活動情報である場合、情報の許可されない改変または破壊の結果は非常に重大または壊滅的なものとなりうる。当該の場合、割り付ける影響レベルは**中位**または**高位**であろう。

推奨完全性影響レベル：ほとんどの災害準備・計画情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、災害準備・計画情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。一般に、災害準備・計画情報によって支援される任務では、遅れは絶対に許容されない。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：実際の緊急事態の発生時に、緊急時対応要員や修復・復旧活動担当者が準備・計画情報にアクセスできない場合の結果として、混乱や遅れが挙げられる。当該の場合、可用性影響レベルは**中位**または**高位**である可能性がある

推奨可用性影響レベル：災害準備・計画情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.4.3 災害修復・復旧情報タイプ

災害修復・復旧は、災害後に行われる清掃および復旧活動を含む。これは、災害によって損害を受ける可能性がある住宅、建物、道路、環境資源、またはインフラストラクチャの清掃および再建を含む。災害修復・復旧情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、災害後に行われる清掃および復旧活動を実施する主管政府機関の能力に関する、災害修復・復旧情報の許可されない開示の影響を表す。これは、災害によって損害を受ける可能性がある住宅、建物、道路、環境資源、またはインフラストラクチャの清掃および再建を含む。ほとんどの災害修復・復旧情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

推奨機密性影響レベル：災害修復・復旧情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。災害修復・復旧情報の許可されない改変または破壊の結果は通常、その情報が時間に決定的に依存するかどうかによって決まる。

外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：災害修復・復旧情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、災害修復・復旧情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。一般に、災害修復・復旧情報によって支援される任務では、遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：災害修復・復旧情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.4.4 緊急時対応情報タイプ

緊急時対応は、災害に対応して行われる即時の活動（例えば、森林火災管理）を含む。この活動は、移動電気通信、活動支援、発電、搜索救助、および救命医療活動の提供を含む。緊急時対応情報ならびに緊急時対応情報を処理および格納する情報システムに対する影響は、きわめて重要な緊急サービスインフラストラクチャ内の管轄を超えた調整、および緊急時対応を担う組織の一般的有効性に悪影響を及ぼす結果になることもありうる。緊急時対応情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 高位), (可用性, 高位)}

機密性

機密性影響レベルは、主管政府機関の災害対応能力に関する、緊急時対応情報の許可されない開示の影響を表す。この活動は、移動電気通信、活動支援、発電、搜索救助、および救命医療活動の提供を含む。緊急時対応情報の許可されない開示の結果は通常、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に悪影響をほとんど、またはまったく及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：攻撃が進行中の場合、緊急時対応情報の許可されない開示は、テロリストまたはそのほかの敵対者が緊急時対応資産を目標にできるようにするおそれがある情報を提供し、ひいては緊急時対応資源および任務ならびに国民の安全を脅かす可能性がある。情報の許可されない公開が緊急時対応任務の妨害を助長することが当然予想される場合、多くの緊急時対応情報が持つ人命の損失および主要資産の損害の可能性という点での重大性を考えると、機密性影響レベルは**中位**または**高位**であろう。ある政府機関の緊急時対応を別の政府機関が許可なく開示した場合、きわめて重要な緊急サービスインフラストラクチャ内の管轄を超え

た調整、および連邦施設の緊急時対応を担う組織の一般的有効性に悪影響を及ぼす結果になることもありうる。

推奨機密性影響レベル：緊急時対応情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。緊急時対応情報の許可されない改変または破壊の結果は通常、その情報が時間に決定的に依存するかどうかによって決まる。緊急時対応情報の許可されない改変または破壊は、主要資産および/または人命に著しい脅威を与える可能性がある。

推奨完全性影響レベル：緊急時対応情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**高位**である。

可用性

可用性影響レベルは、緊急時対応情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。一般に、緊急時対応情報によって支援される任務では、遅れは許容されない。遅れは、人命を犠牲にし、主要資産の損害をもたらす可能性がある。緊急時対応情報へのアクセスの拒絶は、任務遂行能力を大きく低下させ、ひいてはきわめて重要なインフラストラクチャ、主要国家資産、および/または人命に壊滅的な結果をもたらす可能性がある。

推奨可用性影響レベル：緊急時対応情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**高位**である。

D.5 国際問題・通商

国際問題・通商は、紛争解決、条約、および協定の交渉など、国境を越えて合衆国の政策および利益を推進する非軍事活動を含む。さらに、この機能は、外国の経済開発および社会/政治的發展、ほかの国家との外交関係、主要諸国に対する人道、技術、およびそのほかの開発援助、ならびに世界貿易を含む。外交政策上の利益のために、大統領令または議会立法によって確立および認可された手順により機密扱いとして保護される情報は、*国家的セキュリティ関連*である²⁷。当該の*国家的セキュリティ情報*に関連づけるセキュリティ目標および影響レベルは、システムを統括する各政府機関の長によって決定され⁶、本ガイドラインの範囲外である。

D.5.1 外交問題情報タイプ

外交問題は、大使、領事、およびそのほかの職の活動、国際機関への継続的な加盟、ほかの国家との関係を改善するための協力体制の整備、条約および協定の整備など、外交政策および外交関

²⁷ *Federal Information Security Management Act of 2002*, Public Law 107-347, Subchapter III – Information Security, Sec. 3542(b)(2)(A)(ii), 12/17/02.

係の実施に関連する活動を指す。外交問題の解決は、国家間および国内の意見の不一致から生じる紛争の緩和および防止を含む。

セキュリティ分類の対象となる外交問題解決情報もある。この機密情報は、*国家的セキュリティ情報*に対して確立された別の規則に従って扱われ、本ガイドラインの範囲外である。

条約および協定は、軍備縮小および規制、貿易問題、犯罪捜査および逃亡犯罪人引き渡し、ならびにそのほかのさまざまなタイプの外交政策に関連する取り組みにおける外国政府および組織との協定の交渉および実施を含む。条約・協定情報が情報収集および/または法執行の協力に影響を及ぼす場合、当該の情報ならびにその情報を処理および格納する情報システムに対する影響は、広範囲のきわめて重要なインフラストラクチャおよび主要国家資産の保護に悪影響を及ぼす結果になることもありうる。

セキュリティー分類の対象となる、条約および協定に関連する情報もある。この機密情報は、*国家的セキュリティ情報*に対して確立された別の規則に従って扱われる。非機密の外交問題情報の推奨分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 高位), (完全性, 高位), (可用性, 中位)}

機密性

機密性影響レベルは、国家間および国内の意見の不一致から生じる紛争を緩和および防止する主管政府機関の能力に関する、外交問題解決情報の許可されない開示の影響を表す。外交問題解決情報の許可されない開示は、外交問題解決任務の遂行を脅かすことが当然予想される。これは、解決要因、職員プロフィール、および相手方への解決案の時期尚早の公開について特にいえる。外交問題解決プロセスを支援した情報には、成功した紛争解決プロセスの成果を台無しにする可能性を持つものもある。政府機関に対する公共の信頼の損失は、政府機関の任務遂行能力に壊滅的な悪影響を及ぼしかねない。情報が政府機関要員の率直な意見、または特定の事前活動への政府機関要員の関与を含んでいる場合、将来の多くの政府機関任務におけるその要員の有効性が永久に損なわれることもありうる。外交問題解決活動の失敗の結果は、人命および主要資産に脅威を与える可能性がある。

条約・協定情報に割り付ける機密性影響レベルは、軍備縮小および規制、貿易問題、犯罪捜査および逃亡犯罪人引き渡し、ならびにそのほかのタイプの外交政策に関連する取り組みにおける外国政府および組織との協定を交渉および実施する主管政府機関の能力によって決まる。条約および協定に関連する情報の許可されない開示は、条約および協定の交渉の成功および/または批准を妨げることが当然予想される。これは、解決要因、人格評価、および相手方への解決案が時期尚早に公開された場合について特にいえる。条約またはそのほかの国際協定プロセスを支援した情報には、成立した条約または協定の成果を台無しにする可能性を持つものもある。その結果生じる政府機関に対する公共の信頼の損失は、政府機関の任務遂行能力に壊滅的な悪影響を及ぼしかねない。開示された情報が政府機関要員の率直な意見、または政府機関要員に関する背景情報を含んでいる場合、将来の政府機関任務におけるその要員の有効性が永久に損なわれることもありうる。条約およびそのほかの国際協定の締結失敗の結果は、多くの場合、人命および主要資産に脅威を与える。

推奨機密性影響レベル：外交問題情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**高位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。外交問題解決情報の許可されない改変または破壊の結果は、その情報が時間に決定的に依存するかどうかによって決まる。

また、条約および協定に関連する情報の許可されない改変または破壊の結果も、その情報の時間依存性によって決まる。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

外交問題解決情報に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、人命および/または主要資産の損失などの容認できない結果につながるような悪影響を任務活動に及ぼす可能性がある。

情報の許可されない改変または破壊の結果は、その改変が時間に決定的に依存する活動情報に対するものである場合には非常に重大なものとなりうる。

推奨完全性影響レベル：外交問題情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**高位**である。

可用性

可用性影響レベルは、外交問題情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：外交任務では、多くの場合、遅れは許容される。したがって、外交任務に関連する条約および協定に関連する情報に割り付ける可用性影響レベルは、**低位**である。それ以外の場合の条約および協定に関連する外交問題情報の可用性影響は、**高位**であろう。

推奨可用性影響レベル：外交問題情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**中位**である。

D.5.2 国際開発・人道援助情報タイプ

国際開発・人道援助は、世界中の開発途上国に対する開発および人道援助プログラムの実施に関連する活動を指す。開発および援助としては、技術援助（知識および専門知識の移転）や、装置、生活必需品、および食糧援助などの人道援助の提供が挙げられる。場合によっては、国際開発・人道援助情報はセキュリティ分類の対象となる。この機密情報は、**国家的セキュリティ情報**に対して確立された別の規則に従って扱われる。非機密の国際開発・人道援助情報の推奨分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、債務救済、対外投資、貧困緩和・食糧支援、海外市場拡大、および寄付に関連するプログラム、ならびに経済開発促進のための政策および手順の確立を実行する主管政府機関の能力に関する、国際開発・人道援助情報の許可されない開示の影響を表す。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：国際開発・人道援助情報の許可されない開示は、対外社会経済および政治的発展任務を直接脅かさないであろう。しかし、この情報の時期尚早の開示は、政府機関の信頼性に悪影響を及ぼしたり、任務支援活動の候補の一部に不正な競争上の優位性を与えたりする可能性がある。この副次的影響は、対象となる受益者に悪影響を及ぼす可能性があり、しかも極端な場合には、人命、主要資産、または政府機関の将来の任務遂行能力に脅威を与えかねない。国際開発・人道援助プロセスを支援した情報によっては、すでに完了した対外社会経済および政治的発展プロセスの成果を台無しにすることすらありうる。人命や主要資産に対する脅威などの壊滅的結果の可能性がある場合は、**高位**の機密性影響レベルを割り付けなければならない。

推奨機密性影響レベル：国際開発・人道援助情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**中位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。国際開発・人道援助情報の許可されない改変または破壊の結果は、その情報が時間に決定的に依存するかどうかによって決まる。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：情報の許可されない改変または破壊の結果は、その改変が時間に決定的に依存する活動情報に対するものである場合には非常に重大または壊滅的なものとなりうる。当該の場合、割り付ける影響レベルは**中位**または**高位**であろう。

推奨完全性影響レベル：ほとんどの国際開発・人道援助情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、国際開発・人道援助情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：一般に、国際開発・人道援助任務では遅れは許容される。それ以外の場合の国際開発・人道援助情報に関連づける可用性影響は、**中位**または**高位**であろう。

推奨可用性影響レベル：国際開発・人道援助情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.5.3 世界貿易情報タイプ

世界貿易は、海外市場の開放と商品、サービス、および資本の流れの自由化を通して貿易の増加を図ることによって、世界規模の経済繁栄を促進するために連邦政府が行う活動を指す。貿易は、合衆国とのあいだでの商品の輸出入に関連する活動全般を含む。これは、貨物申告、手数料支払い、および輸出入許可を含む。輸出の促進は、合衆国の輸出拡大の機会の進展を含む。商品検査は、製商品の検査に加えて、各種関税法に違反した輸出入品の監視、差し止め、および調査を含む。関税/数量割当監視は、合衆国とのあいだで輸出入される品目の関税率表/数量割当対象品目表の監視および修正を指す。世界貿易情報の推奨分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 高位), (完全性, 高位), (可用性, 高位)}

機密性

機密性影響レベルは、海外市場の開放と商品、サービス、および資本の流れの自由化を通して貿易の増加を図ることによって、世界規模の経済繁栄を促進する主管政府機関の能力に関する、輸出促進情報の許可されない開示の影響を表す。また、機密性影響レベルは、各種関税法の違反に関係する輸出入品の発見状況を正確に判断、報告、および記録する主管政府機関の能力に関する、商品検査情報の許可されない開示の影響でもある。積送品の状況は通常、公記録情報であるため、商品検査情報の許可されない開示は通常、ほかの商品検査任務の遂行を脅かさない。さらに、機密性影響レベルは、各種関税法の執行および当該の法律の遵守履歴に関する統計データの維持を行う主管政府機関の能力に関する、関税/数量割当監視情報の許可されない開示の影響でもある。一般に、関税/数量割当監視情報は公開されるため、その許可されない開示がほかの関税/数量割当監視任務の遂行を脅かすことはない。

輸出促進プロセスを支援した情報の許可されない開示は、成功した輸出促進プロセスの成果を台無しにする可能性がある。その結果生じる政府機関のイメージまたは評判に対する脅威は、政府機関の任務遂行能力に壊滅的な悪影響を及ぼしかねない。したがって、輸出促進情報に関連づける機密性影響レベルは通常、**高位**である。関税/数量割当監視プロセスを支援した情報のなかには、ダンピング状態を指摘する可能性がある諜報情報²⁸など、より高い秘匿度を持つものもありうる。この情報の許可されない開示は、将来の関税/数量割当監視プロセスを脅かす可能性がある。したがって、関税/数量割当監視情報に関連づける機密性影響レベルは、**高位**である。

諜報情報は**国家的セキュリティシステム**に含まれる。**国家的セキュリティ情報**および**国家的セキュリティシステム**は、本ガイドラインの範囲外である。

商品検査プロセスを支援した情報のなかには、より高い秘匿度を持つものもありうる。この情報の許可されない開示は、将来の商品検査プロセスを脅かす可能性がある。その結果生じる政府機

²⁸ Clinger-Cohen Act, Public Law 104-106, *National Defense Authorization Act For Fiscal Year 1996*, Division E – Information Technology Reform, Sec. 5142 – National Security Systems Defined, 8/8/96; *Homeland Security Act of 2002*, Public Law 107-296, Title X – Information Security, Subchapter II, Sec. 3532 – Definitions, 11/25/02; and *Federal Information Security Management Act of 2002*, Public Law 107-347, Subchapter III – Information Security, Sec. 3542 – Definitions, 12/17/02.

関のイメージまたは評判に対する脅威は、政府機関の任務遂行能力に重大な悪影響を及ぼしかねない。したがって、商品検査情報に関連づける機密性影響レベルは通常、**高位**である。

推奨機密性影響レベル：世界貿易情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**高位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。世界貿易情報の許可されない改変または破壊の結果は、その情報が時間に決定的に依存するかどうかによって決まる。

輸出促進情報に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、任務活動に悪影響を及ぼし、ひいては潜在的に重大な経済的影響をもたらす可能性がある。

すでに実施中の貿易協定は通常、公記録事項である。したがって、特定の協議条項などは正確に記録しなければならない。

商品検査情報の改変は、その積送品が問題となる輸出入業者に重大な財務結果をもたらす可能性があることに加えて、任務活動に悪影響を及ぼし、ひいては潜在的に重大な経済的影響をもたらす可能性もある。完了した検査の結果は公記録事項であり、正確に記録しなければならない。

関税 / 数量割当監視情報のデータの破損を検出するための適切な手段に関する要件は、**高位**である。この情報は政策や戦略分析に使用されるため、この統計情報の正確性はきわめて重要である。関税 / 数量割当監視情報に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、任務活動に悪影響を及ぼし、ひいては潜在的に壊滅的な経済的影響をもたらす可能性がある。

推奨完全性影響レベル：世界貿易情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**高位**である。

可用性

可用性影響レベルは、世界貿易情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

輸出促進および商品検査任務では通常、かなりの遅れが許容される。輸出促進および商品検査任務情報が時間に決定的に依存する場合には、可用性影響は**高位**であろう。これに該当するのは、当該のことが起こったとき、輸出入積送品の状況が不明確なために重大な財務的結果をもたらす可能性がある場合であろう。

また、関税 / 数量割当監視任務でもかなりの遅れが許容される。一般に、この情報は高次の政策および戦略分析に使用され、アクセスの拒絶は不都合を招くかもしれないが、任務への著しい影響はない。しかし、重要な貿易相手の遵守統計が不明確なために、アクセスの拒絶が政府機関のイメージまたは評判に重大な損害をもたらす可能性がある場合には、関税 / 数量割当監視情報に関連づける可用性影響は**高位**であろう。

推奨可用性影響レベル：世界貿易情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**高位**である。

D.6 天然資源

天然資源任務分野は、民間・連邦を問わず、国家の天然資源および保養資源に影響を及ぼす自然保護計画、土地管理、および国立公園／記念物観光にかかわる活動全般を含む。注：エネルギー関連の天然資源は、エネルギー管理任務分野で扱う。

D.6.1 水資源管理情報タイプ

水資源管理は、国家の水資源の効果的な利用および管理を促進する活動全般を含む。（注：水資源環境保護は、環境管理業務項目に含まれる。水力発電エネルギー生産は、エネルギー生産任務に含まれる）。水資源管理情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、国家の水資源の効果的な利用および管理を促進する主管政府機関の能力に関する、水資源管理情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの水資源管理情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者にせいぜい限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：事業／産業開発の許可されない開示には、**中位**の機密性影響を関連づける場合がいくつかありうる。例えば、政府機関の現行の水資源管理活動および計画の詳細の許可されない開示は、妨害の集中および／または競合する利害関係者への不当な利益供与につながるおそれがある。政府機関の計画が一貫して時期尚早に開示されれば、任務遂行能力を大きく低下させる可能性がある。

推奨機密性影響レベル：水資源管理情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。水資源管理情報の許可されない改変または破壊の結果は、その情報が時間に決定的に依存するかどうかによって決まる。水資源管理情報に関連する外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および／または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：水資源管理情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、水資源情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。一般に、水資源管理情報によって支援される任務では、遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：水資源管理情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.6.2 自然保護・海洋・土地管理情報タイプ

自然保護・海洋・土地管理は、公有地および記念物の調査、維持、および運用の責任に加えて、国内外を問わず、土地、水、野生生物、および自然資源の保全を保証するための活動を含む。また、連邦政府が所有/管理する商業用途（鉱業、放牧、林業、漁業など）の土地の天然資源の持続的管理も含む。自然保護・海洋・土地管理情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、公有地および記念物を調査、維持、および運用することに加えて、国内外を問わず、土地、水、野生生物、および自然資源の保全を保証する主管政府機関の能力に関する、自然保護・海洋・土地管理情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの自然保護・海洋・土地管理情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：連邦政府が所有/管理する商業用途（鉱業、放牧、林業、漁業など）の土地の使用に関連する秘密情報または専有情報の許可されない開示には、**中位**の機密性影響を関連づける場合がいくつかありうる。また、政府機関の現行の自然保護・海洋・土地管理活動および計画の詳細の許可されない開示は、妨害の集中および/または競合する利害関係者への不当な利益供与につながるおそれがある。政府機関の計画が一貫して時期尚早に開示されれば、任務遂行能力を大きく低下させる可能性がある。また、自然保護・海洋・土地管理は、執行機能（例えば、海洋漁業の取り締まり）も含む。執行関連情報の機密性影響は、犯罪者逮捕、犯罪捜査・監視、市民保護、および資産保護に関連づけられた機密性影響によっては、**中位**または**高位**になる場合がある。

推奨機密性影響レベル：ほとんどの自然保護・海洋・土地管理情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。自然保護・海洋・土地管理情報の許可されない改変または破壊の結果は、その情報が時間に決定的に依存するかどうかによって決まる。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：自然保護・海洋・土地管理情報に関連する外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政

府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。自然保護・海洋・土地管理は、執行機能（例えば、海洋漁業の取り締まり）も含む。執行関連情報の完全性影響は、犯罪者逮捕、犯罪捜査・監視、市民保護、および資産保護に関連づけられた完全性影響によって、**中位**になる場合がある。特に火災の季節では、消火活動にきわめて重要な土地管理情報の完全性は、人命の安全および大規模な資産の損害に影響を及ぼす可能性がある。当該の情報は、**高位**の完全性影響レベルを持つ可能性がある。

推奨完全性影響レベル：ほとんどの自然保護・海洋・土地管理情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、自然保護・海洋・土地管理情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。一般に、自然保護・海洋・土地管理情報によって支援される任務では、遅れは許容される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：自然保護・海洋・土地管理は、執行機能（例えば、海洋漁業の取り締まり）も含む。執行関連情報の可用性影響は、犯罪者逮捕、犯罪捜査・監視、市民保護、および資産保護に関連づけられた可用性影響によって、**中位**または**高位**になる場合がある。特に火災の季節には、消火活動にきわめて重要な土地管理情報の可用性は、人命の安全および大規模な資産の損害に影響を及ぼす可能性がある。当該の情報は、**高位**の可用性影響レベルを持つ可能性がある。

推奨可用性影響レベル：ほとんどの自然保護・海洋・土地管理情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.6.3 保養資源管理・観光情報タイプ

保養資源管理・観光は、国立公園、記念物、および観光地に加えて、ビジターセンター、キャンプ場、および公園施設の管理を含む。観光管理に関連する一部の情報および情報システムへの影響は、いくつかの主要国家資産（例えば、国定史跡や国家の象徴）のセキュリティに影響を及ぼす可能性がある。保養資源管理・観光情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、国立公園、記念物、および観光地に加えて、ビジターセンター、キャンプ場、および公園施設を管理する主管政府機関の能力に関する、保養資源管理・観光情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの保養資源管理・観光情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：保養資源管理・観光は、執行機能（例えば、国立公園局の保護および執行機能）を含む。執行関連情報の機密性影響は、犯罪者逮捕、犯罪捜査・監視、市民保護、および資産保護に関連づけられた機密性影響によって、**中位**または**高位**になる場合

がある。国定史跡および国家の象徴の場合、資産および観光客保護情報の許可されない開示の結果は特に致命的なものとなる可能性がある。

推奨機密性影響レベル：ほとんどの保養資源管理・観光情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。保養資源管理・観光情報の許可されない改変または破壊の結果は、その情報が時間に決定的に依存するかどうかによって決まる。保養資源管理・観光情報に関連する外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：保養資源管理・観光は、執行機能（例えば、国立公園局の保護および執行機能）を含む。執行関連情報の完全性影響は、犯罪者逮捕、犯罪捜査・監視、市民保護、および資産保護に関連づけられた完全性影響によって、**中位**または**高位**になる場合がある。このタイプの執行関連情報は、時間に決定的に依存する。テロリストまたはそのほかの犯罪者が主要国家資産または人命に脅威を与える場合、保養資源管理・観光関連の執行情報に対して推奨される完全性影響レベルは**高位**である。

推奨完全性影響レベル：ほとんどの保養資源管理・観光情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、保養資源管理・観光情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。一般に、保養資源管理・観光情報によって支援される任務では、遅れは許容される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：保養資源管理・観光は、執行機能（例えば、国立公園局の保護および執行機能）を含む。執行関連情報の可用性影響は、犯罪者逮捕、犯罪捜査・監視、市民保護、および資産保護に関連づけられた可用性影響によって、**中位**または**高位**になる場合がある。

自然災害（火災、予期しない暴風雪、火山噴火など）からの人および主要国家資産の保護に関連した、時間に決定的に依存する場合もありうる。当該の場合、可用性影響は**高位**であろう。時間に決定的に依存する情報を除き、保護関連情報に対して推奨される可用性影響レベルは通常、**中位**である。

推奨可用性影響レベル：ほとんどの保養資源管理・観光情報は事実上、日常的である（時間に決定的に依存しない）。したがって、ほとんどの保養資源管理・観光情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.6.4 農業革新・サービス情報タイプ

農業革新・サービスは、よりよい農法の創造および伝達、ならびにより高品質かつ高収穫の農作物の開発を含む。農業革新・サービス情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、よりよい農法の創造および伝達、ならびにより高品質かつ高収穫の農作物の開発を行う主管政府機関の能力に関する、農業革新・サービス情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの場合、農業革新・サービス情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：場合によっては、提案された農産物に関する予備調査結果または検討中の方針の許可されない開示は、連邦政府にとって国内または国際的な広報問題につながる可能性がある。当該の場合、農業革新・サービス活動に重大な損害が生じる可能性がある。この場合、機密性影響レベルは**中位**であろう。

そのほかにも、危険な植物病害の媒介生物、動物疾病の媒介生物、農薬、および除草剤の作成、保管、および輸送に関する情報の許可されない開示は、テロリストまたはそのほかの犯罪者による悪意のある活動を助長するおそれがある。この場合、人命の損失の可能性があるため、機密性影響レベルは**高位**であろう。

推奨機密性影響レベル：ほとんどの農業革新・サービス情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。農業革新・サービス活動は通常、時間に決定的に依存しない。ほとんどの場合、政府機関の任務機能および政府機関への公共の信頼に対する農業革新・サービス情報の許可されない改変または破壊の悪影響は、限定的と予想される。

推奨完全性影響レベル：農業革新・サービス情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、農業革新・サービス情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。融資援助プロセスでは通常、遅れは許容される。ほとんどの場合、農業革新・サービス情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

推奨可用性影響レベル：農業革新・サービス情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.7 エネルギー

エネルギーは、エネルギーの生産、販売、および供給、ならびに使用済み燃料資源の管理を含む、エネルギー資源の調達および管理を保証するために政府によって実行される活動全般を指す。エネルギー管理は、あらゆるタイプの大量生産エネルギー（例えば、水力、原子力、風力、太陽光、化石燃料）を含む。また、民間産業の監督もこの任務分野に含まれる。

D.7.1 エネルギー供給情報タイプ

エネルギー供給は、合衆国およびその国民へのエネルギーの十分な供給の可用性の保証に向けた活動全般を含む。エネルギー供給は、石炭、石油、天然ガス、放射性物質などの汎用燃料の販売および輸送を含む。この機能はまた、電力配電・伝送、発電、および/または使用場所付近での貯蔵も含む。エネルギー供給に関連する一部の情報および情報システムへの影響は、特にエネルギー伝達およびエネルギー輸送の分野において、きわめて重要なインフラストラクチャのセキュリティに影響を及ぼす可能性がある。以下のエネルギー供給情報タイプの推奨暫定分類は、特にきわめて重要なインフラストラクチャ要素または核物質が関係する場合は変わることがある。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位²⁹), (完全性, 低位²²), (可用性, 低位³⁰)}

機密性

機密性影響レベルは、石炭、石油、天然ガス、放射性物質などの汎用燃料の販売および輸送に関連する活動を実施する主管政府機関の能力に関する、エネルギー供給情報の許可されない開示の影響を表す。この機能はまた、電力配電・伝送、発電、および/または使用場所付近での貯蔵も含む。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：エネルギー供給情報の許可されない開示の結果は、競争上の優位性や金融市場および商品市場の力学に関して重大な経済的影響を及ぼす可能性がある。また、供給情報の許可されない開示は、テロリストによるエネルギー製品の窃盗またはエネルギー供給経路の断絶を助けるおそれがある。核物質の窃盗が容易になることは、特定のタイプのエネルギー供給情報の許可されない開示が及ぼす、特に壊滅的な潜在的結果である。その場合、機密性影響レベルは**高位**と考えなければならない。

[核物質の輸送および貯蔵に関する一部の情報は、機密扱いである。機密情報は**国家的セキュリティ**に関連であり、本ガイドラインの範囲外である。そのほかにも、原子力規制委員会（NRC）の

²⁹ リスクレベルは、放射性物質、強燃性燃料、あるいは伝送路または制御プロセスの安全がかかっている場合は通常、**高位**である。

³⁰ リスクレベルは、時間に決定的に依存するプロセスが関係する場合は通常、**中位**または**高位**である。

「セーフガード」情報など、*国家的セキュリティ情報*ではないが、**高位**の機密性影響を持つものとして扱わなければならない情報がある。]

石油、天然ガス、およびそのほかの可燃性または爆発性生成物に関するエネルギー供給情報がテロリストに使用される可能性に関する実際的な影響アセスメントには、民間企業からのエネルギー供給情報を含めなければならない。この情報もまた、テロリストによってアクセスされやすい。危険なエネルギー製品の供給が関係する場合、許可されない開示の結果として人命または主要資産の損失の可能性がある。当該の場合、機密性影響レベルは**中位**または**高位**である可能性がある。[輸送路および貯蔵施設の開示は、多くの場合、(i) 許可を受けており、かつ任務の達成に必要である、あるいは (ii) 許可を受けているか、または国民の安全上、義務づけられていることすらある。]また、ある政府機関のエネルギー供給情報を別の政府機関が許可なく開示した場合、エネルギー供給インフラストラクチャ内の管轄を超えた調整、およびエネルギー供給を担う組織の一般的有効性に悪影響を及ぼす結果になることもありうる。

推奨機密性影響レベル：ほとんどのエネルギー供給情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。エネルギー供給情報の許可されない改変または破壊の結果は通常、その情報が時間に決定的に依存するかどうかによって決まる。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：供給経路（例えば、電力配電、石油またはガスパイプライン）の自動切り替え機能の検出されない改変は、主要資産または人命の損失につながる可能性がある。したがって、きわめて重要なプロセスのリアルタイム制御に使用されるこれらのタイプのエネルギー供給情報に関連づける完全性影響レベルは、**高位**である。

推奨完全性影響レベル：ほとんどのエネルギー供給情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、エネルギー供給情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。一般に、アクセスの断絶は、政府機関の活動（任務機能および政府機関に対する公共の信頼を含む）、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響を及ぼす。また、ほとんどのエネルギー供給情報は、時間に決定的に依存しない。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：エネルギー供給情報によって支援される機能では、多くの場合、遅れは許容されない。遅れは、例えば任務遂行能力の大きな低下やそれに伴うきわめて重要なインフラストラクチャ、主要国家資産、および/または人命に対する重大な結果など、人命の犠牲や主要資産の損害をもたらす可能性がある。この場合、エネルギー供給情報に関連づける可用性影響レベルは**高位**である可能性がある。

推奨可用性影響レベル：ほとんどのエネルギー供給情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.7.2 エネルギー節約・準備情報タイプ

エネルギー節約・準備は、燃料資源の継続的な可用性の保証および環境保護の促進のために、エネルギー資源の過剰消費を避けることを含む。この任務はまた、緊急事態が発生した場合のエネルギー供給を保証するために行われる対策も含む。エネルギー節約・準備情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、燃料資源の継続的な可用性の保証および環境保護の促進のために、エネルギー資源の過剰消費を避ける主管政府機関の能力に関する、エネルギー節約・準備情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの場合、エネルギー節約・準備情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：場合によっては、提案された節約対策または緊急事態が発生した場合のエネルギー供給に関する予備調査結果または検討中の方針の許可されない開示によって、特定利益団体の動きが活発化することがある。このグループは、必要な節約対策の妨害に成功し、特定の商業的利益を不正に供与されることになるかもしれない。また、許可されない開示は、連邦政府に対する国内および国外からの信頼の損失につながることもありうる。当該の場合、エネルギー節約・準備活動に重大な損害が生じる可能性がある。したがって、機密性影響レベルは**中位**であろう。

そのほかにも、緊急事態が発生した場合のエネルギー供給を保証するために行われる対策に関する情報の許可されない開示は、テロリストによる悪意のある活動を助長するおそれがある。この場合、長期間にわたる停止によって人命が失われる可能性があるため、機密性影響レベルは**高位**であろう。

推奨機密性影響レベル：ほとんどのエネルギー節約・準備情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの場合、政府機関の任務機能および政府機関への公共の信頼に対するエネルギー節約・準備情報の許可されない改変または破壊の悪影響は、限定的である。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：緊急事態が発生した場合のエネルギー供給を保証する、時間に決定的に依存するプロセスに必要な情報の許可されない改変または破壊は、長期間にわたる停止を引き起こす可能性がある。その結果として、きわめて重要なエネルギーインフラストラ

クチャおよび人命に対する脅威が生じる可能性もある。当該の場合、完全性影響レベルは**高位**であろう。

推奨完全性影響レベル：エネルギー節約・準備情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、災害準備・計画情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。融資援助プロセスでは通常、遅れは許容される。ほとんどの場合、エネルギー節約・準備情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：緊急事態が発生した場合のエネルギー供給を保証する、時間に決定的に依存するプロセスに必要な情報の利用不可は、長期間にわたる停止を引き起こす可能性がある。その結果として、きわめて重要なエネルギーインフラストラクチャおよび人命に対する脅威が生じる可能性もある。当該の場合、可用性影響レベルは**高位**であろう。

推奨可用性影響レベル：エネルギー節約・準備情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.7.3 エネルギー資源管理情報タイプ

エネルギー資源管理は、ファシリティ、土地、および海底資源などのエネルギー生産資源の管理を含む。エネルギー資源管理情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、ファシリティ、土地、および海底資源などのエネルギー生産資源の管理についての主管政府機関の活動に関するエネルギー資源管理情報の許可されない開示の影響を表す。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：多くのエネルギー資源管理情報の許可されない開示は、重大な財務的結果をもたらし、金融市場に影響を与え、ひいては政府機関に対する公共の信頼に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。場合によっては、政府機関に対する公共の信頼に対する損害から起こりうる結果は**高位**であることすらありうる。

推奨機密性影響レベル：一部のエネルギー資源管理情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。しかし、ほとんどのエネルギー資源管理情報の許可されない開示によって生じると予想される結果を考えると、**中位**の暫定機密性影響レベルが正当化される。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。エネルギー資源管理情報の許可されない改変または破壊の結果は、その情報が通常必要とされる緊急度によって決まる場合がある。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：エネルギー資源管理情報が時間に決定的に依存する、または非常に機密にかかわる場合、完全性影響レベルは**中位**または**高位**であろう。

推奨完全性影響レベル：エネルギー資源管理情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、エネルギー資源管理情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。一般に、エネルギー資源管理情報によって支援される任務では、遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：エネルギー資源管理情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.7.4 エネルギー生産情報タイプ

エネルギー生産は、生のエネルギー資源から使用に適した供給可能なエネルギーへの変換を含む。エネルギー生産に関連する一部の情報および情報システムへの影響は、きわめて重要なエネルギーインフラストラクチャのセキュリティに影響を及ぼす可能性がある。エネルギー生産情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、生のエネルギー資源から使用に適した供給可能なエネルギーへの変換についての主管政府機関の活動に関するエネルギー生産情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどのエネルギー生産情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：一部のエネルギー生産情報の許可されない開示は、重大な財務的結果をもたらす可能性がある。場合によっては、この情報の時期尚早の開示は、金融市場に影響を与えることもありうる。単一の団体への許可されない開示は、政府機関への信頼を損ない、有害な金融事象が発生する結果になり、ひいては政府機関に対する公共の信頼に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。したがって、このエネルギー生産情報の機密性影響は、最低でも**中位**とする必要がある。

推奨機密性影響レベル：ほとんどのエネルギー生産情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。エネルギー生産情報の許可されない改変または破壊の結果は、その情報が通常必要とされる緊急度によって決まる場合がある。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：エネルギー生産情報が時間に決定的に依存する、または非常に機密にかかわる場合、完全性影響レベルは**中位**または**高位**であろう。

推奨完全性影響レベル：ほとんどのエネルギー生産情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、エネルギー生産情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。エネルギー生産情報によって支援される機能では通常、遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：エネルギー生産情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.8 環境管理

環境管理は、適切な環境基準を決定し、その基準への適合を保証するために必要な全機能を含む。

D.8.1 環境監視・予測情報タイプ

環境監視・予測は、環境状態の観測および予測を含む。これは、水質、水位、氷床、大気質、および規制/未規制排出物質の監視および予測に加えて、天候パターンや気象条件の観測および予測を含む。環境監視・予測情報タイプに対しては、以下の暫定セキュリティ分類が推奨される。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 中位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、主管政府機関の環境条件観測および予測能力に関する、環境監視・予測情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの環境監視情報の許可されない開示の結果が、政府機関の活動に重大な悪影響を及ぼす可能性は低い。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：最も重大な悪影響は、組織の専有情報の暴露または組織の評判の低下であると考えられる。[一部の情報の許可されない開示は、個々の企業と広範な市場の両方に重大な経済的影響を及ぼす可能性がある。当該の許可されない開示の結果は、その政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性がある。] 当該の場合、潜在的な機密性影響は最低でも**中位**であろう。

推奨機密性影響レベル：ほとんどの環境監視・予測情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。環境監視情報および予測の許可されない改変または破壊の結果は、国民が有害放出物質や汚染水などにさらされる場合には重大なものとなる可能性がある。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動と政府機関に対する公共の信頼にだけでなく、政府機関の任務にも悪影響を及ぼす可能性がある。場合によっては、情報の許可されない改変または破壊は人命の損失につながる可能性があり、その場合の潜在的影響は**高位**である。

推奨完全性影響レベル：環境監視・予測情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、環境監視・予測情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。国民の安全に対する既存の脅威を打ち消すために必要な緊急速報の場合を除き、環境監視・予測プロセスでは通常、その性質上、妥当な遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：環境監視・予測情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.8.2 環境修復情報タイプ

環境修復は、復旧活動など、環境の欠陥または不均衡の是正および補償に関連する即時および長期の活動をサポートする。環境修復情報タイプに対しては、以下のセキュリティ分類が推奨される。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、環境の欠陥または不均衡の是正および補償に関連する主管政府機関の即時および長期の活動に関する環境修復情報の許可されない開示の影響を表す。重大な悪影響の原因として、1) その正確性が十分にチェックされておらず、修復活動の対象となる組織に対する公共の信頼に損害を与える可能性がある情報の時期尚早の暴露、2) 組織の専有情報の許可されない開示、3) 特定の修復活動に反対している組織によって使用される可能性がある修復案に関する情報の許可されない開示、および 4) 実施活動に悪影響を及ぼすことになる政府の修復実施策の開示が考えられる。当該の許可されない開示の結果は、政府機関に対する公共の信頼および政府機関の活動に重大な悪影響を及ぼし、政府機関を著しく不利な立場に追い込む可能性がある。

推奨機密性影響レベル：環境修復情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**中位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。環境修復情報の許可されない改変または破壊の結果は、その情報が通常必要とされる緊急度によって決まる場合がある。

外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動、政府機関に対する公共の信頼、および政府機関の任務に悪影響を及ぼす可能性がある。

推奨完全性影響レベル：環境修復情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、環境修復情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。国民の安全に対する既存の脅威を打ち消すために必要な緊急速報の場合を除き、環境修復プロセスでは通常、妥当な遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：環境修復情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.8.3 汚染防止・規制情報タイプ

汚染防止・規制は、土壌、水、および大気中に排出される有害物質のレベルを規制する環境基準の確立に関連する活動を含む。汚染防止・規制情報タイプに対しては、以下のセキュリティ分類が推奨される。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、土壌、水、および大気中に排出される有害物質のレベルを規制する環境基準を確立する主管政府機関の能力に関する、汚染防止・規制情報の許可されない開示の影響を表

す。汚染防止・規制情報の許可されない開示は、不完全な情報が政府機関の基準または方針として公開され、誤解によって基準の公布が不可能または困難になる、あるいは情報の一部分が脈絡なしに暴露されることによって有効な基準案または方針案に対する不信が高まる結果になる可能性がある。当該の許可されない開示の結果は、政府機関に対する公共の信頼または政府機関の活動に悪影響を及ぼし、政府機関を活動上、不利な立場に追い込む可能性がある。ほとんどの汚染防止・規制情報の許可されない開示は、影響を受ける政府機関に限定的な悪影響しか及ぼさない。

推奨機密性影響レベル：汚染防止・規制情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。汚染防止・規制情報の許可されない改変または破壊の結果は、その情報が通常必要とされる緊急度によって決まる場合がある。

外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動、政府機関に対する公共の信頼、および政府機関の任務に悪影響を及ぼす可能性がある。

推奨完全性影響レベル：汚染防止・規制情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、汚染防止・規制情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。国民の安全に対する既存の脅威を打ち消すために必要な緊急速報の場合を除き、汚染防止・規制プロセスでは通常、遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：汚染防止・規制情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.9 経済開発

経済開発は、商業 / 産業発展の促進、および投資家を保護するためのアメリカ金融業界の規制に必要な活動を含む。また、国内経済および通貨供給量の管理統制、ならびに知的所有権および技術革新の保護も含む。注：アメリカ企業の海外事業推進は、「国際問題・通商」機能で扱う。

D.9.1 事業・産業開発情報タイプ

事業・産業開発は、経済的機会および事業機会と刺激の創出、ならびにさまざまなタイプの事業に従事する企業の財務的安定および国民の経済的安定の促進に関連する活動をサポートする。事業・産業開発情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、経済的機会および事業機会と刺激を創出し、さまざまなタイプの事業に従事する企業の財務的安定および国民の経済的安定を促進する主管政府機関の能力に関する、事業・産業開発情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの事業・産業開発情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者にせいぜい限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：事業/産業開発の許可されない開示には、**中位**の機密性影響を関連づける場合がいくつかありうる。例えば、個人または事業に関する秘密情報の許可されない開示は、訴訟に発展し、政府機関に対する公共の信頼に重大な影響を及ぼす可能性がある。また、政府機関の現行の事業・産業開発活動および計画の詳細の許可されない開示は、妨害の集中および/または競合する利害関係者への不正な利益供与を助長するおそれがある。さらに、企業秘密の許可されない開示を禁止する法的命令がある。一般に、企業秘密には**中位**の機密性影響レベルが割り付けられることが多い。

推奨機密性影響レベル：事業・産業開発情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。事業・産業開発情報の許可されない改変または破壊の結果は、その情報が通常必要とされる緊急度によって決まる場合がある。

外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：ほとんどの事業・産業開発情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、事業・産業開発情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。事業・産業開発情報によって支援される機能では通常、遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：事業・産業開発情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.9.2 知的所有権保護情報タイプ

知的所有権保護は、発明、著作物、芸術作品、商業において使用されるシンボル/名称/イメージ/デザインなどの知的所有権の行使にかかわる法執行活動を含む。ただし、知的所有権保護は、法執行情報および情報システムへの影響ときわめて重要なインフラストラクチャおよび主要国家資産のセキュリティのあいだによくある密接な関係の例外であることに注意されたい。知的所有権保護情報タイプに対しては、以下のセキュリティ分類が推奨される。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、発明、著作物、芸術作品、商業において使用されるシンボル/名称/イメージ/デザインなどの知的所有権を行使する主管政府機関の能力に関する、知的所有権保護情報の許可されない開示の影響を表す。大多数の知的所有権保護情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者にせいぜい限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：企業秘密の許可されない開示を禁止する法的命令がある。一般に、企業秘密には**中位**の機密性影響レベルが割り付けられることが多い。特許活動の場合、軍用途の発明および**国家的セキュリティ**を考慮した結果としての特許の保留を審議中の発明に係る出願の技術的詳細は、機密にかかわる可能性がある（場合によっては、特許出願情報は機密扱いであったり、武器または武器システムに関する情報を含んでいたりとすることがある。当該の場合、その情報は**国家的セキュリティ情報**ということになり、本ガイドラインの範囲外である）。

推奨機密性影響レベル：知的所有権保護情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。知的所有権保護情報の許可されない改変または破壊の結果は、政府機関の任務遂行能力、政府機関の資産保護、および担当者の安全という点での情報の重大性によって決まる。一般に、この情報の改変または削除の影響は、政府機関の任務遂行能力または資産に関しては限定的である。

推奨完全性影響レベル：知的所有権保護情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、知的所有権保護情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。知的所有権保護プロセスでは、その性質上、妥当な遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：知的所有権保護情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.9.3 金融部門監督情報タイプ

金融部門監督は、不正、独占、および違法行為からの投資家の保護を目的とする民間企業および市場（株式市場、株式会社など）の規制を含む。これは預金保護も含む。金融部門監督情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、不正、独占、および違法行為からの投資家の保護を目的に民間企業および市場（株式市場、株式会社など）を規制する主管政府機関の能力に関する、金融部門監督情報の許可されない開示の影響を表す。これは、預金保護、国家の通貨貨幣需給の創造、規制、および管理も含む。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：一部の金融部門監督情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないが、著しい例外がある。多くの金融部門監督情報の許可されない開示は、重大な財務的結果をもたらす可能性がある。そのため、当該の情報には**高位**の影響レベルを割り付ける場合がある。

場合によっては、規制情報の時期尚早の開示は、主要金融市場に影響を及ぼし、国家の銀行金融インフラストラクチャに損害を与える可能性がある。例えば、通貨供給量増加の決定や進行中の証券詐欺捜査の許可されない開示は、金融市場に劇的な影響を与えかねない。そのため、当該の情報には**高位**の影響レベルを割り付ける場合がある。

単一の団体（例えば、主要銀行や証券会社）への許可されない開示は、規制機関への信頼を損ない、さらに市場混乱が発生する結果になり、ひいては政府機関に対する公共の信頼に致命的または壊滅的な悪影響を及ぼす可能性がある。そのため、当該の情報には**高位**の影響レベルを割り付ける場合がある。

たとえ結果が単一の金融機関または営利団体への不正な市場利益の供与に限定されるとしても、許可されない開示は、政府機関およびその職員に対する公共の信頼に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。そのため、当該の情報には**高位**の影響レベルを割り付ける場合がある。

推奨機密性影響レベル：金融部門監督情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**中位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。金融部門監督情報の許可されない改変または破壊の結果は、その情報が時間に決定的に依存するかどうかによって決まる。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動ま

たは政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：金融部門監督情報の許可されない改変または破壊が壊滅的な結果を助長または可能にする場合、完全性影響レベルは**高位**であろう。

推奨完全性影響レベル：金融部門監督情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、金融部門監督情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。金融部門監督情報によって支援される機能では通常、遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：金融部門監督情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.9.4 産業部門所得安定化情報タイプ

産業部門所得安定化は、悪影響を受ける産業部門（農業、商業輸送など）を援助して、そのサービスがアメリカ国民向けに継続的に可用であり、その部門が長期的に経済的に安定することを保証するためのプログラムおよび活動全般を含む。産業部門所得安定化情報タイプの暫定推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、主管政府機関が悪影響を受ける産業部門（農業、商業輸送など）を援助して、そのサービスがアメリカ国民向けに継続的に可用であり、その部門が長期的に経済的に安定することを保証するための能力に関する、産業部門所得安定化情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの場合、産業部門所得安定化情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。しかし、連邦政府の産業部門所得安定化活動（例えば、補助金や助成金）に関する計画や、計画策定前の政府の経済予測および論評の時期尚早の許可されない開示は、重大な財務的結果をもたらす可能性がある。単一の団体（例えば、主要製造業団体、主要農業関連団体、商品取引会社）への時期尚早の許可されない開示は、経済安定化機関への信頼を損ない、ひいては政府に対する公共の信頼に致命的な悪影響を及ぼす可能性がある。

推奨機密性影響レベル：産業部門所得安定化情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**中位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。産業部門所得安定化活動は通常、時間に決定的に依存しない。ほとんどの場合、政府機関の任務機能および/または政府機関への公共の信頼に対する産業部門所得安定化情報の許可されない改変または破壊の悪影響は、限定的である。

推奨完全性影響レベル：産業部門所得安定化情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、産業部門所得安定化情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。産業部門所得安定化プロセスでは通常、遅れは許容される。ほとんどの場合、産業部門所得安定化情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

推奨可用性影響レベル：産業部門所得安定化情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.10 コミュニティ・ソーシャルサービス

コミュニティ・ソーシャルサービスは、合衆国国内のコミュニティ・ソーシャル開発、社会的関係、およびソーシャルサービスの創造、拡大、または改善を目的とする活動全般を含む。これは、地域固有または全国規模の社会開発事業、一般社会事業、総合コミュニティ開発プログラム、およびソーシャルサービスプログラムに加えて、その目的を推進するための拠出制および無拠出制の給付プログラムを目的とする活動全般を含む。

D.10.1 持ち家促進情報タイプ

持ち家促進は、住宅購入に関心がある国民の援助および持ち家の利点についての国民の啓もうに向けた活動を含む。(注：低所得者層に対する住宅提供に向けた活動は、居住支援任務で扱う)。持ち家促進情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、住宅購入に関心がある国民の援助および持ち家の利点についての国民の啓もうを行う主管政府機関の能力に関する、持ち家促進情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの持ち家促進情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：より重大な結果をもたらす可能性があるかもしれない例外は、訓練・雇用システムで処理されるプライバシー情報に基づく(例えば、1974年プライバシー法またはそのほかの法律および大統領令により、個人のプライバシーを保護するために特別な扱いをするように義務づけられた情報)。プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レ

ベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する。そのため、当該の情報に**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨機密性影響レベル：持ち家促進情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。持ち家促進情報の許可されない改変または破壊の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者にせいぜい限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：持ち家促進情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、持ち家促進情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの持ち家促進情報へのアクセスの断絶の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

推奨完全性影響レベル：持ち家促進情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.10.2 コミュニティ・地域開発情報タイプ

コミュニティ・地域開発任務は、コミュニティの荒廃や衰退の防止および解消の支援、経済的に困窮しているコミュニティの援助、ならびに公共施設や公共資源の改善による経済開発の奨励推進を目的とする活動を含む。コミュニティ・地域開発情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、コミュニティの荒廃や衰退の防止および解消の支援、経済的に困窮しているコミュニティの援助、ならびに公共施設や公共資源の改善による経済開発の奨励推進を行う主管政府機関の能力に関する、コミュニティ・地域開発情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどのコミュニティ・地域開発情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：より重大な結果をもたらす可能性があるかもしれない例外は、訓練・雇用システムで処理されるプライバシー情報に基づく（例えば、1974年プライバシー法またはそのほかの法律および大統領令により、個人のプライバシーを保護するために特別な扱いをするように義務づけられた情報）。プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する。もう1つの例外として、開発活動に関する契約またはそのほかの資金援助を獲得するうえで、不正な競争上の優位性を個人または企業体に与える情報の許可されない開示が挙げられる。そのため、当該の情報に**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨機密性影響レベル：コミュニティ・地域開発情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。コミュニティ・地域開発情報の許可されない改変または破壊の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者にせいぜい限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：コミュニティ・地域開発情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、コミュニティ・地域開発情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどのコミュニティ・地域開発情報へのアクセスの断絶の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

推奨可用性影響レベル：コミュニティ・地域開発情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.10.3 ソーシャルサービス情報タイプ

ソーシャルサービスは、個人を生産的かつ自立した市民に育成し、社会的公正を促進する手段として、恵まれない層の社会成長や経済成長のための有意義な機会を提供することを目的とする。この分類に含まれるのは、孤児、被放任児、捨て子、障害者など、特殊ニーズを持つ子供および成人を対象とする社会福祉事業である。当該のサービスには、家庭生活教育、家庭生活相談、養子縁組、後見人、里親制度、機能回復訓練事業などがある。（注：この任務は、主に所得補助（所得保障）のためのサービス、またはほかの任務分野（例えば、公衆衛生、人員管理など）の

不可欠な部分であるサービスは含まない)。ソーシャルサービス情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、個人を生産的かつ自立した市民に育成し、社会的公正を促進する手段として、恵まれない層の社会成長や経済成長のための有意義な機会を提供する主管政府機関の能力に関する、ソーシャルサービス情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどのソーシャルサービス情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：より重大な結果をもたらす可能性があるかもしれない例外として、訓練・雇用システムで処理されるプライバシー情報（例えば、1974年プライバシー法またはそのほかの法律および大統領令により、個人のプライバシーを保護するために特別な扱いをするように義務づけられた情報）がある。プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する。そのほかの例外として、特に所得保障の支払いに関する犯罪者の不正を助長する可能性がある情報の許可されない開示がある。そのため、当該の情報に**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨機密性影響レベル：ソーシャルサービス情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ソーシャルサービス情報の許可されない改変または破壊の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者にせいぜい限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。もう 1 つの脅威は、不正な活動を支援する情報の許可されない改変である。これは、個人に損害を与える結果になる可能性があるが、政府機関の活動または任務に損害を与えることはない。

推奨完全性影響レベル：ほとんどのソーシャルサービス情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、ソーシャルサービス情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどのソーシャルサービス情報へのアクセスの断絶の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

推奨可用性影響レベル：ソーシャルサービス情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.10.4 郵便サービス情報タイプ

郵便サービスは、合衆国の企業、組織、および居住者のあいだ、ならびに合衆国と合衆国以外の企業、組織、および居住者とのあいだで郵便物の適時かつ一貫した配送および配達を提供する。また、顧客が郵便サービスを容易に利用できるようにするために必要な全国的な小売インフラストラクチャも含む（注：郵便の商業機能は、「経済開発」任務分野の「事業・産業開発」任務に、より合致する。郵便の国際的商業機能は、「国際問題」任務分野の「世界貿易」任務に、より合致する）。郵便サービス情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 中位), (可用性, 中位)}

機密性

機密性影響レベルは、合衆国の企業、組織、および居住者のあいだ、ならびに合衆国と合衆国以外の企業、組織、および居住者とのあいだで郵便物の適時かつ一貫した配送および配達を提供する主管政府機関の能力に関する、郵便サービス情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの郵便サービス情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：より重大な結果をもたらす可能性があるかもしれない例外として、プライバシー情報（例えば、1974年プライバシー法またはそのほかの法律および大統領令により、個人のプライバシーを保護するために特別な扱いをするように義務づけられた情報）がある。プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する。そのほかの例外として、特に所得保障の支払いに関する犯罪者の不正を助長する可能性がある情報の許可されない開示がある。機密情報の発送には書留郵便が使用される場合があるため、一部の書留郵便に関する情報は、**国家的セキュリティ**情報への許可されないアクセスを容易にする可能性がある。そのため、当該の情報は**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨機密性影響レベル：ほとんどの郵便サービス情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。郵便サービス情報の許可されない改変または破壊の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者にせいぜい限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：郵便情報の許可されない改変または破壊の結果は、攻撃を実行するツールをテロリストに提供する可能性がある。きわめて重要なインフラストラクチャ保護および人命に対するリスクという点での結果は、致命的なものとなる可能性がある。当該の場合、侵害の完全性影響レベルは**高位**であろう。もう1つの脅威は、不正な活動を支援する情報の許可されない改変である（例えば、金融調節手段の誤った指図、不正な金融取引の実行）。これは、担当者に損害を与える結果になる可能性があるが、政府機関の活動または任務に損害を与えることはない。

推奨完全性影響レベル：ほとんどの郵便サービス情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、郵便サービス情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの郵便サービス情報または情報システムへのアクセスの断絶の結果は、政府機関の活動に悪影響を及ぼすであろう。ほとんどの郵便サービス情報は時間に決定的に依存するため、長期にわたる広範な停止は合衆国の商業に重大な影響を及ぼすこともありうる。

推奨可用性影響レベル：郵便サービス情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**中位**である。

D.11 輸送

輸送は、商品および/または人の安全な通行、運搬、または輸送に関連して連邦政府が支援する活動全般を含む。ただし、輸送活動に関連する一部の情報および多くの情報システムに対する影響は、輸送インフラストラクチャのセキュリティだけでなく、そのほかの広範囲にわたるきわめて重要なインフラストラクチャおよび主要国家資産のセキュリティに影響を及ぼす可能性があることに注意されたい。

D.11.1 陸上輸送情報タイプ

陸上輸送は、陸上での貨客の輸送および安全な通行の可用性の保証に関連する活動を含む。水および燃料パイプラインは、陸上輸送資産に含まれる（注：意図的な攻撃からの陸上輸送の保護は、国土安全保障任務分野の運輸セキュリティ情報タイプに含まれる）。陸上輸送情報タイプの推奨暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、陸上での貨客の輸送および安全な通行の可用性を保証する主管政府機関の能力に関する、陸上輸送情報の許可されない開示の影響を表す。意図的な攻撃からの陸上輸送の保護は、国土安全保障任務分野の運輸セキュリティ情報タイプに含まれる。ほとんどの場合、陸

上輸送情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：陸上での貨客の安全な通行に関連するいくつかの規制および関税執行機能は、比較的機密にかかわる情報を必要とする。これらは、法執行に含まれる。調査、調整、または編集がまだ十分に完了していない事故調査情報の許可されない開示は、個人および企業に重大な経済的損害をもたらす可能性がある。さらなる潜在的な結果は、公共の信頼損失である。また、陸上輸送機能に関連する一部の情報は、企業の専有情報またはプライバシー法（例えば、1974年プライバシー法、HIPAA）の適用対象となる情報である（プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する）。当該の場合、許可されない開示によって生じる機密性影響は**中位**であろう。

一部の軍事陸上輸送情報は、*国家的セキュリティ情報*であり、本ガイドラインの範囲外である。

推奨機密性影響レベル：陸上輸送情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの場合、政府機関の任務機能および/または政府機関への公共の信頼に対する陸上輸送情報の許可されない改変または破壊の悪影響は、限定的である。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：いくつかの陸上輸送機能は、時間に決定的に依存する（例えば、鉄道で使用される転てつ機能）。これらの機能に必要な時間に決定的に依存する情報の許可されない改変または破壊は、大規模な資産の損失および人命の損失につながる可能性がある。当該の情報は、**高位**の完全性影響レベルを持つ。

推奨完全性影響レベル：陸上輸送情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、陸上輸送情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの陸上輸送プロセスでは、妥当な遅れは許容される。ほとんどの場合、陸上輸送情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：いくつかの陸上輸送機能は、時間に決定的に依存する（例えば、鉄道で使用される転てつ機能）。これらの機能に必要な時間に決定的に依存する情報の可用性の損失は、大規模な資産の損失および人命の損失につながる可能性がある。当該の情報は、**高位**の完全性影響レベルを持つ。

推奨可用性影響レベル：陸上輸送情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.11.2 水上輸送情報タイプ

水上輸送は、海上および水上での貨客の輸送および安全な通行の可用性の保証に関連する活動を含む（注：意図的な攻撃からの海上輸送の保護は、国土安全保障任務分野の運輸セキュリティ情報タイプに含まれる）。水上輸送情報タイプの一般的な推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、海上および水上での貨客の輸送および安全な通行の可用性を保証する主管政府機関の能力に関する、水上輸送情報の許可されない開示の影響を表す。意図的な攻撃からの水上輸送の保護は、国土安全保障任務分野の運輸セキュリティ情報タイプに含まれる。海上および水上での貨客の安全な通行に関連するいくつかの規制および関税執行機能は、比較的機密にかかわる情報を伴う。これらは、法執行に含まれる。ほとんどの場合、水上輸送情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：調査、調整、または編集が十分に完了していない事故調査情報の許可されない開示は、個人または企業に重大な経済的損害をもたらす可能性がある。さらなる潜在的な結果は、公共の信頼損失である。また、水上輸送機能に関連する一部の情報は、企業の専有情報またはプライバシー法の適用対象となる情報である。当該の場合、許可されない開示によって生じる機密性影響は**中位**である可能性がある。

一部の軍事海上・水上輸送情報は、**国家的セキュリティ情報**であり、本ガイドラインの範囲外である。

推奨機密性影響レベル：水上輸送情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの場合、政府機関の任務機能および/または政府機関への公共の信頼に対する水上輸送情報の許可されない改変または破壊の悪影響は、限定的である。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：いくつかの水上・海上輸送機能は、時間に決定的に依存する（例えば、遭難信号、入渠作業、衝突回避、危険な天候状態または海上模様の警告）。これらの機能に必要な時間に決定的に依存する情報の許可されない改変または破壊は、大規模な資産の損失および人命の損失につながる可能性がある。当該の情報は、**高位**の完全性影響レベルを持つであろう。水上輸送の完全性影響判断の際には、通信管理（例えば、周波数管理）情報も考慮に入れる必要がある。周波数割付情報の誤りが、連邦政府機関と州政府または地方政府の活動

との通信を不能にする可能性がある状況もありうる。その結果生じる通信機能の損失は、生命を脅かす状況をもたらす可能性がある。当該の情報は、**高位**の完全性影響レベルを持つであろう。

推奨完全性影響レベル：水上輸送情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、水上輸送情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの水上輸送プロセスでは、妥当な遅れは許容される。ほとんどの場合、水上輸送情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：いくつかの水上・海上輸送機能は、時間に決定的に依存する（例えば、遭難信号、入渠作業、衝突回避、危険な天候状態または海上模様の警告）。これらの機能に必要な時間に決定的に依存する情報の可用性の損失は、大規模な資産の損失および人命の損失につながる可能性がある。当該の情報は、**高位**の完全性影響レベルを持つであろう。

推奨可用性影響レベル：水上輸送情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.11.3 航空輸送情報タイプ

航空輸送は、貨客が空中を安全に通行することに関連する活動である。また、商業飛行および軍事飛行の全段階を通じた、航空機の安全な移動に関連する指揮統制活動も含む（注：意図的な攻撃からの航空輸送の保護は、国土安全保障任務分野の運輸セキュリティ情報タイプに含まれる）。航空輸送情報タイプの一般的な推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、貨客の安全な空中の通行を保証する主管政府機関の能力に関する、航空輸送情報の許可されない開示の影響を表す。意図的な攻撃からの航空輸送の保護は、国土安全保障任務分野の運輸セキュリティ情報タイプに含まれる。陸上での貨客の安全な通行に関連するいくつかの規制および関税執行機能は、機密にかかわる情報を必要とする。これらは法執行で扱う。ほとんどの場合、航空輸送情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：調査、調整、または編集が十分に完了していない事故調査情報の許可されない開示は、個人または企業に重大な経済的損害をもたらす可能性がある。さらなる潜在的な結果は、公共の信頼損失である。また、航空輸送機能に関連する一部の情報は、企業の専有情報またはプライバシー法の適用対象となる情報である。当該の場合、許可されない開示によって生じる機密性影響は**中位**である可能性がある。航空輸送情報の秘匿度は、時間または事象主導である場合がある。例えば、乗客リストは便の出発前に一般に公開できないが、墜落

事故が発生した場合には公開される。当該の場合、許可されない開示によって生じる機密性影響は**中位**である可能性がある。

また、多くの軍事航空輸送情報は、*国家的セキュリティ情報*であり、本ガイドラインの範囲外である。

推奨機密性影響レベル：航空輸送情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。多くの航空輸送機能では、時間に決定的に依存する情報は処理されない。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：多くの航空輸送機能は、時間に決定的に依存する（例えば、航空管制指示、位置通報、飛行場領域の気象通報、整備不具合報告）。航空輸送の完全性影響判断の際には、通信管理（例えば、周波数管理）情報も考慮に入れる必要がある。周波数割付情報の誤りが、危険な状態（例えば、混雑した空域を飛行中の航空機との通信の損失）の影響を受ける航空機との通信を不能にする可能性がある状況もありうる。これらの機能に必要な時間に決定的に依存する情報の許可されない改変または破壊は、大規模な資産の損失および人命の損失につながる可能性がある。広域増強管制システム（WAAS: Wide Area Augmentation System）は、国防総省（DOD）の全地球測位システム（GPS）から得られる位置情報の可用性および完全性を補足する。このシステムの完全性の損失はシステム全体に影響する可能性があるため、**高位**の完全性影響レベルが推奨される。

以下に、**高位**の完全性影響レベルに対処するための管理策の使用例を示す。航空交通管制の指揮統制用のシステム（NAS システム）は、堅牢な運用を目標にして設計されている。NAS では、完全性と可用性の問題が密接に関連している。システム内の完全性の損失は絶えず監視され、完全性の損失は可用性の損失として扱われ、通常はシステムの大部分の可用性が損失しても安全性の低下は起こらない。つまり、計器着陸装置（ILS）の操作パラメタが、設定された許容範囲から外れたことが検出された場合、システムはサービスから直ちに切り離される。つまり、電源が切断され、特定のサービスが利用できないことが利用者に通知される。ほとんどの場合、完全性が低下した状態で可用性を持続させるよりも、可用性を損失させることが優先される。完全性の損失による可用性の損失の影響としては、システム全体に及ぶ航空交通の遅れ、代替空港への交通の迂回、遅れや迂回などに関連する経済的損失などがある。可用性の損失は不可避であると考えられており、システムは障害に対応できるように設計されているため、通常は致命的な影響はない。管理策が実施されている場合、推奨完全性影響レベルは**中位**である。

推奨完全性影響レベル：ほとんどの航空輸送情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、航空輸送情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：多くの航空輸送機能は、時間に決定的に依存する（例えば、航空管制指示、位置通報、飛行場領域の気象通報、整備不具合報告）。これらの機能に必要な時間に決定的に依存する情報の可用性の損失は、大規模な資産の損失および人命の損失につながる可能性がある。航空輸送情報の可用性影響において大きな役割を果たすのはタイミングである。例えば、気象情報の時間的重大性は、離陸前および飛行中の運用の場合には数分または数時間単位でよい。しかし、最終的な着陸進入時には秒単位までの可用性が要求されることがある（例えば、飛行場領域でのマイクロバーストの検出）。航空の運用では、情報の損失は許容されない。広域増強管制システム（WAAS: Wide Area Augmentation System）は、DODの全地球測位システム（GPS）から得られる情報の可用性および完全性を補足する。このシステムの可用性の損失の影響はシステム全体に及ぶ可能性があるため、**高位**の可用性影響を持つものとして分類するのが妥当であろう。

以下に、**高位**の完全性影響レベルに対処するための管理策の使用例を示す。航空交通管制の指揮統制用のシステム（NASシステム）は、堅牢な運用を目標にして設計されている。しかし、一般にシステムの大部分の可用性が損失しても、安全性の低下は起こらない。可用性の損失（または完全性の損失による可用性の損失）の影響としては、ローカルなまたはシステム全体に及ぶ航空交通の遅れ、代替空港への交通の迂回、遅れや迂回などに関連する経済的損失などがある。可用性の損失は不可避であり、システムは障害に対応できるように設計されているため、通常は致命的な影響はない。管理策が実施されている場合、推奨可用性影響レベルは**中位**である。

推奨可用性影響レベル：ほとんどの航空輸送情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.11.4 宇宙活動情報タイプ

宇宙活動は、宇宙空間への貨客の安全な打ち上げ／飛行任務に関連する活動を含み、商業、科学、および軍事活動を含む。宇宙活動情報タイプの推奨暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 高位), (可用性, 高位)}

機密性

機密性影響レベルは、宇宙空間への貨客の安全な打ち上げ／飛行任務を実施する主管政府機関の能力に関する、宇宙活動情報の許可されない開示の影響であり、商業、科学、および軍事活動を含む。意図的な攻撃からの宇宙活動の保護は、軍事活動（D.1）、国土安全保障活動（D.2）、および法執行活動（D.16）を含む。ほとんどの場合、宇宙活動情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：民間宇宙活動は、周知の状態で開催されることを目的としている。宇宙活動に関連する運営および業務機能は、専有情報、調達の機密にかかわる情報、およびプライバシー法の適用対象となる情報を含む可能性がある。プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する。当該の場合、許可されない開示によって生じる機密性影響は**中位**である可能性がある。

宇宙活動（特に軍事活動）に関する情報によっては、*国家的セキュリティ情報*に分類され、本ガイドラインの範囲外のものもある。

推奨機密性影響レベル：宇宙活動情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。一般に、宇宙活動は操作タイミングや安全パラメタの重要性と、誤り許容度の低さを特徴とする。この機能に必要な時間に決定的に依存する情報の許可されない改変または破壊は、重大な資産の損失および人命の損失につながる可能性がある。宇宙活動の完全性影響判断の際には、通信管理（例えば、周波数管理）情報も含める必要がある。誤りのある周波数割付情報は、宇宙船との通信の損失につながる可能性があり、ひいては飛行任務活動および人間の安全を危うくしかねない。

推奨完全性影響レベル：宇宙活動情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**高位**である。

可用性

可用性影響レベルは、宇宙活動情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。一般に、宇宙活動は操作タイミングや安全パラメタの重要性と、誤り許容度の低さを特徴とする。この機能に必要な時間に決定的に依存する情報の可用性の損失は、大規模な資産の損失および人命の損失につながる可能性がある。また、宇宙活動では情報の損失は許容されない。

推奨可用性影響レベル：宇宙活動情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**高位**である。

D.12 教育

教育は、特定の教科の知識または理解を国民に与える活動を指す。教育は、正規の学校、大学、総合大学、またはそのほかの訓練プログラムで行われる可能性がある。この任務分野は、拋出制および無拋出制の給付プログラムなど、国民の教育を推進する全政府プログラムを含む。

D.12.1 初等・中等・職業教育情報タイプ

初等・中等・職業教育は、初等教科（読み・書き・算数）の教育、高校または大学進学予備校で提供される教育、および職業・技術教育訓練の提供を指す。初等・中等・職業教育情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、主管政府機関の指導および顧問サービス提供能力に関する、初等・中等・職業教育情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの初等・中等・職業教育情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

推奨機密性影響レベル：初等・中等・職業教育情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの初等・中等・職業教育情報の許可されない改変または破壊の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：初等・中等・職業教育情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

ほとんどの初等・中等・職業教育情報へのアクセスの断絶の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

推奨可用性影響レベル：初等・中等・職業教育情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.12.2 高等教育情報タイプ

高等教育は、中等より上の教育、具体的には大学または総合大学で提供される教育を指す。これは、政府によって実施される学外の高等教育活動（例えば、陸軍士官学校、予備役将校訓練部隊（ROTC）、農務省（USDA）大学院）を含む。高等教育情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、中等より上の教育（例えば、陸軍士官学校、ROTC、農務省（USDA）大学院、そのほかの公立/私立の総合大学および大学）をサポートする主管政府機関の能力に関する、高等教育情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの高等教育情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：例外は、学外の訓練および教育活動によって支援される任務に基づく。当該の場合、システムに対する影響は、支援される任務に関連する情報によって定義される。そのため、当該の情報に**中位**または**高位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨機密性影響レベル：高等教育情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。高等教育情報の許可されない改変または破壊の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者にせいぜい限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：より重大な結果をもたらす可能性がある例外は、高等教育活動によって支援される任務に基づく（例えば、その改変が学生またはそのほかの個人に損害を与え、士官学校の武器訓練情報の検出されない改変）。当該の場合、影響は支援される任務に関連する情報によって決定される。そのため、当該の情報に**中位**または**高位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨完全性影響レベル：高等教育情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、高等教育情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの高等教育情報へのアクセスの断絶の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

推奨可用性影響レベル：高等教育情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.12.3 文化・歴史保存情報タイプ

文化・歴史保存は、合衆国およびその国民の文化と歴史ならびに合衆国国民および世界の教育にとって重要な情報および工芸品を収集し保存するために、連邦政府によって実施される活動全般を含む。文化・歴史保存情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、合衆国およびその国民の文化と歴史ならびに合衆国国民および世界の教育にとって重要な情報および工芸品を収集し保存する、主管政府機関の能力に関する、文化・歴史保存情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの文化・歴史保存情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：情報の開示が、個人または組織による史料の破壊の意図に役立つおそれがある場合、主要国家資産に対する潜在的結果は重大ないし致命的なものとなりうる。当該の場合、機密性影響は**中位**から**高位**ということもありうる。

推奨機密性影響レベル：文化・歴史保存情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。文化・歴史保存情報の許可されない改変または破壊の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者にせいぜい限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：情報の検出されない改変が、個人または組織による史料の破壊の意図に役立つおそれがある場合、主要国家資産に対する潜在的結果は重大ないし致命的なものとなる可能性がある。したがって、その完全性影響レベルは**中位**から**高位**ということもありうる。

推奨完全性影響レベル：文化・歴史保存情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、文化・歴史保存情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの文化・歴史保存情報へのアクセスの断絶の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

推奨可用性影響レベル：文化・歴史保存情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.12.4 文化・歴史展示情報タイプ

文化・歴史展示は、文化的、歴史的、およびそのほかの情報、公文書、芸術などの展示を通して教育を推進することを目的として、合衆国政府によって実施される活動全般を含む。文化・歴史展示情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、文化的、歴史的、およびそのほかの情報、公文書、芸術などの展示を通して教育を推進する主管政府機関の能力に関する、文化・歴史展示情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの文化・歴史展示情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：情報の開示が、個人または組織による史料または公文書の破壊の意図に役立つおそれがある場合、主要国家資産に対する潜在的結果は重大ないし致命的なものとなる可能性がある。したがって、その機密性影響レベルは**中位**から**高位**ということもありうる。

推奨機密性影響レベル：文化・歴史展示情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。文化・歴史展示情報の許可されない改変または破壊の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者にせいぜい限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：情報の検出されない改変が、個人または組織による史料または公文書の破壊の意図に役立つおそれがある場合、主要国家資産に対する潜在的結果は重大ないし致命的なものとなる可能性がある。したがって、その完全性影響レベルは**中位**から**高位**ということもありうる。

推奨完全性影響レベル：文化・歴史展示情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、文化・歴史展示情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの文化・歴史展示情報へのアクセスの断絶の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

推奨可用性影響レベル：文化・歴史展示情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.13 人員管理

人員管理は、労働者の熟練度の向上、労働条件の改善、有利な雇用機会の促進、および規制のない団体交渉の強化によって国家の労働者の福利および有効性を促進する活動を含む。

D.13.1 訓練・雇用情報タイプ

訓練・雇用は、職業技能訓練および職業斡旋・紹介プログラム、ならびに限界労働者、失業労働者、または低所得労働者の雇用促進プログラムを含む。さらに、訓練情報は、連邦政府の活動に従事する要員に対する特別の訓練（例えば、宇宙飛行士訓練）を含む場合がある。訓練・雇用情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、職業技能訓練、職業斡旋・紹介、ならびに限界労働者、失業労働者、または低所得労働者の雇用促進プログラムを提供する主管政府機関の能力に関する、訓練・雇用情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの訓練・雇用情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：より重大な結果をもたらす可能性があるかもしれない例外は、訓練・雇用システムで処理されるプライバシー情報に基づく（例えば、1974年プライバシー法またはそのほかの法律および大統領令により、個人のプライバシーを保護するために特別な扱いをするように義務づけられた情報）。プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する。そのため、当該の情報に**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨機密性影響レベル：訓練・雇用情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。訓練・雇用情報の許可されない改変または破壊の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者にせいぜい限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：専門職における熟練度の達成または向上を目的とする訓練（例えば、宇宙飛行士訓練）の場合、完全性の侵害の結果は任務あるいは人間の安全を脅かす可能性がある。当該の場合、完全性影響レベルは**中位**から**高位**に及ぶ可能性がある。

推奨完全性影響レベル：訓練・雇用情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、訓練・雇用情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの訓練・雇用情報へのアクセスの断絶の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

推奨可用性影響レベル：訓練・雇用情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.13.2 労働者権利管理情報タイプ

労働者権利管理は、賃金、給付、安全衛生、内部告発者、機会均等政策に関するものなど、労働者の権利に関する法律および規制全般に対する従業員および雇用者の認識および遵守を徹底させるために行われる活動を指す。労働者権利管理情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、賃金、給付、安全衛生、内部告発者、機会均等政策に関するものなど、労働者の権利に関する法律および規制全般に対する従業員および雇用者の認識および遵守を徹底させる主管政府機関の能力に関する、労働者権利管理情報の許可されない開示の影響を表す。場合によっては、労働者の権利に関する公示案の時期尚早の公開は、政府機関の活動の有効性に悪影響を及ぼすことがある。一般に、ほとんどの労働者権利管理情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

推奨機密性影響レベル：労働者権利管理情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。労働者権利管理情報の許可されない改変または破壊の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者にせいぜい限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

推奨完全性影響レベル：労働者権利管理情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、労働者権利管理情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの労働者権利管理情報へのアクセスの断絶の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

推奨可用性影響レベル：労働者権利管理情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.13.3 労働者安全情報タイプ

労働者安全は、アメリカの労働者の生命の保護、けがの防止、および健康の保護のために行われる活動を指す。労働者安全情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、アメリカの労働者の健康および安全を保護する主管政府機関の能力に関する、労働者安全情報の許可されない開示の影響を表す。場合によっては、労働者の安全に関する公示案の時期尚早の公開は、政府機関の活動の有効性に悪影響を及ぼすことがある。一般に、労働者安全情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

推奨機密性影響レベル：労働者安全情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。労働者安全情報の許可されない改変または破壊の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者にせいぜい限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および / または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：労働者安全情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、労働者安全情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの労働者安全情報へのアクセスの断絶の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

推奨可用性影響レベル：労働者安全情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.14 公衆衛生

公衆衛生は、国民の健康と福利の保証および提供を担う連邦プログラムおよび活動を含む。これは、保健医療サービスおよび予防接種の直接提供に加えて、疾病/病気の蔓延傾向の発見および識別のための公衆衛生指標の監視・追跡を含む。また、拠出制および無拠出制の保健医療給付プログラムも含む。ただし、一部の公衆衛生情報および情報システムに対する影響は、公衆衛生インフラストラクチャのきわめて重要な要素のセキュリティに影響する可能性があることに注意されたい。

D.14.1 疾病予防情報タイプ

疾病予防は、疾病/病気の予防および緩和に関連する活動をサポートする。一部の疾病予防関連の情報および情報システム（例えば、疾病対策センター（CDC: Centers for Disease Control and Prevention））に対する影響は、公衆衛生インフラストラクチャのセキュリティに影響を及ぼす可能性がある。当該の場合、完全性および可用性影響は**高位**である可能性がある。しかし、一般には以下のセキュリティ分類が疾病予防情報タイプに対して推奨される。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 中位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、疾病/病気を予防および緩和する主管政府機関の能力に関する、緊急時対応情報の許可されない開示の影響を表す。疾病予防情報の許可されない開示の結果は、ほとんどの場合、政府機関の活動に重大な悪影響を及ぼす可能性は低い。

推奨機密性影響レベル：疾病予防情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。疾病予防情報の許可されない改変または破壊の結果は、国民が不正確な医師の診断、表示が間違った薬、汚染された薬、あるいはそのほかの有害な薬にさらされる場合には重大なものとなる可能性がある。疾病予防情報を含む外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動、政府機関に対する公共の信頼、さらには政府機関の任務に悪影響を及ぼす可能性がある。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：場合によっては、疾病予防情報の許可されない、かつ検出されない改変または破壊は、人命の損失につながる可能性がある。そのため、当該の情報には**高位**の影響レベルを割り付ける場合がある。

推奨完全性影響レベル：疾病予防情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、疾病予防情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。公衆衛生に対する緊急の脅威を取り除くために必要な緊急速報の場合を除き、疾病予防プロセスでは通常、妥当な遅れは許容される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：生命を脅かす状況に対処するために必要な緊急通信が遅れすぎた場合の可用性影響レベルは、**高位**であろう。

推奨可用性影響レベル：疾病予防情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

D.14.2 予防接種管理情報タイプ

予防接種管理は、予防接種およびワクチン接種の準備、保管、および使用に関連する活動全般を含む。予防接種管理情報タイプに対しては、以下のセキュリティ分類が推奨される。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 中位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、予防接種およびワクチン接種を準備、保管、および使用する主管政府機関の能力に関する、予防接種管理情報の許可されない開示の影響を表す。予防接種管理情報の許可されない開示の結果は、ほとんどの場合、政府機関の活動に重大な悪影響を及ぼす可能性は低い。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：予防接種管理に関連する一部の情報は、プライバシー法および HIPAA の適用対象となる秘密の患者情報を含む。プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する。そのほかの情報（例えば、ワクチン開発業者やワクチン供給業者の専有情報）は、専有情報および調達管理に適用される規則に従って保護しなければならない。そのため、当該の情報は**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨機密性影響レベル：ほとんどの予防接種管理情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。予防接種管理情報の許可されない改変または破壊の結果は、国民が誤った、または汚染された薬剤や投薬量にさらされる場合には重大なものとなる可能性がある。予防接種管理情報を含む外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を

及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動、政府機関に対する公共の信頼、さらには政府機関の任務に悪影響を及ぼす可能性がある。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：ワクチンの有効期間、保管履歴、または推奨投薬量データの許可されない改変の結果は、非常に重大なものとなる可能性がある。場合によっては、予防接種管理情報の許可されない改変または破壊は、人命の損失につながる可能性がある。そのため、当該の情報には**高位**の影響レベルを割り付ける場合がある。

推奨完全性影響レベル：予防接種管理情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、予防接種管理情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。公衆衛生に対する緊急の脅威を取り除くために必要な緊急速報の場合を除き、予防接種管理プロセスでは通常、妥当な遅れは許容される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：特定の状況の伝達の遅れは、生命を脅かす可能性がある。そのため、当該の情報には**高位**の影響レベルを割り付ける場合がある。

推奨可用性影響レベル：予防接種管理情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.14.3 公衆衛生監視情報タイプ

公衆衛生監視は、公衆衛生の監視および病気の蔓延の追跡に関連する活動を含む。公衆衛生監視情報タイプに対しては、以下の暫定セキュリティ分類が推奨される。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 中位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、公衆衛生の監視および病気の蔓延の追跡を行う主管政府機関の能力に関する、公衆衛生監視情報の許可されない開示の影響を表す。公衆衛生監視情報の許可されない開示の結果は、ほとんどの場合、政府機関の活動に重大な悪影響を及ぼす可能性は低い。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：公衆衛生監視に関連するほとんどの情報は、プライバシー法および HIPAA の適用対象となる秘密の患者情報を含む。プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する。場合によっては、プライバシーが保護される医療記録など、この情報の許可されない開示は、政府機関の活動に重大な結果をもたらす可能性がある。当該の場合、機密性影響レベルは**中位**であろう。

推奨機密性影響レベル：ほとんどの公衆衛生監視情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。公衆衛生監視情報を含む外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動、政府機関に対する公共の信頼、さらには政府機関の任務に悪影響を及ぼす可能性がある。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：公衆衛生監視情報の許可されない改変または破壊は、健康に対する重大な脅威への対応の遅れ、保健医療サービスの不適切な割当/展開、および/または人命の損失につながる可能性がある。そのため、当該の情報には**高位**の影響レベルを割り付ける場合がある。

推奨完全性影響レベル：公衆衛生監視情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、公衆衛生監視情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。一般に、公衆衛生監視プロセスでは、妥当な遅れは許容される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：公衆衛生監視情報のなかには、時間に決定的に依存し、さらに健康に対する脅威の危険度、および脅威が拡大/増大する速度に依存するものもある。特定の状況の伝達の遅れは、生命を脅かす可能性がある。そのため、当該の情報には**中位**から**高位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨可用性影響レベル：公衆衛生監視情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.14.4 保健医療サービス情報タイプ

保健医療サービスは、拋出制および無拋出制の保健医療給付プログラムなど、アメリカ国民に保健医療を直接提供するプログラムおよび活動を含む。保健医療サービス情報タイプに対しては、以下のセキュリティ分類が推奨される。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 高位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、拋出制および無拋出制の保健医療給付プログラムなど、アメリカ国民に保健医療を直接提供する主管政府機関の能力に関する、保健医療サービス情報の許可されない開示の影響を表す。保健医療情報の許可されない開示の結果は、ほとんどの場合、政府機関の活動に重大な悪影響を及ぼす可能性は低い。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：保健医療に関連する一部の情報は、プライバシー法および HIPAA の適用対象となる秘密の患者情報を含む。プライバシー法の適用対象となる情報の暫

定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する。そのほかの情報（例えば、病院、製薬会社、保険会社、介護士）は、専有情報および調達管理に適用される規則に従って保護しなければならない。場合によっては、プライバシーが保護される医療記録など、当該情報の許可されない開示は、政府機関の活動に重大な結果をもたらす可能性がある。当該場合、機密性影響レベルは**中位**であろう。

推奨機密性影響レベル：ほとんどの保健医療サービス情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

保健医療サービスに関連する多くの活動は時間に決定的に依存せず、政府機関の任務機能および/または政府機関に対する公共の信頼に対する、保健医療情報の許可されない改変または破壊の悪影響は限定的である。しかし、保健医療情報の許可されない改変または破壊の結果は、患者の治療の誤り、不適切さ、または過度の遅れにつながる可能性がある。この場合、重大な悪影響として訴訟や人命の危険がありうる。保健医療情報を含む外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動、政府機関に対する公共の信頼、および政府機関の任務に悪影響を及ぼす可能性がある。

推奨完全性影響レベル：人命の損失の可能性があることから、保健医療サービス情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**高位**である。

可用性

可用性影響レベルは、保健医療情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。患者の健康に対する緊急の脅威を取り除くために必要な緊急措置の場合を除き、保健医療プロセスでは通常、妥当な遅れは許容される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：保健医療情報のなかには、時間に決定的に依存し、さらに健康に対する脅威の危険度、および脅威が拡大/増大する速度に依存するものもある。特定の状況の伝達の遅れは、生命を脅かす可能性がある。そのため、当該の情報に**中位**または**高位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨可用性影響レベル：保健医療サービス情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.14.5 消費者衛生・安全情報タイプ

消費者衛生・安全は、消費者製品（つまり、食品、化粧品、医薬品、およびそのほかの消費者製品）が消費者（人間と動物の両方）にもたらす可能性のある潜在的リスクおよび危険のアセスメントを目的とする、消費者製品の検査、教育、および評価に関連する活動を支援する。食品および医薬品の品質保証に関連する一部の情報および情報システムに対する影響は、きわめて重要な農業、食糧、および公衆衛生インフラストラクチャのセキュリティに影響を及ぼす可能性がある。

る。当該の場合、完全性および可用性影響は**高位**である可能性がある。しかし、一般には以下のセキュリティ分類が消費者衛生・安全情報タイプに対して推奨される。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 中位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、食品、化粧品、医薬品、およびそのほかの消費者製品にかかわる機能の検査、教育、および評価を実施する主管政府機関の能力に関する、消費者衛生・安全情報の許可されない開示の影響を表す。消費者衛生・安全情報の許可されない開示の結果は、ほとんどの場合、政府機関の活動に重大な悪影響を及ぼす可能性は低い。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：最も重大な悪影響は、政府機関の評価を受ける組織の専有情報の暴露であると考えられる。[一部の情報の許可されない開示は、個々の企業と広範な市場の両方に重大な経済的影響を及ぼす可能性がある。当該の許可されない開示の結果は、その政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性がある。]そのため、当該の情報に**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨機密性影響レベル：消費者衛生・安全情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。消費者衛生・安全情報の許可されない改変または破壊の結果は、表示が間違った、汚染された、あるいはそのほかの有害な食品、薬、または消費者製品に国民がさらされる場合には重大なものとなる可能性がある。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動、政府機関に対する公共の信頼、および政府機関の任務に悪影響を及ぼす可能性がある。場合によっては、情報の許可されない改変または破壊は人命の損失につながる可能性がある。そのため、当該の情報には**高位**の影響レベルを割り付ける場合がある。

推奨完全性影響レベル：消費者衛生・安全情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、最低でも**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、衛生・安全情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。消費者製品の品質保証プロセスでは通常、妥当な遅れは許容される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：製品不具合の伝達の遅れは、生命を脅かす可能性がある。そのため、当該の情報には**高位**の影響レベルを割り付ける場合がある。

推奨可用性影響レベル：消費者衛生・安全情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.15 所得保障

所得保障は、十分な生活水準を維持するのに必要な経済的およびそのほかの手段を国民に提供することを保証するための活動を含む。これは、国民に対するその目標を推進する拠出制および無拠出制の給付制度全般を含む。

D.15.1 一般退職・障害情報タイプ

一般退職・障害は、退職者または障害者に対する退職給付、年金、および所得保障の整備および管理を含む。給付の受給資格および支払いに関連する情報タイプについては、付録 C のセクション C.2.8.8、C.2.8.9、C.2.8.10、C.2.8.11、および C.3.2.5 で述べた。一般退職・障害情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 中位), (可用性, 中位)}

機密性

機密性影響レベルは、退職者または障害者に対する退職給付、年金、および所得保障の整備および管理を行う主管政府機関の能力に関する、一般退職・障害情報の許可されない開示の影響を表す。退職・障害情報の限定的な開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

プライバシー情報（例えば、1974 年プライバシー法またはそのほかの法律および大統領令により、個人のプライバシーを保護するために特別な扱いをするように義務づけられた情報）の開示は、重大な結果をもたらす可能性がある。プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する。大量の一般退職・障害情報の許可されない開示は、政府機関のイメージまたは活動に著しい損害をもたらす可能性がある。

推奨機密性影響レベル：一般退職・障害情報に対して推奨される機密性影響レベルは、**中位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

一般に、一般退職・障害情報の許可されない改変または破壊の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。しかし、退職および/また

は障害給付の支給を主なサービス提供任務とする政府機関の場合、その結果はより致命的なものとなる可能性がある。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：完全性の侵害は、給付の減額につながる可能性があり、さらに極端な場合には生命を脅かしかねない。そのため、当該の情報には**高位**の影響レベルを割り付ける場合がある。

推奨完全性影響レベル：一般退職・障害情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、一般退職・障害情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの一般退職・障害情報へのアクセスの断絶の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：退職および/または障害給付の支給を主なサービス提供任務とする政府機関の場合、その結果はより致命的なものとなる可能性がある。可用性の侵害は、給付の減額につながる可能性があり、さらに極端な場合には生命を脅かしかねない。そのため、当該の情報には**高位**の影響レベルを割り付ける場合がある。

推奨可用性影響レベル：一般退職・障害情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**中位**である。

D.15.2 失業補償情報タイプ

失業補償は、職を失った人に対して求職期間中の所得保障を提供する。失業補償情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、職を失った人に対して求職期間中の所得保障を提供する主管政府機関の能力に関する、失業補償情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの失業補償情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：より重大な結果をもたらす可能性があるかもしれない例外は、プライバシー情報に基づく（例えば、1974年プライバシー法またはそのほかの法律および大統領令により、個人のプライバシーを保護するために特別な扱いをするように義務づけられた情報）。プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する。そのため、当該の情報に**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨機密性影響レベル：失業補償情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。失業補償情報の許可されない改変または破壊の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者にせいぜい限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：失業補償情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、失業補償情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの失業補償情報へのアクセスの断絶の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者にせいぜい限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

推奨可用性影響レベル：失業補償情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.15.3 居住支援情報タイプ

居住支援は、一家族または複数家族居住用の資産の賃貸など、住宅をみずから用意できない人に住宅を供給する整備および管理プログラム、ならびに連邦政府が支援する居住用資産の管理および運営を含む。居住支援情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、一家族または複数家族居住用の資産の賃貸など、住宅をみずから用意できない人に住宅を供給するプログラムの整備および管理、ならびに連邦政府が支援する居住用資産の管理および運営を行う主管政府機関の能力に関する、居住支援情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの居住支援情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：より重大な結果をもたらす可能性があるかもしれない例外は、プライバシー情報に基づく（例えば、1974 年プライバシー法またはそのほかの法律および大統領令により、個人のプライバシーを保護するために特別な扱いをするように義務づけられた情報）。プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情

報タイプで文書化する。そのため、当該の情報に**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨機密性影響レベル：居住支援情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。居住支援情報の許可されない改変または破壊の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者にせいぜい限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：居住支援情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、居住支援情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの居住支援情報へのアクセスの断絶の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

推奨可用性影響レベル：居住支援情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.15.4 食糧・栄養援助情報タイプ

食糧・栄養援助は、必要な食糧・栄養を自給できない国民に対して食糧・栄養援助を提供するプログラムの整備および管理を含む。食糧・栄養援助情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、必要な食糧・栄養を自給できない国民に対して食糧・栄養援助を提供するプログラムの整備および管理を行う主管政府機関の能力に関する、食糧・栄養援助情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの食糧・栄養援助情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：より重大な結果をもたらす可能性があるかもしれない例外は、プライバシー情報に基づく（例えば、1974 年プライバシー法またはそのほかの法律および大統領令により、個人のプライバシーを保護するために特別な扱いをするように義務づけられた

情報)。プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する。そのため、当該の情報に**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨機密性影響レベル：食糧・栄養援助情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。食糧・栄養援助情報の許可されない改変または破壊の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者にせいぜい限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：食糧・栄養援助情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、食糧・栄養援助情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの食糧・栄養援助情報へのアクセスの断絶の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

推奨可用性影響レベル：食糧・栄養援助情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.15.5 遺族補償情報タイプ

遺族補償は、連邦政府から給付を受給中または受給資格を有する個人の遺族に対して補償を提供する。これは、社会保障費の受給資格を有する退役軍人または賃金所得者の遺族である配偶者や子供などを含む。遺族補償情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、連邦政府から給付を受給中または受給資格を有する個人の遺族に対して補償を提供する主管政府機関の能力に関する、遺族補償情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの遺族補償情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：より重大な結果をもたらす可能性があるかもしれない例外は、プライバシー情報に基づく（例えば、1974 年プライバシー法またはそのほかの法律および

大統領令により、個人のプライバシーを保護するために特別な扱いをするように義務づけられた情報)。プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する。そのため、当該の情報に**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨機密性影響レベル：遺族補償情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。遺族補償情報の許可されない改変または破壊の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者にせいぜい限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：遺族補償情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、遺族補償情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの遺族補償情報へのアクセスの断絶の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

推奨可用性影響レベル：遺族補償情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.16 法執行

法執行は、合衆国の法律に違反することによって生じる犯罪活動からの人、場所、および物の保護を含む。これは、巡回、おとり捜査、緊急通話への対応に加えて、逮捕、家宅捜索、および財産の差し押さえを含む。法執行任務に関連する一部の情報および情報システムへの影響は、きわめて重要なインフラストラクチャおよび主要国家資産のセキュリティに影響を及ぼす可能性がある。連邦法執行に関連する一部の情報は、**国家的セキュリティ情報**に分類される。**国家的セキュリティ情報**に関連づける影響レベルおよび管理策の確立を決定する規則は、別の一連の方針によって規定されており、本ガイドラインの範囲外である。多くの場合、機密性および完全性影響は、違反内容によって異なる法的要件および規制要件によって決定される。

D.16.1 犯罪者逮捕情報タイプ

犯罪者逮捕は、連邦犯罪の実行に関与していると確信される集団または個人の追跡および逮捕に関連する活動をサポートする。犯罪者逮捕情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 中位)}

機密性

機密性影響レベルは、連邦犯罪の実行に関与していると確信される集団または個人を追跡および逮捕する主管政府機関の能力についての犯罪者逮捕情報の許可されない開示が、国民の安全および警察官の安全に及ぼす影響を表す。犯罪者逮捕情報の許可されない開示の結果は、1) 係る犯罪の重大性、2) 市民または警察官を殺傷する被疑者の能力および性癖、3) タイミング（例えば、情報にアクセスし、それを使用して容易に犯罪を犯したり逮捕を逃れたりする被疑者の能力）ならびに 4) 違反内容によって異なる法的要件および規制要件によって決まる。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：1) 犯罪が暴力的でなく、財産の大きな損失を伴っていない場合、および 2) 犯罪者側に暴力犯罪歴がない場合、機密性影響は**低位**または**中位**であろう。連邦法執行機関の管轄である多くの犯罪に関する犯罪者逮捕情報の許可されない開示に伴う結果は、多くの場合、人命に脅威を与えるか、あるいは主要資産の損失につながるものと考えなければならない。当該の場合、機密性影響レベルは**高位**である。

推奨機密性影響レベル：犯罪者逮捕活動を支援するほとんどの連邦法執行システムでは、許可されない開示の結果生じる損害は限定的である。したがって、犯罪者逮捕情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。犯罪者逮捕情報の許可されない改変または破壊の結果は、情報の必要の緊急度および犯罪者逮捕後の起訴の成否によって決まる場合がある。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：犯罪者逮捕情報の許可されない改変または破壊は、犯罪者逮捕後の訴追手続きに悪影響を及ぼす可能性がある。その結果、政府機関の活動に重大な悪影響が及ぶことがありうる。これは、政府機関を著しく不利な立場に追い込みかねない。当該の場合、犯罪者逮捕情報に対して推奨される完全性影響レベルは、最低でも**中位**である。犯罪者逮捕情報が時間に決定的に依存する場合、当該情報の許可されない改変または破壊は、政府機関に対する公共の信頼に致命的ないし壊滅的な影響を及ぼす、主要資産に著しい脅威を与える、および/または人命に脅威を与える可能性がある。これは、連邦法執行機関の管轄である多くの犯罪に当てはまる。当該の犯罪者逮捕情報の推奨完全性影響レベルは、**高位**である。

推奨完全性影響レベル：犯罪者逮捕活動を支援するほとんどの連邦法執行システムでは、許可されない改変または破壊の結果生じる損害は限定的である。したがって、犯罪者逮捕情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、犯罪者逮捕情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。犯罪者逮捕情報によって支援される任務では通常、遅れは許容されない。犯罪者逮捕情報の要素が急を要するものでない場合は多いが、比較的短期間の利用不可が人命に脅威を与える、および/または主要資産の損失につながる可能性がある場合も多い。

推奨可用性影響レベル：ほとんどの犯罪者逮捕情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**中位**である。

D.16.2 犯罪捜査・監視情報タイプ

犯罪捜査・監視は、犯罪への関与を判断するために必要な証拠の収集、ならびに影響を受ける当事者の監視および尋問を含む。犯罪捜査・監視情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 中位), (可用性, 中位)}

機密性

機密性影響レベルは、犯罪への関与を判断するために必要な証拠の収集、影響を受ける当事者の監視および尋問、ならびに証人および警察官の安全の保護を行う主管政府機関の能力に関する、犯罪捜査・監視情報の許可されない開示の影響を表す。犯罪捜査・監視情報の許可されない開示の結果は、1) 係る犯罪の重大性、2) タイミング（例えば、情報にアクセスし、それを使用して容易に犯罪を実行したり、摘発または監視を逃れたり、捜査および令状の相当の根拠をなくしたりする犯罪者³¹の能力）、および 3) 証人または警察官を負傷させる犯罪者の能力および性癖によって決まる。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：1) 犯罪が暴力的でなく、財産の大きな損失を伴っていない場合、および 2) 犯罪者側に暴力犯罪歴がない場合、機密性影響は**低位**または**中位**であろう。連邦法執行機関の管轄である多くの犯罪の性質をかんがみて、犯罪捜査・監視情報の許可されない開示に伴う結果は、多くの場合、人命に脅威を与えるか、あるいは主要資産の損失につながるものと考えなければならない。情報提供者の識別情報および/または所在を暴露する情報は特に懸念材料であろう。当該の場合、機密性影響レベルは**高位**である。

推奨機密性影響レベル：犯罪捜査・監視情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**中位**である。

完全性

³¹ この場合、「犯罪者」という用語は、犯罪者と犯罪者の法定代理人（つまり、審議会）の両方を含む。

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。犯罪捜査・監視情報の許可されない改変または破壊の結果は、情報の必要の緊急度および犯罪者逮捕後の起訴の成否によって決まる。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

犯罪捜査・監視情報の許可されない改変または破壊が、捜査令状や電話盗聴令状の発行または執行、あるいは犯罪者逮捕後の起訴の成功に悪影響を及ぼしうる場合、政府機関の活動に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。これは、政府機関を著しく不利な立場に追い込みかねない。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：場合によっては、時間に決定的に依存する犯罪捜査・監視情報が改変または破壊されると、重要な捜査が脅かされることがある。捜査中の刑事事件が主要資産の損失や、金融市場に重大な影響をもたらす大規模な金融詐欺にかかわり、主要国家資産または人命に脅威を与える場合、推奨完全性影響レベルは**高位**である。貿易の実施、運賃協定などの国際事件の場合、または外国国民が関係する可能性がある場合、犯罪捜査・監視情報の完全性影響レベルは**高位**である。当該情報の侵害は、将来の活動、担当者および政府機関の評判、ならびに人命に壊滅的な悪影響を及ぼす可能性がある。

推奨完全性影響レベル：犯罪捜査・監視情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、犯罪捜査・監視情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。犯罪捜査・監視情報によって支援される任務では、遅れは必ずしも許容されとは限らない。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：場合によっては、犯罪捜査・監視情報の比較的短期間の利用不可が監視の機会または逮捕の機会の損失につながる可能性がある。係る犯罪が人命に脅威を与える、および/または主要資産の損失につながる場合、犯罪捜査・監視情報に対して推奨される可用性影響レベルは**高位**である。

推奨可用性影響レベル：犯罪捜査・監視情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**中位**である。

D.16.3 市民保護情報タイプ

市民保護は、合衆国の一般国民を犯罪活動から保護するために実施される活動全般を含む。市民保護情報タイプに対しては、以下のセキュリティ分類が推奨される。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 中位), (可用性, 中位)}

機密性

機密性影響レベルは、合衆国の一般国民を犯罪活動から保護する主管政府機関の能力に関する、市民保護情報の許可されない開示の影響を表す。犯罪活動のなかには、多数の死傷者を発生させることを意図したテロ活動もある。ほとんどの市民保護情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動に重大な悪影響を及ぼす可能性は低いですが、例外的に壊滅的な結果をもたらす場合がある。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：市民保護情報の許可されない開示の結果は、致命的なものとなることもありうる。もし、計画されたテロ行為に関する詳細な諜報情報が開示されたとすれば、テロリストが予防手段に対抗して壊滅的な攻撃を実施することに成功するおそれがある。防御配置に関する情報に関連づける機密性影響は、**高位**であろう。法執行活動、資産、および担当者に関する一部の市民保護情報の許可されない開示の悪影響は限定的であるが、通常は大きなかわりを持つ。連邦市民保護活動は、多くの場合、生命を脅かす状況または主要資産の損失から国民を保護しようと務める。

推奨機密性影響レベル：ほとんどの市民保護情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**中位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。市民保護情報の許可されない改変または破壊の結果は、特に保護手段が侵害された場合には、国民の安全に潜在的脅威を与える可能性がある。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：場合によっては（例えば、テロリストの脅威）、市民保護情報の許可されない改変または破壊は人命の損失につながる可能性があり、その場合の潜在的影響は**高位**である。

推奨完全性影響レベル：市民保護情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、市民保護情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。多くの市民保護任務では通常、妥当な遅れは許容される。市民保護情報に対するほとんどの犯罪活動は生命を脅かすものではないが、重大な資産損失につながる可能性がある。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：緊急事態またはテロリストの脅威が高まった状態では、遅れは許容されない。生命を脅かす事態でシステムが時間に依存する活動を支援する場合、市民保護情報の可用性影響レベルは**高位**である。

推奨可用性影響レベル：市民保護サービスの提供を支援するほとんどシステムの場合、市民保護情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは**中位**である。

D.16.4 要人保護情報タイプ

要人保護は、大統領、副大統領、その家族、およびそのほかの政府高官の健康と福利を保護する目的で実施される活動全般を含む。一部の要人保護情報は、機密扱いである場合がある。あらゆる機密情報は、*国家的セキュリティ情報*に対して確立された別の規則に従って扱われ、本ガイドラインの範囲外である。非機密の要人保護情報の推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、大統領、副大統領、その家族、およびそのほかの政府高官の健康と福利を保護する主管政府機関の能力に関する、要人保護情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの要人保護情報の許可されない開示の結果は、直ちに生命を脅かすものではないが、重大な結果をもたらす場合がある。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：連邦の要人の暗殺を容易にする可能性がある情報の許可されない開示の結果は、人命に脅威を与えるだけでなく、連邦政府の活動の継続性に破壊的な影響をもたらすこともありうる。当該の場合、機密性影響レベルは**高位**である。

推奨機密性影響レベル：ほとんどの要人保護情報の性質を考えると、この情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは**中位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。つまり、要人保護情報の許可されない改変または破壊の結果は、当該の情報によって支援される特定の活動によって決まることがある。また、結果が諜報情報の必要性の緊急度によって決まることがある。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：シークレットサービスの活動の場合、要人保護情報に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、人命の損失および政府活動の断絶につながるような悪影響を任務活動に及ぼす可能性がある。当該の場合、完全性影響レベルは**高位**である。

推奨完全性影響レベル：ほとんどの要人保護情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、要人保護情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：シークレットサービスの活動の場合、要人保護情報によって支援される任務では遅れは許容されず、その遅れは任務遂行能力および人命に壊滅的な結果をもたらす。当該の場合、可用性影響レベルは**高位**である。

推奨可用性影響レベル：ほとんどの要人保護情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.16.5 資産保護情報タイプ

資産保護は、民間および政府の資産のセキュリティを保証する目的で実施される活動全般を伴う。資産保護情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、民間および政府の資産のセキュリティを保証する主管政府機関の能力に関する、資産保護情報の許可されない開示の影響を表す。一般に、資産保護情報の許可されない開示の結果は、保護対象の資産の性質および価値によって決まる。保護対象の資産が政府の活動にとってさほど重要でない場合や、その損失が任務遂行能力を低下させたり政府機関を著しく不利な立場に追い込んだりするほど重要なものでない場合、その許可されない開示が及ぼす悪影響は限定的だと考えられる。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：保護対象がきわめて重要なインフラストラクチャファシリティまたは主要国家資産である場合、資産保護情報の許可されない開示の結果、保護手段の脆弱性がテロリストまたはそのほかの敵対者に暴露されるおそれがある。きわめて重要なインフラストラクチャ、大勢の人、または主要国家資産に関連する資産保護情報の許可されない開示がテロリストにとって直接役に立つと予想される場合、機密性影響レベルは**高位**である。

ほとんどの保護対象のファシリティは、*国家的セキュリティ*、きわめて重要なインフラストラクチャ、または主要国家資産分類に含まれない。資産保護情報の許可されない開示の結果、その分類のファシリティに損害が生じる場合、政府機関の活動および資産に重大な悪影響が及ぶことが当然予想される。そのため、当該の情報に**中位**または**高位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

保護対象の資産が機密情報を含む場合、資産保護情報自体が機密扱いであることがありうる。その例として、指揮統制およびそのほかの軍事施設、外国情報の収集または処理施設、武器または武器施設、暗号作成活動などがある。*国家的セキュリティ情報*は本ガイドラインの範囲外である。

推奨機密性影響レベル：資産保護情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。資産保護情報の許可されない改変または破壊の結果は、保護対象の資産のタイプと情報の使用予定の即時性によって決まる。ほとんどの場合、許可されない開示が及ぼす悪影響は限定的と予想される。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：外部との通信に影響を及ぼす情報（例えば、Web ページ、電子メール）の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性がある。しかし、通常は保護任務に対する潜在的損害のほうが大きな問題である。改変または破壊された情報が戦術に関する、つまり時間に決定的に依存するものである場合、不完全なまたは虚偽の情報に基づいて活動が行われる可能性が高くなる。これは、保護任務に重大な悪影響を及ぼしかねない。そのため、当該の情報の **中位** の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨完全性影響レベル：ほとんどの資産保護情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位** である。

可用性

可用性影響レベルは、資産保護情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。資産保護情報によって支援される任務では通常、遅れは許容されないが、ほとんどの資産保護情報の可用性の損失の結果は限定的である。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：警備員およびそのほかの緊急時対応要員が資産保護情報を適時に入手できない場合、資産に壊滅的な結果をもたらされる可能性があるが、そのなかにはきわめて重要なインフラストラクチャや主要国家資産が含まれることもありうる。一般に、資産保護情報に割り付ける可用性影響レベルは、保護対象の資産の内容によって決まる。そのため、当該の情報の **中位** または **高位** の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨可用性影響レベル：ほとんどの資産保護情報に対して推奨される暫定可用性影響は、**低位** である。

D.16.6 薬物規制情報タイプ

薬物規制は、合法薬物（つまり、アルコールやタバコ）および違法薬物の不法取引、所持、販売、配布、およびそのほかの関連活動の取り締まりに関する法律の執行に関連する活動をサポートする。薬物規制情報タイプに対して推奨される暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 中位), (可用性, 中位)}

機密性

機密性影響レベルは、合法薬物（つまり、アルコールやタバコ）および違法薬物の不法取引、所持、販売、配布、およびそのほかの関連活動の取り締まりに関する法律を執行する主管政府機関の能力に関する、薬物規制情報の許可されない開示の影響を表す。かなりの割合の薬物規制情報の許可されない開示は、捜査の障害、逮捕活動が失敗する原因、および訴追の障害になる可能性がある。これは、政府機関の活動に重大な悪影響を及ぼし、その政府機関を著しく不利な立場に追い込む可能性がある。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：薬物規制情報の許可されない開示が、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的以上の悪影響を及ぼす可能性は低い。当該の情報に関連づける機密性影響は、**低位**である。

薬物規制情報の許可されない開示が、機密にかかわる情報源の暴露、または捜査活動や阻止活動の障害になる場合、開示の結果は政府機関の活動への重大な悪影響、任務遂行能力の著しい低下、および/または人命への脅威を引き起こす可能性がある。許可されない開示が進行中の捜査、捜査または諜報情報源、あるいは証人またはそのほかの事件簿上きわめて重要な要素に関する情報を脅かす場合、人命および政府機関の主要任務に対する危険は重大である可能性がある。許可されない開示が証人または警察官を危険にさらす場合、影響レベルは**高位**とみなさなければならない。

薬物規制情報に関連づける機密性影響に影響を及ぼすそのほかの要因については、セクション D.16.1 (犯罪者逮捕) およびセクション D.16.2 (犯罪捜査・監視) で述べている。

薬物規制情報のなかには、機密扱いのものもある(例えば、諜報に由来する一部の情報)。機密情報およびそのほかの**国家的セキュリティ情報**は、本ガイドラインの範囲外である。

推奨機密性影響レベル：ほとんどの薬物規制情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**中位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。この犯罪の実行者が手にすることができる金額によっては、内部者の脅威が著しく高まる。情報が戦術活動にきわめて重要である、つまり時間に決定的に依存する場合、その許可されない改変または破壊の結果は重大なものとなりうる。外部との通信(例えば、Web ページ、電子メール)に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、ほとんどの任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：内部通信に影響を及ぼす情報(特に時間に決定的に依存する情報)の許可されない改変または破壊は、捜査、訴追、証人の生命、および執行官の安全を脅かす可能性がある。場合によっては、情報の許可されない改変または破壊は人命の損失につながることもありうる。当該の場合、完全性影響レベルは**高位**である。

薬物規制情報に関連づける完全性影響に影響を及ぼすそのほかの要因については、セクション D.16.1 (犯罪者逮捕) およびセクション D.16.2 (犯罪捜査・監視) で述べている。

推奨完全性影響レベル：その情報が戦術活動にきわめて重要である、つまり時間に決定的に依存する場合、情報の許可されない改変または破壊の結果は重大なものとなりうるため、薬物規制情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、薬物規制情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの薬物規制プロセスでは通常、妥当な遅れは許容される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：その情報が戦術活動にきわめて重要である、つまり時間に決定的に依存する場合、情報の利用不可の結果は重大なものとなる可能性がある。

戦術活動中のプロセスのなかには、その失敗が人命に脅威を与え、かつ政府機関に対する公共の信頼に致命的な損害をもたらしかねないものもある。これらの戦術プロセスに関連する情報および情報システムに割り付ける影響レベルは、**高位**である。

推奨可用性影響レベル：ほとんどの薬物規制情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**中位**である。

D.16.7 犯罪防止情報タイプ

犯罪防止は、犯罪の原因に対処して犯罪の機会を減少させることにより、犯罪の取り締まりと削減を通してより安全なコミュニティを作ることを目的とする取り組み全般を伴う。犯罪防止情報タイプの推奨暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、犯罪の原因に対処して犯罪の機会を減少させることにより、犯罪の取り締まりと削減を通してより安全なコミュニティを作る主管政府機関の能力に関する、犯罪防止情報の許可されない開示の影響を表す。一般に、犯罪防止情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：少数例であるが、犯罪防止プログラムの詳細は機密にかかわる（例えば、一部のカメラ映像しか監視されない能動監視用監視カメラの設置場所）。当該の場合、犯罪防止情報の許可されない開示は、監視パターンに関する不確実性をなくすことによって犯罪防止活動に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。したがって、機密性影響は**中位**であろう。

推奨機密性影響レベル：犯罪防止情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。犯罪防止活動は通常、時間に決定的に依存しない。ほとんどの場合、政府機関の任務機能および/または政府機関への公共の信頼に対する、犯罪防止情報の許可されない改変または破壊の悪影響は限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：犯罪防止情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、犯罪防止情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの犯罪防止プロセスでは、遅れは許容される。ほとんどの場合、犯罪防止情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：例外的な場合（例えば、脅威が高まりつつある状況において犯罪抑止力を提供するための警察官の展開に関連する命令）情報の可用性の損失は犯罪防止活動に重大な悪影響をもたらす可能性がある。当該の場合、可用性影響は**中位**であろう。

推奨可用性影響レベル：犯罪防止情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.16.8 通商法執行情報タイプ

通商法執行は、反ボイコット、国際借款、および一般貿易に関する法律の執行を指す。通商法執行情報タイプに対して推奨されるセキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 中位), (可用性, 中位)}

機密性

機密性影響レベルは、主管政府機関の各種関税法執行能力に関する、通商法執行情報の許可されない開示の影響を表す。通商法執行情報の許可されない開示は、そのほかの通商法執行任務の達成を潜在的に脅かす可能性がある。通商法執行プロセスを支援した情報のなかには秘匿度が高いものがあるかもしれず、当該情報の許可されない開示は、将来の通商法執行プロセスの成功を脅かすこともありうる。その結果生じる政府機関のイメージまたは評判に対する脅威は、政府機関の任務遂行能力に重大な悪影響を及ぼしかねない。情報が情報提供者の氏名、情報提供者の連絡先、または政府機関要員に関する情報を含む場合、将来の執行活動における当該要員の有効性が永久に損なわれたり、生命が脅かされたりすることもありうる。

諜報情報は、*国家的セキュリティシステム*に分類される。*国家的セキュリティ情報*および*国家的セキュリティシステム*は、本ガイドラインの範囲外である。

推奨機密性影響レベル：ほとんどの通商法執行情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**中位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。通商法執行情報の許可されない改変または破壊の結果は、その情報が時間に決定的に依存するかどうかによって決まる。通商法執行情報の侵害は重大、あ

るいは情報が時間に決定的に依存する場合には壊滅的なものとなる可能性がある。また、通商法執行活動の結果は公記録事項となる場合があり、したがって正確に記録しなければならない。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：通商法執行情報に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、任務活動に悪影響を及ぼし、人命の損失などの容認できない結果につながる場合がある。通商法執行情報の侵害は重大、あるいは情報が時間に決定的に依存する場合には壊滅的なものとなる可能性がある。そのため、当該の情報には**高位**の影響レベルを割り付ける場合がある。

推奨完全性影響レベル：ほとんどの通商法執行情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、通商法執行情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。通商法執行情報または情報システムへのアクセスの断絶の影響の侵害は重大、あるいは情報が時間に決定的に依存する場合には壊滅的なものとなる可能性がある。通商法執行任務では通常、著しい時間の遅れは許容されない。

推奨可用性影響レベル：ほとんどの通商法執行情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**中位**である。

D.17 訴訟・司法活動

訴訟・司法活動は、連邦プログラムの開発および監督に必要な活動全般を含む。

D.17.1 司法審問情報タイプ

司法審問は、紛争解決のための裁判所における審問の実施に関連する活動を含む。司法審問情報タイプの一般的な推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、紛争解決のために裁判所において審問を行う主管組織の能力に関する、司法審問情報の許可されない開示の影響を表す。司法審問に関連する多くの情報は公開であるが、一部の情報は裁判所によって封印され、その許可されない開示は法律によって罰金および/または禁固の刑に処せられる。たいていの場合、司法審問情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：許可されない開示によって被害者、証人、または情報提供者の生命が危険にさらされる可能性がある場合、機密性影響は**高位**である。また、結果が国民の安全を脅かす可能性が高い場合も、機密性影響は**高位**である。

推奨機密性影響レベル：許可されない開示の結果を考えると、司法審問情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは**中位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。司法審問活動は通常、時間に決定的に依存しない。公判記録の改変または破壊は、訴訟手続きの断絶または危機につながる可能性がある。ほとんどの場合、政府機関の任務機能および/または政府機関への公共の信頼に対する、司法審問情報の許可されない改変または破壊の悪影響は限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：司法審問情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、司法審問情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの司法審問プロセスでは、遅れは許容される。ほとんどの場合、司法審問情報へのアクセスの断絶は、政府の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：例外的な場合（例えば、電話盗聴令状または捜査令状に関連する命令）、情報の可用性の損失は重大または致命的な悪影響を及ぼす可能性がある。当該の場合、可用性影響は**中位**または**高位**であろう。

推奨可用性影響レベル：司法審問情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.17.2 法廷弁護情報タイプ

法廷弁護は、憲法が保障する法定代理権を提供するための、刑事/民事裁判における被告人の代理を指す。多くの法的情報の秘匿度は、ライフサイクルに大きく依存する。機密性という点では、訴訟・司法活動に関連するほとんどの情報は、情報が法廷で提示されたあとは公記録となる。法廷弁護情報タイプの推奨暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 高位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、刑事/民事裁判における被告人の代理、および憲法が保障する法定代理権を提供する政府の能力に関する、法廷弁護情報の許可されない開示の影響を表す。法廷弁護情報のまき散らしは、プライバシー法、ならびに刑事訴訟規則、民事訴訟規則、および当事者がかわる訴訟手続きに適用されるそのほかの法律の適用対象となる。法廷弁護に関する多くの情報は公開であるが、裁判所によって封印されるか、あるいは別の方法で開示されずに保護される情報もある。許可されない開示に関する規則に違反すると、法律によって資格剥奪、罰金、および/または禁固の刑に処せられる。一般に、法廷弁護情報の許可されない開示は、政府機関の活動、

資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。情報の許可されない開示が法廷弁護に重大な悪影響を及ぼしうる場合、誤審が推定される根拠がある。許可されない開示が発見された場合、訴訟手続きが脅かされる可能性がある（例えば、審理無効が宣言される可能性がある）。政府およびそのほかの機関の財務、時間、および通常の活動の断絶という点での損失は、致命的なものとなりうる。政府の共謀または怠慢の疑いが生じた場合、政府機関または訴訟手続きに対する公共の信頼の重大な損失につながりかねない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：開示によって被害者、証人、または情報提供者の生命が危険にさらされる可能性がある場合、機密性影響は**高位**である。また、誤審の結果が国民の安全を脅かす可能性が高い場合（例えば、テロリストまたはそのほかの殺人者の釈放）、機密性影響は**高位**である。

推奨機密性影響レベル：許可されない開示の法的結果を考えると、法廷弁護情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは**中位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。法廷弁護活動は通常、時間に決定的に依存しない。ほとんどの場合、法廷弁護情報の許可されない改変または破壊は、政府の活動、政府の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：法廷弁護情報の場合、証拠またはそのほかの弁護情報が侵害されると、訴訟手続きが脅かされる可能性がある。結果として、政府およびそのほかの機関の財務、時間、および通常の活動の断絶という点での損失は重大なものとなりうる。政府の共謀または怠慢の疑いが生じた場合、政府機関または訴訟手続きに対する公共の信頼の重大な損失につながりかねない。当該の場合、完全性影響レベルは**中位**である。

法廷弁護情報の改変または破壊が国民の安全を脅かす場合（例えば、テロリストまたはそのほかの殺人者の釈放）、完全性影響は**高位**である。たとえ国民の安全が脅かされないとしても、法廷弁護情報の改変または破壊により民事または刑事訴訟手続きの費用がかさみ、混乱がもたらされる可能性がある。

推奨完全性影響レベル：許可されない改変または破壊の法的結果および人命に対する潜在的結果を考えると、法廷弁護情報に対して推奨される完全性影響レベルは**高位**である。

可用性

可用性影響レベルは、法廷弁護情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの法廷弁護プロセスでは、遅れは許容される。遅れは、裁判日程に影響を及ぼしたり、納税者の負担を著しく増大させたり、訴訟手続きを潜在的に脅かしたりすることもありうる（C.17.2.2を参照）。ほとんどの場合、法廷弁護情報へのアクセスの断絶は、政府の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：例外的な場合（例えば、差し迫った処刑に関する裁定に影響を及ぼす情報）情報の可用性の損失は致命的な悪影響を及ぼす可能性がある。その結果の可用性影響レベルは**高位**であろう。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：法廷弁護情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.17.3 司法捜査情報タイプ

司法捜査は、有罪または無罪の証明を目的として、法廷において証拠として認定されうる特定の当事者（政府機関、国民、企業）に関する情報の収集に関連する活動を支援する。司法捜査情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 中位), (可用性, 中位)}

機密性

機密性影響レベルは、有罪または無罪の証明を目的として、法廷において証拠として認定されうる特定の当事者（政府機関、国民、企業）に関する情報を収集する主管政府機関の能力に関する、司法捜査情報の許可されない開示の影響を表す。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：司法捜査情報の許可されない開示の結果は、1) 係る犯罪の重大性、2) タイミング（例えば、情報にアクセスし、それを使用して犯罪を実行したり、摘発または監視を逃れたりする犯罪者³²の能力）、および 3) 証人または警察官を負傷させる犯罪者の能力によって決まる。1) 犯罪が暴力的でなく、莫大な財産の損失を伴っていない場合、および 2) 犯罪者側に暴力犯罪歴がない場合、機密性影響は**低位**または**中位**であろう。

連邦法執行機関の管轄である多くの犯罪の性質を考えると、司法捜査情報の許可されない開示に伴う結果は、人命に脅威を与えるか、あるいは主要資産の損失につながる。また、開示が貿易の実施や運賃協定などの複数の国家が関心を寄せる事件にかかわる場合、または外国国民が関係する可能性がある場合、機密性影響レベルは**高位**である。情報提供者の識別情報および/または所在を暴露する情報は特に懸念材料であろう。

推奨機密性影響レベル：許可されない開示の法的結果が潜在的に重大ないし致命的であることを考えると、司法捜査情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは**中位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。司法捜査情報の許可されない改変または破壊の結果は、その情報が時間に決定的に依存するかどうかによって決まる場合がある。司法捜査組織に関連する外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

³² この場合、「犯罪者」という用語は、犯罪者と犯罪者の法定代理人（つまり、審議会）の両方を含む。

情報の許可されない改変または破壊が、捜査令状または電話盗聴令状の発行/執行、あるいはその後の起訴の成功に悪影響を及ぼす場合、政府機関の活動に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。これは、政府機関を著しく不利な立場に追い込みかねない。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：司法捜査任務の要件には、時間に決定的に依存する情報が含まれる場合がある。当該の場合、司法捜査情報の許可されない改変または破壊によって重要な捜査が脅かされる可能性がある。捜査中の刑事事件が主要資産の損失や大規模な金融詐欺にかかわり、主要国家資産または人命に脅威を与える場合、司法捜査情報に対して推奨される完全性影響レベルは**高位**である。

司法捜査情報が、貿易の実施や運賃協定などの国際事件を扱うものである場合、または外国国民が関係する場合、完全性影響レベルは**高位**である。当該情報の故意または不注意による破損は、将来の活動、担当者または政府機関の評判、および人命に壊滅的な悪影響を及ぼす可能性がある。

推奨完全性影響レベル：司法捜査情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、司法捜査情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。司法捜査情報によって支援される任務では通常、遅れは許容されず、その遅れは進行中の捜査に重大な結果をもたらす。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：係る犯罪が人命に脅威を与える、および/または主要資産の損失につながる場合、司法捜査情報に対して推奨される可用性影響レベルは**高位**である。

推奨可用性影響レベル：司法捜査情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**中位**である。

D.17.4 起訴・訴訟情報タイプ

起訴・訴訟は、有罪/責任の証明を目的とする、民事裁判所または刑事裁判所への事件の起訴に関連する活動全般を含む。起訴・訴訟情報タイプの推奨暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 中位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、有罪/責任の証明を目的として民事裁判所または刑事裁判所に事件を起訴する主管政府機関の能力に関する、起訴・訴訟情報の許可されない開示の影響を表す。起訴・訴訟情報のまき散らしは、プライバシー法、ならびに刑事訴訟規則、民事訴訟規則、および当事者がかかわる訴訟手続きに適用されるそのほかの法律の適用対象となる。起訴・訴訟に関するほとんどの情報は公開であるが、裁判所によって封印されるか、あるいは別の方法で開示されずに保護される情報もある。許可されない開示に関する規則に違反すると、法律によって資格剥奪、罰

金、および/または禁固の刑に処せられる。一般に、起訴・訴訟情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。刑事事件の場合、起訴情報の許可されない開示の結果は、1) 係る犯罪の重大性、2) タイミング（例えば、情報にアクセスし、それを使用して犯罪を実行したり、摘発または監視を逃れたりする犯罪者の能力）、および3) 証人または警察官を負傷させる犯罪者の能力の影響を受ける。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：情報の許可されない開示が起訴・訴訟に重大な悪影響を及ぼしうる場合、誤審が推定される根拠がある。許可されない開示が発見された場合、訴訟手続きが脅かされる（例えば、審理無効が宣言される可能性がある）。政府およびそのほかの機関の財務、時間、および通常の活動の断絶という点での損失は、致命的なものとなりうる。政府の共謀または怠慢の疑いが生じた場合、政府機関または訴訟手続きに対する公共の信頼の重大な損失につながりかねない。当該の場合、許可されない開示の機密性影響は**中位**である。

開示によって原告、被害者、証人、または情報提供者の生命が危険にさらされる可能性がある場合、機密性影響は**高位**である。また、誤審の結果が国民の安全を脅かす可能性が高い場合（例えば、テロリストまたはそのほかの殺人者の釈放）、機密性影響は**高位**である。

連邦法執行機関の管轄である多くの犯罪の性質を考えると、起訴情報の許可されない開示に伴う結果は、人命に脅威を与えるか、あるいは主要資産の損失につながるものと考えなければならない。また、訴訟手続きが、貿易の実施や運賃協定など、国境を越えて関心を集める事件にかかわる場合、または外国国民が関係する可能性がある場合、機密性影響レベルは**高位**である。情報提供者の識別情報および/または所在を暴露する情報は特に懸念材料であろう。

[国家的セキュリティ情報の許可されない開示の影響は、本ガイドラインの範囲外である。]

推奨機密性影響レベル：ほとんどの起訴・訴訟情報の性質および関連する開示規則を考えると、推奨される暫定機密性影響レベルは**低位**である。1) 犯罪が暴力的でなく、莫大な財産の損失を伴っていない場合、および2) 犯罪者側に暴力犯罪歴がない場合、機密性影響は**低位**であろう。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。起訴・訴訟活動は通常、時間に決定的に依存しない。起訴・訴訟機関に関連する外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。一般に、起訴・訴訟情報の許可されない改変または破壊は、政府の活動、政府の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。しかし、証拠またはそのほかの弁護情報が侵害された場合、訴訟手続きに影響が及ぶ可能性がある（例えば、審理無効が宣言される可能性がある）。政府およびそのほかの機関の財務、時間、および通常の活動の断絶という点での結果的な損失は、致命的なものとなりうる。政府の共謀または怠慢の疑いが生じた場合、政府機関または訴訟手続きに対する公共の信頼の重大な損失につながりかねない。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：被害者、証人、または情報提供者の生命が危険にさらされる可能性がある場合、完全性影響は**高位**である。また、誤審の結果が国民の安全を脅かす可能

性が高い場合（例えば、テロリストまたはそのほかの殺人者の釈放）、完全性影響は**高位**である。

推奨完全性影響レベル：起訴・訴訟情報の許可されない改変または破壊の法的結果を考えると、起訴・訴訟情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、起訴・訴訟情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。起訴・訴訟プロセスでは、遅れが裁判日程に影響を及ぼしたり、納税者の負担を著しく増大させたり、訴訟手続きを潜在的に脅かしたりすることもありうるが（C.17.4.2を参照）ほとんどの場合、遅れは許容される。一般に、起訴・訴訟情報へのアクセスの断絶は、政府の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：例外的な場合（例えば、差し迫った処刑に関する裁定に影響を及ぼす情報）、情報の可用性の損失は致命的な悪影響を及ぼす可能性がある。当該の起訴・訴訟情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**高位**である。

推奨可用性影響レベル：起訴・訴訟情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.17.5 紛争解決促進情報タイプ

紛争解決促進は、2者以上の当事者（政府、国民、企業）間の紛争解決を目的として用いられる場合がある法廷外活動全般を含む。紛争解決促進情報タイプの一般的な推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、2者以上の当事者（政府、国民、企業）間の紛争を法廷外で解決する主管組織の能力に関する、紛争解決促進情報の許可されない開示の影響を表す。紛争解決促進に関連する情報のなかには公開のものもあるが、多くの情報は秘密および/または専有である。当該情報の許可されない開示は、紛争解決プロセスを断絶または挫折させる可能性がある。結果は通常、紛争の性質によって決まる。解決プロセスの危機は通常、きわめて重要なインフラストラクチャ、主要国家資産、または人命に対する脅威を伴わない。一般に、紛争解決促進情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：大きな金額および/または暴力犯罪がかかわる場合、紛争解決促進情報の許可されない開示の機密性影響は最低でも**中位**である。

例外的であるが、紛争解決促進プロセスの失敗によって人命が脅かされる場合がある。また、紛争解決促進が、貿易の実施や運賃協定など、国境を越えて関心を集める事件にかかわる場合、または外国国民が関係する可能性がある場合、機密性影響レベルは**高位**である。

推奨機密性影響レベル：許可されない開示の法的結果を考えると、紛争解決促進情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは **中位** である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。紛争解決促進活動は通常、時間に決定的に依存しない。公判記録の改変または破壊は、訴訟手続きの断絶または危機につながる可能性がある。ほとんどの場合、政府機関の任務機能および/または政府機関への公共の信頼に対する、紛争解決情報の許可されない改変または破壊の悪影響は、限定的と予想される。

推奨完全性影響レベル：紛争解決促進情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位** である。

可用性

可用性影響レベルは、紛争解決促進情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの紛争解決促進プロセスでは、遅れは許容される。ほとんどの場合、紛争解決促進情報へのアクセスの断絶は、政府の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

推奨可用性影響レベル：紛争解決促進情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位** である。

D.18 連邦矯正活動

矯正活動は、有罪判決を受けた犯罪者の効果的な拘禁および更正を保証する連邦活動全般を含む。

D.18.1 刑事拘禁情報タイプ

刑事拘禁は、刑務所での服役を宣告された犯罪者の収監、拘置、および一般的監督に関連する活動を含む。刑事拘禁情報タイプに対しては、以下のセキュリティ分類が推奨される。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 中位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、刑務所への服役を宣告された犯罪者の収監、拘置、および一般的監督を提供する主管政府機関の能力に関する、刑事拘禁情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの刑事拘禁情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動に重大な悪影響を及ぼす可能性は低い。最も重大な悪影響は、組織の評判の低下をもたらす可能性がある、囚人の専有情報の暴露であると考えられる（情報によっては、ともするとその許可されない開示が上告の状況または判決に重大な影響を及ぼしうるものもある）。許可されない開示の結果は、その政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性がある。

推奨機密性影響レベル：一般に、ほとんどの刑事拘禁情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。刑事拘禁情報の許可されない改変または破壊の結果は、その情報が時間に決定的に依存し、犯罪者の時期尚早の釈放、刑務所への個人の不当な拘留、あるいは一市民の評判または政府に対する公共の信頼に対する損害につながったりする場合には、重大なものとなる可能性がある。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：場合によっては（例えば、個人の安全上の理由で囚人を一般の囚人から隔離する必要性に関する命令）、刑事拘禁情報の許可されない改変または破壊は人命の損失につながることがあり、影響は**高位**である可能性がある。

推奨完全性影響レベル：刑事拘禁情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、刑事拘禁情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。刑事拘禁プロセスでは通常、妥当な遅れは許容される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：生命を脅かす状況に関する情報の緊急の伝達が過度に遅れる場合がありうる（例えば、囚人の健康および/または安全に影響を及ぼす緊急速報）。当該の場合、結果として**高位**の可用性影響レベルの可能性はある。

推奨可用性影響レベル：刑事拘禁情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.18.2 犯罪者更正情報タイプ

犯罪者更正は、有罪判決を受けた犯罪者に、責任を持ち社会に貢献する一員として復帰するために必要な教育資源および生活技能を提供することを目的とする政府活動全般を含む。犯罪者更正情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、有罪判決を受けた犯罪者に、責任を持ち社会に貢献する一員として復帰するために必要な教育資源および生活技能を提供する主管政府機関の能力に関する、犯罪者更正情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの犯罪者更正情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：より重大な結果をもたらす可能性があるかもしれない例外は、犯罪者更正システムで処理されるプライバシー情報に基づく（例えば、1974年プライバシー法（プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する）またはそのほかの法律および大統領令により、個人のプライバシーを保護するために特別な扱いをするように義務づけられた情報）。そのため、当該の情報に**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨機密性影響レベル：犯罪者更正情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。犯罪者更正情報の許可されない改変または破壊の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：ほとんどの犯罪者更正情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、犯罪者更正情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの犯罪者更正情報へのアクセスの断絶の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

推奨可用性影響レベル：犯罪者更正情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.19 一般科学・技術革新

一般科学・技術革新は、この分野における知識の進歩に対する国家のニーズを満たすための連邦活動全般を含む。これは、一般研究・技術プログラム、宇宙開発活動、およびさまざまな目標を持ち、ほかの任務分野または情報タイプに容易に分類できないそのほかの研究・技術プログラムを含む。

D.19.1 科学技術研究・技術革新情報タイプ

科学技術革新は、OMB の Business Reference Model で識別されているほかの任務分野または情報タイプに特に関連しない、新しい科学的および/または技術的な知識の創造を本質的な目標とする連邦活動全般を含む。最も機密にかかわる情報は、本付録に記述されている任務分野とは別の任務分野を直接支援する研究開発プログラムのもとで作成されており、ここには含まない。科学

技術研究・技術革新に関連する情報によっては、*国家的セキュリティ情報*であり、本ガイドラインの範囲外のものもある。科学技術研究・技術革新情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 中位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、ほかのプログラム分野または情報タイプに特に関連しない、新しい科学のおよび/または技術的な知識を創造する主管政府機関の能力に関する、科学技術研究・技術革新情報の許可されない開示の影響を表す。多くの科学技術研究・技術革新活動は、公立高等教育機関の協力によって実施され、その活動から得られた成果は公表対象である。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：資金調達や評価（例えば、補助金、開発契約、特許権、著作権）をめぐる競争に関連する情報の公表前の開示またはそのほかの許可されない開示は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に重大な影響を及ぼす可能性がある。当該の場合、科学技術研究・技術革新情報に関連づける機密性影響レベルは **中位** である。

場合によっては、科学技術研究・技術革新に関連する情報は機密扱いであるか、そうでなければ *国家的セキュリティ情報* として認められることがある。当該の情報は本ガイドラインの範囲外である。

推奨機密性影響レベル：ほとんどの科学技術研究・技術革新情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位** である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。科学技術研究・技術革新に関連するほとんどの情報の許可されない改変または破壊の結果は、研究活動の進展に重大な影響を及ぼす可能性がある。将来の資金調達に対する影響は非常に重大であり、政府組織の活動、政府組織の資産、または担当者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、より限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：科学技術研究・技術革新情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位** である。

可用性

可用性影響レベルは、科学技術研究・技術革新情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの研究プロセスでは、遅れは許容される。ほとんどの場合、研究・技術革新情報へのアクセスの断絶は、政府の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

推奨可用性影響レベル：科学技術研究・技術革新情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.19.2 宇宙開発・技術革新情報タイプ

宇宙開発・技術革新は、有人/無人宇宙飛行および宇宙発射・輸送システムの開発・運用を目的とする技術革新、ならびに宇宙空間の一般研究および探査に向けた活動全般を含む。宇宙開発・技術革新のなかには**国家的セキュリティ情報**であるものがあることに加えて、最も機密にかかわる情報は、本付録に記述されている任務分野とは別の任務分野を直接支援する研究開発プログラムのもとで作成されており、ここには含まない。研究開発情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 中位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、[1] 有人/無人宇宙飛行および宇宙発射・輸送システムの開発・運用を目的とする技術革新、[2] 宇宙空間の一般研究および探査に向けた活動を実施する主管政府機関の能力に関する、宇宙開発・技術革新情報の許可されない開示の影響を表す。多くの宇宙開発・技術革新活動は、公立高等教育機関とともに実施され、その活動から得られた成果は公表対象である。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：資金調達や評価（例えば、補助金、開発契約、特許権、著作権）をめぐる競争に関連する情報の公表前の開示またはそのほかの許可されない開示は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に重大な影響を及ぼす可能性がある。当該の場合、宇宙開発・技術革新に関連づける機密性影響は**中位**である。

場合によっては、宇宙開発・技術革新情報は機密扱いであるか、そうでなければ**国家的セキュリティ情報**として認められることがある。当該の情報は本ガイドラインの範囲外である。

推奨機密性影響レベル：ほとんどの宇宙開発・技術革新情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの宇宙開発・技術革新情報の許可されない改変または破壊の結果は、研究活動の進展に重大な影響を及ぼす可能性がある。将来の資金調達に対する影響は非常に重大であり、政府組織の活動、政府組織の資産、または担当者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：宇宙開発・技術革新情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、宇宙開発・技術革新情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの研究・技術革新プロセスでは、遅れは許容される。ほとんどの場合、研究・技術革新情報へのアクセスの断絶は、政府の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

推奨可用性影響レベル：宇宙開発・技術革新情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.20 知識創造・管理

知識創造・管理は、連邦政府が一体または一連の知識を創造または開発する目的で実施し、その操作および分析が連邦と民間部門の両方に固有の利益を提供できるプログラムおよび活動を含む。

D.20.1 研究開発情報タイプ

研究開発は、データの収集および分析、結果の伝達、ならびに新しい製品、方法論、および概念の開発を含む。ほとんどの研究開発情報の秘匿度および重大性は、関係するサブジェクトによって決まる。研究開発情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 中位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、データの収集・分析、結果の伝達、および新しい製品/方法論/概念の開発を行う主管政府機関の能力に関する、研究開発情報の許可されない開示の影響、ならびに当該情報の許可されない開示が、敵対する機関が合衆国政府の利益に損害を与えるうえでどの程度役に立つかによって決まる。多くの研究開発活動は、公立高等教育機関の協力によって実施され、その活動から得られた成果は公表対象である。ほとんどの研究開発情報の許可されない開示は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：ほとんどの研究開発情報は専有である。専有情報の許可されない開示は、いくつかの法律および連邦規則集に違反する（付録 E を参照）。研究成果の公表前の開示またはそのほかの許可されない開示は、政府組織の活動、政府組織の資産、または担当者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。当該の場合、研究開発情報に関連づける機密性影響レベルは**中位**である。

予備段階の研究開発情報の時期尚早および/または部分的な公開は、政策立案者、資金提供者、報道機関、および/または一般国民を誤った結論に導く可能性がある。研究開発活動がセキュリティ手段または法執行ツールに関連する場合、潜在的敵対者が対抗策の開発に対する洞察を得ることもありうる。極端な場合には、結果としての機密性影響は**高位**である可能性がある。

場合によっては、研究開発情報は機密扱いであるか、そうでなければ**国家的セキュリティ情報**として認められることがある。当該の情報は本ガイドラインの範囲外である。

推奨機密性影響レベル：ほとんどの研究開発情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの研究開発情報の許可されない改変または破壊の結果は、研究活動の進展に重大な影響を及ぼす可能性がある。将来の試験調達に対する影響は重大であり、政府組織の活動、政府組織の資産、または担当者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、より限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：研究開発情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**中位**である。

可用性

可用性影響レベルは、研究開発情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの研究・技術革新プロセスでは、遅れは許容される。ほとんどの場合、研究・技術革新情報へのアクセスの断絶は、政府の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

推奨可用性影響レベル：研究開発情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.20.2 汎用データ・統計情報タイプ

汎用データ・統計は、経済、労働、気象、国際貿易などの分野における国家の現状に関する経験的、数値的、および関連データと情報を提供するために実施される活動を含む。汎用データ・統計情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、経済、労働、気象、国際貿易などの分野における国家の現状に関する経験的、数値的、および関連データと情報を提供する主管政府機関の能力に関する、汎用データ・統

計情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの汎用データ・統計情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：多くの経済（例えば、農産物、経済指標）データ・統計情報の時期尚早の許可されない開示は、重大な財務的結果をもたらす可能性がある。場合によっては、当該情報の時期尚早の開示は、主要金融市場に影響を及ぼし、国家の銀行金融インフラストラクチャに損害を与える可能性がある。単一の団体（例えば、主要商品取引会社）への時期尚早の許可されない開示は、汎用データ・統計収集作成機関への信頼を損ない、さらに市場混乱が発生する結果になり、ひいては政府機関に対する公共の信頼に致命的または壊滅的な悪影響を及ぼす可能性がある。たとえ結果が単一の金融機関または営利団体への不正な市場利益の供与に限定されるとしても、許可されない開示は、政府機関およびその職員に対する公共の信頼に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。そのため、当該の情報に**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨機密性影響レベル：ほとんどの汎用データ・統計情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。汎用データ・統計情報の許可されない改変または破壊の結果は、その情報が時間に決定的に依存するかどうかによって決まる場合がある。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：汎用データ・統計情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、汎用データ・統計情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。汎用データ・統計情報によって支援される機能では通常、遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：汎用データ・統計情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.20.3 諮問・顧問情報タイプ

諮問・顧問活動は、国民に提供される特定のサービスの実現を支援することを目的として、連邦政府によって提供される指導および顧問サービスを含む。諮問・顧問情報タイプの推奨暫定分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、国民に提供される特定のサービスの実現を支援することを目的として指導および顧問サービスを提供する主管政府機関の能力に関する、諮問・顧問情報の許可されない開示の影響を表す。諮問・顧問情報の許可されない開示の結果は、提供されるサービスの性質、および諮問・顧問組織が扱う情報の秘匿度によって決まる。ほとんどの諮問・顧問情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：顧問支援が機密またはそのほかの*国家的セキュリティ情報*を含む場合、許可されない開示の結果は致命的なものとなる可能性があるが、本ガイドラインの範囲外である。そのほかにも、法執行機関に提供される顧問サービスなどの場合には、許可されない開示の結果が重大、あるいは生命を脅かすものになることすらありうる。そのため、当該の情報に*中位*または*高位*の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨機密性影響レベル：諮問・顧問情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、*低位*である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。諮問・顧問情報の許可されない改変または破壊の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または個人にせいぜい限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：諮問・顧問情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、*低位*である。

可用性

可用性影響レベルは、諮問・顧問情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの諮問・顧問情報へのアクセスの断絶の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

推奨可用性影響レベル：諮問・顧問情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、*低位*である。

D.20.4 知識伝達情報タイプ

知識伝達は、サービス提供に使用される主な方法が、ボイスオブアメリカ（VOA: Voice of America）や、スミソニアン協会によって維持される Web ベースの博物館など、情報の公開または放送による場合を扱う。知識伝達は、情報の公開が任務自体でなく任務の副産物である状況を

扱うことは目的としていない。知識伝達情報タイプの推奨暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、情報を公開または放送する主管政府機関の能力に関する、知識伝達情報の許可されない開示の影響を表す。放送することを考慮している情報の時期尚早の許可されない開示は、情報が後で虚偽であることが確認された場合、または知識伝達任務に逆効果を招く場合には有害である可能性がある。しかし、ほとんどの知識伝達情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者にせいぜい限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：知識伝達任務に適用される一部の方針の許可されない開示は、政府機関の任務に有害である可能性がある（例えば、VOA のいくつかの内部編集方針）。そのため、当該の情報に**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨機密性影響レベル：知識伝達情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。知識伝達情報の許可されない改変または破壊の結果は、その情報が時間に決定的に依存するかどうかによって決まる場合がある。外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および/または政府機関に対する公共の信頼に悪影響を及ぼす可能性があるが、任務に与える損害は通常、限定的だと考えられる。ほとんどの場合、知識伝達情報の許可されない改変または破壊の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者にせいぜい限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：誤りのある/中傷的な情報が伝達された場合、政府機関の任務が重大な損害を受ける可能性があり、その影響レベルは**中位**である。

推奨完全性影響レベル：知識伝達情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、知識伝達情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの知識伝達情報へのアクセスの断絶の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないであろう。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：例外は、放送機能（例えば、VOA）の長期にわたる断絶である。この場合、政府機関の任務が重大な損害を受けるため、その結果の影響は**中位**である。

推奨可用性影響レベル：ほとんどの知識伝達情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.21 規制遵守・執行

規制遵守・執行は、行為やふるまいを市場メカニズム、指揮統制機能、またはそのほかの手段によって管理または規定することにより規制対象の活動に参加する、特定の個人、集団、産業、またはコミュニティの直接的な監視および監督を含む。

D.21.1 検査・監査情報タイプ

検査・監査は、規制対象の活動に関する基準への適合を保証するための、規制対象の活動の系統的な検査およびレビューを含む。検査・監査情報タイプの推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 中位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、規制対象の活動に関する基準への適合を保証するために、規制対象の活動の系統的な検査およびレビューを行う主管政府機関の能力に関する、検査・監査情報の許可されない開示の影響を表す。検査・監査データが本ガイドラインで記述する情報タイプのいずれかに属する場合、データおよびシステムに割り付ける機密性影響は、規制対象の活動の性質によって決まる。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：検査・監査情報の許可されない開示は、監視中のプログラムに関係する要員に検査または監査の焦点を知らせることになる可能性がある。この情報により、プログラム要員が疑わしいプログラム属性から注意をそらしたり、不都合な情報を隠したりすることがありうる。主要なプログラムまたは人間の安全がかかっている場合、検査・監査情報の許可されない開示に基づいて行われる活動は、人命に脅威を与えたり、主要資産の損失をもたらしたりする可能性がある。当該の場合、機密性影響は**高位**である。

*国家的セキュリティ情報*および*国家的セキュリティシステム*は、本ガイドラインの範囲外である。

推奨機密性影響レベル：許可されない開示が限定的な悪影響しか及ぼさない連邦環境は多いが、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に対する重大な悪影響が、結果として検査・監査情報の**中位**の暫定機密性影響レベルを正当化する可能性がある状況も十分にある。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。検査・監査情報の許可されない改変または破壊の結果は、プログラムの有効性を侵害する可能性がある。検査・監査情報の許可されない改変または破壊によって生じる可能性が高い損害は、検査・監査結果に影響を及ぼし、結果として政府機関の活動または政府機関に対する公共の信頼に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。情報の改変または破壊が主要プログラムの監督を無効にする場合、または情報が人間の安全を脅かす場合、結果は特に重大なものとなる可能性がある。完全性影響レベルは、適合の判定に使用する法律または方針、および監視対象のプロセスの重大性によって決まる（例えば、契約支出報告の正確性が、有人宇宙飛行に影響を及ぼす安全規制か）。

推奨完全性影響レベル：**低位**の影響レベルが適切である規制環境はあるが、ほとんどの検査・監査支援情報に関連する状況では、最低でも**中位**の暫定完全性影響レベルが必要である。

可用性

可用性影響レベルは、検査・監査情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの場合、検査・監査情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。検査・監査活動の多くは、その可用性の一時的損失が任務遂行能力を大きく低下させ、政府機関をきわめて不利な立場に追い込み、結果として主要資産の重大な損失をもたらしたり、人命に脅威を与えたりする可能性が高い活動に関連しない。

推奨可用性影響レベル：ほとんどの検査・監査情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.21.2 基準設定 / 報告ガイドライン策定情報タイプ

基準設定 / 報告ガイドライン策定は、規制対象の活動に関連する許容限界の確立、および許容限界への適合の監視と制御に必要な報告要件の策定を含む。これは、製品抜き取り検査、排出監視・制御、事件・事故報告、財務報告などに関する要件の策定を含む。基準設定 / 報告ガイドライン策定情報タイプに対しては、以下の暫定セキュリティ分類が推奨される。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、規制対象の活動に関連する許容限界の確立、および許容限界への適合の監視と制御に必要な報告要件の策定を行う主管政府機関の能力に関する、基準設定 / 報告ガイドライン策定情報の許可されない開示の影響を表す。少数例であるが、基準またはガイドライン情報の公衆への許可されない伝達は、支援される機能の有効性に損害を与える場合がある（例えば、内国歳入庁（IRS）の特定の控除に関する監査限界値の公衆への伝達）。しかし、ほとんどの連邦基準およびガイドラインは公衆への普及を目的とする。一般に、大多数の基準設定 / 報告ガイドライン策定情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響を及ぼす。

基準またはガイドラインが、機密またはそのほかの**国家的セキュリティ情報**を含む場合もある。当該の場合は本ガイドラインの範囲外である。

推奨機密性影響レベル：基準設定 / 報告ガイドライン策定情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。基準設定 / 報告ガイドライン策定情報の許可されない改変または破壊の結果は、主に政府機関の任務遂行能力、政府機関の資産保護、および担当者の安全という点での情報の重大性によって決まる。一般に、基準設定 / 報告ガイドライン策定情報の改変または削除の影響は、政府機関の任務または資産に関しては限定的である。

推奨完全性影響レベル：基準設定 / 報告ガイドライン策定情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、基準設定 / 報告ガイドライン策定情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。基準設定 / 報告ガイドライン策定プロセスでは、その性質上、妥当な遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：基準設定 / 報告ガイドライン策定情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.21.3 許可・免許情報タイプ

許可・免許は、規制対象の任務または職務の遂行に必要な文書化された権限の付与、取り消し、および全般的管理に関連する活動を含む。許可・免許情報タイプに対しては、以下のセキュリティ分類が推奨される。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、規制対象の任務または職務の遂行に必要な文書化された権限を管理する主管政府機関の能力に関する、許可・免許情報の許可されない開示の影響を表す。大多数の許可・免許情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響を及ぼす。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：より機密にかかわる情報が関係する場合は通常、1974年プライバシー法または1996年の医療保険の積算と責任に関する法律、または個人に関する情報の伝達に影響を及ぼすそのほかの法律および大統領令の適用対象となる個人情報であろう。プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで

文書化する。当該の場合、許可・免許情報の許可されない開示の結果は重大なものとなりうる。当該の場合、機密性影響レベルは**中位**であろう。

推奨機密性影響レベル：ほとんどの許可・免許情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。許可・免許情報の許可されない改変または破壊の結果は、主に政府機関の資産保護および担当者の安全という点での規制対象の活動の重大性によって決まる。一般に、許可・免許情報の改変または削除の影響は、政府機関の任務または資産に関しては限定的である。

推奨完全性影響レベル：許可・免許情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、許可・免許情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。許可・免許プロセスでは、その性質上、妥当な遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：許可・免許情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.22 公共財作成・管理

アメリカの国民または社会全体の一般的福利のために使用される財、構造物、ファシリティ、共通資源などの建設、生産、運営、および/または管理。

D.22.1 生産情報タイプ

生産は、連邦政府が市場性財および非市場性財を生産するプログラムおよび活動全般を含む。生産情報タイプに対しては、以下の暫定セキュリティ分類が推奨される。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、主管政府機関の市場性財および非市場性財の生産能力に関する、生産情報の許可されない開示の影響を表す。少数例であるが、生産物または生産プロセスの詳細の許可されない開示は、敵対者に機会（例えば、テロ行為、産業スパイ行為）を与える可能性がある。しかし、ほとんどの生産情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

生産または製品情報が機密またはそのほかの**国家的セキュリティ情報**を含む場合もある。当該の場合は本ガイドラインの範囲外である。

推奨機密性影響レベル：生産情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。生産情報の許可されない改変または破壊の結果は、主に生産プロセスならびに最終製品の数量および用途という点での情報の重大性によって決まる。一般に、生産情報の改変または削除の影響は、政府機関の任務または資産に関しては限定的である。

推奨完全性影響レベル：生産情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、生産情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの政府生産プロセスでは、その性質上、妥当な遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：生産情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.22.2 建設情報タイプ

建設は、連邦政府がファシリティ、道路、ダムなどを建造または建設するプログラムおよび活動全般を含む。建設情報タイプに対しては、以下のセキュリティ分類が推奨される。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、ファシリティ、道路、ダムなどを建造または建設する主管政府機関の能力に関する、建設情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの建設情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：場合によっては、建設の詳細は政府施設への侵入もしくは破壊を図るテロリストまたはそのほかの犯罪者にとって役に立つことがある。一部の建設の詳細（例えば、警報装置の設計、ダムまたは建物の構造的完全性の弱点）の許可されない開示は、きわめて重要なインフラストラクチャ、主要国家資産、または人命に危険をもたらす可能性がある。当該の場合、機密性影響は**高位**であろう。

建設情報が機密またはそのほかの**国家的セキュリティ情報**を含む場合もある。当該の場合は本ガイドラインの範囲外である。

推奨機密性影響レベル：建設情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。建設情報の許可されない改変または破壊の結果は、主に情報の重大性によって決まる。一般に、建設情報の改変または削除の影響は、政府機関の任務または資産に関しては限定的である。

推奨完全性影響レベル：建設情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、建設情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの政府建設プロセスでは、その性質上、妥当な遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：建設情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.22.3 公共資源・ファシリティ・インフラストラクチャ管理情報タイプ

公共資源・ファシリティ・インフラストラクチャ管理は、通常は直接利用者に加えてコミュニティ全体に恩恵をもたらす、国民のための政府所有の資本財および資源（天然またはそれ以外）の管理および保守を含む。ファシリティおよびインフラストラクチャの例として、学校、道路、橋、ダム、港、公共建築物がある。資源の例としては、公園、文化遺物および芸術、絶滅危ぐ種、石油備蓄などがある。公共資源・ファシリティ・インフラストラクチャ情報タイプに対しては、以下のセキュリティ分類が推奨される。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、通常は直接利用者に加えてコミュニティ全体に恩恵をもたらす、国民のための政府所有の資本財および資源（天然またはそれ以外）の管理および保守を行う主管政府機関の能力に関する、公共資源・ファシリティ・インフラストラクチャ情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの公共資源・ファシリティ・インフラストラクチャ情報の許可されない開示の結果は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：場合によっては、管理情報の時期尚早の許可されない開示は、不正な競争上の優位性を商業的な利害関係者に与える可能性がある（例えば、石油備蓄管理に関する変更案）。その結果生じる公共の信頼の損失および/または重大な経済的混乱の機密性影響は、**中位**であろう。

そのほかの場合では、公共資源・ファシリティ・インフラストラクチャ管理の詳細は、政府資産のセキュリティを突破しようとする、もしくは国民に危害を加えようとするテロリストまたはそのほかの犯罪者にとって役に立つ可能性がある。公共資源・ファシリティ・インフラストラクチャ管理の詳細によっては（例えば、施設のセキュリティの配置、建物の警報装置の設計）、犯罪者へのその許可されない開示がきわめて重要なインフラストラクチャ、主要国家資産、または人命に危険をもたらすこともありうる。当該の場合、機密性影響は**高位**である可能性がある。

推奨機密性影響レベル：ほとんどの公共資源・ファシリティ・インフラストラクチャ情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。公共資源・ファシリティ・インフラストラクチャ管理情報の許可されない改変または破壊の結果は、主に公共資源・ファシリティ・インフラストラクチャの管理という点での情報の重大性によって決まる。一般に、公共資源・ファシリティ・インフラストラクチャ情報の改変または削除の影響は、政府機関の任務または資産に関しては限定的である。

推奨完全性影響レベル：公共資源・ファシリティ・インフラストラクチャ情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、公共資源・ファシリティ・インフラストラクチャ情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。ほとんどの公共資源・ファシリティ・インフラストラクチャ管理プロセスでは、その性質上、妥当な遅れは許容される。

推奨可用性影響レベル：公共資源・ファシリティ・インフラストラクチャ情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.22.4 情報インフラストラクチャ管理情報タイプ

情報インフラストラクチャ管理は、連邦政府によるあるタイプの情報の管理監督、および/または通信を容易にすることを目的とする国民のための物理的通信インフラストラクチャの構築を含む。これは、大量の情報（例えば、環境データ、気象データ、犯罪記録など）の管理、特定のタイプの情報（患者記録）に関する情報標準・データ標準の作成、ならびに国民のための物理通信インフラストラクチャ（ネットワーク）の構築および管理を含む。

注：情報インフラストラクチャ保守情報に関連づける影響レベルは主にそのインフラストラクチャ内で処理される情報に依存するため、政府が使用する情報インフラストラクチャはこの情報タイプには含まれない。情報インフラストラクチャ保守情報タイプの推奨暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、連邦政府によるあるタイプの情報を管理する、および/または通信を容易にすることを目的とする国民のための物理通信インフラストラクチャを創造する主管政府機関の能力に関する、情報インフラストラクチャ保守情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんど

の情報インフラストラクチャ保守情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：場合によっては、情報インフラストラクチャ保守の詳細は、政府のデータベースまたは通信インフラストラクチャの破壊または国民が必要とする情報へのアクセスの妨害を図るテロリストまたはそのほかの犯罪者にとって役に立つ可能性がある。情報インフラストラクチャ保守情報の詳細によっては、犯罪者へのその許可されない開示が、きわめて重要なインフラストラクチャ、主要国家資産、または人命に危険をもたらすこともありうる。当該の場合、機密性影響は**高位**である可能性がある。そのほかにも、管理情報の時期尚早の許可されない開示が不正な競争上の優位性を商業的な利害関係者に与える可能性がある（例えば、システム管理の外部委託案や通信システム調達案）。そのため、当該の情報に**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨機密性影響レベル：情報インフラストラクチャ保守情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。つまり、情報インフラストラクチャ保守情報の許可されない改変または破壊の結果は通常、当該のインフラストラクチャによって処理されるデータの重大性、およびそのデータが時間に決定的に依存するかどうかによって決まる。ほとんどの場合、データが緊急に必要なになったり、データに従って直ちに活動が行われたりすることはない。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：比較的少数例であるが、情報インフラストラクチャ保守情報の許可されない改変または破壊の結果は、政府機関の活動、資産、または人の安全に重大な損害をもたらすことがありうる。この場合、情報インフラストラクチャ保守情報の完全性影響レベルは**中位**または**高位**とする必要があろう。

推奨完全性影響レベル：情報インフラストラクチャ保守情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、情報インフラストラクチャ保守情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。情報インフラストラクチャ保守情報または情報システムへのアクセスの断絶は通常、影響を受ける政府機関の資源全般へのアクセスの拒絶につながる。一般に、アクセスの断絶は、政府機関の活動（任務機能および政府機関に対する公共の信頼を含む）、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響を及ぼす。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：例外として、災害管理の緊急時対応の局面や、そのほかの時間に決定的に依存する機能（例えば、航空交通管制機能を支援するいくつかのシステム）が挙げられる。緊急時対応に必要な、または国民の安全にきわめて重要な情報インフラストラクチャ保守情報の許可されない改変または破壊に関連づける可用性影響レベルは、**高位**であらう。

推奨可用性影響レベル：情報インフラストラクチャ保守情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.23 連邦財政援助

連邦財政援助は、個人、集団、または企業に対する拠出制および無拠出制の財務的または金銭的給付の提供である。

D.23.1 連邦補助金（非国家）情報タイプ

連邦補助金は、プロジェクトまたは活動への資金援助を目的とする、連邦政府による非国家組織への資金支出を含む。これは、資金提供情報の公表、補助金申請ガイドラインの作成、受給資格の決定、競争的補助金の専門家審査 / 評価プロセスの調整、資金の移転、必要に応じた監視 / 監督などの補助金管理に関連するプロセスを含む。連邦補助金情報タイプの推奨暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、プロジェクトまたは活動への資金援助を目的とする非国家組織への資金支出を行う主管政府機関の能力に関する、連邦補助金情報の許可されない開示の影響を表す。一般に、連邦補助金情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：少数例であるが、補助金に関連する記録はプライバシー規制（例えば、1974年プライバシー法）の適用対象となる情報を含む場合がある。プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する。多くの場合、時期尚早の許可されない開示は1名以上の申請者に不正な競争上の優位性を与え、補助金プロセスの整合性に影響を及ぼす可能性がある。当該の場合、懲罰的結果および / または公共の信頼損失は、政府機関の活動および任務に重大な影響を及ぼすことがありうる。当該の場合、機密性影響は**中位**であろう。

場合によっては、連邦補助金情報は**中位**から**高位**の影響を持つことがある。また、補助金が与えられるプログラムの詳細は、機密にかかわることもある（例えば、武器システムプロジェクト活動の研究補助金）。連邦補助金情報および補助金プログラムの一部の詳細は機密扱いになることがあり、本ガイドラインの範囲外である。

推奨機密性影響レベル：連邦補助金情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。一般に、連邦補助金活動は時間に決定的に依存せず、通常

は複数の組織の複数の個人が補助金プロセスに関与する。したがって、補助金に関する決定を変更するには、あらゆる個人/政府機関によって保守される情報が必要になる。ほとんどの場合、政府機関の任務機能または政府機関への公共の信頼に対する、連邦補助金情報の許可されない改変または破壊の悪影響は、限定的である。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：支給を認可する証拠資料を改変する能力と支給自体の改変とのあいだには、大きな違いがある。支給を認可する証拠書類の許可されない改変は、給付金が移動中の支給自体の改変よりも時間に決定的に依存しない。移動中の給付金の改変は、**直ちに**不正確な支給につながる。そのため、当該の情報は**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨完全性影響レベル：連邦補助金情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、連邦補助金情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。連邦補助金プロセスでは通常、遅れは許容される。ほとんどの場合、連邦補助金情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

推奨可用性影響レベル：連邦補助金情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.23.2 個人直接移転情報タイプ

個人直接移転は、資金の用途に関して受領者に課せられる制限のない、連邦政府から連邦の資格要件を満たす受益者（個人または組織）への直接の資金支出を含む。直接移転は、メディケア、社会保障、失業手当給付金などの、拠出制および無拠出制の連邦社会保障制度を含む。個人直接移転情報タイプの推奨暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、資金の用途に関して受領者に課せられる制限のない資金を、連邦政府から連邦の資格要件を満たす受益者（個人または組織）に直接支出する主管政府機関の能力に関する、個人直接移転情報の許可されない開示の影響を表す。たいていの場合、個人直接移転の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：支出に関連する記録の多くはプライバシー規制（例えば、1974年プライバシー法、1996年HIPAA法）の適用対象となる情報を含む可能性がある（プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する）。当該の場合、懲罰的結果および/または公共の信頼損失は、政府機関の活動および任務に重大な影響を及ぼすことがありうる。その結果の機密性影響レベルは**中位**ということもありうる。

推奨機密性影響レベル：したがって、個人直接移転に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。連邦支出活動は通常、時間に決定的に依存しない。ほとんどの場合、関係する金額は大きくない（政府の予算規模から見て）。また、政府機関の任務機能全体または政府機関への公共の信頼に対する、個人直接移転の許可されない改変または破壊の悪影響は限定的である。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：支給を認可する証拠資料を改変する能力と支給自体の改変とのあいだには、大きな違いがある。支給を認可する証拠書類の許可されない改変は、給付金が移動中の支給自体の改変よりも時間に決定的に依存しない。移動中の給付金の改変は、**直ちに**不正確な支給につながる。そのため、当該の情報に**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨完全性影響レベル：個人直接移転に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、個人直接移転情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。連邦支出プロセスでは通常、遅れは許容される。ほとんどの場合、個人直接移転に関する情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：大勢の国民への支出の断絶は、政府機関に対する公共の信頼に重大な損害を与え、国家経済に有害な影響を及ぼす可能性がある（例えば、1 か月または1 四半期間の消費者の信頼や小売り）。当該の場合、可用性影響は**中位**であろう。

推奨可用性影響レベル：個人直接移転に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.23.3 助成金情報タイプ

助成金は、生産者の経費削減および/または収益増加のための連邦政府の財政移転を含む。助成金は、国民のためになる各種商品の生産または価格に影響を及ぼすことを目的とする、政府からの資金の支出を含む。助成金情報タイプの推奨暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、国民のためになる各種商品の生産または価格に影響を及ぼす目的で政府資金を支出する主管政府機関の能力に関する、助成金情報の許可されない開示の影響を表す。多く

の場合、助成金情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：助成金の申請に関連する一部の情報は、1974年プライバシー法の規定の適用対象となる（プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する）。プライバシー法のもとで保護される情報の大量の許可されない開示は、政府機関に対する公共の信頼に重大な影響を及ぼすと予想される。また、計画中の助成政策の時期尚早の許可されない開示は、金融/商品市場に影響を及ぼす可能性があり、ひいては合衆国経済に潜在的な悪影響を及ぼしたり、政府機関に対する公共の信頼に重大な影響を及ぼしたりするおそれがある。そのため、当該の情報に中位の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨機密性影響レベル：ほとんどの助成金情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。助成金活動は通常、時間に決定的に依存しない。ほとんどの場合、政府機関の任務機能、イメージ、または政府機関への公共の信頼に対する、助成金情報の許可されない改変または破壊の悪影響は限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：助成金情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、助成金情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。助成金プロセスでは通常、遅れは許容される。ほとんどの場合、助成金情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

推奨可用性影響レベル：助成金情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.23.4 税額控除情報タイプ

税額控除は、ある種の活動の促進または特別な状況における納税者の救済を目的として、総所得からの特別な除外、免除、または控除を許可するか、あるいは特別控除、優遇税率、または納税義務の繰り延べを提供する。税額控除情報タイプの推奨暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 中位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、ある種の活動の促進または特別な状況における納税者の救済を目的として、総所得からの特別な除外、免除、または控除を許可するか、あるいは特別控除、優遇税率、

または納税義務の繰り延べを提供する主管政府機関の能力に関する、税額控除情報の許可されない開示の影響を表す。支出に関連する記録の多くはプライバシー規制（例えば、1974年プライバシー法、内国歳入法およびガイドライン、経済スパイ活動法）の適用対象となる情報を含む可能性がある（人事管理情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証、収入、代理受取人、および受給資格事象情報タイプで証拠を示す）。当該の場合、懲罰的結果および/または公共の信頼損失は、政府機関の活動および任務に重大な影響を及ぼすことがありうる。多くの場合、税額控除情報の許可されない開示は、政府組織の活動、資産、または個人に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

推奨可用性影響レベル：税額控除情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**中位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。税額控除は通常、時間に決定的に依存しない。ほとんどの場合、政府機関の任務機能または政府機関への公共の信頼に対する、税額控除の許可されない改変または破壊の悪影響は限定的だと考えられる。

推奨完全性影響レベル：税額控除に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、税額控除情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。租税プロセスでは通常、遅れは許容される。ほとんどの場合、税額控除情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

推奨可用性影響レベル：税額控除情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.24 貸付・保険

貸付・保険は、国民の経済的損失からの保護/経済的損失の補償を目的とする直接融資または融資保証の助成費用を賄うための政府資金の使用を含む。

D.24.1 直接融資情報タイプ

直接融資は、当該資金の有利子または無利子の返済を義務づける契約に基づく、政府による連邦政府以外の借入人への資金支出を含む。直接融資情報タイプの推奨暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、当該資金の有利子または無利子の返済を義務づける契約条件に基づいて連邦政府以外の借入人に政府資金を支出する主管政府機関の能力に関する、直接融資情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの直接融資情報は、1974年プライバシー法の規定の適用対象となる情報を含む（プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する）。ほとんどの場合、直接融資情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：プライバシー法のもとで保護される情報の大量の許可されない開示は、政府機関に対する公共の信頼に重大ないし致命的な影響を及ぼすと予想される。当該の場合、機密性影響は**中位**である可能性がある。

推奨機密性影響レベル：直接融資情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。融資援助活動は通常、時間に決定的に依存しない。ほとんどの場合、政府機関の任務機能および/または政府機関への公共の信頼に対する直接融資情報の許可されない改変または破壊の悪影響は、限定的である。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：支給を認可する証拠資料を改変する能力と支給自体の改変とのあいだには、大きな違いがある。支給を認可する証拠書類の許可されない改変は、給付金が移動中の支給自体の改変よりも時間に決定的に依存しない。移動中の給付金の改変は、**直ちに**不正確な支給につながる。そのため、当該の情報に**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨完全性影響レベル：直接融資情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、直接融資情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。融資援助プロセスでは通常、遅れは許容される。ほとんどの場合、直接融資情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

推奨可用性影響レベル：直接融資情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.24.2 融資保証情報タイプ

融資保証は、連邦政府以外の貸出人对する連邦政府以外の借入人の債務の元金または金利の全部もしくは一部の支払いに関する保証、保険、またはそのほかの担保提供を含む。ただし、預金保険、株式、またはそのほかの金融機関の出金可能口座は含まない。融資保証情報タイプの一般的な推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、連邦政府以外の貸出人に対する連邦政府以外の借入人の債務の元金または金利の全部もしくは一部の支払いに関する保証、保険、またはそのほかの担保提供を実行する主管政府機関の能力に関する、融資保証情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの場合、融資保証情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：ほとんどの融資保証情報は、1974年プライバシー法の規定の適用対象となる情報を含む（プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する）。プライバシー法のもとで保護される情報の大量の許可されない開示は、政府機関に対する公共の信頼に重大ないし致命的な影響を及ぼすと予想される。当該の場合、機密性影響は**中位**である可能性がある。

推奨機密性影響レベル：融資保証情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。融資保証活動は通常、時間に決定的に依存しない。ほとんどの場合、政府機関の任務機能および/または政府機関への公共の信頼に対する融資保証情報の許可されない改変または破壊の悪影響は限定的である。

推奨完全性影響レベル：融資保証情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、融資保証情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。融資プロセスでは通常、遅れは許容される。ほとんどの場合、融資保証情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：融資保証情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.24.3 損害保険情報タイプ

損害保険は、個人または団体に対する特定のリスクからの保護の提供を含む。特定の保護は通常、民間団体が引き受けたり助成したりできない、または望まないリスクと、保険の提供が社会的目標の達成に必要である場合を含む。損害保険情報タイプに対しては、以下の暫定セキュリティ分類が推奨される。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、個人または団体に対して特定のリスクからの保護を提供する主管政府機関の能力に関する、損害保険情報の許可されない開示の影響を表す。損害保険活動は、保険発行と保険業務の両方を含む。保険発行は、保険会社の承認、引き受け、裏書などの活動である。保険発行情報の許可されない開示の結果は通常、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響を及ぼす。

保健の運営および処理に関連する保険業務支援活動は、支払処理、当初および最終決算、損失の軽減、保険金請求管理、保険償還などをサポートする。機密性影響レベルは、主管政府機関の保険運営および処理能力に対する保険業務情報の許可されない開示の影響を表す。保険業務情報の許可されない開示の結果は通常、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響を及ぼす。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：より重大な結果をもたらすのは、1) 保険会社の専有情報の許可されない開示、または 2) 政府機関の検討中の計画または予定している契約 / 計画 / 方針の変更の時期尚早の開示であろう。政府および国民全体の利益の損失につながる影響を契約の約定に及ぼしうる情報（例えば、主要契約保険会社の解約の予定または予想）の許可されない開示は、公費支出や影響度の大幅な増大をもたらす可能性がある。個々の民間部門組織への許可されない開示の場合、不正な競争上の優位性につながり、重大な財務的結果を伴うことがある。不正確で悲観的な、裏づけのない予備データ（例えば、メディケア予算の予測）の許可されない開示の場合、その結果として国民のあいだに生じる根拠のない不安は、影響を受ける政府機関に政治上および活動上、重大な結果をもたらす可能性がある。さらに重大な場合、機密性影響は最低でも **中位**である。

保険業務情報の許可されない開示の場合、より重大な結果をもたらすのは、被保険者に関する秘密情報（例えば、プライバシー法の適用対象となる情報）の許可されない開示であろう（プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する）。さらに重大な場合、機密性影響は最低でも **中位**である。

推奨機密性影響レベル：損害保険情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。損害保険情報の許可されない改変または破壊の結果は、その情報が通常必要とされる緊急度によって決まる場合がある。一般に、外部との通信（例えば、Web ページ、電子メール）に影響を及ぼす情報の許可されない改変または破壊は、政府機関の活動および / または政府機関に対する公共の信頼に限定的な悪影響を及ぼす。

推奨完全性影響レベル：損害保険情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、損害保険情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。損害保険プロセスでは、その性質上、妥当な遅れは許容される。

可用性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：保険業務活動の過度の遅れは、個人または事業に財務的損害をもたらしたり、国民の不安や金融市場への影響につながったりする可能性がある。より重大な場合、遅れは、影響を受ける政府機関に政治上および活動上の重大な結果をもたらす可能性がある。当該の場合、機密性影響は最低でも **中位** であろう。

推奨可用性影響レベル：損害保険情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位** である。

D.25 州政府 / 地方自治体移転

州政府 / 地方自治体移転は、連邦政府から州政府 / 地方自治体および北米インディアン部族への資金移転または財政援助を含む。

D.25.1 フォーミュラグラント情報タイプ

フォーミュラグラントは、継続性のある活動に関する法律または行政規則によって規定された配分算式に基づく、州またはその下位区分への資金の配分を含む。フォーミュラグラント情報タイプの推奨暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、継続性のある活動に対して、法律または行政規則によって規定された配分算式に基づいて州またはその下位区分に資金を配分する主管政府機関の能力に関する、フォーミュラグラント情報の許可されない開示の影響を表す。一般に、ほとんどのフォーミュラグラント情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。ほとんどの場合、フォーミュラグラントに関連する情報は公知である。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：少数例であるが、フォーミュラグラントの支給対象であるプログラムの詳細は機密にかかわる場合がある（例えば、国土安全保障活動の支援を目的とする一部の連邦 / 州共同プログラム）。そのため、当該の情報に **中位** または **高位** の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。フォーミュラグラント情報のなかには、機密扱いのものもありうる（よって、本ガイドラインの範囲外である）。

推奨機密性影響レベル：フォーミュラグラント情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位** である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。一般に、フォーミュラグラント活動は時間に決定的に依存せず、通常は複数の組織の複数の担当者がそのプロセスに関与する。したがって、補助金に関する決定を変更するには、おそらくあらゆる担当者/政府機関によって保守される情報が必要になる。ほとんどの場合、政府機関の任務機能または政府機関への公共の信頼に関するフォーミュラグラント情報の許可されない改変または破壊の悪影響は限定的である。

推奨完全性影響レベル：フォーミュラグラント情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、フォーミュラグラント情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。フォーミュラグラントプロセスでは通常、遅れは許容される。ほとんどの場合、フォーミュラグラント情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

推奨可用性影響レベル：フォーミュラグラント情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.25.2 プロジェクト/競争的補助金情報タイプ

プロジェクト/競争的補助金は、プロジェクトに対する一定または既知の期間の資金援助を含む。プロジェクト/競争的補助金には、研究奨励金、奨学金、研究補助金、訓練補助金、訓練生手当、実験・実証補助金、評価補助金、企画補助金、技術援助補助金、調査補助金、建設補助金などがある。プロジェクト/競争的補助金情報タイプの一般的な推奨セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、研究奨励金、奨学金、研究補助金、訓練補助金、訓練生手当、実験・実証補助金、評価補助金、企画補助金、技術援助補助金、調査補助金、および/または建設補助金を支給する主管政府機関の能力に関する、プロジェクト/競争的補助金情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの場合、プロジェクト/競争的補助金情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：場合によっては、プロジェクト/競争的補助金情報は**中位**から**高位**の影響を持つことがある。少数例であるが、補助金の支給対象であるプログラムのなかには、その詳細が機密扱いで、本ガイドラインの範囲外であるものもある。

少数例であるが、補助金に関連する記録はプライバシー規制（例えば、1974年プライバシー法）の適用対象となる情報を含む場合がある。（プライバシー法の適用対象となる情報の暫定影響レベルについては、個人識別・認証情報タイプで文書化する）。多くの場合、時期尚早の許可されない開示は1名以上の申請者に不正な競争上の優位性を与え、補助金プロセスの整合性に影

響を及ぼす可能性がある。当該の場合、懲罰的結果および/または公共の信頼損失は、政府機関の活動および任務に重大な影響を及ぼすことがありうる。当該の場合、機密性影響は**中位**であろう。

推奨機密性影響レベル：ほとんどのプロジェクト/競争的補助金情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。

プロジェクト/競争的補助金活動は通常、時間に決定的に依存しない。ほとんどの場合、政府機関の任務機能または政府機関への公共の信頼に対するプロジェクト/競争的補助金情報の許可されない改変または破壊の悪影響は限定的である。

推奨完全性影響レベル：プロジェクト/競争的補助金情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、プロジェクト/競争的補助金情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。プロジェクト/競争的補助金プロセスでは通常、遅れは許容される。ほとんどの場合、プロジェクト/競争的補助金情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

推奨可用性影響レベル：プロジェクト/競争的補助金情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.25.3 特定補助金情報タイプ

特定補助金は、通常は連邦議会によって歳出予算用語またはそのほかのプログラム指定用語で具体的に示された指定目的またはサービスに対する、州政府および地方自治体への資金の配分を含む。特定補助金情報タイプの推奨暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、通常は連邦議会によって歳出予算用語またはそのほかのプログラム指定用語で具体的に示された指定目的またはサービスに対して、州政府および地方自治体に資金を配分する、主管連邦政府組織の能力に関する、特定補助金情報の許可されない開示の影響を表す。たいていの場合、特定補助金情報は公知である。一般に、ほとんどの特定補助金情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

機密性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：場合によっては、プロジェクト/競争的補助金情報は**中位**から**高位**の影響を持つことがある。少数例であるが、補助金の支給対象であるプログラムのなかには、その詳細が機密扱いで、本ガイドラインの範囲外であるものもある。

推奨機密性影響レベル：特定補助金情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。一般に、特定補助金活動は時間に決定的に依存せず、通常は複数の組織の複数の担当者がそのプロセスに関与する。したがって、補助金に関する決定を変更するには、おそらくあらゆる担当者/政府機関によって保守される情報が必要になる。ほとんどの場合、政府機関の任務機能または政府機関への公共の信頼に対する特定補助金情報の許可されない改変または破壊の悪影響は限定的である。

推奨完全性影響レベル：特定補助金情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、特定補助金情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。特定補助金プロセスでは通常、遅れは許容される。ほとんどの場合、特定補助金情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

推奨可用性影響レベル：特定補助金情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

D.25.4 国債情報タイプ

国債は、当該資金の有利子または無利子の返済を義務づける契約に基づく、政府による州政府または地方自治体（あるいは北米インディアン部族）団体への資金支出全般を含む。国債情報タイプの推奨暫定セキュリティ分類は、以下のとおりである。

セキュリティ分類 = {(機密性, 低位), (完全性, 低位), (可用性, 低位)}

機密性

機密性影響レベルは、当該資金の有利子または無利子の返済を義務づける契約に基づいて、政府による州政府または地方自治体（あるいは北米インディアン部族）団体に連邦資金を支出する主管政府機関の能力に関する、国債情報の許可されない開示の影響を表す。ほとんどの場合、国債情報の許可されない開示は、政府機関の活動、資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさない。

推奨機密性影響レベル：国債情報に対して推奨される暫定機密性影響レベルは、**低位**である。

完全性

完全性影響レベルは、情報の改変または破壊の検出に必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。融資援助活動は通常、時間に決定的に依存しない。ほとんどの場合、政府機関の任務機能および/または政府機関への公共の信頼に対する国債情報の許可されない改変または破壊の悪影響は限定的である。

完全性影響判断に影響を及ぼす特殊要因：支給を認可する証拠資料を改変する能力と支給自体の改変とのあいだには、大きな違いがある。支給を認可する証拠書類の許可されない改変は、給付金が移動中の支給自体の改変よりも時間に決定的に依存しない。移動中の給付金の改変は、直ちに不正確な支給につながる。そのため、当該の情報に**中位**の影響レベルを割り付ける結果になる場合がある。

推奨完全性影響レベル：国債情報に対して推奨される暫定完全性影響レベルは、**低位**である。

可用性

可用性影響レベルは、国債情報へのアクセスを再確立するのに必要な時間ではなく、特定の任務およびその任務を支援するデータに基づく。融資援助プロセスでは通常、遅れは許容される。ほとんどの場合、国債情報へのアクセスの断絶は、政府機関の活動、政府機関の資産、または担当者に限定的な悪影響しか及ぼさないと予想される。

推奨可用性影響レベル：国債情報に対して推奨される暫定可用性影響レベルは、**低位**である。

付録 E：秘匿度 / 重大性を確立する根拠となる法律および大統領令

一部の情報は、法律、大統領令、または政府機関の規制により、開示を避けることが必要なものとして規定されている。国家的セキュリティ情報である情報タイプは、本ガイドラインの範囲外である。組織の情報または情報システムのセキュリティ分類の各責任者は、具体的な情報保護要件に関して、所属する省庁または政府機関の規制を探索する必要がある。

E.1 法的命令

表 6 に、情報（国家的セキュリティ情報以外）の開示に関して法律が規定する禁止事項のいくつかを識別する。表では、禁止を規定している合衆国法典（U.S.C.）のセクションの見出しまたはサブジェクト、禁止に関する合衆国法典の引用、法律の適用対象となる省庁、政府機関、または一般的情報タイプ、および根拠となる法律を示す。ただし、表に記載されている情報は参考までのものであり、必ずしも最新の情報とは限らないことに注意されたい。通常は、分析担当者による自主的な法律調査が必要であろう。

表 6：法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト / 見出し	合衆国法典の引用	政府政府機関 / 活動 [リファレンス]
<i>Access to Information; Confidentiality</i> (情報へのアクセス： 機密性)	22 U.S.C., Chapter 46A, Section 3 144	対米直接投資 [Foreign Direct Investment and International Financial Data Improvements Act of 1990, Public Law 101-533, Sec. 8, Nov. 7, 1990, 104 Stat. 2350]
<i>Access to Records</i> (記録へのアクセス)	42 U.S.C., Chapter 114, Subchapter I, Part A, Section 10806	保健福祉省 / 公衆衛生局 [Public Law 99-3 19, Title I, Sec. 106, May 23, 1986, 100 Stat. 481; Public Law 100-509, Sec. 6(b), Oct. 20, 1988, 102 Stat. 2544; and Public Law 102-173, Sec. 10(2), Nov. 27, 1991, 105 Stat. 1219.]
<i>Administrative Enforcement; Preliminary Matters</i> (行政強制：事前準備)	42 U.S.C., Chapter 45, Subchapter I, Section 3610	住宅都市開発 [Public Law 90-284, title VIII, Sec. 810, as added Public Law 100-430, Sec. 8(2), Sept. 13, 1988, 102 Stat. 1625]

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
<i>Administrative Simplification</i> (行政簡素化)	42 U.S.C., Chapter 7, Subchapter XIX, Part C	[Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996 (HIPAA), Public Law 104-191]
<i>Administrative Subpoenas</i> (行政召喚状)	18 U.S.C., Part II, Chapter 223, Section 3486(a)(6)	保健医療調査 / 法執行 / 裁判所 [HIPAA, Public Law 104-191, Title II, Sec. 248(a), Aug. 21, 1996, 110 Stat. 2018]
<i>Application of Other Laws</i> (そのほかの法律の適用)	39 U.S.C., Part I, Chapter 4, Section 410(c)	米国郵政公社 [Postal Reorganization Act, Public Law 91-375, Aug. 12, 1970, 84 Stat. 725 amended by the Federal Pay Comparability Act of 1970, Public Law 91-656, Sec. 8(a), Jan. 8, 1971, 84 Stat. 1955]
<i>Approval of Retail Food Stores and Wholesale Food Concerns</i> (食料品小売店および卸売業 者の食料品に関する承認)	7 U.S.C., Chapter 51, Section 2018(c)	農務省 食料切符 [Food Security Act of 1985, Public Law 99-198, Title XV, Sec. 1521, 1532(b), Dec. 23, 1985, 99 Stat. 1579, 1583; amended by the Food Stamp Program Improvements Act of 1994, Public Law 103-225, Title II, Sec. 202, 203, Mar. 25, 1994, 108 Stat. 108; Better Nutrition and Health for Children Act of 1994, Public Law 103-448, Title II, Sec. 204(w)(2)(A), Nov. 2, 1994, 108 Stat. 4746; and Public Law 104-193, Title VIII, Sec. 831-834, Aug. 22, 1996, 110 Stat. 2328]
<i>Assessment Procedures</i> (アセスメント手順)	7 U.S.C., Chapter 80, Section 4908	農務省 [Food Security Act of 1985, Public Law 99-198, Title XVI, Sec. 1649, Dec. 23, 1985, 99 Stat. 1626]
<i>Assessments (Confidential Nature)</i> (アセスメント (機密事 項))	7 U.S.C., Chapter 58, Section 2619(c)	農務省 / 全国馬鈴薯振興委員会 (National Potato Promotion Board) [Potato Research and Promotion Act, Public Law 91-670, Title III, Sec. 310, Jan. 11, 1971, 84 Stat. 2044; amended

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
		by Public Law 101-624, Title XIX, Sec. 1942, Nov. 28, 1990, 104 Stat. 3867]
<p><i>Authorization for Disclosure and Use of Intercepted Wire, Oral, or Electronic Communications</i> (傍受した有線、口頭、または電子通信の開示および使用に関する許可)</p>	18 U.S.C., Part I, Chapter 119, Section 25 17(6)	<p>法執行</p> <p>[Omnibus Crime Control and Safe Streets Act of 1968, Public Law 90-351, Title III, Sec. 802, June 19, 1968, 82 Stat. 217; amended by the Organized Crime Control Act of 1970, Public Law 91-452, Title IX, Sec. 902(b), Oct. 15, 1970, 84 Stat. 947; Electronic Communications Privacy Act of 1986, Public Law 99-508, Title I, Sec. 101(c)(1)(A), Oct. 21, 1986, 100 Stat. 1851; and the USA Patriot Act, Public Law 107-56, Title II, Sec. 203(b)(1), Oct. 26, 2001, 115 Stat. 280]</p>
<p><i>Blood Donor Locator Service</i> (献血者探索サービス)</p>	42 U.S.C., Chapter 7, Subchapter XI, Part A, Section 1320b- 11	<p>社会保障庁</p> <p>[Social Security Act of Aug. 14, 1935, Ch. 53 1, Title XI, Sec. 1141, as added to by Public Law 100-647, Title VIII, Sec. 8008(b)(1), Nov. 10, 1988, 102 Stat. 3784; and amended by Public Law 103-296, Title I, Sec. 108(b)(13), Aug. 15, 1994, 108 Stat. 1484]</p>
<p><i>Books and Records</i> (帳簿および記録)</p>	7 U.S.C., Chapter 26, Subchapter III, Section 608d	<p>農務省</p> <p>[Agricultural Adjustment Act, May 12, 1933, C h. 25, Title I, Sec. 8d, as added to by the Miller Act of Aug. 24, 1935, Ch. 641, Sec. 6, 49 Stat. 761; and amended by the Agricultural Marketing Agreement Act of 1937, June 3, 1937, Ch. 296, Sec. 1, 50 Stat. 246; the Food Security Act of 1985 Public Law 99-198, Title XVI, Sec. 1663, Dec. 23, 1985, 99 Stat. 163 1; and the Livestock Mandatory Reporting Act of 1999, Public Law 106-78, Title VII, Sec. 75 7(b), Oct. 22, 1999, 113 Stat.</p>

表 6：法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
		1171]
<i>Bureau of Transportation Statistics - Prohibition of Certain Disclosures</i> (交通統計局 - 特定の開示の禁止)	49 U.S.C., Subtitle I, Chapter 1, Section 111(i)	交通統計局 / 運輸省 [Public Law 102-240, Title VI, Sec. 6006(a), Dec. 18, 1991, 105 Stat. 2172; amended by the Transportation Equity Act for the 21st Century, Public Law 105-178, Title V, Sec. 5109(a), June 9, 1998, 112 Stat. 437]
<i>Chronic Hazard Advisory Panels - Information Disclosure</i> (慢性的危険諮問委員会 - 情報開示)	15 U.S.C., Chapter 47, Section 2077(g) and (h)	消費者製品安全委員会 [Consumer Product Safety Act of 1972, Public Law 92-573, Sec. 28, as added to by Public Law 97-35, Title XII, Sec. 1206(a), Aug. 13, 1981, 95 Stat. 716]
<i>Civil Damages for Unauthorized Inspection or Disclosure of Returns and Return Information</i> (返送品および返送情報の許可されない検査または開示の民事上の損害)	26 U.S.C., Subtitle F, Chapter 76, Subchapter B, Section 7431	財務省 / 内国歳入庁 [Tax Equity and Fiscal Responsibility Act of 1982, Public Law 97-248, Title III, Sec. 357(a), Sept. 3, 1982, 96 Stat. 645; amended by the Interest and Dividend Tax Compliance Act of 1983, Public Law 98-67, Title I, Sec. 104(b), Aug. 5, 1983, 97 Stat. 379; Taxpayer Relief Act of 1997, Public Law 105-34, Title XII, Sec. 1205(c)(2), Aug. 5, 1997, 111 Stat. 998; Taxpayer Browsing Protection Act of 1997, Public Law 105-35, Sec. 3(a)-(d)(4), (6), Aug. 5, 1997, 111 Stat. 1105, 1106; and the Taxpayer Bill of Rights 3, Public Law 105-206, Title III, Sec. 3101(f), Title VI, Sec. 6012(b)(3), July 22, 1998, 112 Stat. 729, 819]
<i>Collection of Assessments; Refunds</i> (アセスメントの収集: 還付金) <i>Confidentiality of Information; Disclosures</i> (情報の機密性: 開示)	7 U.S.C., Chapter 77, Section 4608 (f)(3) and (g)	農務省 / 蜂蜜協会 (Honey Board) [Agricultural Research, Extension, and Education]

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
		Reauthorization Act of 1998, Public Law 105-185, Title VI, Sec. 605(h), June 23, 1998, 112 Stat. 597]
<i>Confidential Information</i> (機密情報)	12 U.S.C., Chapter 6A, Subchapter I, Section 635i- 3(g)(3)	財務省 / ひも付き援助基金銀行 (Bank of the Tied Aid Credit Fund) [Export- Import Bank Act of 1945, July 31, 1945, Ch. 341, Sec. 10, formerly Sec. 15, as added to by the Export-Import Bank Act Amendments of 1986, Public Law 99-472, Sec. 19, Oct. 15, 1986, 100 Stat. 1205]
<i>Confidential Information</i> (機密情報)	15 U.S.C., Chapter 16C, Section 796	商務省 / 連邦エネルギー局 [Energy Supply and Environmental Coordination Act, Public Law 93-3 19, Sec. 11, June 22, 1974, 88 Stat. 262]
<i>Confidential Information</i> (機密情報)	19 U.S.C., Chapter 14, Section 2605(i)	財務省 / 文化財諮問委員会 [Convention on Cultural Property Implementation Act, Public Law 97-446, Title III, Sec. 306, Jan. 12, 1983, 96 Stat. 2356]
<i>Confidential Information</i> (機密情報)	21 U.S.C., Chapter 9, Subchapter VII, Part A, Section 379	保健福祉省 [Fair Labor Standards Act, June 25, 1938, Ch. 675, Sec. 708, as added to by Medical Device Amendments, Public Law 94- 295, Sec. 8, May 28, 1976, 90 Stat. 582]
<i>Confidential Information</i> (機密情報)	25 U.S.C., Chapter 29, Section 2716(a)	司法省 / 内務省 / インディアン 局 / 全米インディアン賭博協会 [Indian Gaming Regulatory Act, Public Law 100-497, Sec. 17, Oct. 17, 1988, 102 Stat. 2484]
<i>Confidential Information</i> (機密情報)	30 U.S.C., Chapter 25, Subchapter V, Section 1262(b)	環境保護庁 [Surface Mining Control and Reclamation Act, Public Law

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
		95-87, Title V, Sec. 512, Aug. 3, 1977, 91 Stat. 483]
<i>Confidential Information</i> (機密情報)	42 U.S.C., Chapter 99, Section 9122(b)	商務省 / 海洋大気庁 [Ocean Thermal Energy Conversion Act of 1980, Public Law 96-320, Title I, Sec. 112, Aug. 3, 1980, 94 Stat. 989; as amended by the National Fishing Enhancement Act of 1984, Public Law 98-623, Title VI, Sec. 602(e)(3), (18), Nov. 8, 1984, 98 Stat. 3412]
<i>Confidential Information; Circumstances Permitting Disclosure</i> (機密情報 : 開示が許可される状況)	42 U.S.C., Chapter 23, Division A, Subchapter XII, Section 2181(e)	エネルギー省 / 商務省 / 特許局 [Public Law 87-206, Sec. 9]
<i>Confidential Information; Disclosure</i> (機密情報 : 開示)	42 U.S.C., Chapter 65, Section 4912(b)	環境保護庁 [Federal Noise Control Act, Public Law 92-574, Sec. 13, Oct. 27, 1972, 86 Stat. 1244]
<i>Confidential Information; Disclosure Prohibited</i> (機密情報 : 開示の禁止)	12 U.S.C., Chapter 7A, Section 114 1j(c)	財務省 / 農業金融局 [Agricultural Marketing Act, June 15, 1929, Ch. 24, Sec. 15, 46 Stat. 18]
<i>Confidential Information; Trade Secrets and Secret Processes; Information Disclosure</i> (機密情報 : 企業秘密および秘密プロセス : 情報開示)	42 U.S.C., Chapter 6A, Subchapter XII, Part E, Section 300j-4(d)(1)	環境保護庁 [Safety of Public Water Systems, July 1, 1944, Ch. 373, Title XIV, Sec. 1445]
<i>Confidential Nature (Forms for registration and fingerprinting)</i> (機密事項 (登録および指紋採取の方法))	8 U.S.C., Chapter 12, Subchapter II, Part VII, Section 1304(b)	司法省 / 国務省 / 国土安全保障省 [Immigration and Nationality Act of June 27, 1952, Ch. 477, Title II, Ch. 7, Sec. 264, 66 Stat. 224]
<i>Confidential Nature of Claims</i> (請求の機密事項)	38 U.S.C., Part IV, Chapter 57, Subchapter I, Section 5701 (Renamed from Section 3301 by Public Law 102-40, Title	復員軍人援護局 [Title 38 "Veterans Benefits" (Social Security Act §§202 and 217), Pub. L. 85-857, Sept. 2, 1958, 72 Stat. 1236, Sec. 3301;

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
	IV, Sec. 402(c)(1), May 7, 1991, 105 Stat. 239)	amended by Public Law 87-67 1, Sec. 2, Sept. 19, 1962, 76 Stat. 557; Public Law 91-24, Sec. 11, June 11, 1969, 83 Stat. 34; Vietnam Era Veterans Readjustment Act of 1972, Public Law 92-540, Title IV, Sec. 412, Oct. 24, 1972, 86 Stat. 1093; Public Law 94-321, Sec. 1(a), June 29, 1976, 90 Stat. 713; Public Law 94-581, Title II, Sec. 210(b), Oct. 21, 1976, 90 Stat. 2863; Veterans Rehabilitation and Education Amendments of 1980, Public Law 96-466, Title VI, Sec. 606, Oct. 17, 1980, 94 Stat. 2212; Court of Veterans Appeals Judges Retirement Act, and Public Law 101-94, Title III, Sec. 302(a), Aug. 16, 1989, 103 Stat. 628; renumbered Sec. 5701 and amended by Public Law 102-40, Title IV, Sec. 402(b)(1), (d)(1), May 7, 1991, 105 Stat. 238, 239; and amended by Public Law 102-83, Sec. 2(c)(6), 4(a)(1), (2)(A)(xi), (3), (4), (b)(1), (2)(E), 5(c)(1), Aug. 6, 1991, 105 Stat. 402-406]
<i>Confidential Nature of Information Furnished Bureau</i> (情報提供を受ける部局の機密事項)	15 U.S.C., Chapter 5, Section 176a	商務省 / 外国・国内通商局 (Bureau of Foreign and Domestic Commerce) [The Postal Act of 1938, Jan. 27, 1938, Ch. 11, Sec. 1, 52 Stat. 8]
<i>Confidential Nature of Records (Visas)</i> (記録の機密事項 (ビザ))	8 U.S.C., Chapter 12, Subchapter II, Part III, Section 1202(f)	国務省 / 国土安全保障省 [Immigration and Nationality Act of June 27, 1952, Ch. 477, Title II, Ch. 7, Sec. 264, 66 Stat. 224]
<i>Confidential or Privileged Information in an Action Described in 28 U.S.C. Sec. 1581(c)</i> (28 U.S.C. Sec. 1581(c)に記載された活動における機密または専用情報)	Title IX, Rule 71, (c)	商務省 / 国際貿易委員会 / 司法部 [Jurisdiction: Tariff Act of 1930]

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
<i>Confidential or Privileged Material</i> (機密または専用資料)	19 U.S.C., Chapter 4, Subchapter III, Part III, Section 151 6a(b)(2)(B)	国土安全保障省 / 財務省 / 税関局 [Tariff Act of 1930, June 17, 1930, Ch. 497, Title IV, Sec. 516A, as added to by the Trade Agreements Act of 1979, Public Law 96-39, Title X, Sec. 1001(a), July 26, 1979, 93 Stat. 300]
<i>Confidential Records and Information</i> (機密記録および情報)	7 U.S.C., Chapter 6, Subchapter II, Section 136e(d)	環境保護庁 [Federal Insecticide, Fungicide and Rodenticide Act, Public Law 95-396, Sec. 13, Sept. 30, 1978, 92 Stat. 829]
<i>Confidential Reports and Other Additional Requirements</i> (機密報告およびその他の追加要件)	Title I, Section 107	各省庁および政府機関 / 監察官
<i>Confidential Status of Application</i> (申請の機密状況)	7 U.S.C., Chapter 57, Subchapter II, Part E, Section 2426	農務省 / 植物品種保護局 (Plant Variety Protection Office) [Plant Variety Protection Act, Public Law 9 1-577, Title II, Sec. 56, Dec. 24, 1970, 84 Stat. 1549 amended by Public Law 96-574, Sec. 12, Dec. 22, 1980, 94 Stat. 3350]
<i>Confidential Status of Applications; Publication of Patent Applications</i> (申請の機密状況 : 特許出願の公開)	35 U.S.C., Part II, Chapter 11, Section 122	商務省 / 特許局 [1952 Patent Act, July 19, 1952, Ch. 950, 66 Stat. 801; amended by Public Law 93-596, Sec. 1, Jan. 2, 1975, 88 Stat. 1949, and the Inventors' Rights Act of 1999, Public Law 106- 113, Div. B, Sec. 1000(a)(9) (Title IV, Sec. 4502(a)), Nov. 29, 1999, 113 Stat. 1536, 1501A-561]
<i>Confidentiality</i> (機密性)	15 U.S.C., Chapter 2, Subchapter I, Section 57b-2	商務省 / 連邦取引委員会 [The Federal Trade Commission Act, Sept. 26, 1914, Ch. 311, Sec. 21, as added to by the Federal Trade Commission Improvements Act of 1979, Public Law 96-252, Sec. 14, May 28, 1980, 94 Stat.

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
		385; and amended by the Federal Trade Commission Act Amendments of 1994, Public Law 103-3 12, Sec. 8, Aug. 26, 1994, 108 Stat. 1694]
<i>Confidentiality</i> (機密性)	20 U.S.C., Chapter 71, Section 9007	教育省 [Safe and Drug-Free Schools and Communities Act of 1994, Public Law 103-382, Title IV, Sec. 408, Oct. 20, 1994, 108 Stat. 4034]
<i>Confidentiality and Informed Consent</i> (機密性およびインフォームドコンセント)	42 U.S.C., Chapter 6A, Subchapter XXIV, Section 300ff-6 1	保健福祉省 / 公衆衛生局 / 医療 [Ryan White Comprehensive AIDS Resources Emergency Act of 1990, Public Law 101-381, Title III, Sec. 30 1(a), Aug. 18, 1990, 104 Stat. 609]
<i>Confidentiality of Abused Person's Address</i> (被虐待者の住所の機密性)	42 U.S.C., Chapter 136, Subchapter III, Part B, Subpart 1, Section 13951	米国郵政公社 [Public Law 103-322, Title IV, Sec. 40281, Sept. 13, 1994, 108 Stat. 1938]
<i>Confidentiality of Certain Medical Records</i> (特定医療記録の機密性)	38 U.S.C., Part V, Chapter 73, Subchapter III, Section 7332 (Renumbered by Public Law 102-40 from Section 44132)	復員軍人援護局 [Public Law 94-581, Title I, Sec. 111(a)(1), Oct. 21, 1976, 90 Stat. 2849, Sec. 4132; amended by Public Law 100-322, Title I, Sec. 121, May 20, 1988, 102 Stat. 502; renumbered Sec. 7332 and amended by Public Law 102-40, Title IV, Sec. 401 (a)(4)(A), 402(d)(1), 403(a)(1), (2), (4), (5), May 7, 1991, 105 Stat. 221, 239]
<i>Confidentiality of Financial Records</i> (財務記録の機密性)	12 U.S.C., Chapter 35, Section 3403	財務データ [Right to Financial Privacy Act of 1978, Public Law 95-630, Title XI, Sec. 1103, Nov. 10, 1978, 92 Stat. 3698; amended by Public Law 99-570, Title I, Sec. 1353(a), Oct. 27, 1986, 100 Stat. 3207-2 1; and Public Law 100-690, Title VI, Sec. 6186(a), Nov. 18, 1988, 102 Stat. 4357]

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
<i>Confidentiality of Information</i> (情報の機密性)	7 U.S.C., Chapter 55, Section 2276	農務省 [Food Security Act of 1985, Public Law 99-198, Title XVII, Sec. 1770, Dec. 23, 1985, 99 Stat. 1657; Public Law 105-113, Sec. 4(a)(2), (b), Nov. 21, 1997, 111 Stat. 2276; Public Law 106-113, Div. B, Sec. 1000(a) (3) (Title III, Sec. 348), Nov. 29, 1999, 113 Stat. 1535, 1501A-207]
<i>Confidentiality of Information</i> (情報の機密性)	18 U.S.C., Part II, Chapter 223, Section 3509(d)(1)	刑事訴訟 : 子供の被害者および子供の証言者の権利 [Crime Control Act of 1990, Public Law 101-647, Title II, Sec. 225(a), Nov. 29, 1990, 104 Stat. 4798; amended by Public Law 103-322, Title XXXIII, Sec. 330010(6), (7), 330011(e), 330018(b), Sept. 13, 1994, 108 Stat. 2143, 2145, 2149]
<i>Confidentiality of Information</i> (情報の機密性)	22 U.S.C., Chapter 75, Section 6744	国務省 [Chemical Weapons Convention Implementation Act of 1998, Public Law 105-277, Div. I, Title IV, Sec. 404, Oct. 21, 1998, 112 Stat. 2681-882]
<i>Confidentiality of Medical Quality Assurance Records</i> (医療品質保証記録の機密性)	38 U.S.C., Part IV, Chapter 57, Subchapter I, Section 5705 (Renumbered by Public Law 102-40 from Section 3305)	復員軍人省 [Veterans' Disability Compensation and Housing Benefits Amendments of 1980, Public Law 96-385, Title V, Sec.

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
		505(a), Oct. 7, 1980, 94 Stat. 1535, Sec. 3305; amended by Veterans' Administration Health-Care Amendments of 1985, Public Law 99-166, title II, Sec. 201, Dec. 3, 1985, 99 Stat. 949; amended and renumbered by Department of Veterans Affairs Physicians' and Dentists' Compensation and Labor-Relations Act of 1991, Public Law 102-40, Title IV, Sec. 402(b)(1), 403(b)(2), May 7, 1991, 105 Stat. 238, 239; amended by the Veterans Loans bill, Public Law 102-54, Sec. 14(d)(4), June 13, 1991, 105 Stat. 285 and the Department of Veterans Affairs Codification Act, Public Law 102-83, Sec. 4(a)(2)(F), (3), (4), (b)(1), (2)(E), Aug. 6, 1991, 105 Stat. 404, 405]
<i>Confidentiality of Medical Quality Assurance Records: Qualified Immunity for Participants</i> (医療品質保証記録の機密性: 関係者の条件付き免責)	10 U.S.C., Subtitle A, Part II, Chapter 55, Section 1102	国防総省 [National Defense Authorization Act for Fiscal Year 1987, Public Law 99-661, Div. A, Title VII, Sec. 705(a)((1)), Nov. 14, 1986, 100 Stat. 3902]
<i>Confidentiality of Records</i> (記録の機密性)	42 U.S.C., Chapter 6A, Subchapter III-A, Part D, Section 290dd-2	公衆衛生局 [ADAMHA Reorganization Act, Public Law 102-321]
<i>Counterintelligence Access to Telephone Toll and Transactional Records</i> (対敵諜報のための電話料金および通信記録へのアクセス)	18 U.S.C., Part I, Chapter 121, Section 2709	司法省 / 連邦捜査局 / 通信サービス提供者 [Communications Assistance for Law Enforcement Act, Public Law 99-508, Title II, Sec. 201 ((a)), Oct. 2 1, 1986, 100 Stat. 1867]
<i>Critical Infrastructure Information</i> (きわめて重要なインフラストラクチャ情報)	6 U.S.C., Chapter 1	国土安全保障省 [Critical Infrastructure Information Protection Act of

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト / 見出し	合衆国法典の引用	政府機関 / 活動 [リファレンス]
		2002, Public Law 107-296, Title II, Subtitle B, Sec. 211-215]
<i>Crop Insurance - Purpose; Definitions; Protection of Information; Relation to Other Laws</i> (収穫物保険 - 目的、定義、情報保護、そのほかの法律との関係)	7 U.S.C., Chapter 36, Section 1502	農務省 [Agriculture Risk Protection Act of 2000, Public Law 106-224, Title I, Sec. 122, 141, June 20, 2000, 114 Stat. 377, 389]
<i>Cultural Property Advisory Committee</i> (文化財諮問委員会)	19 U.S.C., Chapter 14, Section 2605	財務省 / 国土安全保障省 [Convention on Cultural Property Implementation Act, Public Law 97-446, Title III, Sec. 306, Jan. 12, 1983, 96 Stat. 2356]
<i>Data Collection Authority of President</i> (大統領のデータ収集権限)	10 U.S.C., Subtitle A, Part IV, Chapter 148, Subchapter II, Section 2507	国防総省 / 国防技術・産業基盤審議会 (National Defense Technology and Industrial Base Council) [Defense Conversion, Reinvestment, and Transition Assistance Act of 1992, Public Law 102-484, Div. D, Title XLII, Sec. 4217, Oct. 23, 1992, 106 Stat. 2670; amended by Defense Conversion, Reinvestment and Transition Assistance Amendments of 1993, Public Law 103-160, Div. A, Title XI, Sec. 1182(b)(1), Nov. 30, 1993, 107 Stat. 1772]
<i>Disclosure, Availability, and Use of Information</i> (情報の開示、可用性、および用途)	49 U.S.C., Subtitle II, Chapter 11, Subchapter II, Section 1114	国家運輸安全委員会 [Public Law 103-272, Sec. 1(d), July 5, 1994, 108 Stat. 749; amended by National Transportation Safety Board Amendments of 1996, Public Law 104-291, title I, Sec. 102, 103, Oct. 11, 1996, 110 Stat. 3452]
<i>Disclosure of Confidential Information Generally</i> (機密情報全般の開示)	18 U.S.C., Part I, Chapter 93, Section 1905	[Judiciary and Judicial Procedures Act, June 25, 1948, Ch. 645, 62 Stat. 791 as amended by Public Law 96-349, Sec. 7(b), Sept. 12, 1980, 94

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
		Stat. 1158; Public Law 102-550, Title XIII, Sec. 1353, Oct. 28, 1992, 106 Stat. 3970; and Public Law 104-294, Title VI, Sec. 601 (a)(8), Oct. 11, 1996, 110 Stat. 3498]
<i>Disclosure of Data</i> (データの開示)	15 U.S.C., Chapter 53, Subchapter 1, Section 2613	環境保護庁 [Toxic Substances Control Act, Public Law 94-469, Title I, Sec. 14, Oct. 11, 1976, 90 Stat. 2034; (Renumbered Title I, Public Law 99-5 19, Sec. 3(c)(1), Oct. 22, 1986, 100 Stat. 2989)]
<i>Disclosure of Information</i> (情報の開示)	29 U.S.C., Chapter 22, Section 2008	ポリグラフ [Employee Polygraph Protection Act of 1988, Public Law 100-347, Sec. 9, June 27, 1988, 102 Stat. 652]
<i>Disclosure of Information by Commission</i> (委員会による情報の開示)	15 U.S.C., Chapter IID, Subchapter II, Section 80b- 10	証券取引委員会 [The Investment Company Act of 1940, Aug. 22, 1940, Ch. 686, Title II, Sec. 210, 54 Stat. 854; Investment Advisers Act of 1940 Amendment, Public Law 86-750, Sec. 13, Sept. 13, 1960, 74 Stat. 887; and International Securities Enforcement Cooperation Act of 1990, Public Law 10 1-550, title II, Sec. 202(b)(2), Nov. 15, 1990, 104 Stat. 2715]
<i>Disclosure of Information in Possession of Social Security Administration or Department of Health and Human Services</i> (社会保障庁または保険福祉省が保有する情報の開示)	42 U.S.C. Chapter 7, Subchapter XI, Part A, Section 1306	社会保障庁 / 保健福祉省 / 公衆衛生局 [Social Security Act of Aug. 14, 1935, Ch. 53 1, Title XI, Sec. 1106, as added Aug. 10, 1939, Ch. 666, Title VIII, Sec. 802, 53 Stat. 1398 amended Aug. 28, 1950, Ch. 809, Title IV, Sec. 403(d), 64 Stat. 559; Public Law 85-840, Title VII, Sec. 701, Aug. 28, 1958, 72 Stat.

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
		1055;Public Law 89-97, Title I, Sec. 108(c), Title III, Sec. 340, July 30, 1965, 79 Stat. 339, 411; Public Law 90-248, Title I, Sec. 168, Title II, Sec. 241(c)(1), Jan. 2, 1968, 81 Stat. 875, 917; Public Law 92-603, Title II, Sec. 249C(a), Oct. 30, 1972, 86 Stat. 1428; Public Law 93-647, Sec. 101(d), Jan. 4, 1975, 88 Stat. 2360; Public Law 97-35, Title XXII, Sec. 2207, Aug. 13, 1981, 95 Stat. 838; Public Law 98-369, Div. B, Title VI, Sec. 2663(j)(2)(D)(ii), (l), July 18, 1984, 98 Stat. 1170, 1171; Public Law 103-296, Title I, Sec. 108(b)(2)-(5), Title III, Sec. 311(a), 313(a), Aug. 15, 1994, 108 Stat. 1481, 1482, 1525, 1530]
<i>Disclosure of Wagering Tax Information</i> (賭博税情報の開示)	26 U.S.C., Subtitle D, Chapter 35, Subchapter C, Section 4424	財務省 [Public Law 93-499, Sec. 3(c)(1), Oct. 29, 1974, 88 Stat. 1550; amended by the Tax Reform Act of 1976, Public Law 94-455, Title XII, Sec. 1202(h)(6), Title XIX, Sec. 1906(b)(13)(A), Oct. 4, 1976, 90 Stat. 1688, 1834]
<i>Disclosures to FBI for Counterintelligence Purposes</i> (対敵諜報目的での FBI への開示)	15 U.S.C., Chapter 41, Subchapter III, Section 1681 u	[Fair Credit Reporting Act, Public Law 90-321, Title VI, Sec. 625, formerly Sec. 624, as added to by the Intelligence Authorization Act for Fiscal Year 1996, Public Law 104-93, Title VI, Sec. 601(a), Jan. 6, 1996, 109 Stat. 974; renumbered Sec. 625 and amended by the USA Patriot Act, Public Law 107-56, Title III, Sec. 358(g)(1)(A), Title V, Sec. 505(c), Oct. 26, 2001, 115 Stat. 327, 366]
<i>Disclosure to Foreign Antitrust Authority of Antitrust Evidence</i> (外国の反トラスト規制当局への反トラストの証拠の開示)	15 U.S.C., Chapter 88, Section 6201	司法省 / 連邦取引委員会 [International Antitrust Enforcement Assistance Act of 1994, Pub. L. 103-438, Sec. 2, Nov. 2, 1994, 108 Stat. 4597]

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
<p><i>Disclosures to Government Agencies for Counterterrorism Purposes</i> (テロ対策目的での政府機関への開示)</p>	<p>15 U.S.C., Chapter 41, Subchapter III, Section 1681 v</p>	<p>国土安全保障省 / テロ対策 [Fair Credit Reporting Act, Public Law 90-321, Title VI, Sec. 626; as added to by the USA Patriot Act, Public Law 107-56, Title III, Sec. 358(g)(1)(B), Oct. 26, 2001, 115 Stat. 327]</p>
<p><i>Disposition of Rights</i> (権利の譲渡)</p>	<p>35 U.S.C., Part II, Chapter 18, Section 202(c)(5)</p>	<p>商務省 特許権 [Government Patent Policy Act of 1980, Public Law 96-517, Sec. 6(a), Dec. 12, 1980, 94 Stat. 3020; amended by the Trademark Clarification Act of 1984, Public Law 98-620, Title V, Sec. 501(6), Nov. 8, 1984, 98 Stat. 3364-3366]</p>
<p><i>Dissemination of Unclassified Information</i> (非機密情報の伝達)</p>	<p>42 U.S.C., Chapter 23, Division A, Subchapter XI, Section 2168</p>	<p>エネルギー省 [Atomic Energy Act of Aug. 1, 1946, Ch. 724, Title I, Sec. 148, as added to by Public Law 97-90, Title II, Sec. 210(a)(1), Dec. 4, 1981, 95 Stat. 1169 and amended by Public Law 97-415, Sec. 17, Jan. 4, 1983, 96 Stat. 2076; renumbered Title I, Public Law 102-486, Title IX, Sec. 902(a)(8), Oct. 24, 1992, 106 Stat. 2944]</p>
<p><i>Employees of Nonappropriated Fund Instrumentalities: Reprisals</i> (厚生資金補助部門の職員 : 賠償金)</p>	<p>10 U.S.C., Subtitle A, Part II, Chapter 81, Section 1587(e)</p>	<p>国防総省 [Department of Defense Authorization Act, 1984, Public Law 98-94, Title XII, Sec. 1253(a)(1), Sept. 24, 1983, 97 Stat. 699; amended by the National Defense Authorization Act for Fiscal Year 1996, Public Law 104-106, Div. A, Title IX, Sec. 903(f)(3), Title X, Sec. 1040(a)-(d)(1), Feb. 10, 1996, 110 Stat. 402, 433]</p>

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
<i>Equal Employment Opportunities Enforcement Provisions</i> (雇用機会均等法執行規定)	42 U.S.C., Chapter 21, Subchapter 6, Section 2000e-5	雇用機会均等委員会 [Civil Rights Act of 1964, Public Law 88-352, Title VII, Sec. 706, July 2, 1964, 78 Stat. 259]
<i>Evidence, Procedure, and Certification for Payments</i> (支給のための証拠、手続き、および認証)	42 U.S.C., Chapter 7, Subchapter II, Section 405	社会保障番号 [Social Security Act of Aug. 14, 1935, Ch. 53 1, Title II, Sec. 205, 49 Stat. 624 as amended (e.g., Public Law 93-445 Title III, Sec. 302(a), 303, Oct. 16, 1974, 88 Stat. 1358 and Public Law 101-624, Title XVII, Sec. 1735(a), (b), Title XXII, Sec. 2201(b), (c), Nov. 28, 1990, 104 Stat. 3791, 3792, 3951, 3952)]

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
<p><i>Family Educational and Privacy Rights</i> (家庭教育およびプライバシーの権利)</p>	<p>20 U.S.C., Chapter 3 1, Section 1232g</p>	<p>教育省、学生 [Elementary and Secondary Education Amendments of 1967, Public Law 90-247, Title IV, Sec. 444, formerly Sec. 438, as added to by Elementary and Secondary Education Amendments Act of 1974, Public Law 93-380, Title V, Sec. 513(a), Aug. 21, 1974, 88 Stat. 571; amended by Public Law 93-568, Sec. 2(a), Dec. 3 1, 1974, 88 Stat. 1858; Public Law 96-46, Sec. 4(c), Aug. 6, 1979, 93 Stat. 342; the Student Right-To-Know and Campus Security Act of 1990, Public Law 101-542, Title II, Sec. 203, Nov. 8, 1990, 104 Stat. 2385 Pub. L. 102-325, Title XV, Sec. 1555(a), July 23, 1992, 106 Stat. 840; renumbered Sec. 444 and amended by Public Law 103-382, Title II, Sec. 212(b)(1), 249, 261(h), Oct. 20, 1994, 108 Stat. 3913, 3924, 3928; amended by the Higher Education Amendments of 1998, Public Law 105-244, Title IX, Sec. 951, 952, Oct. 7, 1998, 112 Stat. 1835, 1836 and the Campus Sex Crimes Prevention Act, Public Law 106-386, Div. B, Title VI, Sec. 1601(d), Oct. 28, 2000, 114 Stat. 1538]</p>
<p><i>Federal Parent Locator Service</i> (連邦政府の、親による子供の探索サービス)</p>	<p>42 U.S.C., Chapter 7, Subchapter IV, Part D, Section 653(b)(2)</p>	<p>保健福祉省 [Social Security Act of Aug. 14, 1935, Ch. 53 1, Title IV, Sec. 453, as added Public Law 93-647, Sec. 101(a), Jan. 4, 1975, 88 Stat. 2353 and amended by Public Law 105-33, Sec. 5534(a)(2)]</p>

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
<i>Fraud and Related Activity in Connection with Computers</i> (コンピュータに関連する不正および関連活動)	18 U.S.C., Part D, Chapter 47, Section 1030(a)(3)	[Computer Fraud and Abuse Act of 1986, Public Law 99-474, Sec. 2, Oct. 16, 1986, 100 Stat. 1213; as amended by the National Information Infrastructure Protection Act of 1996, Public Law 104-294, Title II, Sec. 201, Title VI, Sec. 604(b)(36), Oct. 11, 1996, 110 Stat. 3491, 3508]
<i>Fund for Rural America</i> (米国農村地域基金)	7 U.S.C., Chapter 55, Section 2204f(c)(1)(D)	農務省、財務省 [Federal Agriculture Improvement and Reform Act of 1996, Public Law 104-127, Title VII, Sec. 793, Apr. 4, 1996, 110 Stat. 1152]
<i>General Provisions</i> (一般規定)	7 U.S.C., Chapter 38, Subchapter II, Part E, Section 1636	農務省畜産報告 [The Farmers' Home Administration Act of 1946, Aug. 14, 1946, Ch. 966, Title II, Sec. 251, as added to by the Agricultural Appropriations Act of 1999, Public Law 106-78, Title IX, Sec. 911 (2), Oct. 22, 1999, 113 Stat. 1200]
<i>General Provisions Governing Discovery</i> (証拠開示手続きに関する一般規定)	Title V, Depositions and Discovery, Rule 26 (a)(1)(E) and (c)	国際貿易裁判所 [Rules and Forms of the U.S. Court of International Trade, Title V, Rule 26]
<i>General Provisions Respecting Control of Devices Intended for Human Use</i> (人間が使用するための機器の規制に関する一般規定)	21 U.S.C., Chapter 9, Subchapter V, Part A, Section 360j	保健福祉省 [Fair Labor Standards Act, June 25, 1938, Ch. 675, Sec. 520, as added to by the Medical Device Regulation Act, Public Law 94-295, Sec. 2, May 28, 1976, 90 Stat. 565]
<i>General Rules Regarding Provision of Assistance</i> (援助の提供に関する一般規則)	7 U.S.C., Chapter 88, Subchapter VI, Section 5906(d)	農務省 / 代替農業研究実用化公社 (Alternative Agricultural Research and Commercialization Corporation) [Food, Agriculture, Conservation, and Trade Act of

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
		1990, Public Law 101-624, Title XVI, Sec. 1662, Nov. 28, 1990, 104 Stat. 3764]
<i>Identifying Numbers</i> (識別番号)	26 U.S.C., Subtitle F, Chapter 61 Subchapter B, Section 6109	農務省 内国歳入庁 [The Internal Revenue Code Amendment of 1961, Public Law 87-397, Sec. 1(a), Oct. 5, 1961, 75 Stat. 828; amended by the Social Security Independence and Program Improvements Act of 1994, Public Law 103-296, Title III, Sec. 3 16(b), Aug. 15, 1994, 108 Stat. 1532; and the Minimum Wage Increase Act of 1996, Public Law 104- 188, Title I, Sec. 161 5(a)(2)(A), 1704(t)(42), Aug. 20, 1996, 110 Stat. 1853, 1889]
<i>Information</i> (情報)	30 U.S.C., Chapter 29, Section 1733	内務省 [Federal Oil and Gas Royalty Management Act of 1982, Public Law 97-451, Title II, Sec. 203, Jan. 12, 1983, 96 Stat. 2458]
<i>Information Collection</i> (情報収集)	16 U.S.C., Chapter 38, Subchapter V, Section 1881 a	商務省 水産業 [Interim Fisheries Zone Extension and Management Act, Public Law 94-265, Title IV, Sec. 402, as added to by the Fisheries Financing Act of 1996, Public Law 104-297, Title II, Sec. 203, Oct. 11, 1996, 110 Stat. 3607]
<i>Inspector General for Agency</i> (政府機関の監察官)	50 U.S.C., Chapter 15, Section 403q(e)(3)(A)	中央情報局 [Central Intelligence Agency Act of 1949, June 20, 1949, Ch. 227, Sec. 17, as added to by Pub. L. 102-496, Title VI, Sec. 601, Oct. 24, 1992, 106 Stat. 3187; and amended by the Intelligence Authorization Act for Fiscal Year 1993, Public Law 104-93, Title IV, Sec. 403, Jan. 6, 1996, 109 Stat. 969]

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
<p><i>Interagency Data Sharing</i> (政府機関どうしのデータ共有)</p>	<p>12 U.S.C., Chapter 16, Section 1828b</p>	<p>財務省 [Gramm-Leach-Bliley Act, Public Law 106- 102, Title I, Sec. 132, Nov. 12, 1999, 113 Stat. 1382]</p>
<p><i>Interception and Disclosure of Wire, Oral, or Electronic Communications Prohibited</i> (禁止された有線、口頭、または電子通信の傍受および開示)</p>	<p>18 U.S.C., Part I, Chapter 119, Section 2511</p>	<p>電話盗聴 [Omnibus Crime Control and Safe Streets Act of 1968, Public Law 90-351, Title III, Sec. 802, June 19, 1968, 82 Stat. 213 amended by District of Columbia Court Reform and Criminal Procedure Act of 1970, Public Law 91-358, Title II, Sec. 211(a), July 29, 1970, 84 Stat. 654; Foreign Intelligence Surveillance Act of 1978, Public Law 95-511, Title II, Sec. 201 (a)-(c), Oct. 25, 1978, 92 Stat. 1796, 1797; Cable Communications Policy Act of 1984, Public Law 98-549, Sec. 6(b)(2), Oct. 30, 1984, 98 Stat. 2804; Electronic Communications Privacy Act of 1986, Public Law 99-508, Title I, Sec. 10 1(b), (c)(1), (5), (6), (d), (f)((1)), 102, Oct. 21, 1986, 100 Stat. 1849, 1851-1853; Violent Crime Control Law Enforcement Act of 1994, Public Law 103-322, Title XXXII, Sec. 320901, Title XXXIII, Sec. 330016(1)(G), Sept. 13, 1994, 108 Stat. 2123, 2147; Communications Assistance for Law Enforcement Act, Public Law 103-4 14, Title II, Sec. 202(b), 204, 205, Oct. 25, 1994, 108 Stat. 4290, 4291; Public Law 104-294, Title VI, Sec. 604(b)(42), Oct. 11, 1996, 110 Stat. 3509; and the USA Patriot Act, Public Law 107-56, Title II, Sec. 204, 2 17(2), Oct. 26, 2001, 115 Stat. 281, 291]</p>

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
<i>Inspector General</i> (監察官)	22 U.S.C., Chapter 52, Subchapter II, Section 3929(f)	国務省 [Foreign Service Act of 1980, Public Law 96-465, Title I, Sec. 209, Oct. 17, 1980, 94 Stat. 2080]
<i>Investigations</i> (調査)	42 U.S.C., Chapter 21, Subchapter VI, Section 2000e-8	雇用機会均等委員会 [Public Law 88-352, Title VII, Sec. 709, July 2, 1964, 78 Stat. 262 and Public Law 92-261, Sec. 6, Mar. 24, 1972, 86 Stat. 107]
<i>Jurisdiction</i> (管轄権)	28 U.S.C., Part III, Chapter 44, Section 652(d)	裁判所 [Judicial Improvements and Access to Justice Act, Public Law 100-702, Title IX, Sec. 901(a), Nov. 19, 1988, 102 Stat. 4659; amended by the Alternative Dispute Resolution Act of 1998, Public Law 105- 315, Sec. 4, Oct. 30, 1998, 112 Stat. 2994]
<i>Limitations on access to financial records</i> (財務記録へのアクセスの制 限)	38 U.S.C., Part IV, Chapter 53, Section 53 19	復員軍人省 [Veterans' Benefits Act of 1992, Public Law 102-568, Title VI, Sec. 603(b)(1), Oct. 29, 1992, 106 Stat. 4342]
<i>Maps, Charts, and Geodetic Data: Public Availability; Exceptions</i> (地図、海図、および測地 データ : 一般公開 : 例外)	10 U.S.C., Subtitle A, Part I, Chapter 22, Subchapter II, Section 455	国防総省 [Intelligence Authorization Act, Fiscal Year 1991, Public Law 102-88, Title V, Sec. 502(a)(1), Aug. 14, 1991, 105 Stat. 435, Sec. 2796; amended by the National Imagery and Mapping Agency Act of 1996, Public Law 104-201, Div. A, Title XI, Sec. 1112(b), Sept. 23, 1996, 110 Stat. 2682; and the National Defense Authorization Act for Fiscal Year 1998, Public Law 105-85, Div. A, Title IX, Sec. 933(a), (b)(1), Nov. 18, 1997, 111 Stat. 1866]
<i>Miscellaneous Provisions</i> (雑規定)	12 U.S.C., Chapter 7A, Section 1141j	農業金融局 / 財務省

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
		[Agricultural Marketing Act, June 15, 1929, Ch. 24, Sec. 15, 46 Stat. 18]
<i>National Program of Cancer Registries</i> (米国がん登録制度)	42 U.S.C., Chapter 6A, Subchapter II, Part M, Section 280e	保健福祉省 / 公衆衛生局 [Public Health Service Act of July 1, 1944, Ch. 373, Title III, Sec. 399B, formerly Sec. 399H, as added Public Law 102-515, Sec. 3, Oct. 24, 1992, 106 Stat. 3372 renumbered Sec. 399B and amended by Public Law 106-3 10, Div. A, Title V, Sec. 502(2)(A), (B), Oct. 17, 2000, 114 Stat. 1115]
<i>Noncombatant Assistance to United Nations</i> (国連に対する非戦闘支援)	22 U.S.C., Chapter 7, Section 287d- 1(d)	国務省 [United Nations Participation Act of 1945, Dec. 20, 1945, ch. 583, Sec. 7, as added Oct. 10, 1949, Ch. 660, Sec. 5, 63 Stat. 735]
<i>Notice of Defendant's Intention to Disclose Classified Information</i> (被告人の機密情報開示に対する意思の通知)	18 U.S.C., Unlawful Possession or Receipt of Fire Arms, Section 1201 to 1203, Interstate Agreement on Detainers, Sec. 5	裁判所 [Classified Information Criminal Trial Procedures Act, Public Law 96-456, Sec. 5, Oct. 15, 1980, 94 Stat. 2026]
<i>Obligation to Make Royalty Payments</i> (権利使用料の支払い義務)	17 U.S.C., Chapter 10, Subchapter C, Section 1003(c)(2)	商務省 [Audio Home Recording Act of 1992, Public Law 102-563, Sec. 2, Oct. 28, 1992, 106 Stat. 4240]
<i>Obligations With Respect to Disclosures of Personal Information</i> (個人情報の開示に関する義務)	15 U.S.C., Chapter 94, Subchapter I, Section 6802	財務 [Gramm-Leach-Bliley Act a.k.a. Financial Modernization Act of 1999, Public Law 106-102, Title V, Sec. 502, Nov. 12, 1999, 113 Stat. 1437]
<i>Patents and Technical Information</i> (特許および技術情報)	22 U.S.C., Chapter 32, Subchapter III, Part I, Section 2356	国務省 国防総省 [Foreign Assistance Act of 1961, Public Law 87-195, Pt. III, Sec. 606, Sept. 4, 1961, 75 Stat. 440]

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
<i>Paul D. Coverdell Drug-Free Workplace Program</i> (ポールD カバーデル職場薬物汚染防止プログラム)	15 U.S.C., Chapter 14A, Section 654(c)	医療情報 [Small Business Act, Public Law 85-536, Sec. 2(27), as added to by the Small Business Administration Reauthorization and Amendments Act of 1990, Public Law 101-574, Title III, Sec. 310, Nov. 15, 1990, 104 Stat. 2831]
<i>Payment of Cost of Testing for Sexually Transmitted Diseases</i> (性感染症検査費用の補償)	42 U.S.C., Chapter 136, Subchapter III, Part E, Section 14011	法執行 [Violence Against Women Act of 1994, Public Law 103-322, Title IV, Sec. 40503, Sept. 13, 1994, 108 Stat. 1946 and Public Law 104-294, Title VI, Sec. 604(b)(1), Oct. 11, 1996, 110 Stat. 3506]
<i>Penalties for Disclosure of Information</i> (情報の開示に関する刑罰)	8 U.S.C., Chapter 12, Subchapter II, Part IX, Section 1367	司法省 [Illegal Immigration Reform and Immigrant Responsibility Act of 1996, Public Law 104-208, Div. C, Title III, Sec. 308(g)(8)(D), 384, Sept. 30, 1996, 110 Stat. 3009-624, 3009-652; as amended by Public Law 105-33, Title V, Sec. 5572(b), Aug. 5, 1997, 111 Stat. 641; and Public Law 106-386, Div. B, Title V, Sec. 1513(d), Oct. 28, 2000, 114 Stat. 1536]
<i>Permissive Provisions</i> (許容規定)	7 U.S.C., Chapter 79, Section 4810	農務省 [Food Security Act of 1985, Public Law 99-198, Title XVI, Sec. 1621, Dec. 23, 1985, 99 Stat. 1617]
<i>Permissive Terms and Conditions in Orders</i> (注文における許容条項)	7 U.S.C., Chapter 60, Section 2706	農務省 / 鶏卵委員会 (Egg Board) [Egg Research and Consumer Information Act, Public Law 93-428, Sec. 7, Oct. 1, 1974, 88 Stat. 1173]
<i>Petroleum Product Information</i> (石油製品情報)	33 U.S.C., Chapter 12, Subchapter I, Section 555a(d)	陸軍工兵隊 / 国防総省 [Water Resources Development Act of 1986, Public Law 99-662, Title IX,

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
		Sec. 919, Nov. 17, 1986, 100 Stat. 4192]
<i>Physical Protection of Special Nuclear Material: Limitation on Dissemination of Unclassified Information</i> (特殊核物質の物理的保護 : 非機密情報の伝達の制限)	10 U.S.C., Subtitle A, Part I, Chapter 3, Section 128	エネルギー省 [Department of Energy National Security and Military Applications of Nuclear Energy Authorization Act of 1988, Public Law 100- 180, Div. A, Title XI, Sec. 1123(a), Dec. 4, 1987, 101 Stat. 1149 as amended by the National Defense Authorization Act for Fiscal Year 1991, Public Law, Div. A, Title XIII, Sec. 1311(1), Nov. 5, 1990, 104 Stat. 1669]
<i>Privacy</i> (プライバシー)	15 U.S.C., Chapter 94	プライバシー [Gramm-Leach-Bliley Act a.k.a. Financial Modernization Act of 1999, Public Law 106- 102, Nov. 12, 1999]
<i>Privacy</i> (プライバシー)	5 U.S.C., Part I, Chapter 5, Subchapter II, Section 552a (<i>Administrative Procedure</i>)	プライバシー [Privacy Act of 1974, Public Law 93-579, Dec. 3 1, 1974]
<i>Prohibition on Release and Use of Certain Personal Information from State Motor Vehicle Records</i> (州の自動車記録からの特定個人情報の公開および使用の禁止)	18 U.S.C., Part I, Chapter 123, Section 2721	州 [Driver's Privacy Protection Act of 1994, Public Law 103-322, Title XXX, Sec. 300002(a), Sept. 13, 1994, 108 Stat. 2099 amended by Public Law 106-69, Title III, Sec. 350(c), (d), Oct. 9, 1999, 113 Stat. 1025; and Public Law 106-346, Sec. 101(a) (Title III, Sec. 309(c)-(e)), Oct. 23, 2000, 114 Stat. 1356, 1356A-24]
<i>Program Requirements</i> (プログラム要件)	42 U.S.C., Chapter 13, Section 1758	農務省 / 公衆衛生局 [Better Nutrition and Health for Children Act of 1994, Public Law 103-448, Sec. 108]
<i>Prohibition Against Disclosure of Information</i> (情報の開示の禁止)	42 U.S.C., Chapter 7, Subchapter XI, Part B, Section 1320c-9	保健福祉省 / 公衆衛生局 / 社会保障庁 [Social Security Act of Aug. 14,

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
		1935, Ch. 53 1, Title XI, Sec. 1160, as added to by Public Law 97-248, Title I, Sec. 143, Sept. 3, 1982, 96 Stat. 391 and amended by Public Law 99-509, Title IX, Sec. 9353(d)(1), Oct. 21, 1986, 100 Stat. 2047; Public Law 100-203, Title IV, Sec. 4039(h)(6), Dec. 22, 1987, as added to by Public Law 100-360, Title IV, Sec. 411 (e)(3), July 1, 1988, 102 Stat. 776; Public Law 101-508, Title IV, Sec. 4205(d)(1)(B), (e)(1), Nov. 5, 1990, 104 Stat. 1388-113, 1388-114; Public Law 103-432, Title I, Sec. 156(b)(2)(B), (4), Oct. 3 1, 1994, 108 Stat. 4441]
<i>Prohibition of Advance Disclosure of Funding Decisions</i> (資金援助決定の先行開示の禁止)	42 U.S.C., Chapter 44, Section 3537a	住宅都市開発省 [Department of Housing and Urban Development Act, Public Law 89-174, Sec. 12, as added to by Pub. L. 101-235, Title I, Sec. 103, Dec. 15, 1989, 103 Stat. 1995]
<i>Prohibition Against Disclosure of Information or Knowledge</i> (情報または知識の開示の禁止)	22 U.S.C., Chapter 7, Section 287t	国際通貨基金 [Participation in UNESCO, July 30, 1946, Ch. 700, Sec. 8, 60 Stat. 714]
<i>Prohibition of Public Disclosure of Proprietary Information</i> (専有情報の一般公開の禁止)	12 U.S.C., Chapter 46, Section 4546	財務省 [Federal Housing Enterprises Financial Safety and Soundness Act of 1992, Public Law 102-550, Title XIII, Sec. 1326, Oct. 28, 1992, 106 Stat. 3955]
<i>Protection of Trade Secrets and Other Information</i> (企業秘密およびそのほかの情報の保護)	7 U.S.C., Chapter 6, Subchapter II, Section 136h	農務省 / 環境保護庁 [Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act, June 25, 1947, Ch. 125, Sec. 10, as added to by Public Law 92-516, Sec. 2, Oct. 2 1, 1972, 86 Stat. 989; amended by the Federal

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
		Pesticide Act of 1995, Public Law 95-396, Sec. 15, Sept. 30, 1978, 92 Stat. 829; Public Law 98-620, Title IV, Sec. 402(4) (B), Nov. 8, 1984, 98 Stat. 3357; Public Law 100-532, Title VIII, Sec 801(f), Oct. 25, 1988, 102 Stat. 2682; and Public Law 102-237, Title X, Sec. 1006(b)(1), (2), (3)(J), Dec. 13, 1991, 105 Stat. 1895, 1896].
<i>Provision of Certain Counseling Services</i> (特定相談サービスの提供)	42 U.S.C., Chapter 6A, Subchapter XXIV, Section 300ff-62	保健福祉省 / 公衆衛生局 [Ryan White Comprehensive AIDS Resources Emergency Act of 1990, Public Law 101-381, Title III, Sec. 30 1(a), Aug. 18, 1990, 104 Stat. 610]
<i>Provisions</i> (規定)	22 U.S.C., Chapter 58, Subchapter III, Section 4833	国務省 [Omnibus Diplomatic Security and Antiterrorism Act of 1986, Public Law 99-399, Title III, Sec. 303, Aug. 27, 1986, 100 Stat. 859]
<i>Provisions Relating to Disclosures of Violations of Law, Gross Mismanagement, and Certain Other Matters</i> (法律違反、甚だしい管理不行き届き、およびその他の特定の事項の開示に関する規定)	5 U.S.C., Part II, Chapter 12, Subchapter II, Section 1213(h)	人事管理局 [Whistleblower Protection Act of 1989, Public Law 101-12, Sec. 3(a)(13), Apr. 10, 1989, 103 Stat. 21; as amended by the General Accounting Office Act of 1996, Public Law 104-3 16, Title I, Sec. 103(a), Oct. 19, 1996, 110 Stat. 3828]
<i>Public Access to Information</i> (情報への公衆アクセス)	33 U.S.C., Chapter 29, Section 1513	運輸省 / 国土安全保障省 [Public Law 93-627, Sec. 14, Jan. 3, 1975, 88 Stat. 2139]
<i>Public Disclosure</i> (一般公開)	7 U.S.C., Chapter 1, Section 12	商品先物取引委員会 [Grain Futures Act of Sept. 21, 1922, Ch. 369, Sec. 8, 42 Stat. 1003; amended by the Commodity Exchange Act of

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
		<p>June 15, 1936, Ch. 545, Sec. 2, 49 Stat. 1491; Public Law 90-258, Sec. 19(a), Feb. 19, 1968, 82 Stat. 32; Commodity Futures Trading Commission Act, Public Law 93-463, Title I, Sec. 103(a), (e), Oct. 23, 1974, 88 Stat. 1392; Public Law 95-405, Sec. 16, Sept. 30, 1978, 92 Stat. 873; Futures Trading Act of 1982, Public Law 97-444, Title II, Sec. 222, Jan. 11, 1983, 96 Stat. 2309; Futures Trading Practices Act of 1992, Public Law 102-546, Title II, Sec. 205, Title III, Sec. 304, 305, Title IV, Sec. 402(7), Oct. 28, 1992, 106 Stat. 3600, 3623, 3624; and Public Law 106-554, Sec. 1(a)(5) (Title I, Sec. 123(a)(18), Title II, Sec. 253(a)), Dec. 21, 2000, 114 Stat. 2763, 2763A-4 10, 2763A-449]</p>
<p><i>Public Disclosure of Final Orders and Agreements (Government Sponsored Enterprises)</i> (最終注文および契約の一般公開 (政府支援企業))</p>	<p>12 U.S.C., Chapter 46, Sections 4522, 4586 and 4639</p>	<p>財務省 [Federal Housing Enterprises Financial Safety and Soundness Act of 1992, Public Law 102-550, Title XIII, Sec. 1326, Oct. 28, 1992, 106 Stat. 3955]</p>
<p><i>Public Disclosure of Information</i> (情報の一般公開)</p>	<p>15 U.S.C., Chapter 47, Section 2055</p>	<p>消費者製品安全委員会 [Consumer Product Safety Act, Public Law 92-573, Sec. 6, Oct. 27, 1972, 86 Stat. 1212; amended by Public Law 97-35, Title XII, Sec. 1204, Aug. 13, 1981, 95 Stat. 713; the Orphan Drug Act of 1997, Public Law 97-414, Sec. 9(j)(1), Jan. 4, 1983, 96 Stat. 2064; and the Consumer Product Safety Improvement Act of 1990, Public Law 101-608, title I, Sec. 106, 112(c), Nov. 16, 1990, 104 Stat. 3 111, 3 116]</p>

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
<i>Recommendations by Promotion Boards</i> (振興委員会による勧告)	10 U.S.C., Subtitle E, Part III, Chapter 1403, Section 14108	国防総省 [Reserve Officer Personnel Management Act of 1994, Pub. L. 103-337, div. A, title XVI, Sec. 161 1, Oct. 5, 1994, 108 Stat. 2928]
<i>Recordkeeping, Inspections, Monitoring, and Entry</i> (記録管理、検査、監視、および記入)	42 U.S.C., Chapter 85, Subchapter I, Part A, Section 7414(c)	環境保護庁 [Clean Air Act of July 14, 1955, Ch. 360, Title I, Sec. 114, as added to by Public Law 91-604, Sec. 4(a), Dec. 3 1, 1970, 84 Stat. 1687]
<i>Records and Reports; Inspections</i> (記録および報告 : 検査)	33 U.S.C., Chapter 26, Subchapter III, Section 13 18(b)	水質汚染 [River and Harbor Act of 1948, June 30, 1948, Ch. 758, Title III, Sec. 308, as added to by the Water Pollution Control Act of 1972, Public Law 92-500, Sec. 2, Oct. 18, 1972, 86 Stat. 858; amended by the Water Quality Act of 1987, Public Law 100-4, Title III, Sec. 3 10, Title IV, Sec. 406(d)(1), Feb. 4, 1987, 101 Stat. 41, 73]
<i>Records Maintained on Individuals</i> (個人に関して保守される記録)	5 U.S.C., Part I, Chapter 5, Subchapter II, Section 552a	プライバシー法 [Privacy Act of 1974, Public Law 93-579, Dec. 3 1, 1974; amended by Public Law 94-183, Sec. 2(2), Dec. 3 1, 1975, 89 Stat. 1057; Debt Collection Act of 1982, Public Law 97-365, Sec. 2, Oct. 25, 1982, 96 Stat. 1749; Congressional Reports Elimination Act of 1982, Public Law 97-375, Title II, Sec. 201(a), (b), Dec. 21, 1982, 96 Stat. 1821; Public Law 97-452, Sec. 2(a)(1), Jan. 12, 1983, 96 Stat. 2478; Central Intelligence Agency Information Act, Public Law 98-477, Sec. 2(c), Oct. 15, 1984, 98 Stat. 2211; National Archives and Records Administration Act of 1984, Public Law 98-497, Title I, Sec.

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
		<p>107(g), Oct. 19, 1984, 98 Stat. 2292; Computer Matching and Privacy Protection Act of 1988, Public Law 100-503, Sec. 2-6(a), 7, 8, Oct. 18, 1988, 102 Stat. 2507-2514; Omnibus Budget Reconciliation Act of 1990, Public Law 101-508, Title VII, Sec. 720 1(b)(1), Nov. 5, 1990, 104 Stat. 1388-334; Omnibus Budget Reconciliation Act of 1993, Public Law 103-66, Title XIII, Sec. 13581(c), Aug. 10, 1993, 107 Stat. 611; Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996, Public Law 104-193, Title I, Sec. 110(w), Aug. 22, 1996, 110 Stat. 2175; Social Security-Medicare and Medicaid Coverage Data Bank Repeal, Public Law 104-226, Sec. 1(b)(3), Oct. 2, 1996, 110 Stat. 3033; General Accounting Office Act of 1996, Public Law 104-316, Title I, Sec. 115(g)(2)(B), Oct. 19, 1996, 110 Stat. 3835; Taxpayer Relief Act of 1997, Public Law 105-34, Title X, Sec. 1026(b)(2), Aug. 5, 1997, 111 Stat. 925; Federal Reports Elimination Act, Public Law 105-362, Title XIII, Sec. 1301(d), Nov. 10, 1998, 112 Stat. 3293; Tax Relief Extension Act of 1999, Public Law 106-170, Title IV, Sec. 402(a)(2), Dec. 17, 1999, 113 Stat. 1908.]</p>
<p><i>Regulation of Unfair and Deceptive Acts and Practices in Connection with Collection and Use of Personal Information from and About Children on the Internet</i> (インターネット上での子供の個人情報の収集および使用に関連する不正/欺まんな行為および慣例の規制)</p>	<p>15 U.S.C., Chapter 91, Section 6502(b)(2)(C)(ii)</p>	<p>インターネット [Children's Online Privacy Protection Act (15 U.S.C. §6501-6506), Public Law 105-277, Div. C, Title XIII, Sec. 1303, Oct. 21, 1998, 112 Stat. 2681-730]</p>

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
<i>Reporting of Suspicious Transactions</i> (不審な取引の報告)	31 U.S.C., Subtitle IV, Chapter 53, Subchapter II, Section 5318(g)(2)	財務 [Money Laundering Suppression Act of 1994, Public Law 103-325, Section 413(b)(1), Sept. 23, 1994, 108 Stat. 2245, 2252, 2254]
<i>Reporting Requirements; Disclosure of Information</i> (報告要件 : 情報の開示)	16 U.S.C., Chapter 16C, Section 973j	商務省 [South Pacific Tuna Act of 1988, Public Law 100-330, Sec. 12, June 7, 1988, 102 Stat. 599]
<i>Reports of Information Regarding Safety and Soundness of Depository Institutions</i> (預金金融機関の安全性および健全性に関する情報の報告)	12 U.S.C., Chapter 16, Section 1831m-1(a)(2)(B)	財務 [Annunzio-Wylie Anti-Money Laundering Act of 1992, Public Law 102-550, Title XV, Sec. 1542, Oct. 28, 1992, 106 Stat. 4067]
<i>Reports; Recordkeeping; Investigations</i> (報告 : 記録管理 : 調査)	29 U.S.C., Chapter 30, Subchapter V, Section 2935(a)(4)(B)(i)	労働省 [Twenty-First Century Workforce Commission Act, Public Law 105-220, Title I, Sec. 185, Aug. 7, 1998, 112 Stat. 1046]
<i>Requests by Authorized Investigative Agencies</i> (指定調査機関による要求)	50 U.S.C., Chapter 15, Section 436(b) and (e)	諜報コミュニティ [National Security Act of 1947, July 26, 1947, Ch. 343, Title VIII, Sec. 802, as added to by the Counterintelligence and Security Enhancements Act of 1994, Public Law 103-359, Title VIII, Sec. 802(a), Oct. 14, 1994, 108 Stat. 3436]
<i>Required Terms in Orders</i> (注文における必須条項)	7 U.S.C., Chapter 101, Subchapter V, Section 7484	農務省 / ポップコーン協議会 (Popcorn Board) [Agriculture Improvement and Reform Act of 1996, Public Law 104-127, Title V, Sec. 575, Apr. 4, 1996, 110 Stat. 1077]
<i>Required Terms of Order; Agreements Under Order; Records</i> (注文書の必須条項 : 注文書に基づく契約 : 記録)	7 U.S.C., Chapter 76, Subchapter II, Section 4534	農務省 / 全国乳製品調査基金協会 (National Dairy Research Endowment Institute) [Dairy Production Stabilization Act of 1983, Public Law 98-180, Title I, Sec. 133, as added to by the Food Security Act of 1985, Public Law 99-198, Title I, Sec. 121, Dec. 23, 1985, 99 Stat. 121, Dec. 23, 1985, 99 Stat. 121]

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
		1369]
<i>Research on Transplantation of Fetal Tissue</i> (胎児組織移植に関する調査)	42 U.S.C., Chapter 6A, Subchapter III, Part H, Section 289g- 1(d)(2)	保健福祉省 / 国立衛生研究所 [Public Health Service Act of July 1, 1944, Ch. 373, Title IV, Sec. 498A, as added to by Public Law 103-43, Title I, Sec. 111, June 10, 1993, 107 Stat. 129]
<i>Restriction of Access by Minors to Materials Commercially Distributed by Means of World Wide Web that are Harmful to Minors</i> (ワールドワイドウェブによって商業配布される、未成年者に有害な題材への未成年者のアクセスの制限)	47 U.S.C., Chapter 5, Subchapter II, Part I, Section 23 1	[Communications Act of 1934, June 19, 1934, Ch. 652, Title II, Sec. 23 1, as added to by the Children's Online Privacy Protection Act of 1998, Public Law 105-277, Div. C, Title XIV, Sec. 1403, Oct. 21, 1998, 112 Stat. 2681-736]
<i>Restrictions on Disclosing and Obtaining Contractor Bid or Proposal Information or Source Selection Information</i> (請負業者の入札または提案情報あるいは供給者選定情報の開示および取得の制限)	41 U.S.C., Chapter 7, Section 423	[Office of Federal Procurement Policy Act, Public Law 93-400, Sec. 27, as added to by Office of Federal Procurement Policy Act Amendments of 1988, Public Law 100-679, Sec. 6(a), Nov. 17, 1988, 102 Stat. 4063 and amended by the National Defense Authorization Act for Fiscal Years 1990 and 1991, Public Law 101-189, Div. A, Title VIII, Sec. 814(a)-(d)(1), Nov. 29, 1989, 103 Stat. 1495-1498; National Defense Authorization Act for Fiscal Year 1991, Public Law 101-510, Div. A, Title XIV, Sec. 1484(l)(6), Nov. 5, 1990, 104 Stat. 1720; Persian Gulf Conflict Supplemental Authorization and Personnel Benefits Act of 1991, Public Law 102-25, Title VII, Sec. 705(i), Apr. 6, 1991, 105 Stat. 121; Federal Acquisition Streamlining Act of 1994, Public Law 103-355, Title VIII, Sec. 8301(e), Oct. 13, 1994, 108 Stat. 3397; and the Federal Acquisition Reform Act of

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
		1996, Public Law 104- 106, Div. D, Title XLIII, Sec. 4304(a), Feb. 10, 1996, 110 Stat. 659]
<i>Right to Financial Privacy</i> (金融プライバシーの権利)	12 U.S.C., Chapter 35	[Right to Financial Privacy Act of 1978, Public Law 95-630, Nov. 10, 1978]
<i>Rules and Regulations</i> (規則および規制)	22 U.S.C., Chapter 46, Section 3 104(c)	国務省 [International Investment Survey Act, Public Law 94-472, Sec. 5, Oct. 11, 1976, 90 Stat. 2062; amended by the Foreign Direct Investment and International Financial Data Improvements Act of 1990, Public Law 10 1-533, Sec. 6(d), (e), 7(a), Nov. 7, 1990, 104 Stat. 2349]
<i>Safeguards Information</i> (セーフガードの対象となる情報)	42 U.S.C, Chapter 23, Division A, Subchapter XI, Section 2167	エネルギー省 [Atomic Energy Act of Aug. 1, 1946, Ch. 724, Title I, Sec. 147, as added to by Public Law 96-295, Title II, Sec. 207(a)(1), June 30, 1980, 94 Stat. 788; renumbered Title I, Public Law 102-486, Title IX, Sec. 902(a)(8), Oct. 24, 1992, 106 Stat. 2944]
<i>Safety Performance History of New Drivers; Limitation on Liability</i> (新規免許取得者の安全運転歴：責任制限)	49 U.S.C., Subtitle I, Chapter 5, Subchapter I, Section 508(b)	トラック運送業者 [Transportation Equity Act for the 21st Century, Public Law 105-178, Title IV, Sec. 4014(a)(1), June 9, 1998, 112 Stat. 409]
<i>Secrecy</i> (秘密保持)	Federal Rules of Criminal Procedure, Rule 6(e)	大陪審
<i>Security and Law Enforcement in Property Under the Jurisdiction of the Department of Veterans Affairs</i> (復員軍人省の管轄下にある資産におけるセキュリティおよび法執行)	38 U.S.C., Chapter 9	復員軍人省 [Department of Veterans Affairs Codification Act, Public Law 102-83, Sec. 2(a), Aug. 6, 1991, 105 Stat. 397]
<i>Security and Research and Development Activities</i> (セキュリティおよび研究開発活動)	49 U.S.C., Subtitle VII, Part A, Subpart i, Chapter 401, Section 401 19(b)(1)	連邦航空局 [Public Law 103-272, Sec. 1(e), July 5, 1994, 108 Stat. 1117]

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
<i>Special Provisions Concerning the Department of Justice</i> (司法省に関する特別規定)	5 U.S.C., Appendix 2, Federal Advisory Committee Act, Section 8E	司法省 [Federal Advisory Committee Act, Public Law 92-463, Oct. 6, 1972, 86 Stat. 770; as amended by the Government in the Sunshine Act, Public Law 94-409, Sec. 5(c), Sep. 13, 1976, 90 Stat. 1247; Public Law 96-523, Sec. 2, Dec. 12, 1980, 94 Stat. 3040; and the Congressional Reports Elimination Act of 1982, Public Law 97-375, Title II, Sec. 201(c), Dec. 21, 1982, 96 Stat. 1822]
<i>Special Provisions Concerning the Department of the Treasury</i> (財務省に関する特別規定)	5 U.S.C., Federal Advisory Committee Act, Section 8D	財務省 [Federal Advisory Committee Act, Public Law 92-463, Oct. 6, 1972, 86 Stat. 770; as amended by the Government in the Sunshine Act, Public Law 94-409, Sec. 5(c), Sep. 13, 1976, 90 Stat. 1247; Public Law 96-523, Sec. 2, Dec. 12, 1980, 94 Stat. 3040; and the Congressional Reports Elimination Act of 1982, Public Law 97-375, Title II, Sec. 201(c), Dec. 21, 1982, 96 Stat. 1822]
<i>Submission of Purchase Intentions by Cigarette Manufacturers</i> (タバコ製造業者による購入意思の開陳)	7 U.S.C., Chapter 35, General Provisions, Section 13 14g(c)	農務省 [Agricultural Adjustment Act of 1938, Feb. 16, 1938, Ch. 30, Title III, Sec. 320A, as added to by Public Law 99-272, Title I, Sec. 1103(d), Apr. 7, 1986, 100 Stat. 88]
<i>Transition Period</i> (移行期間)	45 U.S.C., Chapter 21, Section 1204 (b)	運輸省 鉄道 [Alaska Railroad Transfer Act of 1982, Public Law 97-468, Title VI, Sec. 605(b), Jan. 14, 1983, 96 Stat. 2562, 2563]
<i>Unauthorized Disclosure of Information</i> (情報の許可されない開示)	26 U.S.C., Subtitle F, Chapter 75, Subchapter A, Part I, Section 7213	財務省 / 内国歳入庁 [Internal Revenue Code, Public Law 83-591, Aug. 16, 1954, Ch. 736, 68A Stat. 855; Technical Amendments Act of 1958,

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
		<p>Public Law 85-866, Title I, Sec. 90(c), Sept. 2, 1958, 72 Stat. 1666; Social Security Amendments of 1960, Public Law 86-778, Title I, Sec. 103(s), Sept. 13, 1960, 74 Stat. 940; Tax Reform Act of 1976, Public Law 94-455, Title XII, Sec. 1202(d), (h)(3), Oct. 4, 1976, 90 Stat. 1686, 1688; Revenue Act of 1978, Public Law 95-600, Title VII, Sec. 701 (bb)(1)(C), (6), Nov. 6, 1978, 92 Stat. 2922, 2923; Food Stamp Act Amendments of 1980, Public Law 96-249, Title I, Sec. 127(a)(2)(D), May 26, 1980, 94 Stat. 366; Public Law 96-265, Title IV, Sec. 408(a)(2)(D), June 9, 1980, 94 Stat. 468, as amended; Omnibus Reconciliation Act of 1980, Public Law 96-499, Title III, Sec. 3 02(b), Dec. 5, 1980, 94 Stat. 2604; Social Security Act Titles IV, XVI and XVIII Amendment, Pub. L. 96-6 11, Sec. 11(a)(4)(A), Dec. 28, 1980, 94 Stat. 3574; Tax Equity and Fiscal Responsibility Act of 1982, Pub. L. 97-248, Title III, Sec. 356(b)(2), Sept. 3, 1982, 96 Stat. 645; Debt Collection Act of 1982, Public Law 97-365, Sec. 8(c)(2), Oct. 25, 1982, 96 Stat. 1754; Deficit Reduction Act of 1984, Public Law 98-3 69, Div. A, Title IV, Sec. 453(b)(4), Div. B, Title VI, Sec. 2653(b)(4), July 18, 1984, 98 Stat. 820, 1156; Child Support Enforcement Amendments of 1984, Public Law 98-378, Sec. 21(f)(5), Aug. 16, 1984, 98 Stat. 1326; Family Support Act of 1988, Public Law 100-485, Title VII, Sec. 701(b)(2)(C), Oct. 13,</p>

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
		1988, 102 Stat. 2426; Technical and Miscellaneous Revenue Act of 1988, Public Law 100-647, Title VIII, Sec. 8008(c)(2)(B), Nov. 10, 1988, 102 Stat. 3787; Omnibus Budget Reconciliation Act of 1989, Public Law 101-239, Title VI, Sec. 6202(a)(1)(C), Dec. 19, 1989, 103 Stat. 2228; Omnibus Budget Reconciliation Act of 1990, Public Law 101-508, Title V, Sec. 511 1(b)(3), Nov. 5, 1990, 104 Stat. 1388-273; Taxpayer Bill of Rights 2, Public Law 104-168, Title XII, Sec. 1206(b)(5), July 30, 1996, 110 Stat. 1473; Balanced Budget Act of 1997, Public Law 105-33, title XI, Sec. 11024(b)(8), Aug. 5, 1997, 111 Stat. 722; Taxpayer Browsing Protection Act, Public Law 105-35, Sec. 2(b)(1), Aug. 5, 1997, 111 Stat. 1104; and the Internal Revenue Service Restructuring and Reform Act of 1998, Public Law 105-206, title III, Sec. 34 13(b), July 22, 1998, 112 Stat. 754]
<i>Unlawful Disclosure of Information</i> (情報の不法開示)	49 U.S.C., Subtitle IV, Part C, Chapter 161, Section 16103	運輸省 パイプライン輸送業者 [ICC Termination Act of 1995, Public Law 104-88, Title I, Sec. 106(a), Dec. 29, 1995, 109 Stat. 93 1]
<i>Unlawful Possession or Receipt of Firearms, Federal Rules of Criminal Procedure, The Grand Jury</i> (小火器の不法所持または受領、連邦刑事訴訟規則、大陪審)	18 U.S.C., Sections 1201-1203, Sec. 16, I, Rule 6	裁判所 [Advisory Committee on Rules: 1944; Advisory Committee on Rules Amendment Feb. 28, 1966; Advisory Committee on Rules Amendment Apr. 24, 1972; Advisory Committee on Rules Amendments Apr. 26 and July 8, 1976 (amended by Public Law 95-78, Sec. 2(a), July 30, 1977, 91 Stat. 319); Advisory Committee on Rules

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
		Amendment Apr. 30, 1979; Advisory Committee on Rules Amendment Apr. 28, 1983; amended by Public Law 98-473, Title II, Sec. 21 5(f), Oct. 12, 1984, 98 Stat. 2016; Advisory Committee on Rules Amendment Apr. 29, 1985; USA Patriot Act, Pubic Law 107-56, Title II, Sec. 203(a), Oct. 26, 2001, 115 Stat. 278]
<i>Verification of Compliance</i> (適合の検証)	22 U.S.C., Chapter 35, Subchapter III, Section 2577d	国務省 [Arms Control and Disarmament Act, Public Law 87-297, Title III, Sec. 306, formerly Sec. 37, as added to by Arms Control and Disarmament Act Amendments, Public Law 95-108, Sec. 4, Aug. 17, 1977, 91 Stat. 871; amended by Arms Control and Nonproliferation Act of 1994, Public Law 103-236, Title VII, Sec. 712, Apr. 30, 1994, 108 Stat. 495 renumbered Sec. 306 and amended by Public Law 105-277, Div. G, Subdiv. A, title XII, Sec. 1223(11), (21), Oct. 21, 1998, 112 Stat. 2681-770, 2681-772]
<i>Voluntary Disclosure of Customer Communications or Records</i> (顧客通信または記録の自発的開示)	18 U.S.C., Part I, Chapter 121, Section 2702	[Electronic Communications Privacy Act of 1986, Public Law 99-508, Title II, Sec. 201 ((a)), Oct. 2 1, 1986, 100 Stat. 1860; amended by Public Law 100-690, Title VII, Sec. 7037, Nov. 18, 1988, 102 Stat. 4399; Protection of Children From Sexual Predators Act of 1998, Public Law 105-3 14, Title VI, Sec. 604(b), Oct. 30, 1998, 112 Stat. 2984; and the USA Patriot Act, Public Law 107-56, title II, Sec. 212(a)(1), Oct. 26, 2001, 115 Stat. 284]

表 6 : 法律上の情報開示禁止事項

条項のサブジェクト/見出し	合衆国法典の引用	政府機関/活動 [リファレンス]
<i>Written Evaluations</i> (書面評価)	12 U.S.C., Chapter 30, Section 2906	財務省 / 通貨監督庁 / 連邦準備 制度 / 連邦預金保険公社 [Housing and Community Development Act, Public Law 95-128, Title VIII, Sec. 807, as added to by the Financial Institutions Reform, Recovery, and Enforcement Act of 1989, Public Law 101-73, Title XII, Sec. 1212(b), Aug. 9, 1989, 103 Stat. 527 and amended by the Foreign Bank Supervision Enhancement Act of 1991, Public Law 102-242, Title II, Sec. 222, Dec. 19, 1991, 105 Stat. 2306]
<i>Wrongful Disclosure of Information</i> (情報の不正開示)	13 U.S.C., Chapter 7, Subchapter I, Section 214	国勢調査局 国勢調査情報 [Census Act, Aug. 3 1, 1954, Ch. 1158, 68 Stat. 1023; Public Law 94-521, Sec. 12(a), Oct. 17, 1976, 90 Stat. 2464; and the Census Address List Improvement Act of 1994, Public Law 103-430, Sec. 2(c), Oct. 3 1, 1994, 108 Stat. 4394]
<i>Wrongful Disclosure of Individually Identifiable Health Information</i> (個人を特定できる医療情報 の不正開示)	42 U.S.C., Chapter 7, Subchapter XI, Section 1320d-6	[Social Security Act of Aug. 14, 1935, Ch. 53 1, Title XI, Sec. 1177, as added to by the Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996 (HIPAA), Public Law 104-191, Title II, Sec. 262(a), Aug. 2 1, 1996, 110 Stat. 2029]
<i>Wrongful Disclosure of Video Tape Rental or Sale Records</i> (ビデオテープレンタル または販売記録の不正開示)	18 U.S.C., Part 1, Chapter 121, Section 2710	[Video Privacy Protection Act of 1988, Public Law 100-618, Sec. 2(a)(2), Nov. 5, 1988, 102 Stat. 3 195]

E.2 行政命令

E.2.1 行政管理予算局（OMB）覚え書きおよび指針

- (a) 1996年2月のOMB回覧書A-130付録III
サブジェクト：Security of Federal Automated Information Resources
[<http://csrc.nist.gov/secplcy/a130app3.txt> の本文を参照]
- (b) 1997年11月3日のOMB覚え書き
MEMORANDUM FOR THE CHIEF INFORMATION SECURITY OFFICERS
サブジェクト：Privacy Act Responsibilities for Implementing the Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996
[<http://www.whitehouse.gov/omb/inforeg/infopoltech.html> の本文を参照]
- (c) 1999年1月7日のOMB M-99-05
MEMORANDUM FOR HEADS OF DEPARTMENTS AND AGENCIES
サブジェクト：Instructions on complying with President's Memorandum of May 14, 1998, "Privacy and Personal Information in Federal Records"
[<http://www.whitehouse.gov/omb/memoranda/m99-05.html> の本文を参照]
- (d) 1999年6月2日のOMB M-99-18
MEMORANDUM FOR THE HEADS OF EXECUTIVE DEPARTMENTS AND AGENCIES
サブジェクト：Privacy Policies on Federal Web Sites
[<http://csrc.nist.gov/policies/privacypol.pdf> の本文を参照]
- 連邦政府機関は、個人情報収集の際に個人のプライバシーの権利を保護しなければならない。これは、プライバシー法（5 U.S.C. 552a）および1996年2月20日付けOMB Circular No. A-130「Management of Federal Information Resources」（61 Fed. Reg. 6428）によって義務づけられており、1995年6月6日に情報インフラストラクチャタスクフォース（Information Infrastructure Task Force）によって公開された「*Principles for Providing and Using Personal Information*」によって裏づけられている。プライバシー方針の公表は、個人がインターネットを利用する際に個人情報がどのように取り扱われるかについて警告と選択、ひいては信頼を確実に得るために役立つ。
- (e) 1999年6月23日のOMB M-99-20
MEMORANDUM FOR THE HEADS OF DEPARTMENTS AND AGENCIES
サブジェクト：Security of Federal Automated Information Resources
[<http://www.whitehouse.gov/omb/memoranda/m99-20.html> の本文を参照]
- (f) 2000年6月22日のOMB M-00-13
MEMORANDUM FOR THE HEADS OF EXECUTIVE DEPARTMENTS AND AGENCIES
サブジェクト：Privacy Policies and Data Collection on Federal Web Sites
[<http://www.whitehouse.gov/omb/memoranda/m00-13.html> の本文を参照]
- (g) 2000年9月25日のOMB M-00-15
MEMORANDUM FOR THE HEADS OF DEPARTMENTS AND AGENCIES

サブジェクト：OMB Guidance on Implementing the Electronic Signatures in Global and National Commerce Act

[<http://www.whitehouse.gov/omb/memoranda/m00-15.html> の本文は、完全性影響判断に影響を及ぼす]

(h) 2000 年 12 月 20 日の OMB M-01-05

MEMORANDUM FOR HEADS OF EXECUTIVE DEPARTMENTS AND AGENCIES

サブジェクト：Guidance on Inter-agency Sharing of Personal Data – Protecting Personal Privacy

[<http://www.whitehouse.gov/omb/memoranda/m01-05.html> の本文を参照]

(i) 2001 年 1 月 16 日の OMB M-01-08

MEMORANDUM FOR THE HEADS OF EXECUTIVE DEPARTMENTS AND AGENCIES

サブジェクト：Guidance on Implementing the Government Information Security Reform Act

[<http://csrc.nist.gov/policies/actmemo-guid.pdf> の本文を参照]

(j) 2001 年 10 月 15 日の OMB 覚え書き

MEMORANDUM TO CHIEF INFORMATION OFFICERS AND PROGRAM

サブジェクト：Guidance on the Release of Security Act Reports

[<http://csrc.nist.gov/policies/memo-ciopo.txt> の本文を参照]

(k) 2002 年 2 月 22 日の OMB 指針

Guidelines for Ensuring and Maximizing the Quality, Objectivity, Utility, and Integrity of Information Disseminated By Federal Agencies (*Federal Register*, Notices, Vol. 67, No. 36, 8452)

[<http://www.whitehouse.gov/omb/fedreg/reproducible2.pdf> の本文を参照]

(l) 2003 年 8 月 1 日の OMB M-03 -18

MEMORANDUM TO ALL DEPARTMENT AND AGENCY HEADS

サブジェクト：Implementation Guidance for the E-Government Act of 2002

[<http://www.whitehouse.gov/omb/memoranda/m03-18.pdf> の特に情報セキュリティおよびプライバシーに関する本文を参照]

(m) 2003 年 8 月 6 日の OMB M-03-19

MEMORANDUM FOR HEADS OF EXECUTIVE DEPARTMENTS AND AGENCIES

サブジェクト：Reporting Instructions for the Federal Information Security Management Act and Updated Guidance on Quarterly IT Security Reporting

[<http://www.whitehouse.gov/omb/memoranda/m03-19.pdf> の本文を参照]

(n) 2003 年 9 月 26 日の OMB M-03-22

MEMORANDUM FOR HEADS OF EXECUTIVE DEPARTMENTS AND AGENCIES

サブジェクト：OMB Guidance for Implementing the Privacy Provisions of the E-Government Act of 2002

[<http://www.whitehouse.gov/omb/memoranda/m03-22.html> の本文を参照]

- (o) 2003年12月16日のOMB M-04-04
MEMORANDUM TO THE HEADS OF ALL DEPARTMENTS AND AGENCIES
サブジェクト：E-Authentication Guidance for Federal Agencies
[<http://www.whitehouse.gov/omb/memoranda/fy04/m04-04.pdf> の本文は、完全性影響判断に影響を及ぼす可能性がある]
- (p) 2004年4月14日のOMB 回覧書 A-130 改訂 (Transmittal Memorandum No. 4)
MEMORANDUM FOR HEADS OF EXECUTIVE DEPARTMENTS AND AGENCIES
サブジェクト：Management of Federal Information Resources
[<http://www.whitehouse.gov/omb/circulars/a130/a130trans4.html> を参照。特に付録 I のプライバシー要件に注意]

E.2.2 大統領指令および大統領令

- (a) 1953年4月27日の大統領令第10450号
SECURITY REQUIREMENTS FOR GOVERNMENT EMPLOYEES
[EO 10450, Apr. 27, 1953, 18 F.R. 2489, as amended by Ex. Ord. No. 10491, Oct. 15, 1953, 18 F.R. 6583; Ex. Ord. No. 10531, May 27, 1954, 19 F.R. 3069; Ex. Ord. No. 10548, Aug. 3, 1954, 19 F.R. 4871; Ex. Ord. No. 10550, Aug. 6, 1954, 19 F.R. 4981; Ex. Ord. No. 11605, July 2, 1971, 36 F.R. 12831; Ex. Ord. No. 11785, June 4, 1974, 39 F.R. 20053; Ex. Ord. No. 12107, Dec. 28, 1978, 44 F.R. 1055]
[<http://www.dss.mil/nf/adr/10450/eo10450F.htm> を参照]

セクション 8 (a) 本命令に従って実行される調査は、調査対象者の連邦機関における雇用または雇用の維持が国家的セキュリティの利益と明らかに一致するかどうかに関する情報を作成することを目的とするものでなければならない。当該情報は以下のことに関連していなければならないが、これらに限定してはならない。

- (6) 任意の人へのセキュリティ情報の意図的かつ許可されない開示、またはその開示が法律によって禁止されたそのほかの情報の意図的かつ許可されない開示、あるいはセキュリティ規制の故意による違反または無視

- (b) 1978年3月27日の大統領令第12046号
RELATING TO THE TRANSFER OF TELECOMMUNICATIONS FUNCTIONS
[http://www.archives.gov/federal_register/codification/executive_order/12046.html を参照]
- 2-405. 商務長官は、行政府の電気通信活動の調整を提供しなければならず、かつ相互運用性、プライバシー、セキュリティ、使用周波数帯、緊急時即応態勢およびそのほかを含む、当該活動に関する方針および基準の策定を支援しなければならない。
- (c) 1988年11月18日の大統領令第12656号
ASSIGNMENT OF EMERGENCY PREPAREDNESS RESPONSIBILITIES
[http://www.archives.gov/federal_register/codification/executive_order/12656.html を参照。
EO 13074, February 9, 1998; EO 13228, October 8, 2001; EO 13286, February 28, 2003 による改正規定]

セクション 201. 一般。連邦の各省庁および政府機関の長は、必要に応じて以下のことを行わなければならない。

- (12) 国家安全保障上の緊急事態の発生時において、連邦官報による公表のために国立公文書館館長に、または緊急事態における連邦官報の維持を目的とする各政府機関に、議会立法、大統領声明、大統領令、規制、そのほかの活動の通知を提供する能力を保证する。

セクション 701. 指揮責任。エネルギー長官は、パート 1 および 2 で扱われている該当する責任に加えて、以下のことを行わなければならない。

- (1) 能力開発を含む、国家安全保障上の緊急事態への対応計画作成を実施し、以下を含めたエネルギーおよび資源全般に関する活動プログラムを運営する。
 - (a) 連邦、州、およびエネルギー産業の担当官との協力による、エネルギー需給状況ならびにエネルギー供給システムにきわめて重要な原材料およびサービスに関する要件とその可用性に関する情報の提供。

セクション 1101. 指揮責任。合衆国司法長官は、パート 1 および 2 で扱われている該当する責任に加えて、以下のことを行わなければならない。

- (6) 国家安全保障上の緊急事態の発生時における法執行、政府の継続性、および法的権限の行使に関して、連邦の司法部門および連邦の立法部門に情報と支援を提供する。

セクション 1802. 支援責任。一般調達局長官は、国家安全保障上の緊急事態の発生時に不可欠な自動情報処理機能の運用および保守に関する連邦省庁および政府機関の支援計画を作成しなければならない。

- (d) 1992 年 7 月 22 日の大統領令第 12812 号
DECLASSIFICATION AND RELEASE OF MATERIALS PERTAINING TO PRISONERS OF WAR AND MISSING IN ACTION
[<http://www.dtic.mil/dpmo/foia/eo12812.htm> を参照]

セクション 2. あらゆる行政省庁および政府機関は、その開示が明らかに帰還者、POW および MIA の家族、またはそのほかの人の個人のプライバシーの許可されない侵害となる、あるいは行政府の審議プロセスの障害となるであろうものを除き、セクション 1 に従って機密解除された文書、ファイル、およびそのほかの資料を公開しなければならない。

- (e) 1993 年 8 月 5 日の大統領決定指令 PDD/NSC-12
サブジェクト：Security Awareness and Reporting of Foreign Contacts
[<http://www.usaid.gov/policy/ads/500/pdd-nsc-12.pdf> を参照]

大統領決定指令 / NSC-12 により、全政府職員は、以下の場合、職員の公務活動の範囲内か範囲外かを問わず、あらゆる国籍の個人との接触全般について報告することが義務づけられる。

- 機密または機密にかかわる情報への違法または許可されないアクセスを求められている。
- 職員が外国団体によって実際につけこまれている、またはつけこまれる対象となっていることが懸念される。

政府職員は、各自が入手を許可されていない機密にかかわる情報の提供を要求される話し合いを持った場合、直ちに報告しなければならない。確信がない場合は、所属政府機関のセキュリティ部門が、情報を査定できる要員を持っているか知っており、潜在的な対敵諜報の脅威が存在するかどうかを判断する。

(f) 1995年2月24日の大統領令第12951号

RELEASE OF IMAGERY ACQUIRED BY SPACE-BASED NATIONAL INTELLIGENCE RECONNAISSANCE SYSTEMS

[http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=1995_register&docid=fr28fe95-133.pdf を参照]

セクション 1. 過去の諜報の一般公開

画像。Corona、Argon、および Lanyard ミッションとして知られる宇宙ベースの国家情報偵察システムによって得られた画像は、本命令の日付から 18 か月以内に、機密解除して国立公文書館に転送するとともに、中央情報長官および国立公文書館館長によって承認された手順に従って、内務省の米国地質調査局にそのコピーを送付しなければならない。転送した時点で、当該画像は機密解除されたものとみなされ、一般公開されなければならない。

セクション 3. 一般規定。(a) 本命令は、宇宙ベースの国家情報偵察システムによって取得された画像を一般公開するための包括的かつ排他的なシステムを規定する。本命令は、情報自由法セクション 552(b)(1)の目的に従った画像の一般公開を規定する、排他的な大統領令である。

(g) 1995年4月17日の大統領令第12958号

CLASSIFIED NATIONAL SECURITY INFORMATION

[<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2003/03/20030325-11.html> を参照]

セクション 3.7. 要求およびレビューの処理。情報自由法、1974年プライバシー法、または本命令の強制レビュー規定に基づく情報請求を受けて、あるいは本命令の自動機密解除または系統的レビュー規定に従って、

- (a) 政府機関は、その有無の事実自体が本命令のもとで機密扱いであるときはいつでも、要求された情報の有無の確認を拒否するか、あるいは否定してもよい。
- (b) 政府機関は、当初はほかの政府機関によって機密扱いされていた情報を含む保管文書の要求を受けたとき、または本命令の自動機密解除または系統的レビュー規定の過程にある当該文書に遭遇したときには、あらゆる要求および関連文書のコピーを発生元政府機関に照会しなければならない、当該の関連性自体が本命令のもとで機密扱いである場合を除き、発生元政府機関と協議したうえで、要求者に照会について知らせてもよい。

上記の Paragraph (a) に基づく対応が必要であると発生元政府機関が書面で決定した場合、照会元政府機関は当該 Paragraph に従って要求者に対応しなければならない。

(h) 1995 年 8 月 4 日の大統領令第 12968 号

ACCESS TO CLASSIFIED INFORMATION

[<http://www.dss.mil/seclib/eo12968.htm> を参照]

セクション 5.2. アクセス資格の拒絶または取り消し手順のレビュー

(a) 本命令のセクション 3.1 で確立された機密情報へのアクセスに関する基準を満たしていないと判断される申請者および職員には、

- (1) 合衆国の国家安全保障上の利益およびそのほかの準拠法が許す程度に包括的かつ詳細な、その結論に至った根拠の書面による説明が提供されなければならない。要求のあと 30 日以内に、情報自由法 (5 U.S.C. 552) またはプライバシー法 (3 U.S.C. 552a) の規定に従って要求された場合に提供される範囲で、拒絶または取り消しの根拠となるあらゆる文書、記録、および報告が規定に従って提供されなければならない。

(i) 1998 年 5 月 22 日の大統領決定指令 PDD 63

サブジェクト: The Clinton Administration's Policy on Critical Infrastructure Protection

[<http://csrc.nist.gov/policies/paper598.pdf> の本文を参照]

(j) 1998 年 9 月 16 日の大統領決定指令 PDD/NSC 66

サブジェクト: Encryption Policy

[<http://fas.org/irp/offdocs> の本文を参照]

(k) 2000 年 3 月 3 日の MEMORANDUM FOR THE HEADS OF EXECUTIVE DEPARTMENTS AND AGENCIES

サブジェクト: Action by Federal Agencies to Safeguard Against Internet Attacks

[<http://csrc.nist.gov/policies/Wh3300Memo.txt> を参照]

(l) 2001 年 10 月 8 日の大統領令第 13228 号

ESTABLISHING THE OFFICE OF HOMELAND SECURITY AND THE HOMELAND SECURITY COUNCIL

[<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/10/20011008-2.html> を参照]

(e) 保護。当局 (国土安全保障局) は、合衆国およびそのきわめて重要なインフラストラクチャをテロリストの攻撃の結果から保護する取り組みを調整しなければならない。当局は、当該職務の実行に際して、必要に応じて連邦、州、および地方政府機関、ならびに民間団体と協力して、以下のことを行わなければならない。

- (ii) 合衆国内の公有および私有のきわめて重要な情報システムをテロリストの攻撃から保護するための取り組みの調整
- (f) 対応および復旧。当局は、合衆国内におけるテロリストの脅威または攻撃に対応する、および復旧を促進するための取り組みを調整しなければならない。当局は、当該職務の実行に際して、必要に応じて連邦、州、および地方政府機関、ならびに民間団体と協力して、以下のことを行わなければならない。
 - (ii) テロリストの脅威または攻撃による破壊後に、公有および私有のきわめて重要な情報システムを確実に迅速に回復するための取り組みの調整
- (m) 2001年10月16日の大統領令第13231号
CRITICAL INFRASTRUCTURE PROTECTION IN THE INFORMATION AGE
[<http://csrc.nist.gov/policies/cip-infoage.html> を参照]
- (n) 2001年11月1日の大統領令第13233号
FURTHER IMPLEMENTATION OF THE PRESIDENTIAL RECORDS ACT
[http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=2001_register&docid=fr05no01-104.pdf を参照]
- (o) 2001年11月13日の軍事命令
DETENTION, TREATMENT, AND TRIAL OF CERTAIN NON-CITIZENS IN THE WAR AGAINST TERRORISM
[<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/11/20011113-27.html> を参照]

セクション 4. 本命令の対象である個人の裁判に関する国防長官の権限

- (c) 本セクションのサブセクション(b)に基づいて発行される命令および規定は、審理前、審理、および審理後の手続き、証拠の形態、召喚令状の発行、弁護士の認定を含めて、軍法委員会による手続きの実施規則およびそのほかを含んでいなければならない。最低でも以下のことを提供しなければならない。
 - (4) 1995年4月17日の大統領令第12958号の改正規定、または後継の大統領令のもとで機密扱いされる、または機密扱いされうる情報の保護と整合した方法で、法律または規則によって許可されない開示から保護される、あるいは法律によってそれ以外の方法で保護される(A)資料や情報の取り扱い、その証拠としての採用、およびアクセス、ならびに(B)手続きの実施、終了、およびアクセス
- (p) 2003年1月23日の大統領令第13284号
AMENDMENT OF EXECUTIVE ORDERS, AND OTHER ACTIONS, IN CONNECTION WITH THE ESTABLISHMENT OF THE DEPARTMENT OF HOMELAND SECURITY
[<http://www.state.gov/documents/organization/22978.doc> を参照]

セクション 19. 国土安全保障省の特定担当官の職務

国土安全保障長官、国土安全保障副長官、国土安全保障省情報分析・基盤保護担当次官、国土安全保障省情報分析担当次官補はそれぞれ、大統領令第 12333 号およびそのほかの全関係当局の目的上の「諜報コミュニティ高官」とみなされなければならない、以下のことを行わなければならない。

- (a) 2002 年国土安全保障法に基づく法律の運用によって、または大統領の任命によって国土安全保障省の職員となる者が保有する機密情報への現行の全アクセス資格を承認し、発効させる。
 - (b) 国土安全保障省の職員が、その関連の職責の遂行に当たって交流を図る可能性がある民間部門の者が保有する機密情報への現行の全アクセス資格を承認し、発効させる。
 - (c) 機密情報への現行のアクセス許可をそのときに保有しない国土安全保障省の職員および求職者に関するあらゆる機密情報のアクセス許可およびアクセスの決定を、1995 年 8 月 2 日の大統領令第 12968 号または後継の大統領令に従って行う。
 - (d) 国土安全保障省の職員が、その関連の職責の遂行に当たって交流を図る可能性がある民間部門の者に関するあらゆる資格およびアクセスの決定が、1993 年 1 月 6 日の大統領令第 12829 号に従って行われることを保証する。
- (q) 2003 年 2 月 28 日の大統領令第 13286 号
AMENDMENT OF EXECUTIVE ORDERS, AND OTHER ACTIONS, IN CONNECTION WITH THE TRANSFER OF CERTAIN FUNCTIONS TO THE SECRETARY OF HOMELAND SECURITY
[<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2003/02/20030228-8.html> を参照]

セクション 7. 2001 年 10 月 16 日の大統領令第 13231 号（「Critical Infrastructure Protection in the Information Age」）の改正規定：本文は大統領令を参照

セクション 1.4. 機密分類。情報は、以下に関連しない限り機密とみなしてはならない。

- (a) 軍事計画、武器システム、または軍事行動
- (b) 外国政府情報
- (c) 諜報活動（特殊活動を含む）、諜報情報源・方法、または暗号作成術
- (d) 秘密情報源を含む、合衆国の外交関係または外交活動
- (e) 国境を越えたテロに対する防衛を含む、国家的セキュリティに関連する科学的、技術的、または経済的問題

- (f) 核物質または核施設のセーフガードに関する合衆国政府の計画
 - (g) 国境を越えたテロに対する防衛を含む、国家的セキュリティに関連するシステム、施設、インフラストラクチャ、プロジェクト、計画、または保護サービスの脆弱性または能力
 - (h) 大量破壊兵器
- (r) 2003年3月25日の大統領令第13292号
FURTHER AMENDMENT TO EXECUTIVE ORDER 12958, AS AMENDED, CLASSIFIED NATIONAL SECURITY INFORMATION
[<http://foia.state.gov/eo12958/EO13292.asp> を参照]

セクション 1.7. 機密指定の禁止および制限

- (a) いかなる場合も、以下の目的で情報を機密指定してはならない。
 - (1) 法律違反、無能力、または管理上の誤りの隠ぺい
 - (2) 担当者、組織、または政府機関の経済的な困難の防止
 - (3) 競争の抑制、または
 - (4) 国家的セキュリティ上の保護を必要としない情報の公開の防止または猶予
- (b) 国家的セキュリティに明らかに関連しない基礎科学研究情報を機密指定してはならない。
- (c) 以下の条件に従う場合に限り、適切な権限のもとで機密解除および一般公開後に情報を再機密指定してもよい。
 - (1) 再機密指定活動が、国家的セキュリティ上の理由から情報の再機密指定が必要であることを書面で決定した、当該政府機関の長官または副長官の個人的権限のもとで行われる。
 - (2) 情報が妥当に復旧される可能性がある。
 - (3) 再機密指定活動が、情報セキュリティ監督局 (Information Security Oversight Office) 長官に直ちに報告される。
- (d) これまでに適切な権限のもとで一般公開されていない情報は、当該の機密指定が本命令の要件を満たし、かつ当該政府機関の長官または副長官、あるいは本命令のセクション 5.4 によって指定された政府機関高官の個人的関与または指揮のもとで文書ごとに行われる場合に限り、当該政府機関が情報自由法 (5 U.S.C. 552) または 1974 年プライバシー法 (5 U.S.C. 552a) あるいは本命令のセクション 3.5 の強制レビュー規定に基づく要求を受けた後で機密指定または再機密指定してもよい。
- (e) 単独では機密指定されていない情報項目の集まりは、集まった情報が(1)本命令による機密指定基準を満たす、および(2)個々の情報項目としては明らかにならない別の関連または関係を明らかにする場合には、機密指定してもよい。

本命令のなかで用いる「集まり」は、既存の非機密情報項目の集まりを意味する。

セクション 1.8. 機密指定に対する異議申し立て。

- (a) 許可された情報保有者は、その機密指定状態が不適切であると誠実に信じる場合、本セクションのパラグラフ(b)のもとで確立された政府機関の手順に従って、情報の機密指定状態に対して異議を申し立てることが奨励かつ期待される。
 - (b) 当該政府機関の長官または政府機関高官は、本命令に従って公布された指令の実施に従って、許可された情報保有者が不適切に機密または非機密の指定がされていると信じる情報の機密指定に対して異議を申し立てることを奨励かつ期待する手順を確立しなければならない。当該の手順は、以下のことを保証しなければならない。
 - (1) 個人が当該のアクションを起こしたことに對して懲罰を受けない。
 - (2) 公平な責任者または委員会によるレビューの機会が提供される。
 - (3) 政府機関の決定に対して、本命令のセクション 5.3 によって設置される政府機関間セキュリティ分類上訴委員会 (Interagency Security Classification Appeals Panel、以下「委員会」) に上訴する権利が個人に通知される。
- (s) 2003 年 7 月 29 日の大統領令第 13311 号
HOMELAND SECURITY INFORMATION SHARING
[<http://a257.g.akamaitech.net/7/257/2422/14mar20010800/edocket.access.gpo.gov/2003/pdf/03-19675.pdf> を参照]

セクション 1. 職務の割り付け

- (a) 当該法のセクション 892 に基づく大統領の職務は、サブセクション 892(a)(2) および 892(b)(7) に基づく大統領の職務を除き、国土安全保障長官 (以下「長官」) に割り付けられる。
 - (f) 当該法のセクション 892(f)(3) および (f)(4) で定義された「州および地方の要員」の分類に含まれる担当者が、1995 年 4 月 17 日の大統領令第 12958 号の改正規定に従って機密扱いされる情報にアクセスできるかどうか、またはアクセスできる範囲に関して、当該法のセクション 892(a)(1) に基づく大統領の職務を遂行するうえで長官が発する手順に基づく決定は自由裁量による決定であって、最終的なものでなければならず、レビューまたは上訴の対象にはならない。
- (t) 2003 年 9 月 16 日の国土安全保障に関する大統領指令 / HSPD-6
サブジェクト: Integration and Use of Screening Information
[<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2003/09/20030916-5.html> を参照]

- (2) 行政機関および政府機関の長は、各自が所有、保管、または管理するあらゆる適切なテロリスト情報を、法律が許す範囲で、テロ情報統合センター (TTIC: Terrorist Threat Integration Center) に継続的に提供しなければならない。司法長官は、國務長官、国土安全保障長官、および中央情報長官と協力して、合衆国の個人に関する当該情報全般に対して適切な手続きおよびセーフガードを実施しなければならない。

TTIC は、パラグラフ (1) で参照されている組織に対して、当該組織がその職務を遂行するのに必要とする、TTIC が保管、所有、または管理する該当情報または諜報全般へのアクセスを提供するものとする。

(u) 2003 年 12 月 17 日の国土安全保障に関する大統領指令 / HSPD-7

サブジェクト：Critical Infrastructure Identification, Prioritization, and Protection

[<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2003/12/20031217-5.html> を参照]

(10) 連邦省庁および政府機関は、2002 年国土安全保障法およびそのほかの適用される法的権限に従って、任意に提供された情報ならびにきわめて重要なインフラストラクチャおよび主要資源を目標とするテロリストに役立つ情報を含めて、本指令の実施に関連する情報を適切に保護するものとする。

(22) (f) 行政管理予算局 (OMB) は、連邦政府のコンピュータセキュリティプログラムに対する政府全体の方針、原則、基準、および指針の実施を監督しなければならない。OMB 長官は、中央の連邦政府の情報セキュリティ事件・事故センターの活動が、2002 年連邦情報セキュリティマネジメント法の要件に従って行われることを保証するものとする。

(24) あらゆる連邦省庁および政府機関の長は、それぞれの内部のきわめて重要なインフラストラクチャおよび主要資源の識別、優先順位づけ、アセスメント、修復、および保護に対して責任を負う。政府機関は、2002 年連邦情報セキュリティマネジメント法に従って、情報への許可されないアクセス、使用、開示、妨害、改変、または破壊のリスクとその結果生じる損害の規模に相応の情報セキュリティ保護を識別し、提供するものとする。

E.2.3 そのほかの大統領府の指針

(a) 2000 年 2 月 22 日の MEMORANDUM FOR THE HEADS OF DEPARTMENTS AND AGENCIES

サブジェクト：Security of Federal Information Systems

[<http://csrc.nist.gov/policies/cos-memo.html> を参照]

(b) 2002 年 3 月 19 日の MEMORANDUM FOR HEADS OF EXECUTIVE DEPARTMENTS AND AGENCIES

サブジェクト：Action to Safeguard Information Regarding Weapons of Mass Destruction and Other Sensitive Documents Related to Homeland Security

[<http://csrc.nist.gov/policies/guidance-homelandsec.html> を参照]

(c) 2002 年 3 月 19 日の MEMORANDUM FOR DEPARTMENTS AND AGENCIES

サブジェクト：Safeguarding Information Regarding Weapons of Mass Destruction and Other Sensitive Records Related to Homeland Security

[<http://csrc.nist.gov/policies/guidance-homelandsec.html> を参照]

III. 機密にかかわるが非機密指定の情報

省庁および政府機関は、大量破壊兵器の開発または使用を支援することが当然予想され、上記パート I および II で記述した機密指定または再機密指定を行うべき情報に加えて、大統領令第 12958 号のパート 1 で規定された機密指定基準の 1 つ以上を満たしていない可能性がある、アメリカの国土安全保障に関係する機密にかかわる情報も維持管理している。当該の機密にかかわる情報を不適切な開示から保護する必要性は、科学や技術といった情報の自由で効率的な交換によって得られる利益とともに、その都度、慎重に考慮する必要がある。

あらゆる省庁および政府機関は、アメリカの国土安全保障に関係する機密にかかわるが非機密指定の情報をセーフガードするための必要かつ適切な活動の実施に当たって、2001 年 10 月 12 日の司法長官の情報自由法 (FOIA) に関する覚え書きに従って、適用される FOIA 免除全般について十分かつ慎重に考慮することにより、当該情報を含む記録に対する FOIA の要求を確実に処理する必要がある。FOIA Post 「New Attorney General FOIA Memorandum Issued」(2001 年 10 月 15 日公開。

<http://www.usdoj.gov/oip/foiapost/2001foiapost19.htm> に掲載) を参照されたい。Exemption 2 of the FOIA, 5 U.S.C. § 552(b) (2) に基づいて得られる、機密にかかわるきわめて重要なインフラストラクチャ情報の保護に関する権限について説明し、さらに詳細なガイダンスへの電子リンクを提供している。民間部門から政府に任意提出される情報の場合、当該情報は、Exemption 4 of the FOIA, 5 U.S.C. § 552(b)(4) による保護に直ちに含めてもよい。

E.3 OMB および判例法による解釈

法律で規定されている開示の禁止は、不明確であることが多い。その結果、禁止事項を明確にするために、OMB および判例法による解釈が必要になることがある。場合によっては、分析担当者が当該の明確化および解釈を識別する必要がある。

連邦政府のあいだで特に注目を集めている開示の禁止を課する法律は、特別な注目に値する。1975 年 9 月 27 日以来施行されている 1974 年プライバシー法 (5 U.S.C. § 552a (2000 年)) は一般に、連邦行政機関による個人情報の収集、保守、使用、および伝達を規制しようとする総括的な「公正な情報の実践規範」とみなすことができる。しかし、不明確な言葉遣い、不十分な立法経緯、時代遅れ気味の規制指針によって、同法は解読と適用が難しい法律になっている。さらに、25 年以上にわたる行政と司法による分析にもかかわらず、プライバシー法に関する数多くの課題は、依然として未解決または未検討のままになっている。そうした解釈上の問題に加えて、プライバシー法に関する訴訟の多くは非公開の地裁判決であるという事実がある。

「あらゆる政府機関は、記録システム内に含まれるいかなる記録も、いかなる個人またはほかの政府機関とのいかなる通信手段によっても、当該の記録が属する個人の書面による要求または事前の書面による同意によらず[12 項目の例外が適用される]、開示してはならない。」(5 U.S.C. § 552a(b)) とあるように、1974 年プライバシー法の基本的な要素は「同意がなければ非開示」という規則である。

「開示」は、書面、口頭、電子的、機械的など、いかなる通信手段によっても行われうることに注意されたい。[OMB Guidelines, 40 Fed. Reg. 28,948, 28,953 (1975) を参照]

1974 年プライバシー法の詳細は、OMB による解釈および司法解釈とともに司法省 Web サイト (http://www.usdoj.gov/04foia/04_7_1.html) に掲載されている。

プライバシー法のサブセクション (v) は、OMB に対して、(1) 同法の「実施に当たって政府機関が使用するための指針および規制を規定する」、および (2) 政府機関による同法の「実施に対する継続的な支援および監督を提供する」ことを義務づけている (5 U.S.C. § 552a(v))。OMB のプライバシー法指針 (OMB 指針) の大部分は、40 Fed. Reg. 28,948-78 (1975) で公表されている。しかし、これらの当初の指針は、年を追って特定の対象分野で次のように補足が行われてきている。40 Fed. Reg. 56,741-43 (1975) (system of records definition, routine use and intra-agency disclosures, consent and congressional inquiries, accounting of disclosures, amendment appeals, rights of parents and legal guardians, relationship to Freedom of Information Act (FOIA)); 48 Fed. Reg. 15,556-60 (1983) (relationship to Debt Collection Act); 52 Fed. Reg. 12,990-93 (1987) ("call detail" programs); 54 Fed. Reg. 25818-29 (1989) (computer matching); 56 Fed. Reg. 18,599-601 (proposed Apr. 23, 1991) (computer matching); 61 Fed. Reg. 6428, 6435-39 (1996) ("Federal Agency Responsibilities for Maintaining Records About Individuals")

原則として、OMB 指針は通常、法律の執行責任を負う政府機関による解釈に一致し、従うべきものである。 *Quinn v. Stone*, 978 F.2d 126, 133 (3d Cir. 1992); *Baker v. Dep't of the Navy*, 814 F.2d 1381, 1383 (9th Cir. 1987); *Perry v. FBI*, 759 F.2d 1271, 1276 n.7 (7th Cir. 1985) (citing *Bartel v. FAA*, 725 F.2d 1403, 1408 n.9 (D.C. Cir. 1984); *Albright v. United States*, 631 F.2d 915, 919 n.5 (D.C. Cir. 1980)), *rev'd en banc on other grounds*, 781 F.2d 1294 (7th Cir. 1986); *Smierka v. United States Dep't of the Treasury*, 604 F.2d 698, 703 n.12 (D.C. Cir. 1979); *Rogers v. United States Dep't of Labor*, 607 F. Supp. 697, 700 n.2 (N.D. Cal. 1985); *Sanchez v. United States*, 3 Gov't Disclosure Serv. (P-H) ¶ 83,116, at 83,709 (S.D. Tex. Sept. 10, 1982); *Golliher v. United States Postal Serv.*, 3 Gov't Disclosure Serv. (P-H) ¶ 83,114, at 83,703 (N.D. Ohio June 10, 1982); *Greene v. VA*, No. C-76-461-S, slip op. at 6-7 (M.D.N.C. July 3, 1978); *Daniels v. FCC*, No. 77-5011, slip op. at 8-9 (D.S.D. Mar. 15, 1978); see also *Martin v. Office of Special Counsel*, 819 F.2d 1181, 1188 (D.C. Cir. 1987) (OMB による解釈は「注目と配慮に値する」)。ところが、*Kassel v. VA*, No. 87-217-S, slip op. at 24-25 (D.N.H. Mar. 30, 1992) (subsection (e)(3)); *Saunders v. Schweiker*, 508 F. Supp. 305, 309 (W.D.N.Y. 1981) (same); *Metadure Corp. v. United States*, 490 F. Supp. 1368, 1373-74 (S.D.N.Y. 1980) (subsection (a)(2)); *Fla. Med. Ass'n v. HEW*, 479 F. Supp. 1291, 1307-11 (M.D. Fla. 1979) (same); *Zeller v. United States*, 467 F. Supp. 487, 497-99 (E.D.N.Y. 1979) (same) など、OMB 指針の特定の側面を同法と矛盾するとして認めない法廷も少数ある。

また、OMB は、2002 年電子政府法のプライバシー規定の実施に関する指針を発行している (Section 208 of Public Law 107-347, 44 U.S.C. Chapter 36 を参照)。2002 年電子政府法のセクション 208 は、同法のプライバシー規定の実施に関する政府機関向けの指針の発行を OMB に義務づけている。

2003年9月26日の OMB M-03-22、Memorandum for Heads of Executive Departments and Agencies 「*OMB Guidance for Implementing the Privacy Provisions of the E-Government Act of 2002*」は、この要求に応じたものである（<http://www.whitehouse.gov/omb/memoranda/m03-22.html> を参照）。M-03-22 はまた、児童オンラインプライバシー保護法（COPPA）に基づく規制要件の概要と既存の指針の変更点の要約も提供している。現在効力のある OMB プライバシー指針の完全なリストは、OMB の Web サイトから入手できる。